

之八十隈者、先師申云、大己貴神隱去之地也、今之杵築之神宮歟とは、甚々先見有る説なる者なり(借此百不足之八十隈は天日隅宮に隠れ鎮らせ御在し坐す御事なるが、其現身を顯はし給はざる御事は、八十隈に隠れさせ給へるに然して替りも無き故の譬なるに就て又思ひ寄れらくは、古事記玉垣宮段本牟都和氣命の始て言語し給ふ所に、故到_ニ於出雲_ニ拜_ニ訖_ニ大神_ニ、還上之時、肥河之中、作_ニ皇_ニ標_ニ橋_ニ、仕_ニ奉_ニ假_ニ宮_ニ而坐、爾出雲國造之祖、名岐比佐都美、饒_ニ青_ニ葉_ニ山_ニ而立_ニ其_ニ河_ニ下、將_ニ獻_ニ大_ニ御_ニ食_ニ之時、其御子詔言、是於_ニ河_ニ下_ニ如_ニ青_ニ葉_ニ山_ニ者、見_ニ山_ニ非_ニ山_ニ、若坐_ニ出_ニ雲_ニ之_ニ石_ニ堀_ニ之_ニ會_ニ宮_ニ、葦原色許男大神以伊都玖之祝大廷乎問賜也、爾所_ニ遣_ニ御_ニ伴_ニ王_ニ等、聞歡見喜而、(中略)貢_ニ上_ニ驛_ニ使_ニ、と見えたる文を讀下して考ふるに、拜_ニ訖_ニ大神_ニとは杵築大神なり、坐_ニ出_ニ雲_ニ之_ニ石_ニ堀_ニ之_ニ會_ニ宮_ニと云は、此時は其國に御在し坐すなどの御事なるに、出雲之と宣へるは、其出雲大神の御方を願見させ御在し坐して、此に其祝大廷乎とは問はせ給へるなり、然る時は石堀之會宮と申すは其神宮の御事なるにて、石堀之は地名に非ずして如_ニ石_ニ隈_ニなり、然して潛_ニと云む發語と見えたるが、此の八十隈の如く大神の御身を隠して御在し坐す、其と同じ御事を石屋などに奥深く曲々を経て入坐せる如く、其事實を見奉り知るべからざる譬言なりけり、然して會宮は潛宮と申す事にて、此第二ノ一書に謂ゆる天日隅宮と申し奉る意味異ならずなむ所見たりける、各其言は別なりながら、百不足之八十隈と石堀之と共に其御身を隠らし給へる状を云は一事なりければ、相照らして其義を發す可き所なるぞかし、(記傳廿五卷卅一丁に、「國人の説には大社の事なりと云て、會は熊會などの會にも猛き意なりなど云へど信け難しと云て、内山真龍が風土記に謂ゆる神門郡滑狭郷、郡家南西八里、須佐能袁命御子和加須世理比賣命坐之、爾時所_ニ造_ニ天下_ニ大神命娶而通坐時、彼社之前有_ニ磐

石、其上甚滑也、即詔_ニ滑_ニ磐_ニ石_ニ哉、故云_ニ南_ニ佐_ニと有る、此那賣佐神社ならむと云へるに依られたるは甚じき誤なり、其滑磐石は今も小川の水底に在て、實に石坪と云ふ物も有れども、石隈と云ふべき状に非ず、且石堀之は八十隈などの譬なるを未考へ及ばざりしなり)○將_ニ隱_ニ去_ニ矣、私記に加久禮萬加奈牟と見え、金澤本には多知加久禮伊那牟夜登と訓みたれど、今は官本に従ひて迦久理那牟と訓むべし、即上に注せる古事記に隱而侍と有に當れる所にて、神賀詞に八百丹杵築宮鎮坐と見えたる、其宮に現身を隠して侍居りて、神事幽事を所知食し御在し坐さむとの御事にて、此傳は其天日隅宮の内に鎮らせ御在し坐さむ事を申させ給へるなる事、古事記には此大神より宮造の事を乞求め奉らせ給ひて、云々の如く治め賜はゞ我は八十堀手に隠るゝ如く隠り侍らせ給はむとにて、其條理甚能く通ゆるを、此には其造宮の御事を略かれたる故に、遠き境に赴かせ給ふ物の如く見ゆれば、彼の記と第二ノ一書とを得て訓べき所なるなり、先づ推古天皇二十年御紀歌に、夜須彌志斯、和餓於朋耆彌能、訶句理摩須、阿摩能椰蘇詞礙と有は、安見知し我大君の隱坐す天之八十蔭にて、其御殿の中に住ませ御在し坐す御事を隱坐とは申せるなり、祈年山口神祭詞に、皇御孫命能瑞能御、舍仕奉_ニ天_ニ御_ニ蔭_ニ日_ニ御_ニ蔭_ニ登_ニ隱_ニ坐_ニ矣、四方國乎安國乎平久知食須、我故、大被詞に皇御孫之命乃美頭乃御舍仕奉_ニ天_ニ之_ニ御_ニ蔭_ニ日_ニ之_ニ御_ニ蔭_ニ止_ニ隱_ニ坐_ニ矣、安國乎平久知食須と見えたるも右に同じ、後釋に隱とは御殿の蔭に覆はれて其内に坐すを云へり、人に見えじと隠るゝには非ず、中昔までも、雨に依り田籾の島を今日行けど、名には隠れぬ物にぞ有ける、我門に千尋有る蔭を植えつれば、夏冬誰か隠れざる可き、など云る、皆其蔭に覆はるゝ由なり」と有るが如し、(私記の訓は隠れ罷去むと云ふ事なれども、此は其天日隅宮に鎮らせ御在し坐す御事をこそは宣へるなりけれ、別

處に移らせ給ふ御事を申させ給へるならざれば當らず、又金澤本の立隠れ往むと云ふも其と同じ、凡て此正書には其造宮の事をば略かれたりし故に、訓にさへぞ然る僻訓は交れりける。○言訖は、古語拾遺には辭訖と書して許登袁閑氏と訓たれど、麻袁斯袁閑氏と訓べし、即大己貴神の此國土を避け奉りて、天神御子に現事顯事を令治奉り、己命は天日隅宮に御身を隠して鎮まり給ひ、神事幽事を治せ給はむと爲る時にて、實に幽と顯との界此に始めて分る、際なるが故に、其天神御子の御爲に聞え奉らせ給ふ可き限の御事をば遣も無く申し置せ給ひ畢りぬる由なり、○遂隠は、第二ノ一書に即躬披瑞之八坂瓊而長隱者矣と有るに當れる所なり、都比爾迦久理麻志伎と訓べし、即天日隅宮に入らせ御在し坐せる、此より其顯御身を隠れさせ給へる御事なり、借中古よりは斯る所を迦久禮と云ふを、古言には迦久理と云ぞ常なりける、古事記沼河比賣の歌に阿遠夜麻適、比賀迦久良婆、顯宗天皇二年御紀に阿須用利簾、彌野磨我俱利底、推古天皇二十年御紀に訶句理摩須、阿摩能椰蘇詞礙、萬葉五(十六丁)に、波流佐禮婆、許奴禮我久利且、十四(九丁)に、宇麻具多能、彌呂爾可久里爲、十五(九丁)に、海原乎、夜蘇之麻我久里、又(十二丁)由布左禮波、久毛爲可久里奴、十七(四十五丁)に、久母我久理、可氣理伊爾伎等、又(廿丁)に、雖惜、隱比來者と有るは、迦久理を延べたるなり、又(廿八丁)夜渡月之、隱良久惜毛と有は、迦久流を延べたるなり、十五(六丁)に、安麻乎等女等母、思麻我久流見由、又其(廿五丁)に、麻都良牟伎美也、之麻我久禮奴流と有る、此一は中古よりの格なれば、若くは禮は利を誤れるにや、借右に於百不足之八十限と宣へる限と此の隱と合せ見て大に得る事なむ有べき、其は萬葉一(十三丁)に、山際、伊隱萬代、道限、伊積萬代爾、六(十八丁)に、往隱、鳥乃琦々、隈毛不置、憶會

吾來、又古今俳諧に、思ふてふ人の心の隈毎に、立隠れつゝ見る由もがなと見え、猶傳廿一に引る源氏帚木(三十六丁)に、然る可き隈には能くこそ隠れ行き給ふなれ、紅葉賀(廿一丁)に、如何なる物の隈にや隠れ行きて、明石(十一丁)に、彼浦に靜やかに隠らふ可き隈侍りなむやと宣ふ、匂宮(十丁)に、打忍び立寄らむも物の隈も著き彷彿の隠れあるまじきに、橋姬(十九丁)に、少し立隠れて聞くべき物の隈有りや、總角(三十五丁)に、指籠り隠るへ給ふ可き物の隈だに無き御住ひなれば云々と有が如く、隈と云ふは顯ならぬ所を云ひ、隱と云は其身を潜むるを云て、共に體用の如く相離つまじき語共なるに心を得て此の文の照應をも徴し見る可くなむ有ける(此を以て御紀の訓に遂隱を都比爾麻加理麻斯奴と訓み、古語拾遺に都比爾佐理麻斯奴など訓るは共に誤れる者なる事を知るべきなり、右の如く此は天日隅宮に鎮らせ給へる御事なるを、口訣に八十限者道路之曲地、言訖遂隱不見身體也と注し、纂疏に隱去者隱形息化之謂と宣ひ、鈴屋翁の黄泉國に往坐し、者の如く謂れたるは、共に委しからざる者なり)借大倭神社注進狀に引るには、此を言訖即躬披瑞之八坂瓊而、長隱常世郷矣と見えたるは、然る古本の有を取れる者にて甚愛たき傳なり、其披瑞八坂瓊の説は右に注せるが如し、然して隱常世郷矣と云は幽に入らせ御在し坐しける傳なる者なり、紀伊國伊都郡丹生津比女神社、正應六年官符に思垂跡者乾道七世の胤子、爲八荒鎮將之武神、是以地神第三代天津彦々火瓊々杵尊始祐丹生廟祠、稱常世宮と有るも、其神社を指して常世宮と稱せるなり、然る時は右に隱常世郷矣と云も、天日隅宮に大神の鎮り御在し坐す御事を申せるなりけり、然る時は常世と云ふは顯世に對へて幽冥を云へる古名なりと聞ゆ、借常世郷と云ふは常夜の義にて人の目に見えぬ境を云事にて、傳廿七

に注せるが如く常に外蠻の諸國を云ふも、容易く行至るまじき絶遠き所なるを以て常夜の義に云へるなり、雄略天皇廿三年御紀遺詔に遷疾彌留至_マ於大瀨_{トコ}と有るは、崩御して御在し坐す御行方は目にも見るまじき事なる故に常津國とは詔給へるなり、又神名式に河内國大縣郡世岐姬神社は岐神にて、此常世は謂ゆる黄泉國を云ふなり、然して其二十年御紀浦島子の事に入海到_{トヨ}蓬萊山_{クニ}、歷_シ觀_ル仙衆_トと有るは、海神宮を常世郷と云へるなるが、此に准らへて此國土に在りと有らゆる諸神の幽境はしも伺見る可き際に非ざれば、此方よりは常闇なるが如き義を常夜とは云へるなり、斯るに顯世には人の死生など種々の事共有るを、其常夜なる幽神の御上には老病など云ふ事の御在し坐さずして常在なる者にし在りければ轉じて常世とは云へるにて、其本を云ふ時は常夜の言に出たる可き者なり、此に隱_ニ常世郷_ニ矣と有も、上に注せる古事記の文に讀合する時は、天神御子に現事顯事を避け奉らせ給ひ、天日隅宮に隠れ鎮り御在し坐して、神事幽事を所知食し御在し坐す御事なるが、此大神の顯身をば見奉り知るべからず成りぬる由を以て、常世郷に隠れ御在し坐す由に申せるにこそ有りけれ、幽と顯と此に界を分たせ給へる上は、其幽の方は常世郷と云ふぞ主張たる稱には有りける、然れば山野海河は更なり何れの社に在れ、神の御在し坐す所在は悉に常世郷と心得てむなむ神の正處_{マカ}を知ると云ふ者には有るべき、(然るを世人幽冥と云ふ字に正しく當べき言を知らざるが故に、強て古言を引附けて迦久理與など訓む事にては有れども、然も有りなむには顯明をば阿羅波與と對へ云はずしては相應はざるが如し、甚々心の至り淺しとや云ひてまし、又記傳に常世國を底依國と説かれたるも正しく當らざるなり)然して同じ天神御子の統御し御在し坐す顯國の内なりとは雖も、四夷八蠻の末國はしも、人世と成ても此方より往來ふ事は稀にして唯神のみぞ往來はし御在し坐ける、所以に神境を常世郷と云へる其名を直に用ひ來れる者にぞ有べからし、傳傳廿四、廿七に注せるが如く、大倭注進狀に韓神者大己貴命少彦名命也と有り、其下に神記曰、昔造_ニ葦原中國_ニ訖、去_リ往_ル東海_ニ今爲_レ濟_レ民更亦來歸_ル因、以號_ニ兩神_ニ云_ニ韓神_ニ歟、古語外國云_ニ韓也_ニと見えたる、此神記と云ふは神祇官の記なる可きが、其事は文德天皇實錄齊衡三年條に謂ゆる、常陸國上言、鹿島郡大洗磯前有_レ神初降_ル(中略)時神馮_レ人云、我是大奈母知少比古奈命也、昔造_ニ此國_ニ訖去_リ往_ル東海_ニ今爲_レ濟_レ民更亦來歸_ル也と所_レ見たる是なり、然るに少彦名神の渡り御在し坐し、御事は、上章第六ノ一書に、其後少彦名命行_ニ至_ニ熊野_ニ之御碕_ニ、遂適_ニ於_ニ常世郷_ニ矣と見えたるに、此大己貴神の御事は此に隱_ニ常世郷_ニ矣と所_レ見たる是ぞ寔に正しき證なりける、樂考と云物に道調の散手破陣樂一名玉皇破陣樂を、大神統秋云古より傳へ云ふ昔率川神海を渡りて新羅國を破らせ給ひし形を象どりし者なり云々と所_レ見たるは、大物主神大國魂神等の御事にて渡らせ給へる由已に徴し奉るが如くなりければ、此に大己貴神此國を天神御子に避け奉らせ給ひ、其天日隅宮に鎮らせ御在し坐しける後に外國にも渡らせ御在し坐しける者こそは見えたりけれ、但其御本體は此に留ませ御在し坐して神事幽事を所知食し御在し坐せれば、今は其分魂の方にて御在し坐すべき御事也すも更なりかし、(即西蕃に謂ゆる大吳伏羲氏と聞ゆるは大己貴神にて渡らせ給ひ、女媧氏と申すは其太后須勢理毘賣神にて坐す由、平田翁の三五本國考に云へるは然も有なむを、其に就て種々の臆度を交へ云へる事共の多在るは甚々味氣無き事なりければ、其取捨有りて見つべきなり)○神名式に出雲國出雲郡杵築大社(名神大)と所_レ見たる、是ぞ上に注せるが如く唯僕住所者、如_ニ天神御子_ニ之天津日繼所知之登陀流天之御集_ニ而、於_ニ底津石根_ニ宮柱布斗斯理、

にして唯神のみぞ往來はし御在し坐ける、所以に神境を常世郷と云へる其名を直に用ひ來れる者にぞ有べからし、傳傳廿四、廿七に注せるが如く、大倭注進狀に韓神者大己貴命少彦名命也と有り、其下に神記曰、昔造_ニ葦原中國_ニ訖、去_リ往_ル東海_ニ今爲_レ濟_レ民更亦來歸_ル因、以號_ニ兩神_ニ云_ニ韓神_ニ歟、古語外國云_ニ韓也_ニと見えたる、此神記と云ふは神祇官の記なる可きが、其事は文德天皇實錄齊衡三年條に謂ゆる、常陸國上言、鹿島郡大洗磯前有_レ神初降_ル(中略)時神馮_レ人云、我是大奈母知少比古奈命也、昔造_ニ此國_ニ訖去_リ往_ル東海_ニ今爲_レ濟_レ民更亦來歸_ル也と所_レ見たる是なり、然るに少彦名神の渡り御在し坐し、御事は、上章第六ノ一書に、其後少彦名命行_ニ至_ニ熊野_ニ之御碕_ニ、遂適_ニ於_ニ常世郷_ニ矣と見えたるに、此大己貴神の御事は此に隱_ニ常世郷_ニ矣と所_レ見たる是ぞ寔に正しき證なりける、樂考と云物に道調の散手破陣樂一名玉皇破陣樂を、大神統秋云古より傳へ云ふ昔率川神海を渡りて新羅國を破らせ給ひし形を象どりし者なり云々と所_レ見たるは、大物主神大國魂神等の御事にて渡らせ給へる由已に徴し奉るが如くなりければ、此に大己貴神此國を天神御子に避け奉らせ給ひ、其天日隅宮に鎮らせ御在し坐しける後に外國にも渡らせ御在し坐しける者こそは見えたりけれ、但其御本體は此に留ませ御在し坐して神事幽事を所知食し御在し坐せれば、今は其分魂の方にて御在し坐すべき御事也すも更なりかし、(即西蕃に謂ゆる大吳伏羲氏と聞ゆるは大己貴神にて渡らせ給ひ、女媧氏と申すは其太后須勢理毘賣神にて坐す由、平田翁の三五本國考に云へるは然も有なむを、其に就て種々の臆度を交へ云へる事共の多在るは甚々味氣無き事なりければ、其取捨有りて見つべきなり)○神名式に出雲國出雲郡杵築大社(名神大)と所_レ見たる、是ぞ上に注せるが如く唯僕住所者、如_ニ天神御子_ニ之天津日繼所知之登陀流天之御集_ニ而、於_ニ底津石根_ニ宮柱布斗斯理、

於高天原、冰木多迦斯理而治賜者、僕者於百不足八十垧手、隱而侍と申させ給ひて、天神御子の大宮の如く造宮の制を請ひ奉らせ給へる任に治めさせ給へりし神宮になむ御在し坐しける、即其下文に於出雲國之多藝志之小濱、造天之御舍と有る是なり、第二ノ一書に於之經津主神則還昇報告、時高皇產靈尊乃還遣二神、勅大己貴神曰、今者聞汝所言深有其理、故更條々而勅之、夫汝所治顯露之事宜是吾孫治之、汝則可_レ以治_レ神事、又汝應_レ住天日隅宮者今當_レ供造、即以千尋榜繩、結爲百八十紐、其造宮之制者、柱則高太、板則廣厚、又將_レ田供佃、又爲_レ汝往來遊海之具、高橋浮橋及天鳥船亦將_レ供造、又於天安河亦造_レ打橋、又供_レ造百八十縫之白楯、又當_レ主_レ汝祭祀、者天穗日命是也と見えたる、是即大己貴神の奏請せ給へりし御旨に就て、皇祖天神の行ひ下させ御在し坐ける大御政なるにて、其造宮の制の較略は上に注せるが如し、先づ出雲風土記に出雲郡杵築郷、郡家西北廿八里六十步、八束水臣津野命之國引給之後、所_レ造_レ天下_レ大神之宮將_レ奉與諸皇神等參_レ集宮處、杵築故云寸付、(神龜三年改_レ字杵築)と有るは、次に引る古事記に右の文より承て、於_レ出雲國之多藝志之小濱、造_レ天之御舍と有る多藝志之小濱と云ひし地にて、常陸風土記に所_レ經之道狹地深淺取_レ惡路之義、謂_レ之當麻(俗曰_レ多支多支斯)と有りて、深淺を多支々々斯と訓める其義なめり、此處の御崎山の麓にて地の深淺しき處なりければ、諸皇神等の八百土を取來て此宮地をば築かせ給へるに依りて八百丹杵築宮とは云ふなり、下に云ふべし、若て古事記朝倉宮段三重姦が歌に、夜本爾余志、伊岐豆岐能美夜と有も、其宮處に土を積重ねて杵にて搗堅めて築けるを云ふ由記傳四十二(三十一丁)に見えたるが如し、顯宗天皇御紀室壽御詞に、築立稚室葛根、築立柱者此家長御心之鎮也と有て、稚室に築立と云ふは其地を築堅めて其上に建る事

にて倭姬命世記に荒草木根刈拂比大石小石造平_レと有る類なり、柱に築立と云ふは大殿祭詞に齋鉏乎以_レ齋柱立_レと有が如く、地を掘穿ちて柱を立て即其上を築堅むる由なるにて、其は何れも杵を以て搗堅むる事なれば何れにも云ふべきを、此にては多藝志之小濱を埋みて宮處と成したる事の名高きに依て、杵築を以て宮號とも成り且地名とも成れる者なり、(其國引の文に八穗米支豆乃御埼也と有るは、八百米と云ひて多くの米を杵以て舂く由の續けなり、和名抄木器類に杵昌與反、岐禰、春槌也と有て杵は岐禰なるを、略きて伎豆伎とは云へるなり、大社志に杵那都岐有_レ壇無_レ社、諸神築_レ大社、時會聚之地と有りて、大社の御垣の外に在るも決めて其時の神迹なりし地の狀なり)右に引ける第二ノ一書に又將_レ田供佃と云ふは、天神御子より大己貴神の圭田を進らせ御在し坐しける御事なる由は、傳十七に注せるが如く、風土記に出雲郡美談郷、郡家正北九里二百四十步、所_レ造_レ天下_レ大神御子和加布都怒志命、天地初判之後、天御領田之長供奉坐之、即彼神坐_レ郷中、故云_レ三三三(神龜三年改_レ字美談)即有_レ正倉、と見えたる和加布都怒志命の御事は即經津主神の御子にて、大己貴神の天御領田の長と爲て仕奉らせ給ひし故に、此には其神の御子と爲給へる由上巳に注せり、天地初判之後とは幽顯の此に初めて判れし事を大らかに世の始の事に語り傳へたりし者なる可し、天御領田と云ふは此時に天日隅宮に屬させ給へる神田にて、中古に謂ゆる圭田是なり、崇神天皇七年御紀に仍定_レ天社國社及神地神戶、垂仁天皇廿七年御紀にも仍更定_レ神地神戶、神功皇后元年御紀に更祭_レ祀神祇、躬欲_レ西征、爰定_レ神田、而佃之と有る神地は迦牟杵許呂、神田は美登斯呂と有て共に同じ事なり、顯宗天皇三年御紀に月神著_レ人謂_レ之曰、我祖高皇產靈尊有_レ預鑄_レ造天地之功、宜_レ以_レ民地_レ奉_レ(中略)由_レ是還_レ京具奏、奉_レ以_レ歌荒樺田と有るは

本より神田なり、持統天皇四年御紀に班幣於畿内天神地祇及增神戶田地、大忌祭詞に皇神能御刀代乎始_{トレ}等有是なり、長は其神田を作る御民の首長として仕へ奉らせ給へるを云ふ、即神名式に出雲郡美談神社同社比賣遲神社と有るは、和加布都怒志命と其御妻神となる可きが、播磨風土記饒磨郡伊和里條に蠶子落處者即號日女道丘と見えたりければ、養蠶の事を以て大神の神衣などを仕へ奉り給ひし神にて御在し坐すなる可し、又並びに縣神社同神和加布都怒志神社も同じ三談村の美談神社の事なるが、縣神社は廿二社注式平野社條に、縣神天照太神天穗日命と有る是なる可く、此にも並びして和加布都怒志命の御在し坐すは、其御縣を主らせ給へるに因れるなる可し、若て其外にも風土記未官知社に縣社彌陀彌社、同彌陀彌社、同社同社同社同社同社同社同社など凡て十二社坐すは、其天御領田の長と御在し坐す和加布都怒志命の帥させ給へる神にて、謂ゆる御民と云ふべき神等と見えたり、(又同記に楯縫郡玖環郷、郡家正西五里二百步、所造天下大神命、天御飯田御倉將造給_ト並寬巡行給、爾時波夜佐雨久多美之山詔給之、故云_ト忽美、神龜三年改_ト字玖環と有るは、大神の御自作らせる御田にて此とは別時なり)然して又供造百八十縫之白楯と有るは、同記に楯縫郡所_ト以號楯縫者、神魂命詔之、十足天日栖宮之縱橫御量千尋榜繩持而百結々、八十紐々下而、此天御量持而所造天下大神之宮造奉詔而、御子天御鳥命楯部爲而天降下給之、爾時退下來坐而、大神宮御裝束楯造始給所是也、仍至今楯梓造而奉於皇神等故云楯縫と見えたり、此天御鳥命の事を引合するに、第二一書なる其下文に、即以紀伊國忌部遠祖手置帆負神、定爲作笠者、彦狹知神爲作盾者、天目一箇神爲作金者、天日鷲神爲作木綿者、櫛明玉神爲作玉者、乃使太玉命以弱肩被太手櫛而、代御手以祭此神者、始起於此矣、且

天兒屋命主神事之宗源者也、故傳以太古之卜事奉仕焉と所見たる彦狹知神なる可きに就て思ふに、此件の事共は此天日隅宮を令仕奉給ふ爲に天降り來坐せる皇神等の傳なりけり、下に注る事共を見合す可し、其手置帆負神の御事も古語拾遺天石窟段に、令手置帆負彦狹知二神、以天御量(大小斤雜器等)伐大峽小峽之材而、造瑞殿(古語、美豆能美阿良可)兼作御笠及矛盾と有るに、右に引る此天御量持而所造天下大神之宮造奉詔而有とを並見るに、此二神をして天日隅宮及御笠盾をも此に令作給へるなりけり、其櫛明玉神の御事は同書出雲國玉作祖也と見え、其櫛原朝段に櫛明玉命之孫造御祈玉(古語、美保伎玉、言祈禱也)其裔今在出雲國、毎年與調物貢進其玉と有て、神名式に意宇郡玉作湯神社見えたる是なり、太玉命の御事は風土記に謂ゆる出雲郡伊波社、式には印波神社と所見たるを、抄に天太玉命と云へるは齋庭と云ふ義にて、此神の御事にも叶ひ、又鳥根郡未官知に持田社と申す有るを、今大宮村と云ふに坐して天太玉命大宮比賣命を祀れる由に云へるは、此の所以には有るまじかる可けれども謂無しとは云ふべからず、其社の事は如何にも在れ、拾遺に太玉命所率神名曰天日鷲命、手置帆負命、彦狹知命、天目一箇命と有りて、其石屋段に宜令玉神率諸部神造和幣と見えたるが如く其幣帛を造らせ給ひ、天神御子の御爲に此神を祭らせ給へる由なり、偕其天兒屋命は式の意宇郡熊利刀神社風土記に詔門社と見えたりければ、熊は能を誤れるにて此御神を祀れる者なり、其太古の卜事を以て仕奉らせ給へるは、此時幽顯始めて相分るゝに就ては、今まで現人神にて御在し坐し、大己貴神には坐せども、隱身と成らせ御在し坐せるに依りて直に御言語の御事を得させ給はず成りぬるに依りて、神の御心をば卜問せ給ひて萬に政ごたせ給へる由にて、右件の神々は天神御子の御伴とし

て仕奉らせ給へる神には坐せども、其より以前に此天日隅宮の御事に仕奉らせ給ひに天降らせ御在し坐して、復命し給へるにぞ有べき、其大神の鎮定り給へる後の事と見えて、風土記に栢縫郡佐香郷、郡家正東四里一百六十步、佐香河内百八十神等集坐、御厨立給而令釀酒給之、即百八十日喜譚解散坐、故云佐香と有り、此解散坐と有ぞ其復命の御事なる可からむかし、(右の中に天目一箇神と天日鷲神との御事は見えざれども、風土記神名式に載すと雖も其神名の知られさせ給はざるなる可し、此天目一箇神の御父天津彦根神の此國に天降らせ給へる事は傳十三卷及上に注せり、又天日鷲神は傳廿卷に注せるが如く手力雄神の御子なり、其神の島根郡に由有る事は其卷に島根見命と申す亦名の御事を注せるに思合す可き事なり) 倍造宮の御趣け整成れりしかば、右に注せるが如く此に今我當於百不足之八十隈將隱去矣、言訖遂隱と有るは、即天日隅宮の御身を幽させ御在し坐しける由なるが、其事の次第は出雲神賀詞に國作之大神乎媚鎮天、大八島國現事顯事令事避支、乃大穴持命乃申給久、皇御孫命乃靜坐乎大倭國申天、已命和魂乎八咫鏡爾取託天、倭大物主櫛龜玉命名乎稱天、大御和乃神奈備爾坐云々、皇御孫命能近守神登貢置天、八百丹杵築宮爾靜坐支と見えたる、其大御和神の御事は傳廿七に注し、其御子神等の御事をも又其卷に注せば今云ふ限に非ず、倍此は上に現事顯事令事避支と有るに對ひて、八百丹杵築宮爾靜坐天神事幽事所知食支と見るべき文なる事上に委しく明らか奉るが如し、所以に天日隅宮と申すも、天は天上の物に倣へる由にて日隅は潛住にて、右の神事幽事を此宮に御在し坐して治めさせ御在し坐す所以を以て號け奉る宮號なる事申すも更なる御事なり、如此く幽神の事を所知食し御在し坐す大神の宮なるが故に、齊明天皇五年御紀には嚴神之宮と書されたるを、嚴ノ字、釋秘訓に伊都加斯又伊都久斯と訓み、

述義に嚴者嚴重之義也と注したり、伊勢風土記に員辨郡執賀師神社圭田四十五束二字田、欽明天皇二年始祭此神、大己貴命也と見え、傳廿四に注るが如く賀茂御祖社には此大神と玉依姫命の御在し坐すに依りて、吉記に東有嚴神と申せるは此御社の御事なり、是即大神の御名を指さずして唯に可畏神と申し奉るなる可し、傳十三に注せるが如く瑞珠盟約章に但父母有嚴勅、古語拾遺に或承皇天之嚴命など有るは更なり、萬葉五(三十一丁)に、虛見通、倭國者、皇神能、伊都久志吉國と有も、神の御守の嚴重にして可畏き國なる由なり、靈異記に儼然を伊都久斯久志氏と訓み、空穗樓上(廿八丁)に、四月祭の日葵楓嚴くしう麗はしき狀にて云々、源氏葵(廿八丁)に、齋宮の左衛門の府に入給ひにければ、甚々嚴くしき御清まはりに託づけて、零標(廿二丁)に、詣給ふ人の氣はひ渾に漏れて嚴くしき神寶を持続けたり、少女(四十六丁)に、節會の日は内の儀式を摸して、昔の例よりも事添て嚴かしき御有狀なり、玉葛(三十四丁)に、今は天下を御心に掛け給へる大臣にて、嚴かしき御中に、胡蝶(七丁)に、多くは大臣の御勢に持成され奉りて嚴くしき御有狀なり、行幸(十四丁)に、太政大臣渡り御在し坐したる由聞き給ひて、如何に寂しげにて嚴くしき御狀を待受け聞え給ふらむ、藤裏葉(十丁)に、男君は夢かと思え給ふにも、我身甚々嚴かしうぞ思え給ひけむかし、又(廿丁)昔の例を改めて院司どもなどなり、狀嚴くしく成添ひ給へば、又(廿四丁)顯はなる可き所には軟障を引き嚴くしう爲成させ給へり、若菜(九丁)に、嚴くしく鮮明かに目も及ばぬ心ちするを、又(廿二丁)來し方行く先難有げなるまで嚴くしく響る、又(七十丁)内春宮一院后宮次々の御所縁嚴くしき程云知らず見え渡る、若菜下(六十二丁)に、佗所の想像は嚴くしく物馴れて見え奉らむも恥かしく、又(八十二丁)内々の志引く方よりも嚴

くしく辱き物に育まむ人を置きて、御法(十六丁)に、見奉る人も然計り嚴かき御身をと、物の心知ぬ下主さへ泣かぬは無かりけり、匂宮(二丁)に、良立勝り給へる思えからなむ傍は此上無う嚴しかりける、又(十五丁)甚嚴くしうは持成し給はず、今めかしく愛しきやうに物好み爲させて、總角(五十一丁)に、齋居たる姫君も斯計にこそは御在す可かめれ、思成しの我方狀の甚嚴くしきぞかし、又(五十九丁)世人の靡き傳づき奉る狀、如此忍び給へる道にも甚別に嚴くしきを見給ふにも、寄生(九十一丁)に、天下響きて嚴くしく見えつる御傳づきに云々など有を、何れにも嚴又嚴重の字を以て注したり、此言共を例と爲て讀度し考ふるに、嚴神と申し奉るは神事を以ては國土の經營を助け成させ給ひ、幽事を以ては人民の邪正を糺彈し政ごたせ御在し坐す由にて、打任せて唯に可畏神と申し奉るに其義相等しき者なり、今更に申すまでも非ざる事ながら、顯世の天皇は現人神にて渡らせ御在し坐せる並びに、常世郷の大君はしも此大己貴神に渡らせ給ひて、世中に生きとし活ける人は更なり、國土に在らゆる物皆はしも何れも顯二の御政を、君と神より受け給はる御事にし在ければ、仰ぎ敬ひ畏み仕奉る可き御事なり、此一物を唯に語譯のみと思ふ可からず)若て此杵築神宮の制はしも上に注せるが如く、皇祖天神の御定め御在し坐して、天皇の御舍の狀に治め仕奉らせ給ふ可き故事なり、所以に古事記玉垣宮段に本牟都和氣命の御事を是御子八拳鬚至_二于心前_一、眞事登波受(中略)於是天皇患賜而御寢之時、覺_二于御夢_一曰、修理我宮如_二天皇之御舍_一者、御子必眞事登波牟、如此覺時、布斗摩邇邇下相而、求_二何神之心_一、爾崇、出雲大神之御心、故其御子令_二拜_一其大御宮將_二遣_一之(中略)故到_二於出雲_一、拜_二訖大神_一還上之(中略)於是覆奏言、因_二拜_一大神、大御子物詔故、參上來、故天皇歡喜、即返_二菟上主_一令_二造_一神宮と

見えたる、此程の御事を思慮り奉るに、已に崇神天皇御世に大物主大神大國魂大神等の祭典は神の御諭言の御在し坐しける狀に治め奉らせ給ひしかども、其六十年御紀に詔_二群臣_一曰、武日照命(一云_二武夷鳥_一、一云_二天夷鳥_一)從_二天將來神寶_一、藏_二于出雲大神宮_一、是欲_二見焉_一、則遣_二矢田部造遠祖武諸隅_一(一書云、一名大母隅也)而使_二獻_一と有る、此事に依りて出雲臣の親屬に内々の亂共出來りしかば、征伐の御使を指向られて令_二誅_一給へり、故出雲臣等畏_二其事_一、不_二祭_一大神而有間、時丹波水上人名水香刀邊、啓_二于皇太子活目尊_一曰、己子有_二小兒_一而自然言之、玉菱鑲石出雲人祭、眞種之甘美鏡、押羽振甘美御神、底寶御寶主、山河之水泳、御魂靜挂甘美御神、底寶御寶主也、是非_二似_一小兒之言、若有_二託言_一乎、於是皇太子奏_二于天皇_一、則勅之使_二祭_一と有が如く、其神託に依て祭らせ給ふと雖も、猶事略たる事にこそは有りけめ、其後八年を経て其六十八年に天皇は崩御らせ御在し坐しけり、垂仁天皇廿五年御紀に載れる倭大神の御言に、然先皇御開城天皇、雖_二祭_一祀神祇、微細未_二深_一其源根、以_二粗留_一於枝葉、故其天皇短命也、是以今御孫尊、悔_二先皇之不_一及而慎祭則、汝尊壽命延長、復天下太平矣と有は、此に當れる事には非るか、其は其廿三年の下に詔_二群卿_一曰、譽津別王是生年既三十、髯鬚八掬、猶泣如_二兒_一、常不_二言_一、何由矣、因_二有_一司_二而議_一之と有て、此甲寅三十歳にて坐せらむには先皇の六十二年乙酉に生れさせ給へるが、此御崇御在し坐せる程の御事なるを見るに、其六十年に神託を得て祭らせ給ふと雖も心行く計の御事には御在し坐さざりけむ故に、修理我宮如_二天皇之御舍_一と云ふ神代のご事に本著せ給へる御託は御在し坐しけるにて、其出雲大神宮に詣でさせ給ひ、其神の御靈を蒙ふらせ給ひ、其報賽に其神宮を造らせ給へるも廿五六年の頃に在るべかりければ、右の倭大神の御諭言は此事を兼ねて詔給へるなりけり、此

程は萬に神氣の盛なる御事にては御在し坐しけれども、京よりは甚く隔在れる國なりし故に、粗に爲させ給ふとは御在し坐さざれども、其和魂神荒魂神の社々よりは良劣り狀なりしを以て如此き御祟は御在し坐しける御事にこそ、(已も今迄は右の崇神天皇六十年の御紀の傳は其限の事にて譽津別王の度の件とは別々なりと思ひ、又倭大神の御諭言の此事に係りとは思も寄らざりける事なるを、此説を得るに及びては數年の惑を一時に解くに至れるこそ、實に此机上に神有りて告ぐる思を成す事なりけれ) 如此く神宮を修理て治め奉らせ給へる故に大御世は榮えさせ御在し坐し來れるを、右にも引る齊明天皇五年御紀に、是歲命出雲國造(闕名)修嚴神之宮と有るを、釋述義に杵築神宮也、嚴者嚴重之義也と見えたるが如し、然るに大社志に齊明天皇以前從天神之制法、齊明天皇之時定正儀式、後世以不法其制謂假殿と所見たれば、皇祖天神の定めさせ御在し坐して、天神御子の大宮の如く仕奉らせ給ふ上古の制度を改易させ御在し坐して、古制の名殘は有なめども假殿造の神宮に仕奉らせ給へるは、現人神の大御稜威も儒佛の爲に次に衰へさせ御在し坐しぬる基となり、甚悲しく歎かはしく思成し奉る御事には有けれ、已に上古の宮造の狀も此間は蕃國の風に易らせ給ふ御世頃にて萬は古の如く非ざりけれども、此神宮などの御有狀は殊に天神の定めさせ給へる御事なるを、輕々しき御政とこそ其御時に生れ遇たらむには、命に係ても諫止め奉ら將欲き御政には御在し坐しけれ、右等の御祟にもや依れりけむ、右の續きに狐嚙斷於友郡役丁所執葛末而去、又狗嚙置死人手臂於言屋社と有て、下に天子崩兆と注されたり、然して其七年正月に御船西征始就於海路と有て、五年乙未朔癸卯天皇遷居于朝倉橋廣庭宮、是時斷除朝倉社木而作此宮之、故神忿壞殿、亦見中、由是大舍人及諸近侍病死者衆、秋七月甲午

朔丁巳、天皇崩于朝倉宮、八月甲子朔、皇太子奉徙天皇喪、還至磐瀨宮、是夕於朝倉山上、有鬼、著大笠臨視喪儀、衆皆嘆惟と見えたる、此は朝倉神の御祟に依と雖も、已に築杵神宮を修理らせ給へる時に二の恠事の有る其を天子崩兆と有る上は、右の嚴神の御心にて謂ゆる幽事の御計らひなりければ、今にも造制は上古の如くし、宮殿門樓の有狀をば現人神の大朝廷の如く仕奉らせ給へらむには、大御世は御盛に御在し坐せらむと神と君との御爲に時の至れらむを待ち奉る者なり、(此に其祟らせ御在し坐すは此御世頃より朝廷は良大きにして、唐戎の風俗盛に成らせ御在し坐すに引易へさせ給ひて、神宮をば假殿の狀に造らせ給へるを怒らせ給へるならじか、前朝孝德天皇大御世に改新の御政を行はせ御在し坐して國造を廢らして、郡領と爲させ給ひ、京より國司を下されて政令を令行給ふが故に、然る古實に疎かりし故に、其奏す所に從ひて造改させ給へるには有りけれども、御過にて御在し坐すが上に、其元年に於小墾田造起宮闕、將擬瓦覆云々と有は、謂ゆる大内裏の始にて、皇宮を寺院の如く爲させ給ひ、其二年に岡本宮を造らせ給へるにも、遣使水工穿渠、自香山西至石上山、以舟二百隻載石上山石、順流控引於宮東山、累石爲垣、時人謗曰、狂心渠損費功夫三萬餘矣、費損造垣功夫七萬餘矣、官材爛矣、山椒埋矣、又謗曰、作石丘山、隨作自破と有るが如く、天下の謗を得させ給ふ計に土木の功を盡させ給ひながら、神宮の制は甚く省略かせ給へるを神の祟らせ給へりし者なめり) 其後の御造營はしも行成記に、後一條天皇長元四年八月十三日出雲杵築社轉倒、十月十七日出雲國言上云、八月十三日子刻、杵築社無故顛倒之由、或曰、閏十月三日有御卜兵革疫疾者、寶殿中奉納御正體宮願出自寶殿、顛倒大殿上云々と見え、左經記に長元四年十月十七日辛卯、出雲國杵築

社無風顛倒之由奉國解、守俊孝朝臣語云、兼兩三度有光次震動顛倒、材木一向自中倒臥、唯乾角柱一本不倒、此社中以七寶作寶殿、安七寶宮於寶殿中、是稱御正體云、而其宮露居顛倒材木上、仍禰宜等爲奉移假殿奉禮、件宮五寸許不及、仍構路立雖奉取、常五寸許不及、仍禰宜等度々忽沐浴禳齋、深致慎奉取、奉移假殿了、閏十月十五日己未依出雲杵築社顛倒、於陣被定御祈使、(先是仰神祇官令差可使祐) 召使於膝突、給宣命使、於左衛門陣外請御幣等進發杵築社、并具社十八社幣也と所見たる、此時の御造營をば大社志に依るに長元九年に當れり、其後に寄木の造營と云ふ事有り、懷橋談と云へる大社の書に、國司帥中納言家任日記曰、鳥羽天皇天仁三年七月四日、大木百本海上より稻佐浦に寄る、件の木御示現有りて方尺寄來れり、所以何者、因幡の上宮御近邊長十五丈口一丈五尺大木一本寄來る、然るに在地の人民疑を成しながら是を伐取らむと爲す所に、大蛇件の木を纏ひ侍る程に人恐れて退く、又伐取らむと謀りし者は皆病苦頻なり、故に種々の祈禱を爲す所に、御示現に云はく、出雲大社毎度御造立の時諸國の神明大行事と成る、此度我大行事と相當る、已に御材木採進しめ畢ぬ、仍件木一本は吾得分なり、急ぎ此木を以て吾社造立す可しと示し給ふ、件の寄木正殿營作は永久三年十月廿六日丁卯戌時の遷宮なり、是を寄木の造營と申すなり」と見えたる如く、大社の造營毎に諸國の神等大行事と成りて仕奉らせ給ふ事、右に引ける風土記に諸皇神等參集宮處杵築と有るにも思ひ合せられて、現人神より造らせ給ふ御事の怠らせ給ふ時は、斯る神事も御在し坐す御事なれば、神代の故實を尋ねさせ御在し坐して、天皇の大宮造の初には先づ此大神の神宮を造り奉り給ふ可き御政なる者なり、其後に虫喰の託宣と云ふ事有り、同書に引ける國司右衛門尉藤原昌綱記曰、

建久元年正殿御造立の時課亡國民被營作事神慮不叶、嘉祿三年假殿造營御柱蠹有り、其文曰、居大煩物、朕非素意、若人歸德栖高木足、御示現の趣右衛門尉昌綱佐々木信濃前司泰清公家に奏し武家に訴へければ、寶治二年正殿造營には莊園の課役を止められ、關東より米穀一萬石黄金千兩下し給はりければ、民戸豐饒にして神明納受し給へりとぞ」と有るは大なる僞なり、上件の如く神代に唯僕住所者、如天神御子之天津日繼所知之登陀流天之御巢云々而治賜者、と天下國土の大なるに易へて此神宮を乞ひ奉らせ給へるなり、次には玉垣宮段に修理我宮如天皇之御舍とも託させ給ひて、其古制に違へるをだに免させ給はざりし者なるを、若其御心に御在し坐せらむには、然る天皇の御舍に並ぶ計り壯大なる事を先に乞求めさせ給ふ可きに非ざりける者なるをや、嘉祿は後堀河天皇の御世號にして、當時鎌倉の賊臣平泰時が天下に横たはる時世に在りければ、竊に僞託宣を作らしめ、米金を出し課役を許して天下の人氣を取り、然る故實に違ひたる宮造をして闇に天朝を傾ぶけ天威を薄くし、神託に寄せて承久の亂後天下疑を生じける人心を得むと構へたる大禍事なるを、誰かは此を惡まざらむや、(玉勝間思草卷に右の託宣を擧げて云はく、此事國造の家記に書せりと出雲宿禰俊信が物語なり、宣長此事を聞きて云はく、北條が課役を止めて官庫の物を出して造り奉るは甚々宜し、素より然有べき事論無し、然れど此虫喰の託宣は後世人の漢意にして神の御心に非ず、古事記上卷又垂仁天皇御時などに此大神の申し給へる御言の意と表裡の相違なればなり、然れば此託宣は當昔北條へ諛らひて造れる事こそ思ゆれ、凡て神の御心を如此く佛聖人と同じ如爲成さむと爲るは後世人の心なり、又此大神漢文をも斯計り作り給ふ程ならむには、朕ノ字の非ノ字の上にある拙さこそ甚々笑止しけれ、と云はれたる實に然る言にて、

逆賊たる者國の政を執行ふ世には如此く淺ましき事共を物爲て人心を闇ますが故に朝廷の御衰へと成り、終に天下の衰を起す端緒と成れる者なり) 倭此天日隅宮の稱は御紀及風土記に所見て皇祖天神より號けさせ給へるなり、又八百丹杵築宮の稱は神賀詞に出で、崇神天皇六十年御紀には出雲大神宮と書され、古事記玉垣宮段にも出雲大神と書して其大神宮と見え、齊明天皇五年御紀には嚴神之宮と有りて、本より宮號を以て稱へ奉らせ給へる御事なるを、風土記にも熊野大社杵築大社と書し、神名式の趣も唯名神大社にて渡らせ給ひて、天下の諸社の神等と同じ狀に仕奉らせ給へるは甚々可畏き申辭ながら、正史に載られて天皇の御舍の如くして治め奉らせ給ふ可き古の制度を忘れさせ給へるにて、國家の闕典此に過ぎさせ給ふ御事なむ御在し坐さざりける、傳廿一にも注るが如く熱田神宮は天璽の草薙劔にて渡らせ給ひ、熊野神宮は素戔嗚大神に御在し坐して、天神御子の御外祖の如く渡らせ給へば、其にも宮號を進らる可きは本よりにて、此天日隅宮にも宮號を以て稱へ奉らせ給ひ、現事顯事を所知食す現人神に並びて神事幽事を所知食させ給ふ大神にて渡らせ給へば、其御持成の御在し坐さむこそは神にも君にも御威光の加はらせ給ふ可き御事にて、天下の幸福此に勝れる御政は御在し坐さじかし、神階の御事は文德天皇實錄に、仁壽元年九月庚午朔乙酉、特擢出雲國熊野杵築兩大神、並加從三位、清和天皇實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授出雲國從三位熊野神、勳八等杵築神、並正三位、同五月廿八日癸未、授出雲國正三位勳七等熊野神、正三位勳八等杵築神、並從二位、同九年四月八日丁丑、出雲國從二位勳七等熊野神、從二位勳八等杵築神、並授正二位と見ゆ、大倭神社注進狀に新國史曰、寬平九年冬十月壬寅朔甲辰、奉授五畿七道諸神三百四十社、各位一階と見えれば此時從一位なり、其後の事は國大

曆に載々近江國小杖社の請文に依るに、天下諸神に奉増二階の宣旨の始は天慶三年庚子正月六日なりければ、此時にぞ正一位の極位には進ませ給へりける、然れども右件の所由に依りて社號を止められ宮號に進め奉らせ給ひ、天下の人心の思ふ所正に現人神に並び奉りて、可畏き神威を仰ぎ尊み敬み敬み令奉らる可き御政の行はれむ御事をこそ希はしき者なりけれ、記傳十四(五十三丁)に、行成記に長徳元年十月六日、出雲國言上云、杵築兩神致齋廢務之間、不能_レ糺_レ定犯人等云々と有る、此は杵築の上に熊野の二字脱たるかと云れたるは然る事にて、古は朝廷より萬に控させ給ふ御政は熊野杵築の兩大神を並て會釋はせ奉り給へりければ、甚謂れたる説になむ有りける、然るに熊野大神は天神御子にも御祖神にて渡らせ給ひ、大己貴神の御爲には御父神にて御在し坐して、凡ては杵築大社の上に立たせ御在し坐す御事なるを、今は杵築大社の屬社の如く衰へさせ給へるぞ、神慮の程も如何御在し坐さむ、甚々可畏き御事には有りける、右の如く杵築大社を古に復させ給へらむには、猶其上にも心行く計に仕奉り給はま欲き御事にこそ) 故此天日隅宮には大國主大神と太后須勢理毘賣命と二柱にて鎮まらせ御在し坐す御事は、傳廿八に古事記を引て注せるが如く、如此歌即爲_レ宇伎由比而、宇那賀氣理互至_レ今鎮坐也、と有る宇迦之山本宮より此天日隅宮に遷らせ御在し坐しても、然並ばせ御在し坐す御事は至_レ今の語有るにて灼然し、即式に杵築大社(名神大) 同社大神太后神社と見えたり、風土記に謂ゆる御向社はなり、然るに大社志に御向社の次に筑紫社田心姫命滿津姫命市島姫命と云ふ有るは、其大后の本體彼の宗像三女神にて御在し坐すを祀りたるか又は佗神か、此考は次に云ふ可し、又天前社と申す有るを天后と云ふ事にて三穗津姫命なる由社説なれど、其は大物主神の后神に坐せば、其和魂神も此本宮に御在し坐すに因

れるか、大社志には脚摩乳手摩乳二神なりと云へる、其は寶劍出現章に吾兒宮首者即脚摩乳手摩乳也、故賜號於二神曰「稻田宮主神」と有れば然も有るべき御事ながら、斯計りの神を神名式に漏らざる可き謂無ければ、同社坐伊能知比賣神社同社神魂御子神社と凡て三社なるを、其傳を亡ひて伊能知比賣神社を筑紫社と申し神魂御子神社を天前社とは申せるならむか、其伊能知比賣神と聞ゆるは古事記八十神段に大穴牟遲神の死給へるを、其御祖命哭患而參_コ上于天_ニ、請_ヒ神產巢日之命、時乃遣_ヒ鬯貝比賣與蛤貝比賣_ニ令_ヒ作活_トと有る、此に依て其女神二柱に若くは神產巢日之命と三神に坐すに依て、筑紫の三神と心得て社名を易へたりしなどにこそ、次に神魂御子神社は此大神と御心を戮せ給ひ御力を一に爲させ御在し坐して、國土を經營らせ御在し坐しける御由縁に依りて、何處にても此大神と共に並ばせ御在し坐す例にこそは依れりけり、何を以て天前社と申すとならば御祖神の御指間より漏墮させ御在し坐しける所以を以て天避り坐せる義なるにや、(其は式の丹後國加佐郡奈具神社田邊府志と云ふ物に、天避社とも天酒社とも申すと云へるは、彼風土記に見えたる豐宇賀能賣命の酒を釀給へる由に依れるならむと思ひしを、今此に思へば其和奈佐老夫婦の許を避らせ給へるを以て天避社とも申すと通ゆれば試に云ふなり、借又右の御向社を大社志に三種津姫命と云へるは本より當らず、又右の伊能知比賣神社は次に注せる同社神魂伊能知奴志神社とは別社なるにて、御向社筑紫社天前社の三社は本宮の瑞垣の中に坐せるなり) 借神名式に大穴持神社杵築大社(名神大)と次第たるを、風土記には杵築大社御魂社と有り、此二社を合せて大穴持神社と御魂社と一なる事知らる、然るに杵築大社は己貴大神にて渡らせ給へるに、何を以て殊更に御魂社は御在し坐すぞと云ふに、伊勢神宮に荒祭宮、度會宮に高宮、又は賀茂御祖社

に式外御蔭社を別に祭らせ給ふ例にて、此も大神の荒魂を別に祀ひ奉れるなりけり、此大神の荒魂を大名持御魂神と聞えさする由は傳廿七に委しく注せるが如し、此御社の御事を大社志に素戔嗚尊稻田姫命大己貴命三神と云ふ事なれども、風土記大原郡末官知に須我社と云ふ有りて、此は寶劍出現章に謂ゆる稻田宮にて、古事記には須賀宮と書して素戔嗚大神奇稻田姫命と御合坐して大己貴神を令_レ生給ひ、外祖脚摩乳手摩乳二神を吾兒宮首と爲て傳づき日足し奉らせ給へりし所にて、甚止事無き所由は御在し坐せども、其後に御父大神の御命を以て宇迦之山本宮へ御在し坐したれば、唯舊迹と云ふのみにて更に此には由も無き事なるに、今も此地に素戔嗚尊稻田川等の名を設けて神代の清地は此所なりなど云ふは、其國に居ながら其風土記の説をだに知らざるは傍痛き事なり、此社正しく大國魂神に渡らせ給へる御事、下に注す所を見合せて知るべきなり、又即出雲社と云ふも心得ず、其は神名式に出雲郡出雲神社同社韓國伊太氏神社と有る是にて、風土記に出雲郡即屬_ニ郡家(説_レ名如_レ國)と云ひて、此大社の御在し坐す杵築郷を郡家西北廿八里六十歩と見えれば、此より東南にて今の道程凡二三里も隔在れる地に立たせ給ふ社なり、蘭妙見社と云ふは其出雲神社と云へり、然も有るにや、若て其風土記に出雲社御魂社と有るぞ右の二には合へるを、杵築大社の御魂を打混らして出雲神社と心得備めたりし者にて餘りに亂がはしき事共なり、然れば此は右に云へる如く大己貴神の荒魂社にて渡らせ給へるを、彼大社志の如くは素戔嗚尊稻田姫命も御在し坐すと見て、素戔嗚出雲社等の説をば悉くに取べからざる者なり、其須賀宮の御事は傳廿一に已に注せるが如し、(但其出雲神社は大己貴神に御在し坐すべし、意宇郡條に出雲神戶云々、伊弉奈枳乃麻奈子坐熊野加武呂乃命、與_ニ五百津鉏神鉏_ニ所_ニ取_ニ而_ニ所_ニ造_ニ天下

大穴持命二所大神等依奉、故云三神戶、佗郡等神戶且如之と見えればなり、此出雲神戶の説は傳廿一卷に注せる如くなるを、八雲立の神詠をも此大社の地にての事と云成るは、云ふにも足らざる事共なり、傳右に注せる同社坐伊能知比賣神社同社神魂御子神社をも、風土記には支豆伎社同社と有て神名を載せず、次に同社同社同社同社と四社有る中に、神名式に同社神魂伊能知奴志神社と云へれど其據を知らず、此は右にも注せる如く大己貴神を作活さしめ給へる御靈を仰ぎ奉らせ給ひて、其神の祀らせ御在し坐しけるにて、是は神皇產靈尊を齋ひ奉れるなる可し、此御社は大社の東南一町餘に山傍の地に立たせ御在し坐せり、同社大穴持御子神社は事代主神にて渡らせ給ふ可く、同社大穴持伊那西波伎社は此に所見たる稻背屋命の御事にて、其所以は上に注せるが如し、同社大穴持御子玉江神社は更に考ふ可からざるを、強て思ふに玉江は玉映にて、下照姫命を高照姫命と申せるも光儀の照徹り美麗しく御在し坐しければ、若くは此御神にて御在し坐すなる可し、此御社共に所在を大社志に書さずして本社の方に客座五神と有て、味耜高彥根神、下照姫命、事代主命、高照姫命、建御名方命と書せるは、即地神本紀に載る所の大己貴神の御子神等の數に合るは、後に其紀に依て云へる者なるにや、此五神の御事は上に注せるが如く實には味耜高彥根神は本體にて事代主神は和魂に坐し、下照姫命高照姫命は同神異名にし在りければ、建御名方神共に合せて三神なる中に、其神は此國避の御時に信濃國に逐はれさせ給へば、天神より此に令祭らる可きに非ざれば、除きて事代主神下照姫命の二柱のみなれば、此と其稻背屋命凡て三神なりつらむを、其阿須伎神社に坐す味耜高彥根神と右の建御名方神とを、式の御定より後に加へて客座五神とは申せるにて、三神は式内二神は式外なるにこそは有けめ、其未官知

に支豆支社とて有る一座は是なるにこそ、(然るに今の社説を聞くに、客座五神は古事記に謂ゆる天之御中主神以下五柱の別天神に坐して、此五神は元來大國主神の祭り給へる神に坐すを、大國主神の皇御孫尊に此國土を避奉らせ給へりし時に、其神に代りて天穗日命に祭る可しと有りし故に祀れるなり、所以に客神五座は正面にて大國主神は西面にて脇座なり、神代紀一書に當主汝祭祀者天穗日命是也と有るは、大國主神に代りて主祭祀者は天穗日命なりと云ふ事なり云々と云へるは、何たる狂れ心の説なるぞや、外より向ふ所は正面なれども端方にて、大國主神は奥座に御在し坐せれば申す迄も無く上席なり、其天穗日命の祭祀らせ給へるを別天神と爲る時は、正史は更なり神賀詞などの趣とは甚く別なる事と成るに非ずや、思ふに古學と云ふ事起りてより以降、大國主神の幽神之事を所知食と云ふは別天神に並ばせ給ひて物爲給ふ者と僻心得せる所爲なり、其上其は天神より大國主神を指して當主汝祭祀とは詔給へるにて、佗神の祭祀の事には非ざりける者なるをや)右に引ける左經記に杵築社并具社十八社と有るは、此大社と御魂社とを一に爲て同社と有る即七社なり、其に阿須伎神社同社共に十一を加へて都て十八社なり、故其阿須伎神社は傳廿八に少か注せるが、大社志に阿式社祭味耜高彥根命と云ひて、大社小縁起に當社第一ノ王子阿式大明神者、山城國一宮賀茂大明神是也と見え、文德天皇實錄に仁壽元年九月庚午朔乙酉、出雲國阿邊須伎高孫命授從五位下と見えて、杵築大社の御爲には甚止事無き神にてぞ御在し坐しける、同社神韓國伊太氏神社は五十猛神に坐して御伯父なり、同社天若日子神社、上に注せるが如く此に天稚彦在於葦原中國也、與味耜高彥根神友善、と有る其御事に因れるなる可し、同社須佐袁神社同社神魂意富刀自神社は素戔嗚大神と神皇產靈尊とにて、一は御祖父に坐し一は御

父大神の殊に恩賴を蒙り給ひし皇神なり、同社神阿須伎神社同社神伊佐那伎神社并坐すは、上に引ける美努間神社の傳に事代主神杵築より美保へ通はせ給へる時難風に遇はせ給へるに、伊弉諾大神に祈らせ給へる由なりければ、斯る時に其御靈を祀らせ給へるにこそ、同社神阿麻能比奈等理神社同社神伊佐我神社は、出雲臣譜に天穗日命子天夷鳥命子伊佐我命と有り、同社阿庭須伎神社同天若日子神社と有て同じ神を二に祭るは、彼弔喪給ひし時の御靈を祀れるにこそは有りけめ、其未官知に阿受支社と申す廿八社者と此十一社と合せて三十九社なるを、大社志には十八社と有るは其本社一神を除きて餘の神々を申せるにこそ、此御社今遙堪村と云ふに坐すを、其社邊樽戸谷の山に彦治の足跡と云ふ有り、長凡二十間許なりと云へるは、傳廿八に播磨風土記を引て注せる大人の足跡なるが、彦治と云ふは此味耜高彥根神の御名を片言に云へるなる可し、又此は式外にて杵築の御山に伊弉諾尊、伊弉册尊、大國主神、三女神、軻遇突智神、級長津彥神を祭り奉る、其より辰巳方六町許下りて岩屋有り、此中に御歲社有り、祭神味耜高彥根神武夷鳥命二神の荒魂を祭ると云るは、大社志に謂ゆる御歲社なる可きか、其外大歲社乙見社出雲井社など見えたりと雖も式社には非ず、右件杵築大社の御事を長々しく注し奉れるは、中昔より以降當今と雖も然る由無き寺院などの事と云へば古例を逐ひ天下の財寶を募り土木の功を盡して造營るゝ事にて、其甚だしきに至ては天皇の御舎には何層か勝て廣大なる事にては有れども、人此を馴て惟しと爲ざるを、此神宮の御事など如此く古の事實の明かに成以行くに就ては、今にも天皇の御舎の如く作成し奉らせ給ふ可き復古の御政に及ばせ給ふ愛たき大御世に遇奉るまじきに非りければ、切ては天下の惑ひをだに解き置むとて、神に質して予が疑はざる所を述る者なり、(自餘の小事は予が述る限に

非ず、又神異の御事などは古より諸書に見ゆる所少からずと雖も、思ふ所有て今此に載せず、然るは現人神の現事顯事の御政と並ばし給ひて、此神宮にては神事幽事の御政を布かせ御在し坐せれば、天下萬國に在りと有らゆる人民の上に一日片時の間と雖も漏奉る事能はざる御事にし在りければ、其一二を注し奉るは却て大神の廣大なる御上を狭むるに似たりければ、其等は傳卅一卷に至て幽事の御事を委曲に注し奉りてむ因みにとて此には注さざるなり)

古事記曰、如_二此之白_一而、於_二出雲國之多藝志之小濱_一、造_二天之御舎_一(多藝志三字以_レ音)而、水戸神之孫櫛八玉神、爲_二膳夫_一、獻_二天御饗_一之時、禱白而、櫛八玉神化_レ鶴、入_二海底_一、咋_二出底之波_一邇(此二字以_レ音)作_二天八十毘良迦_一(此三字以_レ音)而、鎌_二海布之柄_一、作_二燧白_一、以_二海尊之柄_一作_二燧杵_一而、鑽_二出火_一云、是我所_レ燧火者、於_二高天原_一者、神產巢日御祖命之、登陀流天之新巢之、凝烟(訓_二凝烟_一云_二州須_一)之、八拳垂摩且燒舉(摩且二字以_レ音)地下者於_二底津石根_一燒凝而、栲繩之千尋繩打延、爲_二釣海人之_一、口大之尾翼鱸(訓_二鱸云_一須受岐)佐和佐和邇(此五字以_レ音)控依騰而、打竹之登遠遠登遠邇(此七字以_レ音)獻_二天之眞名_一咋也。

此は上に擧げたる續きなるが、右に唯僕住所者如_二天神御子之天津日繼所_一知之登陀流天之御巢云々而治賜者と有るは、其大神の鎮定らせ御在し坐す御在所を天神に乞奉らせ給へるにて、此に於_二出雲國之多藝志之小濱_一造_二天之御舎_一と有るは、即ち其登陀流天之御巢を、天神より令_レ造給へるなりければ、上に注せるが如く此第二、一書に皇祖天神より又、汝應_レ住天日隅宮者今當_二供造_一云々、と有るに當れる所なり、然る時は此より以前に經津主神武甕槌神の天上へ還上らせ御在し坐して、皇祖天神の御許に其大國主神の乞奉らせ給へりし事共を聞え上げ、又其御趣けを承り

還降らせ給へる後に、此天之御舍はしも造り奉らせ給へるなりければ、此にも二神の中頃にて天上に参り通はし御在し坐して、此に天神と國神との御中を執持たせ奉り給へる御事の無くては得有るべからぬを、傳はらぬは漏れたる者と所見たり、此文例は其玉垣宮段に、本牟都和氣命の御言語爲させ給はざりしかば、於是天皇患賜而御寢之時、覺于御夢、曰、修理我宮如_レ天皇之御舍者、御子必眞事登波牟、如此覺時、布斗摩邇々占相而求_レ何神之心、爾崇出雲大神之御心、故其御子令_レ拜_レ其大神宮、將_レ遣_レ之(中略)於是覆奏言、因_レ拜_レ大神、大御子物詔故參上來、故天皇歡喜、即返_レ菟上王_レ令_レ造_レ神宮と有るに似たり、此は幽顯境を異に爲る世の事ながら、事の運に於ては少か違ふ可からざるなり、修理我宮如_レ天皇之御舍とは、右の唯僕住所者云々と乞奉らせ給へるに等しく、如此覺時云云は此に如_レ此之白而と有るに當り、返_レ菟上王は二神の皇祖天神の大命を負持たして天日隅宮を造り奉りて天降らせ給へる事、第二ノ一書の如くなるに當る可く、然して令_レ造_レ神宮と有は、此の造_レ天之御舍と云ふと事の狀相同じきを以て、此に二神の天上に往來して其御中執持たせ給へりし傳の古事記には脱たりと云ふ事を明らむ可し(予も始には多藝志之小濱と云ふは杵築の古名なりし事を知らざりし故に、此天之御舍と云ふは別に其地に御厨を建てられたる事と思ひし故に、此事には然計り力をも入れざりしを、況て其餘の人等の説に至ては云ふ限に非ざる僻事なめり)然れば如_レ此之白而は、如此とは讀むべからず、此之白賜比志如久而と訓べき所なり、記傳十四(四十八丁)に、如_レ此之白而乃隱也、故隨_レ白而と文を成して其説に云々此七字は今己が補へたるなり、然補ふる所以は先如此之白而と云ふまでは大國主神の上より云へる語、次に於_レ出雲國之云々よりは轉りて天神御子の詔命以て此神を令_レ祭給ふ方より云

へる語なり、凡て然此と彼との事の轉る際には必語の界限有る事なるに、此は本の任にては此間に其界限無きが故に、如此之白而於_レ出雲國云々と獻_レ天之眞名昨也と云へるまで一續に成りて、大國主神の爲給ふ事に成て理叶はざれば、如此之白而の下に此より彼へ轉る界限無くては有るべからざればなり(下略)と云れたるは實に委しく見られたり、然るに上件二神の故汝心奈何と問ひ給へるに、爾答白之、僕子等二神隨_レ白、僕之不_レ違、此葦原中國者隨_レ命既獻也、唯僕住所者云々より即八重事代主神爲_レ三神之御尾前而仕奉者、違神者非也と云ふまでは、大國主神の答へ奉らせ給へる文なり、此に如_レ此之白而と有るは其を承けたる所にて、此に大國主神の仰立てらるゝ如くしてと云ふ義なるにて、此より直に其治め奉らせ給へる天神の御使の方に係れる語なるを、如と此とを續け讀まれしが故に大國主神の如此白させ給ふ義には取成されたるならめども甚じき僻事なり、其補はれたる乃隱也の言甚々心得ず、其上に注せるが如く此上文に唯僕住所者云々而治賜者と有りて、其住み給ふ可き宮を乞ひ奉らせ給ひて、其に僕者於_レ百不足八十垺手隱而侍と申し給へるは、其申乞はせ給へる宮に鎮まり在し坐すべき御事にて、此に謂ゆる天之御舍の御事なりければ、其天之御舍の成りて後にこそは其宮に隠れさせ給へるなりけれ、右の説の如くは其言を奉らせ給ひて直に隠れさせ給へる者の如くなれども、上に注せるが如く此言を奉らせ給ひて、天神の御返言を待奉り其行ひ下させ給へる大御趣けを待ち奉らせ給へるなりければ、其言を申訖させ給ひて直に隠れさせ給ふと云ふ事は甚有るまじき御事になむ有りける、然れば此を如_レ之白而と訓むと如_レ此之白而と訓むとに依て大に義理の別なる所なるを、鈴屋大人は之を辭とは見られず虚字と爲られし故に大に説を誤られたりし者なりけり、(乃隱也と云ふ時は其天日隅宮の出來れるより以前に已に

何れにか遠き境に御在し坐して、後に其御靈を祭らせ給ふ料に天之御舍を作らせ給ふ御事と成りて、大に事實を誤る者なりかし)若て水戸神之孫櫛八玉神爲膳夫云々は、右に謂ゆる天之御舍の中に大已貴神の鎮ませ御在し坐しける時に其御祭仕奉り初めさせ給へる御事なるにて、此第一ノ一書に天神の大已貴神へ仰下されし大御言に、又當レ主ニ汝祭祀者天穗日命是也と見えたるは、其神の御子孫をして令祭給ふ由にて、此時に大神を始めて鎮め奉らせ給ひて諸部神と共に天上に復命させ給へりしなる可し、神賀詞に八百丹杵築宮靜坐、是爾親神魯伎神魯美乃命宣久、汝天穗比命天皇命手長大御世乎、堅磐爾常磐爾伊波比奉、伊賀志乃御世爾佐伎波閉奉登仰賜志次乃隨爾供齋仕奉氏、朝日乃豐榮登爾神乃禮自利臣能禮自登、御禱乃神寶獻良久奏と有るは、天穗日命の大已貴神を齋ひ鎮めて其禮實の神寶を擧げて天上に復奏し給ひて、次の隨に出雲臣の仕奉る由なるが、古事記に天菩比命之子建比良鳥命、此出雲國造云々等之祖と所見たりければ、此國に留坐せるは其天夷鳥命是始なる趣なり、即崇神天皇六十年御紀にも武日照命(一云武夷鳥、又云天夷鳥)從天將來神寶藏于出雲大神宮と見えて其御父の天穗日命を云ざるは、其神はしも天上に留ませ御在し坐せるが故なりけり、其天穗日命の后神の御事は傳八、十三に注せるが如く水戸神にして、即伊豆能賣神に渡らせ給へるが、其御子は天夷鳥命にして此に謂ゆる稻背脛命の御事に御在し坐せり、出雲臣譜に依るに天穗日命其子天夷鳥命其子伊佐我命なる由上、阿須伎神社の事の因に注せるが如し、然して其水戸神の孫と云ふ時は右の伊佐我命に當れば、櫛八玉神と其とは同神なる可し、是佗神ならぬ證は次に云るが如く、燈白燈杵の式は今に傳へて國造の行はるゝ式なるを以て知られたり、但此に天菩比命之孫とこそ云ふべきに、水戸神之孫の外方を以て傳へたるは、水底に潛入

る事は其水戸神の恩頼なるを以ての事なる可し、其伊佐我命と申せるも伊佐理長と云ふ事の略にて、此漁の事を以て天御饗奉られし功に依れるならむ事は、次に櫛八玉神の所に合せ説くを見て知べきなり、(然れば此より以下の事共は其神の膳夫として其御厨に仕奉らせ給へる事と思へりしは甚々粗き説にてぞ有りける、上文より續け見る時は天日隅宮にて天上の狀の御饗を奉らせ給へる御事なる者なり)○如此之白而の説は右に已に云へり、○多藝志之小濱は、上に注るが如く杵築郷の古名なる由は、記傳に已に此は杵築大社の地の舊名と聞えたる由に云はれつるは千古の卓見なり、先づ多藝志の言より明らかし、履中天皇前御紀に自大坂一向倭、至于飛鳥山、遇少女於山口、問之曰、此山有レ人乎、對曰執レ兵者如滿山中、宜廻自當麻徑、踰之、太子於是以為、聆少女言而得レ免難、則歌之曰於朋佐簡珥、阿布夜鳥等謎鳥、彌知度浦麼、哆駄珥破能邏孺、哆嵯摩知鳥能流と有るを、古事記にも自當岐麻道廻應越幸と見えたり、此御歌に依て考ふるに、道路の直ならずして迂曲れるを哆嵯摩知と詠ませ給へるが、文に當麻徑と有るを以て其徑の狭く且峻き事知らる、常陸風土記行方郡條に自郡東北十五里、當麻郷、古老曰倭武天皇巡行過于此郷(中略)即幸屋形野之頓宮車所經之道狹地深淺、取惡路之義謂之當麻(俗曰多支多支斯)と有りて、此は道路の狭く地の深くして謂ゆる凸凹有るを以て多支々々斯とは云へるなり、此二を合せて道の屈曲有ると地の凸凹有るとを以て當岐麻と云ふ事知られたり、古事記伊邪河宮段に當麻勾君と云ふ姓有るをも思ひ合す可し、其日代宮段倭建命の御言に吾心恒念自空翔行、然今吾足不得歩成當藝斯形と見えたる當藝斯は、和名抄舟具に龜唐韻云施(字亦作舵)正船木也、楊氏漢語抄云、舵船尾也、或作柂、和語云多伊之、今按、舟人呼挾抄爲舵師是と

有り、延佳此を引て疑此物也と云へる信に然り」(下略)と有るが如く、船に加漕と云へる物にて古にも然りけむ、今も舵には柄を著て持つ物なりければ御足の勾れる狀に譬へさせ給へる御事とこそは所見させ給へりけれ、借此の多藝志之小濱は今の杵築神宮の地は本より海岸なりしにて、御山の麓まで荒浪の寄する汀渚にて、此には常に美稱て云ふとは異にて實に磐石の時立ち巡れる小濱なりつらむからに然る古名は有りしにて、大神の宮などを建つる程の地に非ざりけるが故に、諸の皇神等の神集ひ御在し坐して此地を築堅めさせ給へるに依りて杵築とは云へるなり、予此に就て其宮に去年も詣て其地理を見るに、東西兩方より山に挟まれて神宮の地は其懷に在りて、其社地を離れては悉く沙漠の地にして、今社家の宅地より杵築の町家の地を係て稻佐浦に至る迄凡て古は海なりし所の、次第に埋れたりし狀なりければ、多藝志之小濱と云ひけむ佛は今も猶著明く見え分れてなむ有りける、(記傳に、内山眞龍云、多藝志之小濱は今は田地に成て武志村と云ふ、此村今は神門郡鹽屋郷の内なり)と有り、其抄に武志村に膳夫大明神と申す有て櫛八玉命を祀ると云へれども、其は此古事記の文を首尾相照し應せて見る時は然は云ひ難し、其は後に櫛八玉神の社を移せるなどよりの事にて後人の所爲なる可くや、次に云を見合す可し)○天之御舍は、上に注るが如く此文に、唯僕住所者、如_二天神御子之天津日繼所_一知之登陀流天之御巢而、於_二底津石根_一宮柱布刀斯理、於_二高天原_一冰木多迦斯理而治賜者と乞奉らせ給へる天之御巢是なり、天と云ふは天上の宮造の制に倣はせ給ひて建てさせ給へるを以て云ふにて、第二、一書に謂ゆる天日隅宮の御事にて即杵築大社はなり、遷却崇神詞に皇御孫之尊乃天御舍之内仁坐皇神等被_レ云々と有る天御舍は、本より天上の儀式を用ひて造らせ給ふが故なるにて此と同じ例なるなり、記傳十四(五十

一丁)に御舍は美阿良訶と訓む、玉垣宮段又朝倉宮段に如_二天皇之御舍_一と見え、祈年祭詞に皇御孫命能瑞能御舍仕奉_レ、大被詞にも皇御孫之命乃美頭乃御舍仕奉_レ、大殿祭詞に皇御孫之命乃天之御霧日之御霧止造奉仕_レ瑞能御殿(古語云_二阿良可_一)古語拾遺に瑞殿(古語、美豆能美阿良可)と見え、樞原大宮造の所に仍令_レ天富命(太玉命之孫)率_二手置帆負彦狹知二神之孫_一、以_二齋斧齋鉏_一始採_二山材_一構_二立正殿_一、故其齋今在_二紀伊國名草郡御木龜香二郷_一、(古語、正殿謂_二之龜香_一)採_二材齋部所_一居謂_二之御木_一、造_二殿齋部所_一居謂_二之龜香_一、是其證也と有るを、和名抄に荒賀郷と云ふ有て、御木郷と云ふは見え、萬葉一(廿二丁)に、荒妙乃、藤原我宇倍爾、食國乎、賣之賜牟登、都宮者、高所知武等、二(廿八丁)に、宮柱、太布座、御在香乎、高知座而など有り、名義は在所か又はは在波訶にても有るべし、波訶は何所を波訶など云ふ波訶にて、慥に其處と定まりたる處を云ふ、(補意)と云はれたり、今按ふに在所の説の方勝れるにや、臨時祭式に鎮_二御在所_一祭と有るも字音にて訓むべきならめども、前後を考ふるに此も御殿を鎮むる祭と聞え、又中昔の書共に阿理訶と云ふ事多く見え、上に注せる住所などの訶は凡て人の住著く處を云へるなれば、此も其に准らへて思ふ可き者なりかし、菅家萬葉集に、荒金之士之下丹手、又古今集序に阿良訶泥の地にしては、など云ふ發語有を、記傳の細書に云はく、地の枕詞に阿良訶尼能と云ふも舍根なり、地は舍を立つる根なればなり、底津石根に宮柱布刀斯理と云ふを思ふ可しと云はれ、又玉勝間橋卷にも、地の枕詞に阿良訶泥能と云ふは殿舍根のなり、古殿舍を美阿良訶と云ひしは常なり、其を御と云はば唯阿良訶とのみも云りしにて知るべし、借古の殿舍は伊勢の太御神宮の如く凡て柱を地に掘入て立てたりしかば、地は殿舍の根なる由なり」とも云はれき、其は阿良訶より續ける義然も有べき事な

がら、其發語は傳十八卷に注せるが如く本草和名に、鐵、和名阿良加禰と有て、此は鐵沙は土より分るゝ者なる故に云ふと思ゆ。○造は、其神の治賜者と乞し給へる如くして、天之御巢を造て治奉れる由なり、其造宮の事は上に注せるが如く第二ノ一書に、即以紀伊國忌部遠祖手置帆負神、定爲_ニ作笠者_一、彥狹知神爲_ニ作盾者_一云々と有る、其神等をして此天日隅宮をば令_レ作給へるなり、其出雲風土記に神魂命詔之、十足天日天日栖宮之縱橫御量千尋榜繩持而百結々、八十結々下而、此天御量持而所_レ造_ニ天下_一大神之宮造奉詔而、御子天御鳥命楯部爲而天降下之と見えたる是なり、偕此の造は其宮を造りて治め奉る事を云ふなり、斯る例古書には多き事にて、萬葉二(廿八丁)に、由縁母無、眞弓乃崗爾、宮柱、太布座、御在香乎、高知座而、明言爾、御言不御問、日月之、數多成塗と有るは、其(二十五丁)に、朝毛吉、木上宮乎、常宮等、高之奉而、神隨、安定座奴と有るが如く、其宮に鎮り坐す事を云はずしては云足はざる心ちすれども、然らずして鎮り坐す由に通ゆるは古文の妙なる所なり、已に此も上文には於_ニ底津石根_一宮柱布斗斯理、於_ニ高天原_一冰木多迦斯理而治賜者と有るは、彼の玉垣宮段に修理我宮如_ニ天皇之御舍_一と有るに等しき所なるを、其造と云ふ事を云はずして、治賜者と其鎮奉らせ給ふ可き由を申させ給へれども、自然に令_レ造の語を含めるに相等しき者なるをや、(然れば右に引ける上文には、造と云ふ事を略きて鎮坐さむ事のみを宣ひ、此は其天之御舍を遣らせ給ふと云ひて其鎮奉る事を略かれたるながら、互に相照して其條理少か滯る所無くして甚能く通ゆる者なり、此を以ても上に謂ゆる天之御巢と此天之御舍とは等しき事なるを知るべし)○水戸神は、同記に生_ニ水戸神_一、名速秋津日子神、次妹速秋津比賣神と有りて二柱なり、此には四神出生章第六ノ一書に、水門神等號_ニ速秋津日命_一と有れども、其御

禊段なる伊豆能賣神はしも正しく其水戸神に當る可き由、記傳及大被詞後釋に委しき定説の有るが上に、其詞に出たるも荒鹽之鹽乃八百道乃八鹽道之鹽乃八百會爾座須、連開都比咩止云神持可々吞_ニ吞_一と有て、夫神の事を云はざりければ、此は女神一柱なるに違有るまじき由傳八に已に辨へたるが如し、然して此神はしも天穗日命の后神と成らせ御在し坐しける由は、先づ彼五男神の中に天穗日命熊野大隅命を一神と爲て聞くべし、傳十三及上に注せるが如く、出雲風土記に出雲郡伊努郷、那家西北八里七十二步、國引坐意美豆努命御子、赤衾伊努意保須美比古佐倭氣命之社即坐_ニ郷中_一、故云_ニ伊農_一(神龜三年改_ニ字伊努_一)と見えたる意美豆努命は、即素戔嗚大神に坐し、赤衾伊努意保須美比古佐倭氣命は天穗日命にて渡らせ給へるに、神名式を見れば伊努神社同社神魂伊豆乃賣神社と見えたる此にて、其后神はしも水戸神にて御在し坐す由を明らめ奉る可きなり、(亦名を天穗津日女命とも申して、其御女伊努比賣命亦名神須治囉姬命と申すは大歳神の后神にて渡らせ給ふ事、委しくは傳廿四に注せるが如し、即天夷鳥命の御兄弟にて御在し坐せり、又此に神魂の言を冠らせ奉れるは、神魂命の御命以て配せ奉らせ給へるに依れる可き事なり)○孫は、比古と訓べし、神名式に山城國葦喜郡棚倉孫神社(名神大)大和國高市郡巨勢山坐石椋孫神社、吳津孫神社、河内國大縣郡金山孫神社、尾張國愛智郡孫若御子神社(名神大)、出雲神賀詞には阿遲須伎高孫根乃命と有など、是孫ノ字を比古と訓める的例なり、記傳十四(五十四丁)に、孫は和名抄に爾雅云子之子爲_レ孫、和名無萬古、一云比古と有る中に比古と云ふぞ正しかる可き、孫ノ字古くは皆然訓めり、又曾孫を比々古と云ふも比古の子と云ふ義なればなり、今俗に曾孫を比古と云ふは比々古の訛れるなり、偕孫を無萬古と云ふは馬梅_{ウマヅメ}などをも後には牟萬牟米と云ふ例にて本は宇萬古なり、其は

蕃息子にて子等の又子等の次々に蕃息れる意の稱なり、是も古き稱とは聞えたり、偕此の孫は泛く子孫の意に云へるかとも見ゆれども、猶子の子を云へるなる可し」と云はれたり、其は右にも云へる如く天穗日命其子天夷鳥命其子伊佐我命ぞ正しく櫛八玉神に當れると思しければ、子孫を泛く云ふ方には非ず、但此をば天穗日命之孫とこそは云ふべけれ、其后神の方より孫と云ふ事は如何なる事ながら、此は天御饗を奉る料の天平釜の埴を海中に求に入る事を云ふ件なりければ、御祖神の御助に依らせ給ふ事なるが故に、其職の方に就て此は水戸神之孫と傳へたりし者なるにこそ、(此孫ノ字を俗に萬古と訓むなるは、右の宇萬古の略なる事、比々古を略きて比古と云ふに同じかる可し、偕比古比賣と對へる比古の事は別なる由有て、傳三卷大戸摩彥尊大戸摩姬尊の所に注せるが如くなるを、孫を比古と云ふは經子と云ふにて子を経て子なる謂なり、上にも少か云へり)○櫛八玉神、記傳十四(五十四丁)に、櫛は奇にて八は彌玉は布刀玉命の玉と同じくて手向の約りたるなる可し(下略)と云はれたれど、御饗を奉る事を手向とは云ふまじければ、玉は多末と同じくして其膳夫として多米都物を調へて奉り給ふ由なる可し、記傳九(九丁)に、味物は多米都母能と訓むべし、明宮段に種々之珍味と有るも如此訓むべし、其故は大嘗祭儀に奏兩國所獻多米都物色目と有て、其詞に御神酒倉代缶物多米都物雜菓子飯などの色目見え、又大多米津酒、大多米酒、波多米御酒、多每米、大多米院と見え、大嘗祭式にも多明米、多明酒、多明酒屋、多明料理屋などと見えたればなり、古に凡て美味き飲食を云へるなり、姓氏錄多米連條に成務天皇御世仕奉炊職、賜多米連也、又多米宿禰條に成務天皇御世仕奉大炊寮、御飯香美、特賜嘉名と有るを以て知るべし(取要)と見えたる是なり、予又傳十二、二十に注せれば就て見るべきなり、此神の膳夫

と爲て仕奉られし由を思ふに、玉をば右の多米と同じく見るより外無きを、傳八に注せる如く倭姬命世記皇太神御遷幸の所に、出雲神子出雲建子命一名伊勢都彥神一名櫛玉命云々、五十鈴川後江^{天奉}御饗と有る、後江の其川の水門なるに、櫛玉命と櫛八玉神とは彌の意の八の言の添れるのみなるが、其御饗を奉られし所以に合せ見る時は、其玉も多米なる事灼然き者なるかし、(但櫛玉命は神代の神なり、御遷幸は垂仁天皇御世なり、其神の此に出られて皇太神に御饗を奉られし事疑ふ可しと雖も、杜撰とも見えざりければ今抄しつ、此櫛玉命は其櫛八玉命の子か又は亦名か未考へ得ずと雖も、天夷鳥命の子孫たるに疑無ければ、此の古事を取りて其時の事を成せるにや)偕其伊佐我命も櫛八玉神と同神なりと云ふ上は其名義を説かざる事を得ず、故右に伊佐理長^{イサリナガ}なる可しと云へるは、次に榜繩之千尋繩打延、爲釣海人之口大之尾翼鱸、佐和々々邇控依騰而云々と有は、即其伊佐理を爲る事にて、此神は其漁者の長とし云ふ義なる可し、此事は萬葉三(十五丁)に、荒榜、藤江之浦爾、鈴寸釣、白水郎跡香將見、旅去吾乎と有を、一本云白榜乃、藤江能浦爾、伊射利爲流と見え、六(十七丁)長歌に、荒妙、藤井乃浦爾、鮪釣等、海人船散動、鹽燒等、人曾佐波爾有、浦乎吉美、字倍毛釣者爲、濱乎吉美、諾毛鹽燒と云ふ句有て、反歌に奥浪、邊波安美、射去爲登、藤江乃浦爾、船會動流、十二(三十六丁)に、能登海爾、釣爲海部之、射去火之、光爾伊座、又思香乃白水郎乃、釣爲燭有、射去火之、髣髴妹乎、十五(十一丁)に、伊射里須々、安麻能登毛之備、又(十三丁)伊射理爲流、安麻能乎等女波、小船乘、都良々爾宇家里、又(十七丁)伊射流火波、安可之且登母世、又(十九丁)伊射里須流、安麻乎等女良我、十七(八丁)に、海未通女、伊射里多久火能、十九(廿九丁)に、鮪衝等、海人之燭有、伊射里火之、二十(廿五丁)に、波麻

爾伊泥豆、海原見禮婆、之良奈美乃、夜敞乎流我宇倍爾、安麻乎夫禰、波良々爾宇伎豆、於保美氣爾、都加倍麻都流等、乎知許知爾、伊射里都利家理など、後の歌にも多く詠みて魚釣り網曳きなど凡て海中にて漁する事を云へり、俗右の如く同神異名なる中に伊佐我命とは其天御饗を奉る料に漁する方に因り、櫛八玉神とは其膳夫として御饗に奉らせ給ふに因れるにて、各其職を以て名とは成れるなり、(蜻蛉日記中下に、胸の外には鶺鴒なりけるなど思えて、猶見れば曉方には引替へて伊佐理と云ふ物をぞ爲る云々と云へれば、川なるをも然云ふなりと見ゆ、雀鴨長明無名抄に、或人云はく阿佐理と云ひ伊佐理と云ふは同事なり、是に取て朝に爲るをば阿佐理と號け、夕に爲るをば伊佐理と云へり、此東の海人の口狀なり云々と有れども心得ず、夫木集五卷に、朝和の海人の伊佐理ぞ思ひ遣る、春の麗らに日は成にけり」と詠るは朝に爲るを云へるならずや、此事傳三十卷阿佐流の注に云ふべし)○膳夫は、加志波傳と訓むなり、大殿祭詞別に皇御孫命朝乃御膳夕乃御膳供奉、比禮懸伴緒、襁懸伴緒、大被詞に天皇朝廷爾仕奉、比禮掛伴男、手襴掛伴男と有るは、後に謂ゆる膳夫と采女にて、上代には殊に重職なりし事其講義に就て注せるが如し、斯以て天神御子天津日繼所食す大御世の始には大嘗の大御祭を行はせ給ひ、年毎には六月十二月の神今食と十一月の新嘗の御神事御在し坐すを、公事根源に伊勢天照太神を勸請申されて天子御自神饗を供せさせ給ふにや」と有るが如く、其二の伴緒を率させ御在し坐して朝夕の大御饗を進らせ給へる大御政に御在し坐して神饗を奉らせ給へるは、其祭主となりて仕奉らせ給ふ所以なり、此にも櫛八玉神の爲膳夫と云ふは其祭主と爲て仕奉らるゝ義なるを知るべきなり、其重職なる由は景行天皇御紀十八年に天皇西征の御時に到る邑而進食、是日膳夫等遺盡、故時人號其忘盡處曰

浮羽と有て、其供御の器を忘れたるを以て地名とも成る程の事なるを以て其重き事を知るべし、其四十年日本武尊東征の所に亦以七掬脛爲膳夫と有る、此事を古事記には凡此倭建命平國廻行之時、久米直之祖名七拳脛、恒爲膳夫以從仕奉也と有りて、自餘の侍臣の事を云はざるを見るべし、其五十三年天皇東國巡狩の御時に、於是膳臣遠祖名磐鹿六雁、以蒲爲手襴、白蛤爲脛而進之、故美六雁臣之功而賜膳大伴部と有る、此事に就て高橋氏文に其命の薨坐しを令弔給ひて、若之膳臣等乃不繼在、朕王子等乎志天佗氏乃人等乎相交天波亂良志女志と云ふ勅命さへ御在し坐しき、是其重任なる故なるに非ずや、記傳十四(五十五丁)に、膳夫は加志波傳と訓て書紀にも多し、繼體天皇御卷には供膳をも訓めり、和名抄に大膳職於保加之波天乃豆加佐、内膳司宇知乃加之波天乃官、主膳監美古乃美夜乃加之波天乃豆加佐と有り、名義は先づ甚上代には凡て饗を木葉に盛りける、其葉をば何木に在れ摠て加志波と云へり、故饗の事をば執行ふ人を加志波傳とは云ふなり、傳は手なり、凡て物を造る人を手人と云ひ、今世にも事を行ふ人を某手と云ふ類多し、出雲風土記抄に神門郡武志村に膳夫大明神として有るは此神なりと云へり」と見えたり、此武志は右にも注せるが如く多藝志之小濱の地に非ず、後此櫛八玉神を祀祭れるに因て號けたる者なる可し、又大社志に湊社と申す有り、此は櫛八玉神にて大社より神事を執行ふ社なるが、此をも今多藝志神社と申すなり、又湊社と申すは水戸神之孫にて渡らせ給ふ故に其義を以て稱せるなる可きにこそ、(記傳追考に、今世に杵築に櫛八玉神の子孫とて有り、姓は財氏にて別火と云ふ、此別火毎年の七月四日に身逃の神事と云ふ事有り、海底の鹽砂を苞に包み、鹽を焼て明日五日の大社の神事に獻るなり、身逃と云ふ由は彼別火國造の宅に行て此神事を行ふ、其日は國造は宅を出て他

所に居る、此を以て云ふとぞ、偕大社の末社に湊神社と云ふ有り、是櫛八玉命を祀ると云へり」と見えたる、此財氏と云ふは出雲臣の支流などにて此神事を受繼ぎ傳へたりし者なる可き事、上件櫛八玉神所に云へる事と次なる化鶴の所に注せる事とを互に考合す可し。○爲は記傳十四(五十五丁)に、爲ノ字は志氏と訓むべし、此事天照太御神高木神の詔命以て任し賜ふ事なればなり」と云れしは、此第二ノ一書なる天神の詔命に又當主汝祭祀者天穗日命是也と有を思はれたる可くして實に然る言なり、然るは右件注るが如く此櫛八玉神はしも其天穗日命の孫にし在ければ、此に大己貴大神の祭主と爲て仕奉らるゝが其即天神の詔命に依れよばなり、右に引る景行天皇四十年御紀に、天皇則命吉備武彥與大伴武日連、令從日本武尊、亦以七擲脛爲膳夫と有る亦ノ字は、上なる命ノ字と令從との字を受けたるにて、天皇の命を以て七擲脛を膳夫と爲て令從給へるにて此の爲字と同じく、又應神天皇二十二年御紀に天皇吉備國に行幸て葦守宮に御在し坐す所に、時御友別參赴之、則以其兄弟子孫爲膳夫而奉饗焉と有るも、其御友別より兄弟子孫をして膳夫に仕奉らしむる所なる故に志氏とは訓めるなり、(又記傳に云く、那理互と訓む時は櫛八玉神の自爲る意に成れよば其義に非ず)と云はれし如くにて、此は天神より令行給へる所なり。○天御饗は、此上文に如く此之白而造天之御舍而と有るに引合せて讀べし、然るは天神の詔命を以て天神御子の天津日繼所知食す天之御舍の如くして鎮め奉らせ給ひ、此よりは天神御子の方より令祭給へるなりければ、此には天上の儀を以て仕奉らるる事なるを以て天御饗とは云へるにて、下に謂ゆる天之眞魚咋の天ノ字も此に同じ、大嘗祭詞に天津御食乃長御食能遠御食、中臣壽詞に天都御膳長御膳乃遠御膳止と見え、此第三ノ一書に天甜酒と有る類是なり、右等の文を引て記傳

十四(五十五丁)に、天ノ字は天上にて行ふ御饗の式を用ゐらるゝ故に云ふなる可し、偕此に獻天御饗之時と云ふは、總てを括りて先づ言置て次に其細なる件々をば云ふなり、是文の一格にして中昔の物語書などにも多し、次に禱白而と云ふより獻天之眞魚咋也と云ふまで即此御饗の件々なり」と云はれたるが如く此は大綱の文、次は小目の文なる者なり、(其天御饗の事に就て傳十七卷に云へる如く、新嘗に庭饗と云ふ一の義有り、又雄略天皇二年御紀に欲與群臣割鮮野饗と所見て、野饗と云ふ語有に依て、天御饗も天之御舍の御饗なるに就て天ノ字を冠せたるかと思ひしかども、其は甚々粗き説にて有りけり)○禱白而は、大己貴大神はしも天日隅宮に鎮まらせ御在し坐して幽と顯と世は已に相分れたりければ、其神宮に仕奉りて願辭爲るにて、神事幽事の御政を仰乞奉る始なる者なり、斯くして其禱り給ふは何事ぞと云ふに、次に謂ゆる天平盆造る料の埴を海底に取りて天八十毘良迦を作り仕奉しめ給はる可き由を願ひ奉れるにて、大神の爲に齋まはりの心を盡し究めさせ給ふ義なれば、此をば唯に櫛八玉神の化鶴入海底の事と、其次なる燧白燧杵を爛かなる水草にて造るなどは意表なる事なるを、大神の爲に仕奉るが故に其事を係て禱言せる者と見る可きなり、祝詞考に此の文を引て云はく、此は甚々上代には大社に稱へ申す文なり」と云はれ、記傳十四(五十六丁)に、禱白は石屋之段に天兒屋命布刀詔戸言禱白而と有ると同じ事にて、御饗奉る祝詞なり」と云はれしは尤にもと開ゆる事ながら、此は鶴と化て埴を咋出む爲に水中に入るべき由の願言と燧白燧杵の事のみにして、此下に鑽出火云と云ふよりは、其天御饗を料理へて大神に供へ奉る此時を始として、長く遠く仕奉る可き由を誓ひ申せる稱辭にて、常に云ふ祝詞の例とは大に趣の異なりける事共なり、此禱白而と云ふ義は傳十七に已に注せりき、(又記傳

に此禱白す詞は下文に是我所燧火者云々と有る是なり、然るに禱白と云ふ事を彼處に云ずして此に先づ云へるは、御饗獻る時と云ふに接連む爲なり、云々」と云れしは然る言ながら、此禱白而と下に云と云へるとは一ならざる事を能くも分たれざりしなり)○櫛八玉神、記傳十四(五十六丁)に、此に再此名を擧ぐるは、上は詔命にて任し賜ふを云ひ、此は其任を奉はりて是より下の種々の事を此神の行ふ由に云ふなり」と有るが如し、○鵜は本草和名に鵜鷗(仁譜虛茲二音)一名蜀水華、一名鷗(出兼名苑)和名字と有るが如く、御紀には多く鵜鷗の字を用ひられたり、萬葉一(十九丁)に、上瀬爾、鵜川乎立、三(三十三丁)に、阿倍乃鳥、宇乃佳石爾、六(十八丁)に、鳥回爲流、水鳥二四毛有哉、十七(三十六丁)に、宇奈比河波、伎欲吉勢其等爾、宇加波多知、又(四十九丁)夜蘇登毛乃乎波、宇加波多知家里、十九(十二丁)潛鷗歌に、鳥津鳥、鷗養等母奈倍、又(廿一丁)贈水鳥歌に、和我勢故波、宇河波多々佐禰、又、鵜河立、取左牟安由能など見ゆ、記傳十四(五十六丁)に、和名抄に鵜鷗、辨色立成云、大云鵜鷗(日本紀私記云志萬豆止利)小曰鵜鷗(俗云字)爾雅注云、鵜鷗水鳥也、鵝頭如鉤、好食魚者也と有り、志萬豆止利と字とを大小に分たるは非なり、庭津鳥鷗、野津鳥雉と云ふ格にて、鳥津鳥鷗と云ふは一なり、又字を俗云と云へるも如何ぞや、宇てふ名已に白檮原宮段大御歌に志麻都登理、宇加比賀登母とも見えたるをや(下略)と云はれたり、(右の水鳥を一本に水鳥と有るを、右の爾雅注に依る時は水鳥なりと雖も、其鳥に似たるを以て此方にて水鳥の二字を合せて字とは訓ませたるなる可し、字鏡には鷗郎都反鷗字と見え、鷗才資反字と見えたり、琅邪代醉篇の鳥鬼と云へる者なり)○化は那理氏なり、凡て神の御上は甚奇異なる者にて、其爲行ひ給ふ事の狀に依ては、物に形を變化て其物其事を易く或

し給ふ者なり、其一二を云はゞ神武天皇戊午年御紀の頭八咫鳥の御事を、姓氏錄(山城國神別天神)に鴨縣主(中略)神日本磐余彥天皇(謚神武)欲向中洲之時、山中嶮絶跋涉失路、於是神魂命孫鴨建津身命、化如大鳥、翔魚奉導、遂達中洲(下略)と有も、空より翔りて導き奉るに非ずしては、其路を求めさせ給ひ難き故に大鳥とは化らせ給へるなり、又出雲風土記に鳥根郡法吉郷(中略)神魂命御子宇武賀比々賣命、法吉鳥化飛度、靜坐此處、云法吉と有るも、古事記八十神段大穴牟遲神の所殺給ひし時には、蛤貝と化て其母乳汁を塗て作活し給へりしを、又此飛去りて地を易へ給ふには法吉鳥と作て飛度らせ給へるなど、各其物と化りて物爲給はずして事の濟ひ難き所以の有りければなめり、記傳十四(五十六丁)に、櫛八玉神の今此鳥に化れるは勝れて水底に善く潜り入る者なる故なり」と云はれたるが如く、浪を分入りて海底に物爲しつ可き事有るには、鵜に化て物爲る時は便理宜しきが故に、其海底に潜入らせ給へる間假に其鵜の形とは化り給へるにて、右に禱白而と有る事の驗有る由を此には記されたるなり、右に注るが如く此神はしも、天穗日命と水戸神と二柱神の孫なりければ出雲國造の祖なり、然して崇神天皇六十年御紀に鷗濡淳と云ふ人の所見たるは、同錄(右京神別、上天神)出雲臣天穗日命十二世孫鷗濡淳命之後也と有る其名も此に由有り、此時などは已に人世なれば然る化鵜と云ふ事こそは出来ざらめ、然れども祖業を傳て海底の壇を取て平盆を造り大神を祀れりけむより負へる名にて、鷗濡如の義ならむと思ゆ、(然れば右に注せる財氏の職は元來出雲國造の家に傳へたりし業なるを、財氏の別れし程より其家に限る職とは成れりし事決き者なり、此を以て財氏は愈出雲國造の支流なる事を明らむ可し)○海底は、和多能會許なり、此に經緯の差有て經とは水底を云ふなり、緯とは澳を云ふにて海

退の義なる事傳八に注せるが如し、○入は、潛入て底の埴を咋出る事なり、右に引ける崇神天皇六十年御紀に鷗滯浮命は更なり、萬葉にも十三(三十丁)に、上瀬爾 鷗矣八頭漬、下瀬爾、鷗矣八頭漬、十九(十二丁)に、左伎多河、鷗八頭可頭氣氏、又(二十一丁) 早瀬爾波、水鳥乎潛都追など有る鷗に、潜くと云は水に入る事なれば、此も其心に見るべきなり、○底之は、記傳十四(五十七丁)に、上に巳に海底と云て又如此云ふは、海の底と云ふは唯海水の下方と大凡に云ふ言、此底は正しく底を云ふなり」と有るが如し、萬葉十九(廿三丁)に、藤奈美能、影成海之、底清美、之都久石乎毛、珠等會吾見流、又、多枯乃浦能、底左倍爾保布、藤奈美乎、云々、古今春下に、吉野河岸の山吹吹く風に、底の影さへ移ろひにけり」同戀二に、冬池に住む鳩の連も無く、底に通ふと人に知らるな」後撰哀傷に、亡人の影だに見えぬ遺水の、底に涙を流してぞ來し、源氏若紫(七丁)に、何心有て海の底まで思入らむ、底の見る目も憤かしうなど宣ひて云々」など其餘にも擧ぐるに違非ず(凡て底と云ふは物の行至る極みを云ふ事にて、夫木集十四に、葦雲居の鴈の何と云ひて、壁の底より聲合すらむ」又、御室山麓の尾花霜枯れて、嵐の底に弱る虫の音」十八に、速なさは現とも無き心ちして、老の底より年ぞ暮れぬる」など壁ノ底と云ひ嵐ノ底と云ひ夢の底と云るなど皆右の意なり、今昔物語廿六に、近來和歌の道殊に持成されしかば、内裏仙洞攝政家何れも取々に底を極めさせ給へり云々」と有も、其藝の至る極めを盡すを云るなり)○波邇は、埴なり、傳七、八、埴山姫神の下に注るが如し、記傳十四(五十七丁)に、和名抄に埴、釋名云土黃細密曰埴、和名波爾、字鏡に埴黏土也、波爾と有り、萬葉には一(廿七丁)に岸之埴布爾、仁寶播散麻思乎、六(十五丁)に、住吉能、岸乃黃土粉、又(三十一丁) 住吉之、岸乃黃土、七(三十七丁)に、山跡之、

宇陀之眞赤土なども作り、埴なる地を埴生と云へり、此土は陶器新を作る土なり(補意下略)と云はれたるにて明らかし、若て此に海底の埴を取出で給へるは、其天八十毘良迦はしも大神に奉る天御饗を盛る料なりければ、殊に人などの踏荒さるる清土を用ひさせ給はむとあるにこそ、神武天皇戊午年御紀に夢有天神訓之曰、宜取天香山社中土、以造天平瓮八十枚、并造嚴瓮而敬祭天神地祇、亦爲嚴咒詛と云ふ御訓の御在し坐けるに依りて、権根津彦と弟猜とを遣して其土を令取給ひ、其土物を令造て天神地祇を祭らせ御在し坐しけるに、果して其驗の御在し坐しけるを以て此物に造る埴をば古は甚じき物に爲させ給へる御事を知るべし、其下に天皇以前年秋九月潜取天香山之埴土、以造八十平瓮、躬自齋戒祭諸神、遂得安定區宇、故號取土之處、曰埴安と見えたる是なり、又倭姫命世記にも又隨天神之訓土師物忌乎定置取字仁之波邇造天平瓮八十枚天敬祭諸宮とも有り、(如此く右の二共に天神より其埴を取るべき所を指示させ給へるを以て、此に海底の埴を取り給へるも大神の御心にして、彼禱白而と有る事の信驗なる由を見奉り知るべきなり)○咋出は鷗の魚を咋る如くに海底の埴を咋持ち來給へるなり、若て此一事のみ鷗に化て物爲給へる業にて、此より以下は其本の身に立復らせ給ひての所爲なり、能く此界を誤る可からず、○天八十毘良迦の天は、天上の御物に擬へるを云ひ、八十とは物數の多きを云ふ事例の如く、下に火を燒く事を云れば天平瓮及嚴瓮なども有りけむを大らかに云へるなり、倭毘良迦は記傳十四(五十八丁)に、神武天皇戊午年御紀造天平瓮八十枚の下に平瓮此云毗邇介と注され、又次に乃以此埴造作八十平瓮、天手挾八十枚嚴瓮而陟于丹生川上、用祭天神地祇と見え、水垣宮段に又仰伊迦賀色許男命、作天之八十毘羅訶、定奉天神地祇之社と所見たり、

和名抄瓦器類に盆、唐韻云、盆瓦器也、爾雅云、盆謂之缶、兼名苑云、盆一名孟、辨色立成云、盆、比良加、俗云、保止岐と有り、盆と笮とは同字にて今云ふ皿鉢の類なる者なり、俗に云ふ盆には非ず、字鏡には甗又甗を比良加と有り、甗は字書に見えず、又甗は釜の類と聞ゆれば比良加には如何、偕此器は今の皿又土器などの如くなる物と聞えたり、但儀式に徑一尺三寸深一尺四寸と見え、大嘗祭式に比良加一百口各受一斗なども有れば大なるも有るなる可し、名義比良は書紀に平盆と書る如く深からず平なる形を云ふ、式に多加須伎比良須伎と云ふ器も見え、又今世の膳具に比良有り都煩有り是等形に因れる名なり、甗又皿など云ふも淺在の義なる可し、顯宗天皇御卷には淺甗と有り、俗言に器の淺きを佐良伎と云ふ、迦は此類の器の總名と聞えて、式に由加又多志良加又甗など有り、土器甗などの氣も通音あれば本は一なめり、大嘗祭式に凡應供神御雜器者と有る下に神語曰由加物と見え、又由加十口なども見ゆ、忌甗の意なる可し、又太神宮儀式帳に天平盆十二口など見ゆ、今用ふる比良迦俗に盆瓦と云ひて形は丸き盆の如く、徑八寸許深一寸許にて、尋常の土器の如き燒なる物にて、毎節宇邇郷より貢すとあり(取意)と有にて心得べし、桑家漢語抄に平盆比良加、又八平賀或八十平賀、宇園四帝宮與宗廟用相開、寶地之義也、加與久音相通也、四圍用土器之大、壇安比咩之後代々掌之と云ひて、比良迦を開ノ字の義に云へるは杜撰なり、又寶地と云ふは心得ぬ事ながら、右に引る如く此壇を取らせ給ふ事を重く爲させ給へば然る意味は有るべし、壇安比咩之後代々掌之と云ふは其神より始めりと云ふ義なるにや、(又記傳に云く、釋に大同元年太神宮本記曰、采女忍比賣我作之天八十枚加持而、伊波比戸爾仕奉支、兼方案之、平賀者盛供神物之土器也、今世伊勢太神宮御殿下、多以安置之、或說諸神參候之

神座云と云へり、諸神參候之座と云ふは心得ぬ事なり、後の附會なる可し、百練抄に保安二年九月六日、諸卿定申、豐受大神宮爲洪水一流損事、正殿下天平賀流損事と見えたりと云はれき)○作は、其土器を造らせらるゝ事にて、此より以下は櫛八玉神の本身に成り給ひての所作なり、○海布は、記傳十四(五十九丁)に、米と訓むべし、米は海藻滑海藻昆布などの類の總名なり、和名抄に海藻、和名邇木米、俗用和布、滑海藻、阿良女、俗用荒布と見え、萬葉十四(三十四丁)に、比多我多能、伊蘇乃和可米乃、十六(廿七丁)に、角鳥之迫門乃稚海藻者、人之共、荒有之可朽、吾共者和海藻、と有る此一首の歌に、如此字を更へて書ければ、和海藻の方は邇岐米と訓むべきか、偕和名抄には和布と荒布とを出して若布と云ふをば出さず、又名の一の如く思はるれども、延喜式に海藻稚海藻滑海藻、又和布海藻荒布と之を並べて擧げたる所々有れば別なり、偕此に海布と書るは聞ゆれば唯に米と訓へて、何れの米とも難定き中に、稚海藻滑海藻などの米に海藻の字を當て、又萬葉七(廿一丁)に、海藻刈舟、海人榜出良之と書ければ、海藻は米の總名なるに、此字を又爾岐米に用ひたるを思へば、種々の米の中に邇岐米を主と爲るにや(取要)と云れたり、右件和布荒布と云ひて一種の名なるに、式に和布を訓みたるは若布として別に一種なるには非ず、其和布の若き芽を採取て用ふる事なる故に字も同じきを用ふるなり、草木の稚きを若草若木などと云ふに異ならず、偕出雲風土記を見るに北海の島々に生海藻又は生紫菜海藻と云て、荒布の事一所も見えざりければ、此海布は云れたる如くに和布と見て大に味有る事、次に云ふ燧白の條に考合す可し、(萬葉三卷廿丁に、然之海人者、軍布刈鹽燒云々と有る軍布を米と訓るは、和名抄に昆布、和名比呂米 一名衣須須女と有る其昆ノ字通はして軍ノ字を用ひたるにや、然れども昆布は夷布

とも云ひて其海には絶えて無き者なりければ、其字を用ひたるのみにて猶和布の方なる可し。○柄は、道祥本に此なるを加良、次なるを久伎と訓たり、萬葉十七(三十八丁)に、之良奈美能、與世久流多麻毛、余能安比太母と有は、白浪の寄來る玉藻の節間ヨシマと云事にて、十九(廿七丁)に、八隔浪爾、塵珠藻乃節間毛ヨシマと有に同じく、凡て藻の類にて莖有りて其に竹の如く節有る者なり、記傳十四(六十丁)に、和名抄に大枝曰幹、和名加良と有る是なり、幹ノ字注に艸木莖也と有り、柄ノ字は矛の類又斧などの柄の事にて意異なれども、其を同じく加良と云ふ故に通はして書けるなり、物の柄を云ふも草木の莖を云ふも加良てふ名は一なる可し、漢國にても木枝の大なるをも云ひ、又斧柄をも云ひて通へる事有り」と注され、又其廿九(六丁)に、多能伊那賀良邇は田之稻幹になり、神代紀に粟莖、字鏡に秆桿、阿波加良と見えて、説文に稗禾莖也と云へり、萬葉十一(三十九丁)に、吾屋戸之、穗蓼古幹、採生之、實生左右爾、君乎志將待と見え、字書に草木莖、曰幹と云へり」と云はれたり、又伊勢物語(六十二段)に、古の匂は何ら櫻花、扱ける幹とも成にける哉」とも見ゆ、倍此は海藻の幹なる所を云ふなり、(記傳に出雲風土記に、出雲郡腦島の産物に藻柄と云ふ有り、此は何物にか」と云れき、然れども今在る本には腦島と有る細書に生紫菜海藻有松柏と云ふ八字有るのみなれば別本なりしにこそ)○鎌は、道祥本には鎌に作り、記傳十四(六十丁)に、鎌は加理氏と訓べし、苧なり、鎌ノ字に苧の意は無けれども體名を其用に用ひたる事、天若日子段に帯に掃ノ字を書ける、是用を以て其體に用ひたると相似たり」と云はれたるが如し、萬葉一(十五丁)に、射等籠荷四間乃、珠藻苧麻須、二(十六丁)に、住吉乃、淺香乃浦爾、玉藻苧手名と有るなど、玉藻にも海藻にも刈ると云ふ事常に多し、○海藻は道祥本に海葦と作り、其事は

次に云ふべし本草和名に石蕪(常淪反、性至滑々)一名海藻(出崔禹)和名古毛と有り、記傳十四(六十一丁)に、和名抄海菜類に石蕪、唐韻云蕪水葵也、漢語抄云石蕪、古毛、一云水葵菜、辨色立成云、海藻和名上同と見ゆ、此石蕪と海藻と一物にて海に生る物と見ゆ、水草の菰とは別なり、字書を考ふるに蕪は蕪と同じくて、本草にも蕪一名水葵と有り、海藻に非ず池澤などに生ふる物なり、然れば蕪と石蕪とは別なるを、和名抄に一にして唐韻を引きたるは誤なり、又漢語抄に石蕪の一名を水葵菜と云も違へり、大嘗祭式に紀伊國所獻云々、都志毛古毛各六籠、令賀多潜女十人、量程採備と有る古毛も是なる可し、谷川氏云く、海藻に古毛と云ふ物有り、小藻の意なる可し、穗蓼に似て丸き物多く著けりと云り(取要)と云はれき、倍道祥本に以海葦之柄と作て海葦を阿斯と訓めり、燧杵に作るには然滑らかにして嫩き海藻の方よりは草の葦は莖も詳かに在る物にし在りければ此方尤に似たりと雖も、凡て此時の事共は櫛八玉神の禱白し給へるの應へて神異の始めて見はれさせ給ふ所にし在りければ、常には燧白燧杵などの如きは火に縁有る檜木を以て物爲る事なるに、此には水底に在りて火は更に由無きが上に、然も其海菜の中にも殊に嫩弱なる和布を以て白に作り、又滑らかなる海藻を以て杵には作れるにて、如何にしても今日の道理の上にては成るまじかりける、難き中にも難き事を物爲るにて、右の禱白されし験とは云ひながら大神に仕奉らるゝ所爲の厚き事を如此く示し奉れる者と見えたり、(此は尋常なる小賢しき凡人等の得しも信用くまじき事なるにて、奇しとも神しとも云知らぬ深き味はひ有る所なる者なり、倍水菜の葦はしも木より滑々なめくと爲て軟らかなる物なるを、此の海藻も其如くにして滑らかにして手にも採り難き程の物なるなり)○柄を、此にては道祥本に久伎と訓るは、海藻を海葦に作れるに

隨へるならめども、右に注る如く幹と莖とは同じ物なり、和名抄木具に莖、玉篇云莖(戸耕反、和名久木)枝之主也と有る是なり、○燧白は、記傳に肥伎理字須と訓まれたり、大嘗祭儀悠紀主基行列の中に次木燧一荷(納白管一合、吳竹爲囊、覆以綠纈、結以木綿、以布綱維之、其上挿賢木、擲丁一人、部領左右一人相夾)と有る此木燧を、肥伎理と訓めり、大嘗祭式には火燧に作れども其訓同じ事なり、靈異記中(廿六丁)に、信燧鑽_ニ東春、熱火炬_ニ西秋と有りて、燧を比岐利備乎と訓み鑽を岐里又母三と所見たるも是にて、上古は並べて用ひたりし者と見ゆ、然して玉葉に神宮之習不用_ニ火打_ニ用_ニ火切_ニと有りて、後には僅に神宮などに残るのみなりしと見えたり、此を白と云ふは記傳十四(六十三丁)に、火切を以て碾り揉む狀物を舂くに似たる故に白杵とは云ふなる可し、今も太神宮忌火屋殿にて神供を炊く火は皆切火なり、其法は能く枯れたる櫓の木口を切り、其小口の中央に少し凹みを付けて又錐の柄の如くなる木を以て力を入れて彼木口を強く揉て火を出すなり、右の木は櫓にても又は山檜葉と云ふ木にても作るとなり」と所見たり、(又云はく燧ノ字注に取_レ火具也と云ひ、禮記内則篇に左佩_ニ金燧_ニ、右佩_ニ木燧_ニ、注に金燧取_ニ火於日_ニ、木燧鑽_ニ火也と云へり、木燧にて火を打出す可き由無ければ是火切なる事明らかし」と云れき、偕右の儀式に木燧と有るは宜しきを、式には火燧と作る、其木ノ字を誤れるならむか、其阿波國獻物の中に、火鑽三枚又神服を織る所の具に火鑽三枚已上料鐵二延と見えたる、其は火打にて木燧とは別なる可し)○燧杵は、記傳十四(六十二丁)に肥伎里疑泥と訓べし、和名抄に白(和名字須)春_レ穀器也、杵(岐稱)春_レ槌也と有り、和名抄に火鑽和名比岐利、燧和名比字知と有り、凡て火を出すに打と切との異有り、日代宮倭建命段に以_ニ其火打_ニ而打_ニ出火_ニと有る、是打火にて尋常の如し、

又上代より忌て清く爲る火は皆鑽出す事にて、火打をば用ひず火切を用ふ、今に至るまで太神宮の御饌炊く火などは然なり、故に伊勢國にては必しも切出さねども別に忌清めたる火をば切火と云ふなり、偕伎留と云ふは輾磨ると本同言なる可し、今俗に毛美火とも云へり、靈異記に鑽岐里又母三と有れば、古より毛牟とも云ひしなり、錐にて穴を穿を俗に伎理毛置と云ふ、錐と云ふ名は伎留具なる故に其伎留を毛牟とも云ふ此も同言なり、偕右の和名抄又崇神天皇四十年御紀日本武尊段に以_レ燧出_レ火、と有るなどに依れば燧は火打なるに、此燧白燧杵の燧を肥伎理と訓むは如何と思ふ人も有るべけれど、燧は火打にも火切にも通はし用ふ可き字なり、和名抄に鑽を比岐利、燧を比字知と分けたるは漸後の事なり、偕火を切出す法は先づ鑽の字を所_ニ以_ニ穿_ニ也とも穿器也とも注せると、錐ノ字の注に穿器之銳者似_レ鑽而小と云ふを合せて思ふに、漢國にては鑽は錐の如くに銳からねども穴を可る器の名なり、然るに鑽燧と云ふ事古き漢籍に見えれば、火を取るにも彼の鑽と云ふ器に似たる物を以て、穴を穿る如くに碾り揉て出せしと見えたり、謂ゆる燧是なり、必しも金に限らず木なるも有り、木燧是なり、今此に燧白燧、と有る其に思合すれば、御國にても火を切るには然爲し事知られたり、(採要)と云はれき、右に引る儀式の木燧は白にも杵にも渡る名には有れども、鑽ノ字は岐里とも母三とも訓を思へば、專此燧杵に能く當れる字にてぞ有りける、(軍防令に凡兵士云々、火鑽一具熟艾一斤云々、皆令_ニ自備_ニと見えたるは、右の和名抄に謂ゆる火鑽和名比岐利と有る物ながら、實は後の火打の事と見えれば何れにも通はし云へり)と見えて、我上古に燧白燧杵と云ふ如くに委しく分けては云はざりし者と見えたり、右件は次なる鑽出火の注なりしかども、此の二事に取りて注せるは次には其器の事を辨へずとも有るべければなり)

○鑽出火は、記傳十四(六十一丁)に肥衰伎理伊傳氏と訓むべし、倭姫命世記に此問給久、汝等我阿佐留物者奈爾會止問給支答白久、皇太神之御費之坏奉止、伎佐宇阿佐留止白支、于時白事恐止詔而、其伎佐天令進太神大費而、佐々牟乃木枝乎割取而、生比伎爾宇氣比伎良貴給時、其火伎理出而采女忍比賣我作之天平賀八十枚持而、伊波比戶仕奉支と見え、高橋氏文磐鹿六獨命の膳夫と爲て仕奉給ふ所に、是時上總國安房大神乎御食都神止坐奉天、若湯坐連等始祖意富賣布連之子豐日連乎令火鑽天、此乎忌火止爲天、伊波比由麻閉天供御食。并大八洲像天八乎止古八乎止咩定天、神齋大嘗等供奉始支、(但云安房大神爲御食津神者、今大膳職祭神也、今令鑽忌火大伴造者、物部豐日連之後也)とも有り、大嘗祭式に伴造鑽火、兼炊御飯、安曇宿禰吹火と有るは右の例によれる者なり(取要)と有るが如く、此は櫛八玉神已に天八十毘良迦成就ひて御費の物共を仕奉らるゝ爲に忌火を鑽出し給へるなり(又云く、内山眞龍が出雲風土記の考に、神門郡の宇比多伎山は鷯火燒山にて、櫛八玉神の事を云ふ御屋と云ふは此御火炬屋なりと云へり)と有り、今考ふるに、同記に宇比多伎山、郡家東南五里五十六步、大神之御屋也と有るは、朝山郷郡家東南五里五十六步、神魂命御子眞玉著玉之邑日女命坐之、爾時所造天下大神大穴持命娶給而、每朝通坐、故云朝山と有ると同じ地にて、式に謂ゆる朝山神社の所在此に在れば、大神之御屋とは其をぞ云ふなる可き、且櫛八玉神の鷯に化給へるは海底の埴を咋出る爲にこそ有りけれ、鷯に化て火を燒給ふと云ふは心得ぬ事なり)又其追考に云はく、出雲國造義孝弘安記に、自天照太神至意宇足奴命神々相繼十八代也、第十九代宮向宿禰之時、自賜出雲姓以來、至義孝、子々相承廿八代也、雖然鑽神火、飲神水、未混流俗と有る由大社の説なり、自天照太神と云へるは心

得ず、此は自天穗日命と有るべき事なり、國造代々神火相續として第一の大事とす、今世に至る迄も國造新に世を繼がむと爲る時は、先づ意宇郡なる大庭社に行きて神火神水を受繼ぐ式有り、其は神代の火切臼火切杵と云て天照太神より天穗日命に授け給ひしより、國造家に代々第一の神寶と爲て傳へ來る寶物有るを、始め大庭社に行く時此を袋ながら自頸に懸けて持行き、此火切臼火切杵を以て神火を繼ぐ、此を火繼と云へり、然る故に國造の世替りを火繼と云ふなり、楮火繼竟りて國造と成りぬれば、食膳を調ふるにも常に此神火を用ひて其を慎しむ事甚々嚴重にして假にも佗火を用ふる事無し、楮又正月元日に火祭と云ひて彼神代の火切臼火切杵と云ふを祭る所爲有り、又毎年十一月中卯日に國造彼大庭社に行きて新嘗會と云ふ事有りて國造初て新穀を食はる、此時は熊野社より火切板火切杵を彼の社人持來りて火を鑽出て饌を調へて國造に奉る式有り、其熊野の社人の持來る火切板は長三尺許廣五六寸厚一寸許なる楡の板なり、火切杵は長二尺五寸許なる細き空木の丸木にて、是は板杵共に毎年に新に作れる物にて此を以て火を採出すなり、楮又此神水と云ふは意宇郡山代村に天真名井と云ふ有り、式なる眞名井神社是なり、彼大庭社より十四五丁東北の方に在り、國造新嘗の時に此井の水を用ふる事とぞと見えたり、(此中に其火切臼火切杵を天照太神より天穗日命に授け給ひしと云ふ事心得ず、抑楡は上章第五ノ一書に見えたる如く、素戔鳴尊の御胸毛より化出たる者にて天上の木に非ず、且燧臼燧杵の事は櫛八玉神の始めて物爲給ふ時は、異なる所由の有て海藻を以て造り給ひしを、其は其時限の事なりしにて、其より以後は楡を以て常用に充てられし物の有りけむが、神代より傳はり來て寶と成れるにや)○云は、記傳に麻衰斯祁良久と訓れたり、此より以下は其奉る可き天御饗を料理ふるに就ての稱辭なり、其は自

他の差は有れども高橋氏文に磐鹿六獨命の大御食に仕奉らるゝ事を所聞食て、即歡給比譽賜天勅久、此者磐鹿六獨命獨我心波非矣斯天坐神乃行賜留物也、大倭國者以行事負名國奉和、磐鹿六獨命被朕我王子等爾阿禮、子孫乃八十連屬爾遠久長久天皇我天津御食乎齋忌取持天仕奉止負賜天、云々、山野海河者多爾久々乃佐和多流被朕我、加弊良乃加用布被朕我、波多乃廣物波多乃狹物毛乃荒物毛乃和物供御雜物等、兼攝取持天仕奉止依賜、如レ此依賜事被、朕我獨心耳非矣、是天坐神乃命叙云々、慎勤仕奉止仰賜誓賜天依賜被と有る、此は其大御饗聞食させ給ふ方より稱辭爲させ給へるを、此は其天御饗を聞食すを此方より稱辭を奉るなる者から其意味は同じ事なり、右に斯天坐神乃行賜留物也、又は是天坐神乃命叙と有る類は、此に於高天原者神產巢日御祖命之云々と云ふ、其稱ふる狀の相通へるをも見る可き者なり、斯る例は歌にも多く有る事にて、萬葉十九(四十四丁)新嘗會肆宴應詔歌は何れも稱辭なる中にも、天地與、久萬氏爾、萬代爾、都可倍麻都良牟、黑酒白酒乎と有などは、殊に此の狀に相似たり、(記傳に、上の禰白而と有る言を此云字の上に移して心得べし)と云はれしかども、其は右に注るが如く此時に禰白されし鶉は化て海底に入り、其埴を咋出て天平釜に作る料に爲む事と、海布海尊を以て燧白燧杵と爲して其より火を取て天御食の忌火に用ひむ事とを願白されしにて、此迄には係らざる者なり)○是我所燧火者是、上に鑽出火と云ひて、已に燧れる火に就て稱辭爲給ふなり、右に注るが如く上に作天八十毘良迦と云ふは大らかに云へる者にして、此に合せ見れば嚴益も其中に在て作らせるなり、然るは此火を鑽出給へる事を云ふは、右にも引る高橋氏文に、豐日連乎令火鑽天此乎忌火止爲天伊波比由麻閉天供御食と見え、大嘗祭儀に造酒童女先春御飯稻云々、春畢伴造鑽火授安疊宿禰、吹火、伴造炊御飯、内膳司率諸氏

伴造、各供其職料理御膳と有るが如く、火を鑽ると云ふは其天御饗に奉る物を煮炊く爲なるが、其とは云はずして天之新巢之凝烟之八拳垂摩互燒舉、地下者於底津石根燒凝而、と申し給へるは古文の奇しく妙なる所なり、已に神賀詞に伊豆能眞屋爾鹿草乎伊豆能席登煎敷支天、伊都閉黒益之と有も、國造の神事に久しく忌籠る事を伊都閉黒益之の一句にて云取りたるに同じ事なり、(後釋に、伊都閉は神武天皇御卷に嚴益、此云怡途背と見え、紀記萬葉などに忌籠とも有る是なり)と云はれ、黒益之は祝詞考に、薪にて燒けば黒くなる故に飯など燒く事を如此云るなり、田舎人などの鍋の尻黒ますと云ふ是なり)と有にて通えたり、是火を燒く事を云はずして物を煮炊くを云ふと聞え、此なるは火を燒く事のみを云ひて物を煮炊く事を云はずして其と知らせたる、古文の妙處なる者ぞかし)○於高天原は、下に地下者と如此狀に對へ云ふ格は、大殿祭詞に此乃敷坐大宮地底津磐根乃極美、云々、高天原被青雲乃靄久極美云々と並べたるに同じき者なり、楮此の抑揚に甚々妙なる事こそ有けれ、此於高天原と地下者と云ふは火を燒く事の甚じき由にて、其意は天御饗を許多奉れる謂なり、然るに上に燧白燧杵と云へば海藻の軟かにして小き物を用ひるより、次に末太りに如此く天地を究めたる事を云る語勢に至ては人力の及ばざる所にして、注者と雖も心の及ぶまじき妙處は此に在るなりけり、○神產巢日御祖命は、此御天降段に至て高皇產靈尊を其記に高木神と申せるに等しく、此も神皇產靈尊の亦御名に御在し坐して御祖命は女祖命と申奉る義なり、其例を擧てむには、古事記八十神段に御祖命と聞ゆるは大穴牟遲神の御母神を申し、白檉原宮段に其御祖伊須氣余理毘賣と有は、其御子等に對へて申せるなり、詞志比宮段に其御祖息長帶日賣命と有るは其太子品陀和氣命に對へるなり、其明宮段の末なる伊豆志袁登賣神條に爾愁

白其母之時、御祖答曰と有て、此は先に母と云ひ後には御祖と云ひて其同じき由を聞かせたる者なり、又御紀の文法は綏靖天皇元年御紀に尊皇皇后曰皇太后と有るを始めとして歷朝其例なるは、新帝の御世始に前朝の皇后を尊崇めて皇太后と申させ給ふ御事なるが、其皇太后は大御祖と訓むべき事下に證有り、皇極天皇二年御紀に吉備島皇祖母命と有るは天皇の大御母にて渡らせ給ひ、孝德天皇前御紀に天皇即位の御事御在し坐して、是日奉號於豐財天皇曰皇祖母尊と有は、右の尊皇皇后曰皇太后と云ふ例に同じ、其よりは皇祖母尊を以て御紀に書させ給へり、天智天皇三年御紀に島皇祖母命と有るは舒明天皇の大御母に御在し坐して、當今よりは皇祖母尊にて渡らせ給へるなり、此等の皇祖母を須賣美於夜と訓るは、御祖命の上に皇の言の添れるなり、賀茂舊記及び本朝文集に御祖多々須玉依媛命と有るは、其丹塗矢に遇ひて生み奉らし、天神御子に對へて云へり、出雲風土記仁多郡三津郷の下に大神大穴持命御子阿遲須根高日子命、御須髮八握子生、晝夜哭坐之、辭不通爾時祖命御子乘船而率巡八十島云々と有る祖命は、次には御祖と有て即其御母田心姫命の御事なり、神名式に山城國愛宕郡賀茂御祖神社(並名神大、月次、相嘗神嘗)と有るは、賀茂別雷神の御母玉依姫命にて渡らせ給へる事傳十三、十五、廿八に注るが如く、河内國讚良郡高宮大社祖神社は高宮神社(大、月次、新嘗)の御母神と聞え、阿波國勝浦郡建島女祖命神社と有などは殊に目易く書れたりし者なり、空穗忠社(二丁)に、少き時は女親の事を云々、大和物語に、若き時に女親は失せ給ひにけり、繼母の手に在すかりければ、源氏葵(三十六丁)に、唯女親無き子を置きたらむ心ちして、注に母無き子なりと有り、冷標(廿九丁)に、女親に離れぬるは甚哀れなる事にこそ侍るめれ、螢(八丁)に、甚女親だちて繕ひ給ひし御氣はひを、落窪

(三丁)に、此帶刀が女親は左大將と聞えける、御息左近少將にて御在しけるをなむ養ひ奉りける、又(五丁)女親の御在せぬに幸無き身を知て、何で死むと思ふ心深し、兼輔集に、女親無き兒の云々と有など何れも女親と云へりければ、御祖命は實に女祖命なるに違有まじき者なり、此に就て男の方なるにも御祖と云ふ事も有は眞親にて、其統脈を受くる謂なる可からむ事傳八及び上に云へる共を合せ考ふ可き者なり、(記傳十卷十八丁)に、記中凡て御祖とは母を云へる例なり、抑父の於夜なるは本よりの事なるに、母をしも殊に云へる所以は、子は母の許に生長しなければ父よりも親睦じく、同家に在る故に朝暮の事に觸れても御祖とは先づ母を云ひしなり云々と云はれたれども、父を措きて母を親睦じく爲ると云ふも常の理にも叶はざれば、女親の義に見てなむ繼しかる可き)○登陀流は上に注せり ○天之新巢は上に注るが如く天之新宮と云ふ事にて、此は大國主神の天之御舍にて燒擧る火高天原に於て神皇產靈尊の新宮を煤垂す計に仕奉らむと申給へるにて、此大神に天御饗奉る由を天神の所知食す程にと云ふ事なり、次なる八拳垂摩氏の所見合す可し ○凝烟は、記傳十四(六十四丁)に、和名抄に始煤、唐韻云始煤、灰集屋也、和名須々と有り、萬葉九(三十九丁)に、鷹八燎、須々師競と有を、冠辭考に鷹屋に燒く火の煤と受たり」と云れたり、同十一(廿七丁)に、難波人、葦火燎屋之、酢四手雖有と有る酢四は、煤びの切りたるか、此も凝烟の事なり」と見えたるが如し、(此哥萬葉には讀人不知なるを、拾遺戀四には人丸と爲り、古今六帖人丸集共に出でたるを、三句を煤垂れどと有り)○八拳垂摩氏は、家は煤垂るは古く成に従ひて、八拳にも十拳にも成る者にし在りければ、遠く長く仕奉る可き由を係て申給へり、記傳十四(六十四丁)に、火を繁く燎き且凝烟の多き由の祝言なり、偕於高天原者と云へるは、盛に燎て烟の

高く起登る事を甚しく云へる詞にて、宮造りを於高天原水木高知と云ふと同意なり、次に地下者と云ふに對ひたれば唯上はと云ふ事を強く言へるなり(下略)と云はれたるが如し、倭右に造天之御舍と有からは、其御舍の御事をこそ云ふべかりけれ、然るに高天原に御在し坐す神産巢日御祖命の天之新巢を以て稱へ申せるは、此天日隅宮は出雲風土記に神魂命の御命以て專造らしめ給へる趣なりければ、此を以て云へるにて、此天御饗供奉らせ給ふは右の大國主神の爲に供奉れる新宮の御事にし在りけれども、其宮にて燒擧ぐる火の烟の大空に棚曳き上りて、高天原なる神産巢日御祖命の天之新巢までも係りて、其新巢の煤くる迄に天御饗を捧げ供奉る可き由を申給へるにて、云ふ意は右に注せるが如く此膳夫と爲て仕奉る事は天神の詔命を奉はれる事なれば、此大神に勤しみ仕奉る由を天神にも所知食す許にと云ふ意を含めて稱へ申させ給へるなり、然らずは此燒火の事に就て其神の御名を殊更に如此く取立て申させ給ふ可くも非ざりける者なるをや、(記傳に、然神産巢日御祖命の新巢とは於高天原者と云ふに因て假に設て云ひ成せるのみなり、實は唯此神の造れる大國主神の新しき宮の御巢を云ふなり)と有れども、然る無用の言を設て文を成せる上古の風ならず、且其御巢の説は悉に誤られたる事、上に注せる如くなれば更に由無くなむ)○燒擧は、火を甚しく燒立る事なり、即天御饗の物を多く煮炊き仕奉る由にて、右に其烟氣の天上まで薰滿て天神の新宮をも煤垂す許に事の狀を大に云るも、此燒立る火の大なるを縁と爲て云へるなり、倭上古には其烟の立つ事をば甚しく豐饒へる事は爲つるなり、先づ神武天皇戊午年御紀顯齋させ御在し坐して、嚴釜の糧を仕奉らせ給ふ所に、又火名爲嚴香來雷、薪名爲嚴山雷と所見たるは、火を燒く事を甚く忌慎ませ御在し坐しける御有狀なる事、右鑽出火の所に合せ

て見奉り知べきなり、景行天皇十二年御紀西征の所に、時天皇南望之詔群卿曰、於南方烟氣多起と有も、竈の饒はへる狀を望見坐し、由なり、其證は仁德天皇御紀四年に詔群臣曰、朕登高臺以遠望之、烟氣不起於域中、以爲百姓既貧、而家無炊者(中略)詔曰、自今之後至于三載、悉除課役、息百姓之苦(中略)三稔之間百姓富寛、頌德既滿、炊烟亦繁と見え、其七年に天皇居臺上而遠望之、烟氣多起、是日語皇后曰、朕既富矣、豈有愁乎、皇后對語、何謂富焉、天皇曰、烟氣滿國、百姓自富歟と見えたる是にて、炊烟の盛に起るを以て國の豐饒なる證に取らせ給へるなり、萬葉一(八丁)に、天皇登香具山望國之時御製歌に、國原波、煙立籠、海原波、加萬目立籠、怜憫國會、蜻島、八間跡能國者、と有る其故事を思ほして詠せ給へるなり、五(三十丁)貧窮問答歌に、可麻度柔播、火氣布伎多互受、許之伎爾波、久毛能須可伎互、飯炊、事毛和須禮提と有るは、右の反を詠める者なり、倭此には火を燒擧ると煤の八束垂とを云ひて、烟の事をば其中に含て知らせたる者なりければ、右等の事共にも引合せて心得ずは有るべからざる者なり、(新古今賀に、高き屋に昇りて見れば烟立ち、民の籠は饒はひにけり)と詠れば、其高津宮の御事なるに、新六帖に、改まる今日を今年の始とて、民の籠も烟立添ふと有なども同じ意味なる者なり、此等の事共は傳廿四籠神の下に云へりき)○地下者於底津石根は、大殿祭詞に此乃敷坐大宮地底津石根極美と有る是にて、御籠を居る地底の石根を云ふ、右に於高天原と云ふに依りて此地底の事をも甚しく云るなり、但古語拾遺に、忽遷化舍恨地下と有は黄泉國の事に當たるなれば、其國までに係て高天原に對はせたるかとも見ゆめれども然に非ず、此は唯其土地の底下なる事を大らかに云へる者なめり、底津石根の事は上に注せり、○燒擧而は、多伎許

良斯氏なり、道詳本には多伎迦多米氏と訓めり、記傳十四(六十五丁)に、燒凝而は籠の下の土は燒て石の如く凝固する者なり、其を甚しく底津石根までと云ふは、上へ登る事を高天原云々と云へるに同じ、出雲神賀詞にも白御馬能前足爪後足爪踏立事哉、大宮能内外御門柱乎上津石根踏堅米、下津石根踏凝之と有り、(下略)と有が如し、借上件此に至る迄は忌火を鑽て天御饗の物を煮炊く由の稱なるが、此にて終めたる者には非ず、此次をも放ちて見る可からず、其鱸は此に料理へて煮もし焼もして奉れるなる可ければなり、高橋氏文に磐鹿六獨命申久、六獨令料理^{天將}供奉、^止白^天、遣^喚云々人等、爲^膾及煮燒雜造盛^{天云々}爲^{供奉}と有りて、下に豐日連乎令火鑽^天、此乎忌火止爲^天、伊波比由麻閉^天供^{御食}と見えて、煮るにも焼くにも其忌火を被^レ用たる状なるに合せ考ふ可くなむ、(記傳に、此御饗を奉る事を云ふとて、其火を鑽出づる事を如此委曲しく云ひて、其祝詞までを載せたる所以は、上に大國主神の御舍の事を白給へるにも御巢の事を主と請申し給へる故なり、云々)と云れしは然る言ながら、御舍と御巢とを別に爲られたるは例の非なり) ○栲繩は、第二ノ一書に即以^{千尋}栲繩^{結爲}百八十紐、出雲風土記に千尋栲繩持而結々八十結々下而と見え、又記傳に引れたる齊明天皇二年御紀に、佐伯連栲繩と云ふ人名見え、萬葉二(四十丁)に、栲繩之、長命乎、五(三十八丁)に、水沫奈須、微命母、栲繩能、千尋爾母何等、慕久良志都、中務集に、栲繩の夏の日くらし難面て、何と如此長き命なるらむ^{千五百番}に、宮居せし千尋栲繩君が爲、長き命を結び初けむ^{夫木三十三}に、千早振る千尋栲繩百結び、打解て見よ長き心を^{など有り}、又後撰戀一に、伊勢の海に延ても餘る栲繩の、長き心は我ぞ勝れる^新千載戀三に、伊勢の海の蟹の栲繩我方に、心引かねば來る夜はも無し^{夫木十五}に、栲繩を千尋の濱の繰返し、是に

や蟹の世を盡すらむ^{卅一}に、蟹の住む里に乾すてふ栲繩の、長き恨みは今日ぞ苦しき^{と有}など、漁の事に用ふる延繩と云ふ物なる由次なる打延の下に注るが如し、此栲の事は已に傳十七、廿に云へりき、○千尋繩は、夫木卅三に、得ぞ知らぬ千尋の繩を沈めても、及ばぬ海の底の心を、と有を始として、右に引る共に千尋栲繩など云へる是なり、凡て物の長き事に千尋と云ふは萬葉十九(十四丁)に、投矢毛知、千尋射和多之、夫木二十に、那智の山雲居に見ゆる岩根より、千尋に懸る瀧の白糸、拾玉に、中々に百に九つ足らぬこそ、千尋に餘る情なりけれ^{賴政集}に、君が代は千尋の底の細礫の、鵜の居る程に顯る^{まで}など見えて、千尋は唯長き事を云ふ也、○打延は、古今戀一に、伊勢の海の蟹の釣繩打延て、苦しとのみや思渡らむ、拾遺長歌に蟹の釣繩打延て、引とし聞かば物は思はじ、新六帖に、海原や底の心も知らるやと、蟹の栲繩打延て見む、など見えたる是にて、釣繩を打延へたる事を云ふ也、借此は古今雜下に、思ひきや鄙の長路に衰へて、蟹の繩縁^き漁爲むとは、と有は、繩を縁^り寄せて漁を爲る事にて、今も延繩と云て繩に鉤を多く垂れ置きて魚の悉に餌を喰へ懸りたらむと思ふ程に縁^り寄せ上るを云ふ也、顯昭密勘に多具とは多具流と云ふなり、栲繩など云も此意なり、即多具繩と云は多具流繩と云ふを略したりと云ふは、縁繩と栲繩とを一に爲たる誤なり、又右の戀一ノ二の句を蟹の栲繩と作て其説に云く、蟹の栲繩とは網に著たる大繩なり、日本紀には栲繩と作り、多具流繩と云ふなり、網は十廿町遠きを延置て其大繩を引けば苦しと寄たるなり、萬葉には網手繩と書り、但院御本には蟹の釣繩と有り、此を魚の鉤を喰ひつれば鉤の緒の繩を繰寄せて魚を取る云々、唯蟹の釣繩打延て繰る物なれば打延て來ると云ふ由に比^へて詠るとぞ侍りし^{と注}せる、栲繩の説は誤なれど次なる釣繩の事は實に謂

れたり、記傳十四(七十五丁)追考に、此は千尋の大繩を海中へ遠く引延へ置て一度に許多の魚を捕る釣にて、今世にての海人の常に爲る事なり、竹竿の末に細き緒著て爲る尋常の釣には非ず、然れば控依騰と云ふも、此打延置きたる大繩を牽寄せて其に罹れる許多の魚を引寄せて取るを云へるなり」と云はれしは、古に釣繩と云ひ今世には延繩ハナナと云へる是なり、(但此繩には榜皮を用ふる故に榜繩とも云ふなり、萬葉に網手繩と云へるは六卷三十丁に、四八津之泉郎網手綱乾と有る此を云ふなる可きか、其は網に著たる綱なれば此の釣繩には更に由無し、楮其維下なる繩多岐の多岐は萬葉九卷十一丁に、馬太伎由吉氏と有も手綱を操り行く事なり、又は多具流とも云ふ、堀河後百首に、鶺鴒舟綱子下すと見えつるは、急ぎて多具流手繩なりけり」會丹集に、三種の浦の引網の綱の多具禮ども、長きは春の一日なりけり」など有る、此言には遊仙窟に縁細葛の縁ノ字を多具理氏と訓める、能く當れり、然れば多具と云ては切るノ語となる故に多具流繩ならでは叶はざるを、榜繩と一に爲るは大なる僻事なりけり、○爲釣は、都理須流と訓べし、上に注るが如く此の以釣魚を、私記に津利須留乎毛知豆と訓り、神武天皇戊午年御紀には釣魚於曲浦と有には釣魚の二字を合せて都理須と訓み、其を古事記には爲釣乍と見え、萬葉三(卅三丁)に、撈回舟者、釣爲良下、七(廿三丁)に、四可義白水郎乃、釣船之、十七(廿丁)に、奈吳能安麻能、都里須流布瀨波、又(四十八丁)奈吳乃安麻能、都利須流乎夫瀨、又伊勢物語(八十一段)に、鹽竈に何時か來にけむ朝和に、釣爲る舟は此所に寄なむ」元輔集に、蟹舟に釣せし人も今日よりや、千年を松の江に渡るらむ」など有り、是都理須流の訓例なり、記傳に爲釣は都良世流と訓べし、釣有ツレカの意なり」と云れしかども然に非ず、上に天之新集の煤垂る事を云へるも、將來の事を係て如此しつゝ仕

奉る可き由を申給へるなるに合せて、此も追次て海人が釣する鱸を以て常に天之眞魚乍に獻らむと申給へるなれば、更に釣有の義は非るなり、(又記傳に、海人が釣れる鱸と續く意には非ず、其意ならば海人之爲釣云々と有らでは聞えずとも云れたり、思ふに此は上に榜繩より次々の縁にて直に爲釣と云ひて、海人をば下上に置けるのみにて更に意に拘はる程には非ざる可し、此即文の章を爲す所なればなり、○海人爲釣海人と續きたる例は、萬葉九(八丁)に、鹿島在、釣爲海人乎、又湯羅前、釣爲海人乎、又(十三丁)釣爲海人之、袂變所見、十二(卅六丁)に、能登海爾、釣爲海部乃、古今戀一に、伊勢の海釣爲る海人の浮なれや、心一つを定め難つる」など有り、和名抄に、白水郎、辨色立成云白水郎(和名阿萬)今按云、日本紀云用漁人二字、一云用海人二字と見えたり、此事は神武天皇甲寅年御紀の傳に注す可し、○口大は、記傳十四(六十七丁)に、大口を寫し誤れるなる可し、萬葉に狼をも大口乃眞神と續け云へり、楮鱸をば漢籍共に巨口細鱗と云へり(取要)と有に依て大口之の如く訓べし、(又云く、又久知夫登とも訓むべけれども、此記に太は皆假字にて布刀とのみ書ける例に違へり、又延佳木師本には久知昆呂と有り、若比呂ならむには廣ノ字を書くべし、大と書きて比呂と訓む例は無き事なりと云はれつるに、平田史には例を外して久知夫登と訓めるは妄なり)○尾翼は、記傳十四(六十七丁)に、尾翼は小鰭の意にて尾は借字なり、楮小翼と對へ云るを以ても上の口大は大口の誤なる可き事を思定む可し、若て佗魚に比ぶるに此魚小翼と云ふ計り波多の殊に小き物にも非ざれども、大口に對へて言の文に然も云ふべし(取要)と云れたるが如し、波多の言は傳十四(六十一丁)に、已に注せり、又思ふに尾翼を大口と對へずとも有りぬ可きか、文選(上林賦)に、捷ハタラシク掉尾ハタラシクと云ふは、次なる噪々にの意に通へる

言なりければ、此は字の如く尾と翼とにて次の佐和々々邇へ係るにこそは有なめ、其は此鱸はしも網などに入る、時は鰭を以て切割て逃る計り劇しき物なりければ、尾翼を活かして殊に勇ましき物なる由の意などにもや、(但記傳に、若し尾を正字と爲る時は尾翼云々と其狀を云ふ言無くては言足はず、尾も翼も萬の魚に皆有る物なれば唯尾翼とのみ云ひては何の意とも無し、云々と云れしは然る物から、次の佐和々々邇を尾翼に就て云々と云ふ説なり) ○鱸は、志摩風土記に、答志郡伊佐部鱸敷神社、事代主命也、命得鱸祭_ニ天神地祇_ニ之地と云ふ事有るを思ふに、此魚はしも殊に清く鮮かなる物にし在りければ、神の御贄には專此物をば供奉れりしなる可し、本草和名に鱸(落胡反)俗名鱸鮭(出_ニ崔禹_ニ)和名須々岐と所見たり、記傳十四(六十八丁)に、和名抄に鱸、崔禹錫食經云、鱸貌似鯉而鱗大開者也、四聲字苑云、似_ニ鱸而大、青色、和名須々木と有り、萬葉三(十五丁)に、荒栲、藤江之浦爾、鈴寸釣、白水郎跡香將見、十一(三十七丁)に、鈴寸取、海部の燭火など詠めり、儲魚は種々多在中に如此鱸をしも云るは、出雲海に此魚殊に多く將佳きが産出て杵築神の御贄に奉りしにや、風土記には島根郡秋鹿郡神門郡などの内に品々産物の中に須々木も見えたれども、殊に多き事又佳き事などは見えず」と云れたり、(今も松江の湖水に在る鱸の名高くて美味なる事は予も食ひて思え有りと雖も然る由とも見えず、此は右に云へる志摩風土記の如き所以有りて奉る者なる可し) ○佐和々々邇は、仁德天皇三十年御紀に天皇歌曰、兎糞泥赴、椰摩之呂謎能、許久波茂知、于智辭於朋泥、佐和々々邇、儼俄伊弊劑、于知和多須、耶餓波曳儼須、企以利摩章區例と有る、此大御歌古事記にも所見たるが、初二は槻根生山背女なり、三は木鋏持なり、四は打し大根にて、打とは畑を打つを云ふ、五は噪々になり、六は汝が家兄こそ、七八九は打

渡す彌木榮如す來入參來れと云ふ事なるを、佐和々々邇は彌木榮如す來入參來れと云ふへ係れるを對へ致ふるに、此の佐和々々邇は次なる控寄騰る形狀を云へるなり、儲此は其控寄る海人の騒ぐは本よりの事なるに、其控寄らるる鱸の騒ぎも別時の事ならざりければ、鱸の事にも係れる事云ふも更なり、今も物の動きの甚しきを邪和々々とも邪和都久とも云へる類是なり、記傳十四(六十八丁)に、佐和々々邇は噪々になり、萬葉四(十五丁)に、珠衣乃、狹藍左謂沈、十四(廿四丁)に、安利伎奴乃、佐惠々々之豆美と有も、皆通音にて同言なり、(取要)と見えたり、其八(三十七丁)に、相佐和仁、誰人可毛、手爾將卷知布、十一(三丁)に、相狹丸、吾欲云、開木代木背と有る、相佐和の相は逢にて、佐和は此の噪に同じく、物に逢て眞に噪ぎ物爲と卒爾なる義なるが、此と言は同じ、(右の御紀の佐和々々邇を私記に師説左波也加爾也、と清爽の義に注るは誤なるを、記傳卅六卷に其説をば立て云はれしは當らざるなり) ○控依は、記傳に澳より渚へ挽令_レ寄るなり、祈年祭詞に八十綱打掛_ニ引寄如事と有り」と見えたるが如しは○騰而は、其澳より渚へ挽寄せたる釣繩を魚と共に引擧る事なり、今も網又は釣などに引擧ると云ふ是なり、○打竹、道祥本に折竹と作り、記傳十四(七十丁)に、打字舊事紀に折竹と作るに就て思ふに、折を誤れる者にて佐伎陀氣なる可し、其紀は本より此記などを取て書る者なれば、古本に拆と有りしを取れるが、後に彼は折に此は打に誤れるなり、萬葉七(四十一丁)に、吾背子乎、何處行目跡、辟竹之、背向爾宿之久、今思悔裳と見えたる、此に辟竹と有て破れる竹を云ふなり、(補意)と有るが如く、實に此は拆竹を誤れるなりけり、然して此は破れたる竹は能く撓る物なる故に登遠々登遠々邇の發語となり、又其割目を前に爲れば其背有るが故に背向と云はむ發語とも成れるなり、又次に引ける記傳

の説に依る時は、簀へも係れるなるを背とも云へるなる可きにこそ、○登遠登遠登遠は、拆竹を伏並べて簀の如くし、其上に引騰たる鱧を多に積置く時は、魚は佐和々々と騒ぎ、竹は撓々と反返れる由なり、記傳十四(七十丁)に、登遠々は多和々と同じく物を撓む状を云ふ、萬葉八(四十六丁)に、秋芽子乃、枝毛十尾二、降露乃、十(十三丁)に、春去爲垂柳、十緒、妹心、乘在鴨、又(四十二丁)秋芽子之、枝毛十尾丹、露霜置、又(五十二丁)秋芽子之、枝毛十尾爾、置露之、又(五十九丁)白杜材、枝母等乎々爾、雪落者、或云枝毛多和多和、十三(二丁)に、引攀而、峰文十遠仁、棟手折など有り、又二(四十丁)に、奈用竹乃、騰遠依子等者、三(四十五丁)に、名湯竹乃、十縁皇子、七(廿九丁)に安治村、十縁海など有も撓み靡くを云へり、偕此は拆竹の簀上に數多の御贄の鱧を山の如くに積たるが、諸祝詞に神に供奉る物共を云ふに如横山打積置と云ふ類にて、其竹の撓む計り多在る状を云なる可し、竹簀に御贄を置く事は、下卷袁祁命の御詠詞に魚簀てふ事見え、大嘗祭式に置簀と云ふ物も出でたり(下略)と云れたるは實に然る事にて、其置簀と云ふ物は今も魚市の處に竹を編みて簀と爲る其上に魚を積置く料の物にて、其事畢れば取收め疊み置く物なれば、此に登遠々登遠々邇と云るは其置簀の撓めるを云なる可し、其古に魚を簀に置たる證は、和名抄漁釣具に禦、唐韻云簀、(音語、和名以介須)池水中編竹籬養魚也と有も活簀にて、常は簀に置く事なるに、此は殊更に活置く爲に水中に養ふ事なれども猶簀の言を用ひたる者なり、(多和々は古今秋上に、折て見ば落ぞ爲ぬ可き秋萩の、枝も多和々に置ける白露」拾遺冬に、足引の山路も知らず白樞の、枝も多和々に雪の降れば、新古今戀一に、秋萩の下葉多和々に置く露の、今朝は明けぬと急ぎ出めや」家持集に、玉に貫き消すは消す秋萩の、末も多和

和に置ける白露、新續古今秋下に、誰故に移らむとか初霜の、多和々に置ける白菊の花、など云る是なり、又登遠々は伊勢物語十八段に、紅に匂ふは何ら白雪の、枝も登遠々に降るかとも見ゆ、後撰秋中に、秋萩の枝も登遠々に成行くは、白露重く置けばなりけり、など有り、多和々は本にて登遠々は末なる可きを、古くは惠登遠々と云るは何なる由にか)○天之眞魚昨は、記傳十四(七十一丁)に、眞魚昨は麻那具比と訓べし、魚を那と云ふは僕に用ふる時の名なり、唯何と無く海川に在るなどをば宇乎と云ひて那とは云はず、此差別を心得置くべし、持統天皇三年御紀に八釣魚てふ蝦夷の名の訓註に、魚此云儼と見え、萬葉五(廿三丁)に、多良志比賣、可尾能美許等能、奈都良須等、一云阿由都流等と有る、此は釣魚は餌の料なる故に那と云へり、今世にも鮮に爲る魚を須志那と云ひ、魚を鬻ぐ屋を那夜と云ふ、偕菜も本は同言にて魚に在れ菜に在れ飯に副て食ふ物を凡て那と云なり、菜と魚とを別の言の如く思は字に泥める後の僻なり、今世にも菜字音にて佐伊と云ふ時は魚にも互る如く、古に那と云は魚にも菜にも互れり、又肴の那も魚と菜とに互る事なり、萬葉十一(四十二丁)に、伊勢乃白水郎之、朝魚夕菜爾と有る、是朝も夕も那は一なるに魚と菜と字を替て書るは、魚菜に渉る名なるが故なり、偕其中に魚をば殊に賞て美き物と爲る故に稱て眞那とは云へり、故麻那は魚に限て菜には互らぬ名なり、今世にも麻那箸麻那板など云ふも魚を料理する具に限れる名なり、昨と云ふ名目は中昔の記録書に魚味と云ひ、今俗に魚類の料理と云ふ程の事と聞ゆ(補意)と有が如し、其昨は高橋氏文に甚味清造欲供御食云々とも有て、御食に料理へて供御しむる程に成れるを云ふめり、(其魚を麻那と云ふのみには限らず、傳十二卷に注るが如く眞名鹿は眞菜鹿なり、猪を爲那と云ふも猪菜と云ふ事にて、古に食物に副へて菜と爲し由なる

可し、楮和名抄厨膳具に俎、史記人爲刀俎、我爲魚肉、和名末奈爾太と有るを、空穗藤原君卷四十六丁に、俎ども立て、魚作る、吹上下卷三十一丁、に俎立て魚鳥作る云々と云ひ、宇治拾遺二卷九丁に、麻那箸削り鞘なる刀拔て云云と有る、實に魚をば麻那と云ふ證なり。○獻也を記傳十四(七十一丁)に、多氏麻都良牟登麻袁志伎と訓べし、今正しく獻る時に當りて、獻らむと云ふ事は新巢の凝烟の八束垂までと云へる如く、後までを係て云ふ祝辭なればなり(下略)と云はれしは然る言にて、右に注るが如く此櫛八玉神はしも水戸神之孫と有れども、實には天穗日命の孫に當らせ給ひ、天夷島命の子に坐して、此大己貴神の天日隅宮に鎮まらせ御在し坐すに當りて、其大神の祭祀を此に始めて行はせ給ふに就ては長く遠く仕奉らせ給はむ事を天之新巢の凝烟に寄せて申し、其天御饗奉る事の盛なる由をば、其魚を海中より取る事の夥しきを以て稱へ申されしにて、得も云知らざる妙なる趣の有る神語になむ有りける、(記傳に、上には我所燧火者と云へるより此まで禱白せる祝詞なり云々)と云はれしかども、右に注せるが如く其より以下は其杵築神宮に仕奉る可き由の稱辭にして、上に禱白而と有ると事は別なる事を思落されたり)

於是二神 誅不順鬼神等。一云、二神遂 誅邪神及草木石類、皆已平了、其所不服者、唯星神香背男耳、故加遣倭文神建葉槌命者、則服、故二神登天也、倭文神、此云斯圖梨俄未、果以復命。

經津主神武甕槌神共に皇祖天神の詔命を奉はり御在し坐して、大己貴神をしも天日隅宮に鎮め奉らせ御在し坐して後、

直に復命させ給へる如く見ゆめれども然にて非ざりけり、第一一書に故大己貴神、以其子之辭一報乎二神二神乃昇天復命而告之曰、葦原中國皆已平竟と有れども、此は上に注せるが如く初度に復命し給へるにて、其は大己貴神より其住み給ふ可き御舍の御事と祭祀の御事と神事幽事を治らす可き御事と、此三の御願言御在し坐しけるを執申して復命し給へる度の事なりければ事足はざるなり、古事記には大國主神の鎮坐せる後に、故建御雷神返參上、復奏言向和平葦原中國之狀と有りて、中頃に其昇り給ひし御事を漏らせるに、此第二一書には二神の初めて天降り坐して大己貴神と諸否の御問對御在し坐して後に、其白し給ふ言を持して天に還上らせ給ひけるに、皇祖天神の行下し給へる大御命を負持たし御在し坐して、此二神ぞ主と爲て萬に政ごたせ給へる状なるは甚愛たし、然して其大己貴神の今已に避奉らせ給ふ際に至りて、乃薦岐神於二神曰、是當代我而奉從也、吾將自此避去、即披瑞之八坂瓊而長隱者矣、故經津主神以岐神爲郷導、周流削平、有逆命者即加斬戮と所見たり、如此くして二神の荒振神共を言向させ給へるは大己貴神の隠れさせ御在し坐しける後の事なるを、直に復命し給へる者と思ふは深く探索めざる處説と云ふ者になむ有ける、然るは上に注せるが如く、皇祖天神より二神に命令せて天降し給へるは大己貴神の征伐なるには非ず、荒振る邪神の言向に遣し給ひける御事なるが、上文に所見たる其神の白言に如吾防禦者國內諸神必當同禦、今我奉避、誰復敢有不順者と有が如く、此大神だに避け奉らせ給ふ上は國內に在らゆる諸神は合りて順ひ奉る可き事云ふも更なるが、是は其神に従ひ奉れる善神の限にて、其餘の荒振神に於ては大己貴神にも安むせさせ給ふ所に非ざりけるが故に、廣矛を奉り岐神を薦めさせ給ひて悉くに言向させ給ふ可き由を申させ給へるなりければ、

是を以て二神の國平は其後に在りとは云へるなり、(但第二ノ一書に是時歸順之首渠者大物主神及事代主神云々と上を承けて續けたるは如何、其大物主神はしも大己貴神の和魂神にて渡らせ給へれば、其荒魂大國魂神と共に其御許を放れさせ給ふ可きに非ず、且此神に異義有りて二神の事向を待ちて順るはせ給ふと云ふ事の有るべきに非ず、又事代主神は一速く天神に順ひ奉らせ給へれば、此二神の御事と云はむとて、上に歸順者仍加_ニ褒美_一と有て、是時歸順之首渠者と云はむ事甚疑ふ可き文なり) 故今は此二神の御事の古書に所見たる一二を注して後に其説を約む可し、先づ出雲風土記に意字郡楯縫郷、郡家東南卅二里一百八十步、布都怒志命之天石楯縫直之、故云_ニ楯縫_一と見えたるは、此國に御在し坐しける間其兵器を造り直させ給ひける御事の御在し坐しけるなる可し、其天石楯は神武天皇戊午年御紀に遂越_ニ狹野_一到_ニ熊野神邑_一、且登_ニ天磐盾_一、仍引_ニ軍漸進_一と有て、神氣盛なりし古に在りて後に傳はらざる者なれども、此第四ノ一書に天磐鞭の名見え、尾張風土記に三角石弓など云ふも有れば、實に石を以て斯る兵器をも作りしにて、堅固なるを稱へ云ふなどの謂には非ざるなり、(此郷和名抄には能儀郡に入りて楯縫郷と見えたり、神名式に大和國添上郡御前社天乃石立命神社、又天乃石立神社有るを、春日小社記に紀御社云々、御前石立明神と有は、石楯は然には非じか、筑後風土記筑紫君磐井が墓に石人石盾各六十枚と有るは、此時石楯を用ひたりしには非ざれども、墓に植つる故に石にて作れるのみなるにこそ) 又同記に同郡山國郷、郡家東南卅二里二百卅步、布都怒志命之國廻坐時、來_ニ坐_一此處_ニ而詔_一、是土者不_レ止欲_レ見詔、故云_ニ山國_一也、即有_ニ正倉_一と有る、國廻坐時とは右に引ける第二ノ一書に周流削平と有る是に當れ_レば、大己貴神の隠れさせ給へりし後に荒振神を言向に御在し坐せる時の御事なる可し、是土者不_レ止

欲_レ見と宣へるも此國に已くより御在し坐しけるが故に今去り給はむと爲るに臨みて偲ばせ給へる御言と所見たり、萬葉二(三十八丁)に、吾妹子之、不止出見之、四(廿二丁)に、常不止、通之君我、六(廿丁)に、山守、居守云山爾、不入者不止、又、石隱、加我欲布珠乎、不取不止、七(十六丁)に、朝霞、不止輕引、九(廿丁)に、山高、風之不息者、十(十四丁)に、吾戀不止、本之繁家波、又(廿九丁)妹之家道、不止通、時不待友、十一(廿三丁)に、我妹子我、家當乎、不止振四二、十九(廿丁)に、念者不止、戀志繁母、又念者不止、戀已曾益禮などの不止にて、不絶と云ふに同じ、欲見は仁德天皇三十年御紀に皇后即越_ニ那羅山_一望_ニ葛城_一歌之曰と有る中に、和餓彌餓朋辭區珥波と有るを、釋に吾見欲國也と注し、又顯宗天皇御紀に、野麻登階爾、彌我保指母能婆と有る下にも見欲物也と注せり、萬葉三(二十九丁)に、春日者、山四見容之、又(三十八丁)儕立乃、見果石山跡、六(四十三丁)に、山見者、山裳見貌石、十一(十四丁)に、立月之、見我欲君我、十七(三十四丁)に、夜麻可良夜、見我保之加良武、十八(廿八丁)に、比太照爾、伊夜見我保之久、又移夜時自久爾、奈保之見我保之、又十九(十六丁)に、眞珠乃、見我保之御面、など有るが如く見將欲き由なり、今吉田村と云ふに光前大明神と申す御社御在し坐すを、此經津主神にて渡らせ給ふ由土人の説なり、右の如く此處に御心を留めさせ御在しける趣なるに式社には載らせ給はざれば、風土記未官知の中なる何れの社にか御在し坐すらむ、甚可惜しき御事なるにこそ、(其式社に收らせ給はざる證は此山國郷も和名抄には能儀郡の郷と成れるに、式社は天穗日命神社一社を限りて外に非ざればなり) 偕此二神の神迹に於ては正しく傳はらざれば今知る由無きを、姑く神社と地名に就て考ふ可きなり、其は神名式に謂ゆる出雲國出雲郡因佐神社は此二神を祀れるに、風土記

島根郡未官知の比津社を今津支努貴神社と申して所祭經津主神に坐せる、此を除きて他國なるは上に建御名方神の事に就て注せるが如く、神名式は阿波國阿波郡建布都神社、名方郡多祁御奈刀彌神社坐し、又紀伊國在田郡に名方地名有るに、萬葉九(八丁)幸紀伊國時歌十三首の中に、三名部乃浦、鹽莫滿、鹿島在、釣爲海人乎、見變來六と有るも由有るべし、又神名式に河内國若江郡弓削神社二座(並大、月次、相嘗新嘗)と見えたる、是即三代實錄に貞觀二年七月十日戊午、進河内國從三位彌加布都命神、比古佐自布都命神、神階並從二位と見えたる神社なるが、和名抄に弓削(由介)郷と有る地に因れるを考證に、今在弓削村、稱布都大明神、今一座在東弓削村、一座在志紀郡西弓削村と云へり、七(十五丁)に、何處可、舟乘爲家牟、高島之、香取乃浦從、已蘇出來船と有るは、近江國高島郡なり、神名式に同郡弓削神社見えたるに、淺井郡湯須神社を風土記に御名賀多也と有るに、所以無からじやは、又加賀國石川郡美知神社、風土記に味智神社圭田八十三束三畝田、所祭武甕槌神也、大寶二年壬寅始奉圭田神禮と見え、又和名抄郷名に能登國能登郡加島(加之萬)と云ふ有り、萬葉十七(四十九丁)に、能登郡從香島津發船云々と有て、香島欲里、久麻吉乎左之底と詠めるも其地なるに、上に注せるが如く建御名神の生坐しは此郡なるを思ふに、追迫など爲給ひし事なども御在し坐しけるかと思ひ合す事なり、越中國新川郡も越後國頸城郡の界にも鹿島社とて甚神々しき神奈備の立たせ給へるも神代思めかき處の狀なり、又駿河風土記に鳥渡郡眞弓神社(一座)武甕槌之神也と有る、此神號右の弓削神社に思ひ合す可し、又安辨郡廣伴神社、所祭經津主神也と有る、此は和名抄郷名に廣伴(比呂止毛)と有る是にて、萬葉七(四丁)に、靱懸流伴雄、廣伎大伴爾と有が如く、此大神の齋主と爲て帥させ給ふ其

部の廣く大なるを稱へ奉れる者なる可し、又郡中具羅神社、所祭經津主神也、活目入彦五十狹智天皇三年甲午八月祭之と有る、中具羅の義思ひ得ずと雖も、已に垂仁天皇大御世に神禮を加へさせ給へるは本より舊社ならむに、式に倭文神社の有るを思ひ合す可き者なり、又上に注せるが如く神名式に伊豆國加茂郡多祁美加々命神社は武甕槌神に渡らせ給ひ、穗都佐和氣命神社は經津主神にて御在し坐す趣なり、那賀郡布刀主若玉命神社と有るは、此國に御在し坐し、間に生れ坐せる御子なるにや、陸奥國牡鹿郡香取伊豆乃御子神社と有るをも證と爲べし、(當國には殊に由緒有る神等多く坐せり、田方郡火牟須比命神社は右の二神の大神に御在し坐し、加理波夜須多祁比波預命神社は武甕槌神の御父神に坐す事上に注せるが如し、又此に就て思ふに、同郡劔刀石床別命神社、此は經津主神の祖と坐す磐裂神根裂神を祀れるには非ざるか、今巖谷村と云ふに立たせ給へるが此地より多く石を出す云へり、其事上に云へり、又同郡級双乎夜爾命神社は、上に云る如く稜威雄走神に坐すなど少縁の由緒とは見えず)又武藏風土記に荏原郡甲飾神社圭田三十六束六毛田、所祭經津主神也、天智天皇三年三月甲子始行神禮と見えたる甲飾は、次に擧ぐる常陸風土記普都大神の御身に隨へさせ給へる御物の中にも甲戈楯劔と所見たり、和名抄征戰具に甲、唐韻云鎧(升蓋反、和名與路比)甲也、釋名云、甲者似物之有鱗甲也と有り、若くは邪神を言向させ御在し坐すとて、此にて甲冑などを取飾らせ御在し坐しけるに依て然る名の傳はれるなる可きにこそ、又足立郡植田神社、孝安天皇諱日本足彥國押人天皇御宇庚寅三月、所祭經津主神也と有は、和名抄郷名に殖田(宇惠太)と有る此地なり、其庚寅は即位六十二年に當る可し、又神名式に上野國甘樂郡貫前神社(名神大)名神祭式に或作拔鋒と有り、本國神名帳には正一位拔鋒

大明神と見えたるを、和名抄に拔鋒郷と有り、一宮記に經津主命と見えたる、此拔鋒の神名は上に則拔_ニ十握劍_一倒_ニ植_一於地_ニ踞_ニ其鋒端_一と有る御功に依て號け奉れるにて神代よりの鎮坐なる可し、同帳に從四位下拔鋒若御子明神、群馬西郡拔鋒若御子明神、群馬郡正五位上貫前若御子明神など見え、碓氷郡從五位上鹿島明神、群馬西郡從三位鹿島明神など有り、又神名式に陸奥國黒川郡鹿島天足別神社、亙理郡鹿島伊都乃比氣神社、鹿島緒名太神社、鹿島天足和氣神社、信夫郡鹿島神社、磐城郡鹿島神社、牡鹿郡香取伊豆乃御子神社、鹿島御兒神社、行方郡鹿島御子神社、栗原郡香取御兒神社など有て、兩神の裔神の多く御在し坐すは、神代には決めて此國にて御言向の御事共の多く御在しけむを、今知るに便を得ざる事惜む可し、三代實錄貞觀八年正月廿日酉の所に、常陸國鹿島神宮司言、大神之苗裔神三十八社在_ニ陸奥國_一、菊多郡一、磐城郡十一、標葉郡二、行方郡一、宇多郡七、伊具郡一、亙理郡二、宮城郡三、黒川郡一、色麻郡三、志太郡一、小田郡四、牡鹿郡一と見えたれど、右に載る所僅に八社に過ぎず、此に准らへて香取神宮の裔神も數多なりけむを、右の如く唯二社のみならずは傳はらぬ事甚々歎はしき御事共なり、如此く東國には其二神の御子神等さへ多く御在し坐すに就ても、久しく此國に留らせ御在し坐して然後に復命申させ給ひけむ御事を明らかめ奉る可きなり、然れば此に二神誅_ニ諸不順鬼神等_一と有るも甚容易き御事には御在し坐させ給ひけむ御事を明らかめ奉る可名式に那波郡火雷神社倭文神社有り、其火雷神は二神の祖神にて渡らせ給ひて帳に從一位火雷大明神と有り、群馬西郡に從五位上火雷若御子明神と申すも見えたり、倭文神は此に謂ゆる倭文神建葉槌命にて御在し坐せば殊に由有り、帳に從一位倭文大明神と有る是なり、群馬西郡從五位上倭文若御子明神と申すも有り、先には此をも下照姬命ならむ

と云へりしは甚々妄なりしぞかし) ○不順をば麻都呂波奴と訓めり、即上章第六ノ一書に吾已摧伏、莫_レ不_ニ和順_一と有りて上なる大己貴神の御言に、如吾防禦者、國神必當_ニ同禦_一、今我奉_レ避、誰復敢有_ニ不順者_一と申し給へるを、今は其神の御趣に違ひて猶禦ぎ拒み奉る如きを云ふなり、上の誰復有_ニ不順者_一の所に引合せ見る可し、此言の例は古事記白檮原宮段に言_ニ向平和荒夫流神等_一、退_ニ撥不_レ伏之人等_一と有るには不伏を訓み、水垣宮段には令_レ和_ニ平其麻都漏波奴人等_一、日代宮段に小碓命者平_ニ東西之荒神及不伏人等_一也又詔云、西方有_ニ熊會建二人_一、是不_レ伏无_レ禮人等、意禮熊會建二人不_レ伏无_レ禮聞看而、又爾天皇頻詔_ニ倭建命_一、言_ニ向_一和_ニ平東方十二道之荒振神及摩都樓波奴人等_一、又何擊_ニ遣西方之惡人等_一而(中略)今更平_ニ遣東方十二道之惡人等_一、又幸_ニ于東國_一、悉言_ニ向_一和_ニ平山河荒神及不伏人等_一なども有て、中には惡ノ字をも訓めるなり、萬葉二(三十四丁)に、不奉仕立向之毛、廿(五十丁)に、知波夜夫流神乎許等牟氣、麻都呂倍奴、比等乎母夜波之など有りて、何れも荒振神又は道連振神に對へられたり、又此第二の一書に有_ニ逆命者_一、即加_ニ斬戮_一、歸順者仍加_ニ褒美_一と有て、逆命に對へて歸順と云へり、神武天皇戊午年御紀に饒速日命(中略)帥_ニ其衆_一而歸順焉、神功皇后元年御紀韓征の所に、新羅王(中略)豈可_ニ舉_レ兵以拒_レ乎、即素旆而自服と有て、其には服ノ字を訓めり、雄略天皇四年御紀に虻疾飛來嗜_ニ天皇_一、於是蜻蛉忽然飛來嚙_レ猛將去と有る、其時の大御歌に、波賦武志謀、飢衰積瀾備磨都羅符と有るを、釋に麻都羅符謂_レ仕也と注せり、安閑天皇元年御紀笠原直小杵が事を性阻有_ニ逆心_一、高無_レ順と有り、又萬葉十八(廿一丁)に、毛能乃布能、八十伴雄乎、麻都呂倍乃、牟氣乃麻爾麻爾と有は、令歸順の向の隨にと云ふ義、十九(廿七丁)に、宇都會美能、八十伴男者、大王爾、麻都呂布物跡、定有、官爾在者、

天皇之、命恐と有るも、大君に奉仕^{ツク}可き物と定めさせ給へりとなり、後の物ながら空穗樓下(十九丁)に、若君の此殿を竟てぞとて睦まじう麻登はし奉り給ふ、源氏桐壺(四丁)理^{ツク}無く麻都はさせ給ふ餘りに、然る可き御遊の時々何事にも故有る事の節々には、先づ參上らせ給ふ、注に纏^{ツク}なり、御前を放さず召置かるゝ事なり、と有り、紅葉賀(七丁)に、甚宜き心狀形にて何心もなく睦れ麻登はし給ふ、注に親しみ纏はるゝ心なり、と有り、紅梅(四丁)に、此若君を内にてなど見付け給ふ時は、召麻登はし戯れ相手に爲給ふ、など有る此と同言にて、麻都呂布と云ふは睦び近著き寄來て纏ふ意なるを、麻都呂波奴は其とは反^{ツク}にて、寄來る事無くして疎々しく放れたる者を云ふ也、(然して其此方は寄來すながら、疎々しき者には悪しき事も有を以て、悪しき者の稱とも成れるなり、彼荒振神と云るも、我に寄來すして疎々しきを云ふが本なるにも思ひ合す可きなり)○鬼神は、上に彼地多有^{ツク}螢火光神及蠅聲邪神と有るを擧て、次には葦原中國之邪鬼、良海本に邪鬼神と見えたる其事なるに、私記に鬼神加牟太知と見え、古語拾遺、天神本紀等にも此と同文有るを、其訓同じけれども其は尋常の神ならばこそ有らめ、天神の詔命を禦ぎ拒める神等を云ふ良はしからず、古今集序に於邇迦微と云ふ言有れば然も訓むべきにかと思へども、此細書の邪神を良海本に邪鬼神と作り、又第二ノ一書に天有^{ツク}惡神と有るなど一意なる所なりければ、阿志伎迦微と訓むべきなり、傳十二に云へる四神出生章第十一ノ一書に、月夜見尊の保食神の御爲に荒き御行の御在し坐しけるに依て、天照太神の汝是惡神不須^{ツク}相見と咎めさせ御在し坐しけるは、常は善神にて渡らせ給へるを其事に限りての御言なるを、此なるは其とは異にて、上に注せる邪鬼にて、此第一ノ一書に謂ゆる殘賊強暴橫惡神と云る是なり、故出雲神賀詞に豐葦原乃水穗國、晝夜如

五月蠅水沸^{ツク}、夜^{ツク}如火光神在^{ツク}、石根木根立、青水沫事問^{ツク}、荒國在^{ツク}と有て、下に荒布留神等乎撥平氣と有るは、右を承けたるにて、此の鬼神と云ふ所に同じきを以て、右等の凡てを此に一に約めたるに心を著けて見る可き所なる者なり、(其惡神と荒振神と同意なる由は、伊勢風土記に神倭磐余彦天皇御宇、惡神伊不加理^{ツク}、人民火氣發起而天下不安、佐留仁云々、此世不堪^{ツク}火氣^{ツク}伊勢多賀佐山嶺仁造^{ツク}石宅^{ツク}住居^{ツク}天、天日別神殺^{ツク}戮荒振神^{ツク}罰^{ツク}乎不^{ツク}避^{ツク}と見えたる、是にて知べきなり) 借上に注せるが如く大己貴神の乃以^{ツク}平^{ツク}國時^{ツク}所^{ツク}杖^{ツク}之^{ツク}廣^{ツク}予^{ツク}授^{ツク}二^{ツク}神^{ツク}曰^{ツク}、吾以^{ツク}此^{ツク}予^{ツク}率^{ツク}有^{ツク}治^{ツク}功^{ツク}、天孫若用^{ツク}此^{ツク}予^{ツク}治^{ツク}國者^{ツク}、必當^{ツク}平安^{ツク}と有るは、第二ノ一書に乃薦^{ツク}岐神於^{ツク}二^{ツク}神^{ツク}曰^{ツク}、是當^{ツク}代^{ツク}我^{ツク}而^{ツク}奉^{ツク}從^{ツク}也と有ると一事にて、實には其神の御自從^{ツク}ひ奉^{ツク}らせ給^{ツク}ふ可きなれども、今隠れさせ給ふとしては廣^{ツク}予^{ツク}を奉^{ツク}り、岐神を郷導と爲て從^{ツク}ひ奉^{ツク}らしめ給へるも己命の仕奉らせ給^{ツク}ふ御意なる事、右に代^{ツク}我^{ツク}而^{ツク}申^{ツク}させ給へるを以て見奉り知るべし、若て二神の岐神を郷導と爲て言向させ御在し坐しける其結句は、常陸風土記信太郷條に古老曰、天地權輿、草木言語之時、自^{ツク}天降來^{ツク}神、名稱^{ツク}普都大神、巡行葦原中津之國、和^{ツク}平^{ツク}山河荒梗之類(下略)と有る此普都大神と聞ゆるは、即經津主神に坐す事申すも更なり、此草木言語之時と云ふは、上に注せる此に復有^{ツク}草木威能言語^{ツク}と云へる是にて、此一を書して俗を略ける者なりければ、其心して見るべきなり、巡行は右に引ける出雲風土記に布都努志命之國廻坐時と有るにて、此第二ノ一書に故經津主神以^{ツク}岐神^{ツク}爲^{ツク}郷導^{ツク}、周流削平と有るに當れり、萬葉二十(廿丁)に、久爾米具留、阿等利加麻氣利、由伎米具利と有る事の狀なり、山河荒梗之類は、古事記日代宮段に山河荒神と有るに依て訓むべし、上に注せる此は螢火光神及蠅聲邪神の類は水火に就て妖を成せる鬼神にして、又山河に依りて災を成せる者と

所見たるに、伊勢風土記に天日別命殺戮荒振神、罰乎不違、堺山川、定地邑者也と有が如くにて、唯に山河の荒振神を撥平させ給へるのみならず、其地を定めさせ給ふなりけり、故此に二神の國土に在らゆる荒振神を言向させ御在して唯に復命し給ふには有べからず、山川の堺を定め群神の居地まで定置させ御在し坐して、天神御子の天降り御在し坐して、初國所知食む御下構をも委曲に掟させ御在し坐しけりとまで此を見奉り明らむ可くなむ有りける、(然るは將軍を遣はさるゝ法は、崇神天皇十年御紀に詔群卿曰、云々、今既禮神祇、災害皆耗、然遠荒人等、猶不_レ受_レ正朔、是未_レ習_レ王化_レ耳、其撰群卿、遣_レ于四方、令_レ知_レ朕意_レと有て、四道將軍を差し給ひ、因詔之曰若有_レ不_レ受_レ教者、乃舉_レ兵伐_レ之、既而共授_レ印綬、爲_レ將軍_レと見え、其翌十一年の所に四道將軍以下平_レ戎夷_レ之狀_レ奏焉、是歲夷俗多歸、國內安寧と有を照し讀みて知らるめり)若て武甕槌神の御事にしも、其常陸風土記に天地草味以前、諸祖天神(俗曰、謂_レ賀味魯彌賀味魯岐)會_レ集八百萬神於高天之原、時諸祖神告曰、今我御孫命、光宅豐葦原水穗之國、自_レ高天原、降來大神、名稱_レ香島天之大神、天則號曰_レ香島之宮、地則名_レ豐香島之宮_レと有りて、其細書に俗曰、豐葦原水穗國、所_レ依將奉上始留爾荒振神等、又石根木立草乃片葉辭語之、晝者狹蠅音聲、夜者火盆(誤作_レ光、今改)明國、此乎事向平定大神、從_レ上天_レ降、供奉之と見えたり、此に天地草味以前と有は、右に天地權輿草木言語之時と有ると同じくして、彼の殘賊強暴横惡之神の有し世を云へるにて是記者の文なるを、俗曰以下は古老の傳ふる所を云へる者なり、其荒振神と云へるは此に注す鬼神等の事にて、石根木立草の片葉をも言語しめ、狹蠅音聲火盆なども共に皆荒振神の外ならざれども、其等とは別にして上に荒振神と云へるは其木石水火に屬て妖を爲す所以の者有る本を明せ

るなり、是上天の香島宮に御在し坐しける神の天降り事向させ給ひて、豐香島宮に鎮り坐す所以を云るなり、次に其後至_レ初國所知美麻貴天皇之世_レ奉幣云々の細書に、俗曰、美麻貴天皇之世、大坂山乃頂爾、爾白細乃大御服坐而、白梓御杖取坐、讒賜命者、我前乎治奉者、汝聞看食國平_レ大國小國_レ事依給等讒賜岐、于_レ時追集_レ八十伴緒_レ舉_レ此事_レ而訪問、於_レ是大中臣神間勝命答曰、大八島國汝所知食國止事向賜之、香島國坐天津大御神乃舉教戒事者、天皇聞_レ諸即恐驚、奉_レ納_レ前件幣帛於神宮_レ也と所見たる、此は崇神天皇の大御世に諭し聞えさせ給へる神託なりけるが、其御託の旨を承りて神間勝命の申されし言に、汝所知食國止事向給ひしと有るは此平國の御時の御事にて、其汝の言は天神御子の御事を申させ給ひ、事向賜之と云ふは右に引けるに此乎事向平定と有る是にて、即此に謂ゆる不順鬼神等を退除爲させ給ひし御事なる事申すも更なりかし、是亦荒振神を言向させ御在し坐して、天神御子の食國と定め奉らせ給へるにて、其鬼神等を言向給へるは、幽と顯との界を際やかに立てさせ給へる御政なる趣を見奉り知るべき所以なるに非ずや、殊に東國の地に香取鹿島二御の齋神等の御在し坐すも、其鬼神等を退除させ給ひ其押へと爲て其地を守護しめ給ひ、然後に復命し給へる者と云ふ事まで、予が見る所にては灼然き事にこそは思えたりけれ、(然して天神御子の筑紫日向國に天降り御在し坐して後も、東國の方に供奉神等を遣されて鎮させ給へる趣にも見えざるは、右の如き所以有る御事なる可きを、此二神とだに申せば其鬼神等を誅ひ給ふのみにて止みぬる者の如く淺々しく人の思へるが心苦しうて、今此説に及べる者なり)○誅は、都美那布と訓て、上に驅除平定と有に對へり、古語拾遺も此に同じきを誅伏と書て古本には都美那那布須、今本には都美那那布と訓めり、第二ノ一書にも天神遣_レ經津主神武甕槌神_レ使_レ平_レ定葦

原中國と有て、天津靈星の事を請先誅^{ツミナヒテ}此神、然後下撥葦原中國と見えたるは、罪有て其法の任に律し治めさせ給ふにて強に殺戮するのみを云ふには非ざなり、儀式陰陽寮式の追儻祭文に穢惡疫鬼能所々村々爾藏里隱^ニ留乎波、千里之外四方之堺云々與里乎知能所奈牟多知、疫鬼之住加蓋定賜比行賜^ニ云々、罷賜移賜所々方々爾、急爾罷往登追給^ニ詔爾、挾^ニ奸心留里加久良波、大儻公小儻公持^ニ五兵^ニ追走、刑殺物會登聞食登詔と有る刑ノ字を都美那間と訓み、政事要略にも法律乃任爾罪^ニ登倍給不倍之なども所見たる是なり、(私記には如何爲たりけむ、此誅ノ字を己呂須と訓れたり、然るに第一ノ一書には有^ニ逆^ニ命者^ニ、即加^ニ斬戮^ニ、歸順者、仍加^ニ褒美^ニと有て、状々に治させ給ひし道有るを以て見れば、此を殺戮の義とのみは見るべからざるなり、殺すも撥ふも共に其都美那布の中の一なりける者なるをや)○邪神は、右の鬼神等の事なり、良海本には邪鬼神と作り、○草木石類は、上文に復有^ニ草木威能言語^ニと有る所に注るが如く、此第六ノ一書に葦原中國者磐根木株草葉猶能言語と有る此等の事共を合せて云るなり、○皆已平了は、上文令^ニ撥平^ニの結なり、其説上に注せり、○不服は、官本に宇倍那波奴と有るを、金澤本に宇倍那波邪流と訓める其に従ふ可し、私記に所^レ不服者を宇倍奈巴左留波と有るより勝れり、下なる服ノ字を宇倍那比奴と訓み、神功皇后元年御紀韓征の一云に、於是天皇聞^レ之、重發震忿、大起^ニ軍衆^ニ、欲^ニ頓滅^ニ新羅^ニ(中略)是時新羅國人悉懼不^レ知^レ所^レ如、則相集共議之、殺^ニ王妻^ニ以^レ謝罪^ニ、應神天皇三年御紀に是歲百濟辰斯王失^ニ禮於貴國^ニ、天皇故遣^ニ云々^ニ、噴^ニ讓其无^レ禮狀^ニ、由^レ是百濟王殺^ニ辰斯王^ニ以^レ謝^ニ之、雄略天皇十四年御紀に根使主罪有ければ、天皇聞驚大怒深責^ニ根使主^ニ對言^ニ死罪^ニ、實臣之愆、と有るなど、謝をも死罪をも訓て皆天皇の大御趣に歸順^ニ奉^レれる由なり、若て此言は通證に不^レ服不^レ諾也と注して、其引かれ

たる神武天皇戊午年御紀に諸此云^ニ字每那利^ニと見え、淡路天皇御紀詔に然其人^ニ天地乃^ニ宇倍奈^ニ由流^ニ之^ニ天授賜^ニ人仁毛不在^ニなど有る諾と一に爲て、本佗の言を聽き容る^ニ由に起れる言なるにて、罪に伏する事を云ふも右に同じ、(然るを此の不服又服ノ字共に近頃の人の引けるには麻都呂布と訓を改めたるは非事なり、大凡麻都呂布又志多賀布と義に於ては然しも異らざりけれども、然己が心の引く任に訓ては古言を亡なふ事にて大に害有る者なとめり)○星神は、本志能迦微と訓べし、楮御紀には日御月御の御事は詳なれども、星に神在りと云ふ事は是始なるが、其星の成れる傳も且て無き事なるが故に未其説有るを聞かず、此に於て天象を云ふ時は誰しも其説に困む事なる故に、先づ其名義より明らかに爲て楮其始を説くべきなり、先づ和名抄に星、説文云、星萬物精上所^レ生也、和名保之と有て、古今其名相異なる事無し、楮本志の本には火産靈神火雷神など申す神名の火と同じ事なり、志は風神を級長津彦命級長戸邊命など申す志にて氣の事なり、嵐と云ひ飄と云ひ虹と云ふ志是なり、然る時は本志と云ひて火氣の言と成れり、但此火氣なる星は謂ゆる恒星を云へるが、又緯星と云ひて天日の周緯を旋れる有り、此は何れなるも皆國にて五星の類なるが、其に此地球の如く山岳河海を具へたる物にて、其質を云ふ時は闇體なるが故に天日の光を稟けて光有る物なれども、遠く此を望む時は恒星の唯火氣のみなるも、緯星の光輝あるも、然して差異も見分く可からざる程に彷彿^ニたるが故に、此方よりは其をも此をも共に星とは云ふめり、故其恒星の始の事は傳一、二に注せる事を今抄出で云はむには、神世七代章に其清陽者薄靡而爲^ニ天と云ふは、彼の一物より如葦牙して萌騰れる物の天と成れるにて天日を云ふ、次に故天先而地後定と云ふは已に天體の成就ひたる由にて、此は恒星の限までも悉に成就たるを云へれば、此天日の成れる

餘の氣相結りて出來れるが故に、彼天柱と云ひ地軸と立てたる北極をば日之少宮と云ふも日之別宮と云ふ事なるに、祈年太神宮詞に天能壁立極と云るは、天日を宮都とし恒星を藩籬と云るにて、是ぞ天の底なるが故に其造成し給へる神を天底立神とは申せるなる、偕恒天の中にて日之少宮の一のみ國にて自餘は悉くに火氣の塊りたらむと思ゆるに、我虚空の如きは其氣に寒溫相交れるが故に然る火氣の塊は出來ざらめども、天日の光の行及ばざる別天と云ふ限に至りては、唯氣のみ有りて充塞れるなる可からむに、彼萌騰れりし火氣の散ほひ凝固れるが、此は其火の性の任に彈き出むと爲る氣勢有るべき事本よりなるに、其の包めて水氣の方よりは此を壓消むと爲る細縷サシヒキの有が爲に、水氣は愈壓し火氣は倍伸る、彼此の鈞合に依て天壁是を以て堅固き物と所見たり、(但此は其件々の神名と紀記に傳はる其事實共を切め、且其星と云ふは火氣なりと云ふ事を知ては、其圍の圍き物を水氣と云ふより外無りければ、餘なる推量説ながら如此注すより外に云ふ事ぞ無き、播磨風土記揖保郡條に、阿笠村、昔天有二星、落於地、化爲石、於是人衆集來談論、故名阿笠と有るは、天智天皇三年御紀に有星殞于東北、天武天皇十三年御紀に七星俱流東北、則殞之と有るに同じく流星の類なりければ、正しき星とは別なりけり) 偕右の地後定と有る此時に當りて國常立尊と申す大神御在し坐しき、此は凡ての國土を主らせ給へるが、傳一、二、三に注るが如く凡て國と云ふは大地を本として五星及月までを係て云ふ稱なるにて、其亦名を國狹立尊と申すは國の去立と申す義なり、即大地より分れて右の國々の立ちし所以に由れる御名なるが、亦國底立尊と申すは天日に對ひて國の底と云ふは木星土星を以て限と爲る事にて、地後定と云ふは是までに係る可き事申すも更なり、偕此星神香々背男の事を第二十一書には天有惡神、名曰天津甕星

と有て、甕星嚴星と云ふ事にて、其星中の主神の健く嚴きを以て云ふ稱なるが、香々背男と云ふは炫進男カクシノヒコと云ふ言なるに就て考るに、其五星の中に謂ゆる火星の神を云ふなる可し、然して其星神は惡神なりとて此大地に拘る可き事なきに、二神の奏し請て倭文神を遣して令服給へるは、此地より云ふ時は佗處の事の如くなれども然には非ず、我天神御子はしも在らゆる國土の大君主に渡らせ給へれば、然る星ノ神と雖も背かせ給ふまじき天神の御定御在し坐す御事をなむ見奉り知るべかりける、又其星中に惡神の在て害と成るを以ても諾ひ歸順ひ奉る時は人知らぬ事なれども此大地の爲に輔翼と成て有る事をも知るべき者なり、口訣に香々背男者惡星之名と有れども星の惡なるに非ず、其星中の神の善からぬなるに非ずや、凡月の夜を持ちて國土を照す事は誰しも知れる事なれども、五星の如きは何の爲何の用と云ふ事の傳無ければ知るに由無しと雖も、天日と恒星との如き謂れなどの有て、大地の藩籬の如くして五星を立てさせ給ふ事、亦皇國の藩籬と爲りて四夷八蠻の萬國を置かせ給へると同日の談なるにこそ、(又口訣に天津甕星光形似甕、彗星也と注せれども、彗星に香々背男と云ふ事は如何、又彗星には人之在世間、爲善乃得福、爲惡乃得災、皆屬星卦主攝、今以星神攝衆生、其理深矣と注させ給へれども、何の深き事かは有らむ、此を星卦の主攝を以て注させ給へるなど殊に甘ひ難き者なり、又通證に香々背男耀小威之邪神、其惡通天、妖星見、故爲星神と云れしは此翁にも似合しからざる邪説なり、正しく天に在りて星中の神なればこそ星神とは云へるなりけれ、何ぞ此喻を以て書し傳へさせ給ふ事の御在し坐さむ) ○香々背男の香々は炫なり、記傳五(五十四丁)に、火之炫毘古神、炫は迦賀と訓むべし、靈異記に炫を加々也計利と訓めり、字書にも耀光也とも火光也とも明也とも注せり、又火之迦具

土神、迦具は赫と云ふ意、其は迦賀とも迦藝とも迦宜とも活きて同言なり、迦藝と云へる例は若櫻宮段の大御歌に火を迦藝漏肥と詠み給へり、迦宜は影と云へる是なり、(二説取要)と有るが如し、猶上に注せるが如く螢火光神の光ノ字を迦賀夜久と訓み、常陸風土記には火盆明國と有る明ノ字を訓めるは、字書に炫ハ明也と有るに合ひ、神武天皇戊午年御紀に其鸚光燁燁狀如三流電、神功皇后元年御紀に金銀多之眼炎國、此事を古事記には金銀爲本、目之炎耀種々珍寶多在_ニ其國、雄略天皇七年御紀に其雷_ヒ、目精赫々、欽明天皇十四年御紀に光彩_ヲ、如_ニ日色_ニなど所見なり、然るに出雲風土記島根郡加賀郷に支佐加比々賣命、閻岩屋哉詔、金弓以射時光加々明也、故云_ニ加々_一と見えたる、是迦賀と云ひて迦賀夜久と云ふ義なる的證なる者なり、猶傳七に火之炫毘古神の御名を説ける所に考合す可し、背男は姓氏錄宮部造、今來連の下、天背男命と申す神名の見えたる、其は雄武の神と聞えたるが、孝靈天皇二年御紀の彦五十狹芹命(亦名吉備津彦命)を古事記の其段に比古伊佐勢理毘古命と有るは然る事なるに、其前朝の御子等の中に大吉備諸進命と出でたるは其亦名の混れたる由記傳の説の如し、其伊佐勢理は勇進の義なると諸進と其言相近きを以て思ふに、此の香々背男又天背男命などの勢衰は勢理衰の略にて進男の義とぞ所思えたる、(其記傳廿一卷四十六丁に、勢理は火須勢理命の須勢理と同くて進む意なり、彼神名を書紀の一書に火進命とも有を以て知べきなり)云れしはと實に然る説なり)○故加、私記に萬多と有り、第二ノ一書に即加_ニ斬戮_一云々、仍加_ニ褒美_一と有る二の加ノ字をも然訓り、○倭文神此云_ニ斯圖梨俄未_一は、傳十七に注るが如く天武天皇十三年御紀倭文連の下に倭文此云_ニ之頭_一於利_一と見えたるを以ても、荒衣の文布を織り給へる由に因れる事今更に云ふまでも非ざる事なり、然るに此平國の御政

に布帛を織る神更に由無し、故思ふに天智天皇二年御紀に前將軍中將軍後將軍の目有り、其前將軍は即大將軍の事に於此には經津主神是に當り、中將軍の中ノ字を會比能と訓たれば即副將軍にして、此には武甕槌神是に當る可き由上に注せるが如し、其後將軍と云へるぞ謂ゆる後殿にて此にては建葉槌神に正しく當らせ給へりける、然れば斯圖梨は後取にて其後將軍にて渡らせ給ふ謂なる可くぞ所思えたる、然るは垂仁天皇三十九年御紀に是時楯部倭文部神弓削部神矢作部大穴磯部泊樞部玉作部神刑部日置部大刀佩部并十箇品部賜_ニ五十瓊敷皇子_一と有るは、何れも兵器に預り仕奉る部なる中に倭文部と云へる一群有り、此は後取部にて其事に使はれ奉る部なる可からむ事は、安閑天皇元年御紀に行_ニ幸於三島_一、大伴大連金村從焉、天皇使_ニ大伴金村問_ニ良田於縣主飯粒_一(中略)於_ニ是縣主飯粒喜懼交_一懷、迺以_ニ其子鳥樹_一獻_ニ大連_一爲_ニ僮堅_一焉と有る僮堅を志度間和良波と訓めるは後取部童堅と云ふ事にて、此は大連の資人と成るを云ふなり、又皇極天皇三年御紀蘇我父子の僭立ける時の事に更起_ニ家於畝火山東_一、穿_ニ池爲_一城、起_ニ庫儲_一箭、恒將_ニ五十兵士_一、繞_ニ身出入_一、名_ニ健人_一、曰_ニ東方僭從者_一と有る僭從者を、志度理倍と訓るも後取部にて、其身に從へる兵士の限を云へるなり、姓氏錄未定雜姓に後部高麗國人正六位上後部之高千金之後者、又後部高麗國人後部乙牟之後者と有るも、後部に仕奉る高氏の人にて兵士に使はれ奉る部の有りしにて、右に謂ゆる垂仁天皇御紀の倭文部と一なる可きをも思ふ可し、又和名抄郷名に越前國丹生郡從省を之土無と有るも後取部の轉にて其部の居地なる可し、天神本紀にも副_ニ五部人_一爲_ニ從_一、天降供奉と有る從の字をも志度理倍と訓める同じ事なり、又儀式四時祭式の御贖儀に宮主披_ニ荒世_一授_ニ中臣_一、中臣取授_ニ中臣女_一、即執_ニ量御體_一、惣五度、訖宮主取祝、訖授_ニ後取_一部と見えたる宮主も同じ

ト部より出づる事にて一なれども、其は長上なりければ其下官に使ふト部を後取とは云へるなり、如此く其長上有りて部下に使はるゝ者を後取と云ふを思へば、此なる建葉槌命はしも古語拾遺石戸段に令_ミ天羽槌雄神(倭文遠祖也)織_ニ文布_ト有るが如く、本より文布を織らせ給ふ神には坐せども、此御軍政には後取神にて右に謂ゆる後將軍の狀にて降らせ給へるなるが、天武天皇御紀に謂ゆる倭文此云_ニ之頭於利_一の切れる斯圖梨と、後取を斯圖梨と云ふと言の同じきに、其神も亦別ならざるが故に古より一向に倭文の方のみを取りて後取の義をば此に失へる者とぞ所見たりける、鹿島神宮にも香取神宮にも靜神社にも攝社に高房神社有るを何れにも所_レ祭建葉槌神と云へるに、香取末社記には佐軍神所_レ祭建葉槌命と有に合せて、春日社記小社記等に佐軍神所謂天夜叉神是也と云へり、天夜叉神は天羽雷神の武勇の神に渡らせ給へるを以て、釋氏に夜叉を暴惡又勇健又神鬼類と譯せるに依て妄に其神に當てたる者なる可き事論無し、然して其佐軍神と云へるは此に後殿神として二神に従ひ其神を佐け給へるに依て然る名を負せ奉れる者なるにこそ、(又後殿と云ふも古き事と見ゆ、神名式に陸奥國斯波郡志賀理和氣神社と申す有るも由有りげなり、若くは此神などには坐さざるか、即後驅の義なるなり、殿ノ字太平御覽に殿軍後也、師古云殿之言墳也、謂_ニ鎮_ニ軍後_一以_レ扞_レ敵也と見え、活法に軍前曰_レ啓、軍後曰_レ殿と有り)○建葉槌命は右に引ける古語拾遺には天羽槌雄神と見え、神祇本紀にも復令_ニ倭文遠祖天羽槌雄神織_ニ文布_ト有り、神名式には天羽雷命と見えたるが、姓氏錄神宮部造の下に葛城猪石岡天降神天破命と有るにも雷ノ字を脱せるにて天破雷命なりけむも知るべからざるなり、名義建は武甕槌神建布都神などの御名に冠らせ申せると一事にて例の如く健く雄偉しく渡らせ給ふ由なり、羽槌は石槌の伊の言の略かりたるにて、上の

磐筒男磐筒女二神の所に注るが如く彼の御名の磐筒と一にて、神武天皇戊午年御紀の歌に所見たる句鶯都々伊異志都都伊是なり、右は後取神の義を以て説けるなり、又倭文神の方にては羽は傳十七に注せるが如く古語拾遺長白羽神の下に衣服謂_ニ之白羽_トと有て、布帛衣服にも互る惣名なりければ其文布を織成させ給ふに因れり、槌は津持にて其機屋を持知せる義と聞けるなり、如此く兵事と衣服と二の事を兼ね給ひ、其御職に於ても後取と倭文と二の義を兼ねさせ給へる事外に例無しと雖も、此御神の事實に於て更に聞然す可からざる者なりけるをや、(唯此に神名の然るのみに非ず、右に注せる倭文部などは正しく武官なるを思ふに、事無き時は内に在りて倭文を織りて貢奉り、事有るに及びては後取部と爲て仕奉れるなるにこそ、萬葉二十卷常陸國防人に倭文部可良麻呂と云ふ有り) 倭姓氏錄(大和國神別天神)に委文宿禰、出自_ニ神魂命之後大味宿禰_一也、又(攝津國神別天神)委文連、角凝魂命男伊佐布魂命之後也と有りて、次に竹原同上又額田部宿禰、同神男五十狹經魂命之後也、又額田部、額田部宿禰同祖明日名田命之後也と見え、又(河内國神別天神)委文宿禰、角凝魂命之後也と見えたり、此系記の事は次に云へるが、其出自は右の如く額田部宿禰の同流なるに本著て推求むる道有り、其は傳廿に注せるが如く其角凝魂命と聞ゆるは可美彦葦牙彦舅尊にて渡らせ給ひ、其次に天壁立之命坐し、其は伊佐布魂命に御在し坐して此は伊弉諾尊の御事なり、其次に天雷神と申す御在し坐す、此は其大神の御子軻遇突智神を殺し給へるに依りて其御骸より化坐せる雷神の御事なり、其御子は手力男神に坐して亦名を天背男命とも明日名門命とも申せるに、此天羽槌雄神も正しく其手力雄神の御子と見ゆる由は、傳十七に注せるが如く神名式に謂ゆる常陸國久慈郡靜神社(名神大)を諸書に手力雄神を祀る由見えたるに、高房明神在_ニ

社院_レ所_レ祭_ニ建葉槌命_一と有るにても其御父子の由なむ著かりけるを、姓氏錄(左京神別下天神)に宮部造、天壁立命子天背男命之後也と有るに、又(山城國神別天神)に神宮部造、葛城猪石岡天降神天破命之後也(下略)と有るは天破雷神なる可き由右に注るに合せて、天背男命即乎力雄神なる時は此をも其御父子と云ふ傍證には備ふ可き者なるぞかし、(然して其下に崇神天皇御世の事にて天下有_レ災、因遣_ニ吉足日命_一、令_レ齋_ニ祭大物主神_一、災異即止、天皇詔曰、消_ニ天下災_一、百姓得_レ福、自_レ今以後、可_レ爲_ニ宮能賣神_一、仍賜_ニ姓宮能賣公_一云々と有るは吉足日命の事なるが、其大物主神の祭を善爲られて御許に侍らはるゝ由なるに合せて、常陸國廿八社鎮座記鹿島神宮條に攝社高房神社在_ニ本宮前_一、是謂_ニ倭文祠_一、又謂_ニ之奏者神_一、又名天羽槌雄命是爲_ニ倭文遠祖_一と見えたる此に奏者神と云ふ事は、其子孫に宮部造有るに似たるなど必所以有るべし)神名式に大和國葛下郡葛木倭文坐天羽雷神神社(大、月次新嘗)と有て此に倭文坐と有るからは地名なるにて、垂仁天皇三十九年御紀に謂ゆる倭文部を置かせ給へりし地などにや、三代實錄に貞觀元年正月廿七日甲申、奉_レ授_ニ大和國從五位下葛木倭文天羽鬼命神從五位上_一と所見たり、大和志に在_ニ加守村_一、今稱_ニ加守明神_一と見え、和名抄に葛下郡神戸郷有るは此なる可し、又伊勢國鈴鹿郡倭文神社今龜山の西野尻村に在りと云へり、駿河國富士郡倭文神社主計寮式に駿河國倭文三十一端と有り、今星山と云ふ所に星山觀音と云ふ有る其地内に坐すを、祭神香々背男なりと云傳ふる由なるは主客を誤れるにて、此天羽雷神に御在し坐すべし、上に注せるが如く風土記に當郡中具羅神社、所_レ祭經津主神也と有るにも由有り、伊豆國田方郡倭文神社、當國に經津主神武甕槌神の御在し坐す御事を_レも其所に云へり、甲斐國巨摩郡倭文神社、近江國滋賀郡倭神社見え、和名抄上野國那波郡倭文(之土利)郷有るを、

神名式に同郡倭文神社見えたり、三代實錄に貞觀元年八月十七日庚子、上野國正六位倭文神列_ニ于官社_一、同廿日癸卯、授_ニ上野國正六位上倭文神從五位下_一と有る是なり、本國神名帳に從一位倭文大明神と見え、群馬西郡從五位上倭文若御子明神と申すも有り、丹後國加佐郡倭文神社、丹後舊事記に倭文八所大明神坐_ニ今田村_一と云へり、與謝郡倭文神社、同書に祭神春日大明神、浦島五社大明神坐_ニ筒川莊日置本城村_一と云へり、其春日大明神と云へるは武甕槌神と建葉槌命と御名の同じきより然云習はしたる可し、浦島五社は其相殿に合せ祀れるなる可し、但馬國朝來郡倭文神社、續風土記に在_ニ山口郷丸山村_一、稱_ニ鮭宮_一と云へり、又和名抄に因幡國高草郡倭文(之土利)郷、味野(安知乃)郷有るに、式に同郡倭文神社見えたるは右に引ける姓氏錄(大和國神別天神)に、倭文宿禰、出自_ニ神魂命之後大味宿禰_一也と有るに合へる状なり、然るに因幡志と云ふに倭文郷倭文村の山上に在り、七體大明神と稱する是なり、社傳云、祭神大己貴命云々と有るは、志豆と七とを混にして其神に七名御在し坐す事の名高きに依りて、終に大己貴神を祀る者と傳へ誤りて倭文神の御名は幽れさせ給へる者なるにこそ、又伯耆國川村郡倭文神社、久米郡倭文神社など見えて、此建葉槌神を祀れる社都て十二社なり、又和名抄に淡路國三原郡倭文(之土利)と有れども其來由詳ならず、若くは國造本紀に淡路國造、難波高津朝御世神皇產靈尊九世孫矢口宿禰定_ニ賜國造_一と見えたるは、右の倭文宿禰と出自同じかりければ其同族の謂に因れるなどにも有るべからむ、(但右の中に因幡伯耆二國なる倭文神社の事には異説有りて、上の下照姫の所に注せるが如く其川村郡なるを一宮記に下照姫命と書し、大同類聚方にも然る趣なるは、下照を切めて志度理と云へるを字の同じき任に倭文と作る者と思しければ此に擧ぐべき限に非ざれども、然りとて右に擧げたるは何れな

るも建葉槌神なるを思ふに、其唱の同じき任に後に合せ祀れるならむも知るべからず。偕又釋述義に倭文神の御事を大問云、此神在何處哉、先師申云、坐常陸國、依之諸祭幣物内倭文者常陸國之所濟也、重問云、倭文其形體如何、先師申云、古語拾遺文布云々號綾布之類歟、建久諸祭興行之時、大藏省年預申狀有青筋文之布云々と所見たる、此事は傳十七に注せるが如く常陸風土記に久慈郡々西〇里靜織里、上古之時未知織綾之機、未在人、于時此村初織因名之と有る是にて、和名抄に常郡倭文郷と見えたるに、萬葉二十(二十八丁)當國防人の中に倭文部可良麻呂と云ふ見え、主計寮式に常陸國倭文卅一端、自餘輸曝布、又猿樂記に常陸綾布など有て、文布を此地より織出せる趣なるに、神名式に常郡靜神社(名神大)見えたり、然るに此に建葉槌命を主神とは祀らずして、神社考に載たる神書抄に多力雄命今常州志津明神也と云ひ、西山遺事に靜社手力雄命、那珂郡靜村、常陸志に今屬那珂郡、傳云手力雄神と見え、廿八社鎮座記にも今屬那珂郡、在靜村、舊名靜織里、在久慈郡以西、上古之時初織綾於此里、因名焉、(中略)今呼爲靜者逸織字耳、祠山上祀手力雄命也、(中略)高房神社、在社院、所祭建葉槌命と見えたり、靜神社も本は靜織神社なりつらむを然申し習へるなる可し、偕此には建葉槌命なむ主とは御在し坐すべかりけるを、却りて從祀と成らせ御在し坐すは不審しき事ながら、此は御父神にて渡らせ給へるからに其從祀と坐さむも謂れ有るに似たり、三代實錄に仁和元年五月廿二日丙午、常陸國從五位下靜神授從五位上と所見たり、(然して此建葉槌命を鹿島神宮にては奏者神と申し、香取春日等にては佐軍神と申して謂ゆる後取神なる由右に注せるが如し、因云、右の主計寮式に自餘輸曝布と有るは即白布にて謂ゆる白羽是なり、其は傳十七卷に注せるが如く當郡天之志良波神

社御在し坐せる其神社に係れる事にて別なり)〇此建葉槌命の説成りて後に長幡部の系圖一本を得たり、其傳に云はく、神魂命其子角凝命其子伊佐布魂命と有りて此御子四柱坐せる、其長をば明日名門命と申して二子有り、兄天櫛梓命と云ふ有り、此は額田部宿禰服部連伊豆國造生玉部等の祖なり、弟天底立命亦天壁立命、此は根本神主伊勢朝臣等の祖なり、但天底立命を明日名門命の子と云ふ事物の混れなる事、次に引ける姓氏錄伊勢朝臣の狀に正して知るべきなり、其子の天波與命をば祖に係る可からむ、其次男長白羽命其子天物知命亦名八坂彦命是神麻績連の祖なり、三男天羽槌命、是委文宿禰長幡部等の祖なり、四男天乳魂命其子天湯河桁命此は美努連鳥取連等の祖なり、今訂正して初祖を神魂命と立て、二世角凝命、三世天底立命、四世伊佐布魂命、五世天雷神、六世天手力雄神亦名明日名門命なる可からむ事右に注せるが如し、然る時は明日名門命を此長男に置くは誤にて、長白羽命天羽槌命天乳魂命等は其神の子なるにこそは有りなめ、今悉く此を辨ふ可し、其明日名門命其子天櫛梓命其子天御雲命其子天村雲命を額田部宿禰祖と有り、姓氏錄(右京神別上天神)に、額田部宿禰、明日名門命三世孫天村雲命之後也と有るに合へり、又額田部甄王、額田部宿禰同祖明日名命十一世孫御支宿社之後也、又(山城國神別天神)額田部宿禰、明日名門命六世孫天由久富命之後也、又(攝津國神別天神)額田部宿禰、角凝魂命男五十狹經魂命之後也、又額田部、額田部宿禰同祖明日名田命之後也と有る一部の祖なり、其天村雲命の弟天御梓命を服部連伊豆國造玉部祖と見えたるは、同錄(大和國神別天神)に服部連天御中命十一世孫天御梓命之後也と有る是にて、攝津國の服部連とは別なり、伊豆國造は國造本紀に神功皇后御代服部連祖天孫梓命八世孫若建命定賜國造と有り、生玉部は萬葉二十(十六丁)に遠江國佐野郡

生玉部足國と云ふ人見ゆ、次に天底立命と有る削りて明日名門命の次子天波與命其子天日別命弟建日別命、其天日別命四子有り、玉柱屋姫命彦國見加岐建與東命姫前羽命彦前羽命なり、其建與東命二子有り、長を彦由都久禰命季を乙彦押垂命と云ふ、其彦由都久禰命子彦楯津命其子彦久良爲命其子大若子命弟之若子命と有りて、大若子命を根本神主祖と書して若子命を伊勢朝臣祖と云へり、姓氏錄(左京神別下天神)に伊勢朝臣天底立命六世孫天日別命之後也と見えたるにも相合へり、(但度會系圖に神皇產靈尊其子櫛真乳連命其子天會己多智命其子天嗣梓命天鈴梓命天牟羅雲命其子天波與命より次次は右に引けるに同じく、其乙若子命子爾佐布命其子彦和志理命其子阿波良波命弟御倉命云々と見えたる事なれども、度會神主の出自は大に其とは別なり、其眞系を得て見るに天火明命初祖にて、其子天香語山命其子天村雲命其子二人有り、兄を天忍人命弟天忍男命と云ふ、其天忍男命は尾張連等の祖なり、其天忍人命其子天戸目命其子建斗米命其子建田背命其子建佐布命國波國造と成る、其子彦和志理命其子阿波良直其子佐倍支直其子大佐々古直の譜に、雄略天皇廿一年供奉豐受大神、遷住伊勢國度會郡山田原と所見たり、右の額田部宿禰の祖に天村雲命と云ふ同名の人有りが爲に混らして、建佐布命を爾佐布命と替て其系記に附會したる者にして、後人の所爲著明き者なれば度會系圖難信き者なり) 偕此天羽槌命の兄に當る長白羽命其子天物知命亦名八坂彦命を神麻績連祖と云へるに就ても正し辨ふ可き事なむ有りける、其は此長白羽神の事を類聚神祇本源に載せたる古語に、御琴神金鷄命孫長白羽命也と有りて、其神の事を本朝事始に、和琴(號也麻止古登)上古天津神樂奏命加奈止美命制也(中略)加奈止美者皇產靈與云神皇產靈之子也と云ふ事見えて、其金鷄命を神皇產靈尊の子と爲る事なれども、其は何代の後をも係云

へれば強て拘るまじきを、其に爲ても右に擧げたる世次の中に何れに當て可なりや否やを今知るべからざるが如し、然るに其長白羽神の神麻績連の祖たるより祖系を索ぬるに、其父は天日鷲命祖は天石門別命に坐せれば、金鷄命を天日鷲命の別號と見るより外無きが故に、古人も已に其定有るが故に、其に従ふ時は金鷄命子長白羽神と有るべくして右に謂ゆる明日名門命の孫なりければ、此系記に長白羽命天羽槌命と兄弟に列ねたるは違ふ可し、其事委しくは傳十七に注せれば今云ふ限に非ざるなり、偕古語拾遺に長白羽神伊勢國麻績祖と見え、其子天物知命は姓氏錄(右京神別上天神)に神麻績連、天物知命之後也と有り、又天神本紀供奉三十二神の中に天乳連日命廣瀨神麻績連等祖、天八坂彦命伊勢神麻績連等祖と有るは共に天物知命の子にて、一は京に留り一は神宮に奉られたるにこそ有るべかりけれ、又其天羽槌命の弟に當る天乳魂命は、乳は借字にて天千魂命と申す義なるにや、此より外に古書には見えざる名なり、其子天湯河桁命は美努連鳥取連の祖と云ふ事は、姓氏錄(河内國神別天神)に委文宿禰と並びて美努連、角凝魂命三世孫天湯河田奈命之後也と見え、又(右京神別上天神)鳥取部連、角凝魂命三世孫天湯河桁命之後也(下略)又(山城國神別天神)鳥取連、天角己利命三世孫天湯河板舉命之後也、又(河内國神別天神)鳥取角凝魂命三世孫天湯河桁命之後也、又(和泉國神別天神)鳥取角凝魂命三世孫天湯河桁命之後也と有るに克く合へる者なり、(但此に一不審しき事有り、垂仁天皇二十三年御紀に鳥取造祖天湯河板舉と云ふ人出名でたり、右に引ける鳥取部連の下にも垂仁天皇皇子譽津別命、年向三十二不言語、云々、天皇悅之、遺天湯河桁云々と有て、祖神の名と子孫の名と相も異らず等しきは如何なる故にか有らむ、若くは當時の人名逸れて其祖先の名にて傳はれるか) 偕天羽槌命の統脈を書せる状

は、此神を第一として二世には綺日安命と有りて、其譜に天降供奉後、自筑紫至三野國引津根之丘と有る此事次に注す可し、三世豊羽持命、四世天羽刀禰命、五世比古羽刀見命、六世久爾豆知命、七世乎支利命、八世多々良支利命、九世大味宿禰と有る、此流を委文宿禰祖と見えたり、右に引ける姓氏錄(大和國神別天神)に委文宿禰、出自神魂命之後大味宿禰也と有るに合へる者なり、偕其四世天羽刀禰命に二子有り、兄比古羽刀見命は右の如く委文宿禰の流なり、弟比古根見命は長幡部祖なり、其子古迹見命其子富持命、譜に止佳美乃國不破郡綾野邑と有りて其子に古津と云ふ有り、其綾野邑の地詳ならずと雖も和名抄郷名に安八郡服部と云ふ有り、又長友と云ふ有る、此は長幡部を切めたる地名なる可くして、其不破と安八とは實に相隣れる郡なれば由有るべし、偕常陸風土記に久慈郡々東七里、太田郷長幡部之社、古老曰、珠寶美萬命自天降時、爲織御服、從而降之神、名綺日女命、本自筑紫國日向二神之峰至三野國引常之丘(下略)と有り、此を以て見れば健葉槌命は此に星神香々背男を服ろへて復命し給ひし任に天上に留りて、其御女綺日女命ぞ天降らせ給へりける、但夫神の御在し坐さずして御子の有るべきならずと思ふも一應の論ながら、神の御上は尋常の理を以て推すべからざりければ何かは疑はむ、右の傳に就て美濃國神名帳を閲るに不破郡從五位上天二上明神、從五位上引常明神と有るを以て、其引常之丘の所在を知る時は右に謂ゆる綾野邑も亦其國に就て正す道必出來べき事なりかし、又厚見郡從五位下手力雄明神、同若幡明神、同忌部明神と有るも、一は建葉槌命の御父に坐し、又は其の服部の事に因れりと思しき神等に坐せれば必所以有るべきなり、主計寮式に美濃國調白絹十疋綠帛二十疋廣絶十疋帛三百疋長絹百疋と有るは、其富持命の子孫なる長幡部の供奉れるなり、偕上に注せるが如

く古事記伊邪河宮段日子坐王の御子等十一王坐せる中に、神大根王者三野國本集國造長幡部連等之祖と有るを見れば、此王其國造に任され給ひし時より長幡部の群の長と爲し仕奉られしなりけり、(此を以て其富持命の流は美濃國の長幡部にて其部の多在りし事を見るに足れりと云ふべし、常陸國なるは其弟多互命よりの事にして、此より別に成れる事を先づ心得置く可き者なりかし)故其富持命の多互命と云ふ有り、其譜に移常陸國久慈郡太田郷と有り、此事次に云ふべし、其子麻奈其子堅陀其子田狹其子佐自古其子竹道其子努忘古其子小倉其子荒金と有て、其譜に小治田朝貢長幡部と所見たれば、此は推古天皇の御代の人なり、其荒金の子二人有りけり、其兄に意古と云ふ有りて譜に子孫在太田郷と見えて、此は常陸國の越幡氏の祖なり、其弟に古佐自と云ふ有て、譜に岡本朝遷住武藏國賀美郷と所見たれば、舒明天皇の御代より支れて武藏國に長幡部の一流出來りしなり、神名式に賀美郡長幡部神社有るは其祖神を祀れるなる可き事云ふも更なり、今下郷長濱村に御在し坐すとぞ、其常陸國なるは右に引ける風土記の續きに、後及美麻貴天皇之世、長幡部遠祖多氏命、避自三野遷于久慈、造立機殿、初織之、其所織服自成衣裳、更無裁縫、謂之内幡、或曰、當織絶時、輒爲人見、故閉屋扉、閉内而織、因名烏織、強兵利劍不得裁斷、今每年別爲神調而獻納之と所見たる、此多氏命ぞ美濃より分れて常陸國の長幡部の祖とは成られし趣なりける、主計寮式常陸國輪調に常陸國長幡部絶七疋(長六丈廣一尺九寸)と有るは此機殿に織奉るなる可き由、委しくは傳十七に注せるが如し、神名式に常陸國久慈郡長幡部神社有る是なり、類史五十四節婦の中に、常陸國人長幡部福良女授少初位上云々と有るも此氏人なり、然して其輒く人の見る爲に機屋の扉を閉て織る由は、綺日女命より以降世々家に傳へた

る秘説有りて、裁縫の事を用ひずして自然に衣裳と成る織方有りし故に、漫りに人の見る事を許さざりし故に佗より此を烏織とは云ひしなり、然るに追次て世中の状も漸に移りて唐戎の衣服の制と我が古制とを合せて中古以來の官服の状に成れりしより、其法漸く廢れたりしは惜しむ可き事なりかし、思ふに公家にて今も神事に服させ給ふは上代の官服の遺制なりと云へり、若右の如くならむには今も其巧に依りては然る織方の出來じと限れる事にも非ざる可し、強兵利劍不得裁斷とは絶は薄き者なり何ぞ裁斷たざる事を得べからむ、此は機殿は傳十七に注せるが如く神代より齋服殿と云ひて深く神事を爲して齋清はり仕奉る事にし有りければ、實に強兵利劍をも避くる計の威靈有りし事を云ふなり、今毎年別爲神調獻納之と有る今は、此記を進れる和銅の頃を云ふなり、別爲神調と云ふは其神社より調奉れるを云ふなめり、二十八社鎮座記に在太田郷東幡村、祭神多氏命、是長幡部始祖と所見たり、(右の如くは建葉槌命はしも委文宿禰のみの遠祖にては御在し坐さず、長幡部にも祖神と御在し坐しけるなり、然る時は其五世天羽刀禰命までは倭文と長幡とを相兼て仕奉れるを、其子二人有りて一は委文宿禰一は長幡部と別れしより各持別けて仕奉る事には成れりしなり、○則服は、服ノ字字倍那比奉理伎と訓べき説右の如し、偕此不服ざりし星神香々背男を誅はせ給ふ御政は、此にては國土の荒振神を言向させ給ひ畢て後の事と傳はりたれども、此は已に上に論つらへるが如く第二ノ一書の始に、天神遣經津主神武甕槌神、使平定葦原中國、時二神曰、天有惡神、名曰天津甕星、亦名天津香背男、請先誅此神、然後下撥葦原中國と有が如く、其始に非ずしては心行かぬ事なむ有りける、然るは右の二神は大將軍副將軍にて建葉槌命は後取神と爲て天降らせ給へるを、二神の申請はせ給ふ任に此神を遣して其星神の事を取めしめ給ひ、二神は直に國土を斥て天降らせ給ひける故に、此にも二神於是降_レ到出雲國五十田狹之小汀と有りて後取神の事を載せられず、第一第二ノ一書共に此事に於て異説無きは、二神の大己貴神と御應答の時は其神の星神を誅はせ給へりし程にて、其星神を天神の御趣に服はしめて其神の天降り著かせ給へるは、右の國避の御政畢て後に二神の彼不順る鬼神等を誅なはせ給ふ眞中に在りし故に、其香々背男を服へ給へる事の此の事實と一に混れ傳はれる者と所見たりければ、始に在るを善と爲て後に置けるをば傳の混れならむとは云ふなり、(此故に出雲風土記などには少かも此建葉槌命に由有りと思しき事は凡て無くして、多くは東國に右の如く事跡多在るを以ても其前後に考有べき者なるなり)○二神登_レ天也、常陸風土記志太郡高來里條に、古老曰、天地權輿、草木言語之時、自_レ天降來神、名稱_レ普都大神、巡_レ行葦原中津之國、和平山河荒梗之類、大神化道已畢、心存_レ歸_レ天、即時隨_レ身器仗(俗曰_レ伊川乃川惠)甲戈楯劍及所執玉珪、悉皆脫履、留置_レ茲地、即乘_レ白雲、還_レ昇蒼天と所見たる是なり、此にては經津主神一柱の状なれども、互に片方のみを擧ぐる古書の例なりければ二神の御事と見る可し、化道は許登牟氣と訓みて右の和平山河荒梗之類と有るを擧げたるなり、已畢は悉記の義なり、心存_レ歸_レ天は復命し給はむと思せる由なり、隨_レ身は御身に著させ給へる限りの物を云ふ、器仗の下に俗曰伊川乃と有て二字を脱せるを、訂正本に川惠の字を補ひたる其宜し、右に引ける同記香島大神の現れさせ給へる所にも白棒御杖取坐と有るも此に同じきを、伊川乃川惠とは和名抄刑罰具に杖、唐令云諸杖(音仗、和名都惠)と有る是にて、世に謂ふ棒の事にて、常に杖歩くとは別なるが故に嚴杖と云へるなる可し、甲戈楯劍は和名抄征戰具に甲、唐韻云鎧(升蓋反、和名與路比)甲也、釋名云、甲者似_レ物之

日本書紀傳 第二十九之卷 天孫降臨章(續)

有鱗甲也、又戟、楊雄方言云、戟(九劇反、和名保古)或謂之干、或謂之戈、(古禾反)又楯、兼名苑云楯(倉尹反、上聲之重也、和名太夫)一名楯(音魯)又劍、四聲字苑云、似刀而兩刃曰劍(舉欠反)と有る是なり、玉珪は玉と珪との二なるにや、名義抄に珪を古圭字鎮安也と注されたり、然る時は正字通に圭之爲言潔也と有る意にて、玉を譽むる言なり、悉皆脱履は荒振神を斬戮させ給へる器なるが故に其地に留置せ給ひて其鎮めと爲させ給ふなる可し、留置茲地は土中に埋めさせ給へるなめり、天孫本紀に饒速日命の墓坐と云ふてそは信られぬ、天羽々弓天羽々矢復神衣帶手貫三物葬歟於登美白庭邑、以爲墓也と有るも、御身に隨へさせ給ふ物を埋め置て天上に昇らせ給ひし事は此を以ても知らるめり、其留め置かせ給ひし高來里は和名抄の郷名にも出たれども、今所在詳ならずと云へり、思ふに神名式に信太郡楯縫神社右に引ける出雲風土記の例を思ふに此も經津主神に御在し坐すべし、二十八社鎮座記に在木原村、祭神彥狹知命(是爲作盾者、見于日本紀)相傳、信田郡第一宮也、社側有大杉樹、周圍四丈五尺餘、爲神木、見者皆以爲奇と云へり、若くは高來の地名木原と成れるにて其神木の下は其を埋置かせ給へる地なる可し、乘白雲還昇蒼天は、姓氏錄吉野連條に自天降來白雲別神と云ふ神名も有を見るに、斯る神等の天上より昇降らせ給ふには白雲に乗らせ給へるにて、是即八洲起元章の天浮橋を其第二、一書には天霧と有ると一物とぞ所見たりける、還昇蒼天の蒼は虛字にて、此に登天也、第一、一書にも乃昇天復命と有るも事は一なる者なり、(右に注せる玉珪は如何にしても落著かざる心ちす、訂正本には二字を合せて多麻と訓みたれども珪字繼ならず、但玉にて作れる圭なるにや、周禮大司徒に以土圭之法測土深、正日景以求地中と有る鄭注に、圭長尺有五寸、以夏至日立八尺

之長、其景適正與土圭等、謂之地中、と有れども、神氣の盛なる上古に然る器などを設けらる可きに非ざれば、玉を稱美る義を以て珪字は置きたるにや)○果以復命は、良海本には此下に以言の二字有り、第一、一書に二神乃昇天復命而告之曰、葦原中國皆已平竟と有る是なり、古事記にも故建御雷神返參上、復奏言和葦原中國之狀と有る、此には經津主神の御事は凡て漏れて傳はらざれども、意味は二神と見るべき事、右の一書に合せ讀て曉る可き者なり、即此は上には後高皇產靈尊更會諸神、選當遣於葦原中國者、僉曰(中略)經津主神是將佳也、時(中略)武甕槌神進曰、豈唯經津主神獨爲丈夫而吾非丈夫者哉、其辭氣慷慨、故以即配經津主神、令平葦原中國と有りし事の都ての結と成れる所なりければ、其意を得て思ふに、其始出雲國五十田狹之小汀に天降り著して大己貴神に神問し給へる事(其一)、然して大己貴神より其子の辭を以て對へ奉らむと申せりし事(其二)、其より稻背脛命を遣して事代主神の對を令聞給へりし事(其三)、此に事代主神速に國を避け奉る由を申して天逆手を拍て隱坐しし事(其四)、此に大己貴神に猶申すべき事有りやと問ひ給へる言も訖ざるに、建御名方神の千引石を擧げて出來りし事(其五)、次に其神を追迫て信濃國諏訪にて令順給へりし事(其六)、若て大己貴神に問ひ給へるに、我子二神の白せる隨に、僕も不違、此葦原中國は命の隨に悉に獻らせと申し給へる事(其七)、其大己貴神の僕が住處をば天神御子の御舍の如く治め賜ふ可き由の願言に依りて、中間二神の天に復命し給へる事(其八)、此に就て天神の治めさせ給へる大命を持ちて天降り坐しし事(其九)、若て大己貴神其大命の畏まりを申して現事顯事を天神御子に所治奉り、己命は神事幽事を治めさせ給ふ可き由を對へ奉らしし事(其十)、天日隅宮を造り奉る種々の事(其十一)、其間に越八國を平に御在し坐

し、事(其十二)、然して大宮成りて鎮り坐さむと爲るに廣矛を奉り岐神を薦められし事(其十三)、大己貴神の和魂大物主神及御子神等を皇御孫命の近守神と鎮め置かし、事(其十四)、其荒魂大國魂神の御靈瑞八坂瓊を置かし給へる事(其十五)、大己貴神の八百丹杵築宮に隠れさせ給ひて幽と顯と世を別に爲る事(其十六)、天穗日命の子天夷鳥命其祭祀を主り、諸神も此事仕奉らる、事(其十七)、櫛八玉神天御饗を奉らる、事(其十八)、其後岐神を郷導と爲て國土を巡り、荒振神を悉く言向和平坐し、事(其十九)、其先に星神香々背男を服へて建葉槌命も共に加はり國平給ひし事、(其二十)など右等の事共を合せて申させ給へるを、此に切めて果以復命とは書されたる者なり、(然るを口訣に果以復命者、以大己貴神之辭也と有るは淺々しき説なり、此上文にも彼地多有瑩火光神及蝨聲邪神、復有草木能言語と見え、其を第一ノ一書には殘賊強暴横惡之神と有り、皇祖天神の二神を遣し給へるは大己貴神には國土の現事顯事をば避らせ給ふ可き事をこそは計らしめ給へりけれ、主とは其殘賊強暴横惡之神を撥平させ給ひて國土を平らかに爲させ給はむとの御事なるを、昔よの其事をば傍にして大己貴神をば當の敵の如く申し成し奉る事甚可畏き業なり)故此二神の天に登らせ給へる即大物主神大國魂神及事代主神等、此に八百萬神等を帥て皇祖天神の御許に其國避の畏まりを申させ給ふ爲に天上に參朝り爲させ給へる由已に上に注るが如し、第二ノ一書に是時歸順之首渠者大物主神及事代主神、乃合八十萬神於天高市、帥以昇天、陳其誠款之至、時高皇產靈尊勅大物主神、汝若以國神爲妻、吾猶謂汝有疏心、故今以吾女三穗津姬配汝爲妻、宜領八十萬神、永爲皇孫奉護、乃使還降之(下略)と有る是なり、此時の御事なりけらし、本朝事始に天磐笛文武天皇乃御宇止之、但横笛代之、事代主神製之、奉

天孫瓊杵尊(出齋部私記)以磬名也、以祝天孫託其形、似胡笳云々と見えたる、磬を以て笛に製りて天孫を祝奉る由に託へさせ給へるなり、大社志寶器品目に瑪瑙笛と云ふ物有るが床しくて、去年予が參詣し時國造尊孫宿禰に就て拜見を許されたるを見奉るに、大抵は横笛の狀にて微妙なる物なれば此類の物にこそと想像り奉らるる御事なりけれ、又云はく楯(伊達手)本朝無此製、但有天押楯、事代主命以天押楯與天狹弓進天孫、此則非後世之楯焉、成務御宇始製也と有る、天押楯天狹弓の製今知るべからずと雖も、名義を以て考ふるに天押楯と云ふは神武天皇戊午年御紀に天皇の大御稜威を畏みて天壓神と稱へ奉るが如き意味を以て號け、天狹弓の狹は進む心にて大御勢を四方に張らせ御在し坐すべき豫事を託へて奉らせ給へるなる可き事、右の天磐笛の例を推して知るべき者なり、但右に本朝無此製と云ふは古に暗き事なり、已に此一書に天神の命を以て又供造百八十縫之白楯、又彦狹知神爲作楯者など見え、出雲風土記に布都怒志命の天石楯又天御鳥命爲楯部と有る事に依て意字楯縫の二郡に各楯縫郷有り、右に引ける常陸風土記に普都大神の楯見え、神武天皇御紀に植楯而爲雄詰焉、又は登天石盾、又崇神天皇御紀に赤盾黒盾の稱有り、何ぞ成務天皇の大御代を以て起らむや、此は甚々古より有來る物なれども、事代主神の此に誠款の至を申させ給ふ餘りに右の物共に比べて天神御子を祝ひ奉らせ給へる御事の御在し坐すが爲なる事申すも更なりかし、(其天磐笛の胡笳の形に似たりと云ふを以て考ふるに、其物の事は勻瑞に羌人捲蘆葉吹之、故曰胡笳と云ひ、又は羌胡樂器、李伯陽入西戎所作者とも云へり、和名抄に横笛、律書樂圖云、横笛本出於羌云云と有りて、羌と云ふは西蕃にても西戎と云ふ地なるが、横笛と胡笳とは同類の物なりければ、天磐笛と云ふは玉石を以て作

れる横笛なりしなる可し、借右に引ける大社の瑠璃笛を本朝麟奮物吉川廣家納と有るは、彼國に今在る物ならざれば、右の文武天皇の御宇止之と有る以前に彼土の往來絶えざりし頃、吾朝より彼に賜はれりし物の傳はれりしが、豊臣公の彼國征伐れし時を得て大神の御許に歸來れるにや、如何にも天磐笛と云將欲き者なり、近頃海中より多く出づる本草に謂ゆる石蟬と云ふ物を得て、天磐笛など云ひて已を欺き人を欺く輩の多在るは悪む可く、且古書に力を用ひざる拙き所爲をば淡む可き者にこそ。借垂仁天皇二十五年御紀に是時倭大神(注進狀倭大國魂神)著穗積臣遠祖(注進狀五字无)大水口宿禰而誨之曰、太初之時期曰、天照太神悉治高(以注進狀補)天原、皇御孫尊專治葦原中國之八十魂神、我親治大地官者、言已訖焉、云々、大地主神之號起于是時矣、(云々以下注進狀)と有る、此神託に太初之時と云ふは此時に在る事先輩の已に定め云へるが如し、我親爲大地官と云ふ由は傳二十七に注せり、大地主神と云ふ名は此時に皇祖天神より賜はらせ給へる御名にて、其大地官を命治給へる御名にて、右に大物主神に三穗津姫命を御妻に賜はせたるに等しく天神より殊に親しみ聞えさせ給へる御政に出でさせ給ひたる可し、其大物主神の天降らせ御在し坐しける御事は、駿河風土記伊穂原郡條に御穗社、所祭大己貴命、又號御穗津彦御穗津比咩命也と有りて、次に羽車磯田社離宮也、大己貴命天孫降臨之機爲顯、其時大己貴命登天上奏可順條々、忽乘御天日鷲大羽鷲羽車、休御穗御崎と見えたる、此大己貴命と云へるは實には大物主神にて渡らせ給ふ事申すも更なり、但右の文の趣に依る時は大己貴神にも大物主神大國魂神及事代主神を領て參上らせ御在し坐しけむも知るべからざれば、其心を得て見るも可しかりなむ、借其大國魂神の天降らせ給へる御事は、出雲風土記に意宇郡飯梨郷、郡家東南三十二里、

大國魂命天降坐時、當此處而御膳食給、故云飯成(神龜三年改字飯梨)と所見たる如く、此は出雲國に落著かせ給へる趣なり、其未官知に食師社とて有るは其神の御膳を聞食し、跡なるにこそ、此郷後に和名抄には能儀郡に屬て其食師社は今も飯成郷飯成村に立たせ御在し坐すと云へり、此大國魂神の其時に鎮まらせ御在し坐し、社は同記出雲郡條に杵築大社御魂社と有るを、神名式に杵築神社(名神大)と有て、其大穴持神社と有るぞ右の御魂社の御事なるを、上に注せるが如く此は大己貴神の荒魂を祀ひ奉れる御社なりければ、決めて大國魂神にぞ渡らせ給ふ可き御事なりける、其證は神賀詞に、乃大穴持乃命乃申給々云々、己命和魂乎八咫鏡爾取託天、倭大物主櫛瓊玉命登名乎稱天、大御和乃神奈備爾坐と云ふ事は有れども、其荒魂を佗處に鎮め聞えさせ給ふ事の御在し坐さざるは、右の如く大神の御許に御魂社とて殊に鎮め置かせさせ給へるが故なる事申すも更なるに、大倭神社注進狀に舊記曰、大倭神社在大和國山邊郡大倭邑、蓋出雲杵築大社之別宮也と有るに就ても、其此思合す可き事なむ多かりける、(但其社の御正體の瑞八尺瓊は、大己貴神の八十限に隱坐す時に置し給へるが天神の御許に傳はり、其より皇御孫尊に授進らせられて、崇神天皇の大御代までは其同殿の内に御在し坐しけるを、右の大倭神社に遷し鎮め奉らせ給へる由、已に傳二十七卷に委しく注せるが如し、然れば此は其神體に係はらずして、其神の御上を以て杵築大社の別宮とは申せるなり、思ひ混ふ可からず)

于時高皇產靈尊、以眞床追衾、覆於皇孫、果天津彥彥火瓊瓊杵尊

使降之。皇孫乃離天磐座。〔天磐座、此云阿麻能以篋矩羅。〕且排分天八重雲。稜威之道別道別而天降於日向襲之高千穗峯也。

平國の大御政に事訖させ御在し坐して今天神御子を天降し奉らせ給ふ事の次第をしも、此には例の甚く事略てなむ書させ給へるを、此正書一書とを一にし佗書に取りて其運びを正し知らずは亦得なむ有るまじかりける、楮上に注せる如く此時に天降し奉らせ給はむと爲て種々の大御政を行はせ給へるは天忍穗耳尊の御爲にして、瓊々杵尊は未出生させ御在し坐さざる間なるを、此正書には凡て皇孫と書して瓊々杵尊の御事と爲る由は、天忍穗耳尊は天降らせ御在し坐さずて止みぬるが故なれども、實には皇祖天神より天忍穗耳尊に天津日繼を授け奉らせ給ひ、然して其天忍穗耳命より瓊々杵尊に傳進らせ奉り給へる慥なる證共有て次々に辨ふるが如し、然れば此御天降の件を讀むべき狀はしも、第一ノ一書に天照太神勅曰、若然者方當降吾兒矣、且將降間、皇孫已生、號曰天津彦々火瓊々杵尊、時有奏曰、欲下以此皇孫代降と有るを、古事記にも雨天照太御神高木神之命以詔太子正勝吾勝々速日天忍穗耳命、今平訖葦原中國之白、故隨言依賜降坐而知看、爾其太子正勝吾勝々速日天忍穗耳命答曰、僕者將降裝束之間子生出、名天邇岐志國邇志天津日高日子番能邇々藝命、此子應降也、此御子者御合高木神之女萬幡豐秋津師比賣命生子、天火明命、次日子番能邇々藝命(二柱)也と有りて、此瓊々杵尊を以て代て降し給はむと云ふ事は、其天忍穗耳尊の申し請はせ給ふ所に依るが、如此く二柱御在し坐せる中に其長子の天火明命を除て次子の瓊々杵尊をと撰ばせ給へるも其尊

の御業なりければ、萬は其御計らひなりし御事申すも更なり、然して第二ノ一書には皇祖天神より天忍穗耳尊に種々の御事依の御事共訖て其天降らせ給へる御事を記されたるに、時居於虛天而生兒、號天津彦火瓊々杵尊、因欲以此皇孫、代親而降、故以天兒屋命太玉命及諸部神等、悉皆相授、且服御之物、一依前授、然後天忍穗耳尊復還於天と所見たる、此虛天にて御子の生れ坐し、事は然も有るべし、然りとて其私に代て天降し給はむ事の御在し坐すべきに非ず、皇祖天神に奏して其御許を請ひ奉らせ給はず爲ては出來させ給ひ難き御事なりければ、此も虛天より還上らせ御在し坐して後の事にて、共に皇祖天神の御計ひを仰ぎ奉らせ給へるなりけり、(此事一應にては定め難き事共有りければ次に云ふべし、此は唯天忍穗耳尊を天降させ給ふ御爲に皇祖天神の萬の事共をば定め行はせ給へるのみを辨ふる事と見る可し) 倍第一ノ一書古事記には此平國の以前に天忍穗耳尊の天降らせ御在し坐しける御事有りき、然るに第二ノ一書には其平國より以上の事は凡て略かれたりければ、右に引ける文は其先の御天降と後の御天降との事に一に成れる傳にて、則以高皇產靈尊之女號萬幡姬、配天忍穗耳尊爲妃、降之、故時居於虛天而生兒、號天津彦火瓊々杵尊と有るは先度の事にて、第一ノ一書に既而天照太神以思兼神妹萬幡豐秋津姬命、配正哉吾勝々速日天忍穗耳尊爲妃、令降之於葦原中國、是時勝速日天忍穗耳尊立于天浮橋而臨之曰(中略)乃更還登具陳不降之狀と有て、古事記の文も此趣に同じ、然れば居於虛天而生兒と有るは決めて其時の御事にて、生坐せる御子は天火明命かと思ふに、其は磐窟の時の天稚戸神の御事にし有りければ混ひたる傳たりけらし、然るを其第一ノ一書に且將降間皇孫已生と書され、古事記にも僕者將降裝束之間子生出と有る將降とは、先度に此國の未平る狀を臨脱坐

して還登らせ給ひし後に其平國の御事御在し坐しければ、其だに事訖たらむには何時にても降り坐さむと爲させ給へる故に、此御天降りの際に當りてと云ふにも非ず、廣く其程の事を申させ給へるなる可ければ然のみ抱るまじきに似たり、其天火明命は虚天よりして直に降らせ給ひしかども、天統をば受けさせ給はざる以前の御子なるが故に皇太子には立たせ給はず、次に生坐し、瓊々杵尊ぞ其後に生出させ御在し坐し、かば正しき天胤には御在し坐しける、若て因欲、以此皇孫一代親而降と有るは、此御天降の時に當りて生坐せるが故に然奏し請はせ給ふ可き御事なり、然れば故に天兒屋命太玉命及諸部神等悉皆相授、且服御之物、一依前授と云ふは、第一ノ一書古事記等に其皇祖天神より直に瓊々杵尊に種々の御事依の御事御在し坐しける趣なるに、古事記に天忍穗耳尊より此子應降也と有るに對へて皇太神の大命に、此豐葦原水穗國者汝所知國言依賜、故隨命以可天降と有るも、熟見るに其言依賜は御父天忍穗耳尊より瓊々杵尊に御事依の御在し坐しけるなるを、皇太神より其御父の命の隨に可天降と詔給へる義なる事傳三十に注せるが如し、又第二ノ一書の如きも天忍穗耳尊より御讓位の表立たる御政御在し坐しけるなりけり、(其次に然後天忍穗耳尊復還於天と云ふは、右に云へる如く此傳は先後二度の事の一に成れるなりければ、其文勢に引かれて如此く結めざる時は、其文落著かざるが故に地より書けるなれば抱らず)然れば立復りて天忍穗耳尊の先に天降らせ御在し坐しける御時の御政を思ふに、後の瓊々杵尊の御事は皆已に其時に在りし事、且服御之物一依前授と有るにて知られたり、故古事記御天降段の初に天照太御神之命以、豐葦原之千秋長五百秋之水穗國者、我御子正勝吾勝々連日天忍穗耳命之所知國、言依賜而天降也と有る、此御時に其天兒屋命太玉神及諸部神をば授けさせ給ひ、服御の御物をも皆

具させ給へるは、其時は虚天より還上らせ給へる故に、古書何れにも瓊々杵尊の御天降の時の事にのみ傳はれりし者なり、今引上げて試るに右の文に續きては故天照太神、乃賜天津彦々火瓊々杵尊、八坂瓊曲玉及八咫鏡草薙劍三種寶物、(第一ノ一書)是時天照太神、手持寶鏡、授天忍穗耳尊而祝之曰、吾兒視此寶鏡、當猶視吾、可與同床共殿以爲齋鏡、(第二ノ一書)因勅皇孫曰、葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可王之地也、宜爾皇孫就而治焉、行矣寶祚之隆、當與天壤無窮者矣、(第一ノ一書後)又以中臣上祖天兒屋命、忌部上祖太玉命、猿女上祖天鈿女命、鏡作上祖石凝姥命、玉作上祖玉祖命、凡五部神使配侍焉、(同書前)高皇產靈尊因勅曰、吾則起樹天津神籬及天津磐境、當爲吾孫奉齋矣、汝天兒屋命太玉命宜持天津神籬、降於葦原中國、亦爲吾孫奉齋矣、(中略)惟爾二神亦同侍殿内、善爲防護、又勅曰、以吾高天原所御齋庭之穗、亦當御於吾兒、(第二ノ一書)宜太玉命率諸部神、供奉其職、如天上儀、(古語拾遺)と有るなど、如此く後度に有る大抵の御事共は、其先度に已に天忍穗耳尊の皇祖天神より受奉らせ給へりし御事なりければ、後に其御子を代て天降らせ給ふと爲ては、其尊より瓊々杵尊に授け奉らせ給ふ可き事由に於て違ふ可からざる者なりかし、(右は第二ノ一書に因欲、以此皇孫一代親而降、故に天兒屋命太玉命及諸部神等悉皆相授、且服御之物、一依前授と有を立て、其始天忍穗耳尊の天降らせ御在し坐しける時の較略をば如此有るべき者と明らめ奉れる説なり)若て右に引ける古事記に其天忍穗耳尊の御子を天火明命次日子番能邇々藝命と有て、其御兄なる天火明命に天津日繼を授け奉らせ給はずして、其御弟の瓊々杵尊を以て天津高御座に令坐奉らせ給へるは如何と云ふに、此天火明命は其時に御父天忍穗耳尊と共に還上らせ給はずして直に天降らせ給へ

る者と見ゆめり、天神本紀に此命の御天降に供奉三十二神五部人五部造天物部船長などを帥て降り給へる由に云へるは、其天忍穗耳尊の供奉と此饒速日命の供奉とを分たず混同にして傳へたりし者と所見たり、其は上に注せるが如く丹後風土記に當國者往昔天火明命等降臨之地也(下略)と見え、其伽佐郡志樂郷の下に往昔少彦名命大穴持命當_下巡_上覽所_上治天下_上時_上而_上、悉巡_上行於此國_上畢_上、更到_上坐于高志國_上之時、召天火明神_上詔_上、汝命者可_上領_上知此國_上、火明命大歡喜と所見たれば、其天忍穗耳尊の始めて天降らせ給はむと爲しは、未少彦名神の常世郷に渡り御在し坐さざりし以前の御事にて在しなりけり、然るに十種神寶の御事に由有る事の其記には所見ざる所以有る事なり、唯此時には彼齋庭之穗を携へ豐宇氣大神の御靈を供奉らせ給ひ、其后天道日女命と共に五穀及桑蠶の種を天下に弘めさせ給ふ御爲にて、其後に瓊々杵尊の御天降に引替らせ給へるを、今度は亦天祖の詔命を以て十種神寶を令_上持_上て天降させ給へるなる可し、古事記白檮原段なる饒速日命の御言に聞_上天神御祖詔_上、乘_上天磐船_上而_上、天_上降_上坐於河内國河上峰_上、則遷_上坐於大倭國鳥見白庭山_上と有るは此時の御事なり、是瓊々杵尊の御兄には坐せども天津日繼を受け奉らせ給はざる所以なり、然れども天神御子にて渡らせ給へるが故に中洲にて大君の如く傳かれて御在し坐し_上なりけり、故神武天皇戊午年御紀に、時長髓彦乃遣_上行人_上、言_上於天皇_上曰_上、嘗有_上天神之子_上、乘_上天磐船_上自_上天降止_上、號曰_上櫛玉饒速日命_上、是娶_上吾妹三炊屋媛_上、遂有_上息兒_上、名曰_上可美真手命_上、故吾以_上饒速日命_上爲_上君而奉焉_上など云ふ程の事には有しなり、(其長髓彦の出自今此を知るべからずと雖も、饒速日命其妹三炊屋媛を娶らせ給へるを思へば竝々の人には非じかし、故考ふるに陸奥話記と云ふ

物に云へらくは、宇摩志麻治命神武天皇と十餘年相戦ふ安日長髓の兄弟宇摩志麻治命に従ふ、終に天皇勝ち給ふ、長髓は天皇の御兄を討ちたる故に誅せらる、安日は東北に追放たれ卒度濱安東浦を領す云々」と有に就て考有り、其卒度濱と云ふは齊明天皇四年御紀に謂ゆる津輕なり、然して其時の道臣命の哥に受瀨詩鳥と詠み給へるは即蝦夷と云ふ事なれば、其放たれし所以を以て其名を稱せらる可し、楮出雲臣家譜に天穗日命子天夷鳥命子伊佐我命子津彥命と有り、然るに此御世に天日別命の征伐として向ひ給へる伊勢津彦も上の櫛八玉神の條に云へるが如く其伊佐我命の子なる可きなどと思しきに合せて見れば、安日と云ふは津彥命の事なる可きか、津輕の地名大に相離るまじき心ちす、然る時は長髓彦三炊屋媛等は天穗日命には曾孫に當る可くや、又右の安東浦と云ふも天孫本紀に宇摩志麻治命の子味饒田命阿刀連等祖と有るは、此阿刀は大和河内共に在る地名なれども由有り、又其弟彦湯支命條に出雲色多利姫爲_上妾と見え、其子に出雲醜大臣命と云ふ有り、又神名式大和國山邊郡石上坐布留御魂神社、名神大月次相嘗新嘗と有るに、出雲建雄神社と云ふ有りて其屬社と有るなど、物部氏と出雲臣とは甚近き縁有る状なる是なり)右の如く天忍穗耳尊の先に天降らせ給へりし御時に、紀記共に在らゆる瓊々杵尊の御天降の度に在りつる故事を係けて見て、今度其瓊々杵尊の御天降の御事に就て事實を正し考へて云はく、第一には三種神寶を進らせ給へる御事なり、第一ノ一書に故天照太神乃賜_上天津彦々火瓊々杵尊_上、八坂瓊曲玉及八咫鏡草薙劍_上と有る、是其始に在るべき事なり、如何となれば大殿祭詞に皇御孫命_上天津高御座_上爾坐_上、天津瓊乃鏡劍_上捧持賜_上、言壽宜_上、皇我宇都御子皇御孫命_上、此乃天津高御座_上爾坐_上、天津日嗣_上萬千秋乃長秋_上爾云々_上と有りて、國讓の大命を詔給はむとて先づ天津瓊を奉らせ給へればなり、凡のみな

らず右の作法凡て如此にて、其は古事記日神の御依の所に、即其頸珠之玉緒母由良邇取由良邇志而、賜天照太御神而詔云、汝命者所_レ知_二高天原_一矣、事依而賜也と見え、又國作の御依の件に遙望呼謂_二大穴牟遲神_一曰、其汝所持之生大刀生弓矢以而、汝庶兄弟者追伏坂之御尾、亦撥_二河之瀬_一而、意禮爲_二大國主神_一、亦爲_二宇都志國玉神_一、云云と所見たるなど、何れも其表物_{（ヒラキモノ）}を先づ渡し奉りて後に其御事依の御事を仰傳へさせ給ふ定格なるを以てなり、但右の大殿祭詞に鏡劍と有るは故有る事にて、瓊は下方に回して瑞八尺瓊能御吹_{（後乃五百都御統乃玉爾）}と云ふ文有るは此時の玉なる事、予已に其講義に注せるが如し、然る時は右の明文有ると共に其も三種神寶の説なるを、古語拾遺に即以_二八咫鏡及草薙劍_一二種神寶、授_二賜皇孫_一、永爲_二天璽_一（所謂神璽劍是也）矛玉自從と有るは忌部氏の私記にて、右の文を讀み損ひたりし者なりけり、（其正三種なる可き證は已に傳十七卷に委しく注せば今云ふ限に非ず、神皇正統記に此に依りて誤らせ給へるを、平田史にも其任に取れるは何に就ても奇僻を好む例の心に出でたり）然して其鏡は天照太神、劍は素戔嗚尊の御靈にて、瓊は天下を所知食させ給ふ御璽と爲て授け奉らせ給へるなりけり、其鏡に就ての大命は第二ノ一書に是時天照太神手持_二寶鏡_一、授_二天忍穗耳尊_一而祝之曰、吾見視_二此寶鏡_一、當猶_レ視_レ吾、可_レ與同_レ床共_レ殿、以爲_二齋鏡_一と有る是なり、但此に天忍穗耳尊と有るは右に注せるが如く、先の御天降の時に已く有りし傳の此に出たるなれば然のみ泥む可きに非ず、古語拾遺には瓊々杵尊の此時の事と爲て右の文を擧げたるを以て知るべきなり、然して古事記には於是副_二賜其遠岐斯八尺勾璽鏡及草那藝劍_一、亦常世思金神手力男神天石門別神而詔者、此之鏡者專爲_二我御魂_一而、如_レ拜_二吾前_一伊都岐奉_{（下略）}と見え、草薙劍の御事はしも傳二十一に注せるが如く此は素戔嗚大神より天照太神に奉

らせ給へれば、本より皇太神の御物には有れども、天神御子に御璽と爲て賜はしむ可き御心を含させ給へる御物なりければ、專素戔嗚大神の御靈に坐せり、次に瓊はしも天下所知食す可き大御璽に賜はせたる可き由傳三十卷に委曲に注せるが如し、神皇系圖と云ふ物に此時の御事とて天照太神誓曰、吾日太子如_二八坂瓊之勾_一、以曲妙御宇且如_二白銅鏡_一、以分明看_二行山川海原_一、乃提_二神劍_一平_二天下_一焉と所見たるは、仲哀天皇八年御紀に所見たる伊觀縣主五十迹手が此三種の寶をば獻れる時に奏せりし語に依て杜撰_{（フツヅン）}せる者と先には思ひ捨てたりしかども、今思へば此時の御事依に起りて、右の大禮には此三種寶物を擧げて然稱へ申せる例とは所見たり、（此異説は駿河風土記に載せたる香具山日記に、天照太神以_二天孫瓊々杵尊_一欲_レ爲_二豐葦原中津國神君_一、既欲_二天機_一之時、左御手持_二携八坂瓊之曲玉_一、右御手持_二天叢雲劍_一、胸與_レ腹之間中_二八咫鏡_一、祝曰、天孫視_レ吾如_レ視_二此三種之寶器_一、倍止、又同_レ床共_二大殿_一氏麻志止、自_レ此天嗣不_レ絶、以_二三種之璽_一被_レ奉_レ持_レ之云々と云ふ事見えたり、此鏡をば御紀古語拾遺等には御手に捧持させ給へる趣なるを、胸腹の間に中させ給へる事珍らし） 諸其大御鏡は凡て三面猶其外にも供奉りし御鏡御在し坐し、又日矛も副はせ給へり、古語拾遺に矛玉自從と有る矛は、八千弋神の御にて上に謂ゆる廣矛是なり、玉は大國魂神の御にて第二ノ一書に大己貴神の披_二瑞之八坂瓊_一而長隱者矣と有る此事なるを、古語拾遺に天照太神の八坂瓊之曲玉を一にし、大殿祭詞の文義に妙有るを知らざりし故に此三種神寶をも二種神寶に改めなど爲し事、天璽に對ひ奉りて甚可畏き御事なる故に、予常に其を忌部氏の私記なりとは云ふなり、諸其三面の御鏡と申すは傳十七、十八に注せるが如く、一鏡は天懸太神と申す即右に謂ゆる齋鏡是にて伊勢神宮の御なり、一鏡は國懸太神と申す紀伊國日前宮の御是なり、一鏡は此を眞經津

鏡と云ふ、即伊勢外宮の御なる由大倭本記に所見たるが如し、此外にも荒祭宮多賀宮の御も眞經津鏡に御在し坐して、共に此時に副て天降させ御在し坐せる趣にて凡て五面の大御鏡なむ御在し坐しける、次に寶鏡開始章第一ノ一書に謂ゆる日矛は其正書に茅繩之稍と云ひ、古語拾遺には此を著鐸之矛と云へる同物なるが、其は國懸宮の御是なる由傳十八に注せるが如し、然して其矛に著けたる鐸は大倭本記に子鈴と有りて、神名式に大和國城上郡卷向坐若御魂神社(大月次、相嘗新嘗)の御にて渡らせ給ふ者なり、然れば天神御子に授け奉らせ給へる御璽の御物の主々しきは右等の類にて、猶其外にも石戸開の時の御物は悉に此御時に授け奉らせ給ひし御事と所見たり、(然るは神宮の書共に皇太神の相殿神二座の天手力男神の御形を弓座と書し、萬幡豐秋津姬命を劍座と有り、然して世に傳はる神樂の起は其時に在る事なるに、神樂採物に弓有り劍有り、又度會宮の相殿神三座の大一座天津彦々火瓊々杵尊形鏡坐と有るは、未其時に生坐ざりければ、此のみは其後に造り奉るとも見奉る可し、次に天兒屋命を笏座と云ふは神樂の笏拍子なる可く、太玉命を玉座と云へるなども其時の御物ならむを、然のみは叢陸しければ傳三十卷に委しく注し奉りてむとす)第二には寶祚を賀奉らせ給へる大御命を、右の三種神寶を奉らせ給へるに就て仰給へるなり、此第一ノ一書に因勅皇孫曰、葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可王之地也、宜爾皇孫就而治焉、行矣、寶祚之隆、當與天壤無窮者矣と所見たる是なり、釋に今此文者、天照太神授三種寶物於皇孫天津彦々火瓊々杵尊、奉天降之勅宣也と見え、其寶祚之隆云々の下に、如大倭本記初天地本紀等文者、子々孫々千々萬々云々と有り、斯れば是吾子孫云々の文右の二書には是吾子々孫々千々萬々可王之地也と有しなる可し、神皇正統記に天地も昔に不_レ變、日月も光を不_レ改、況や三種神器見在し給へり、窮り不_レ可有は我國を傳ふる寶祚なり、仰ぎて尊み奉る可きは日嗣を承り賜ふ君になむ御在し坐すと書し給へるは、右の大命の義を説し奉られたるが如し、故大殿祭詞に高天原神留坐須、皇親神魯企神魯美之命以、皇御孫之命乎天津高御座爾坐云々、宣志久、皇我宇都御子皇御孫之命、此乃天津高御座爾坐云々、天津日嗣乎萬千秋乃長秋爾、大八洲豐葦原瑞穗之國乎安國止平氣久所知食止、言依奉賜此云々と有るも右の御意味なるに、其には其天津日繼所知食す皇太宮の御事を係けて言壽宣給へるなり、續紀第一ノ詔に高天原事始而、遠天皇祖御世中今至萬萬爾、天皇御子之阿禮坐乎、彌繼々爾大八島所知次止、天津神乃御子隨母天坐神之依之奉之隨聞看來、此天津日嗣高御座之業止云々、第五ノ詔に皇親神魯岐神魯美命、吾孫將知食國天下止與佐斯奉志麻爾麻爾、高天原事波自米而、四方食國天下乃政乎、第十四詔に皇親神魯岐神魯美命以、吾孫乃命乃所知食國天下止、言依奉乃隨、遠皇祖御世始而、天皇御世世聞看來食國、天川日嗣高御座乃業止奈母隨神所念行久止勅、第十九詔に皇親神魯岐神魯彌命乃定賜來流、天日嗣高御座次乎、第二十三詔に皇親神魯弃神魯美命、吾孫知食國天下止、事依奉乃任爾云々など有るも、右の天壤無窮の神勅の御旨を述べさせ給へる者なり、(萬葉二卷柿本人丸作哥に、天地、初時之、久堅之、天河原爾、八百萬、千萬神之、神集、集座而、神分、分之時爾、天照日女之命、天乎波、所知食登、葦原乃、水穗之國乎、天地之、依相之極、所知行、神之命等云々、と有るも右の意味を述べたる者なり)第三には供奉の神等を副奉らせ給へるなり、第一ノ一書に又以中臣上祖天兒屋命、忌部上祖太玉命、猿女上祖天錮女命、鏡作上祖石凝姥命、玉作上祖玉屋命、凡五部神使配侍焉と有る、此御事古事記にも爾天兒屋命布刀玉命天宇受賣命伊斯許理度賣命玉祖命并五伴緒矣支加而天降也(中略)故其天兒屋命者(中臣連

日本書紀傳 第二十九之卷 天孫降臨章(續)

等之祖)、布刀玉命者(忌部首等之祖)、天宇受賣命者(猿女君等之祖)、伊斯許理度賣命者(鏡作連等之祖)、玉祖命者(玉作連等之祖)と所見たる、何れも石戸開の御時に御功用有りし神等を陪從へ奉らせ給ふ事決めて所以有るべし、又別に次思金神者取持前事爲政と有る其御事は、此第二ノ一書には復勅天兒屋命太玉命、惟爾二神亦同侍殿内善爲防護と有る是なり、次に故以天兒屋命太玉命及諸部神、悉皆相授と見え、又古語拾遺に宜太玉命率諸部神、供奉其職、如天上儀と有るも此時に已に在りし大命にて、右等の事共は先に天忍穗耳尊に令仕奉給ふ供奉の神等に就ての御事なりしを、此より瓊々杵尊の御供に令仕奉給へる由なり、然れば其諸部神と云ふは右の五部神は更なり、天神本紀に饒速日命の供奉と爲るは誤なれども、其御天降の時に令三十二神並爲防衛、天降供奉と有る中には右の五部神なども其に收り、且心得ぬ神名も交れるは其神名を逸して傳はらぬにこそは有めれ、倭姫命世記にも伴神天兒屋根命掌解除云々、太玉命捧青和幣白和幣、天牟羅雲命取太玉串、三十二神前後相副從云々と所見たれば、然る御事も御在し坐しなりけり、其次に副五部人爲從、天降供奉云々、船長同共率領梶取等、天降供奉と有るなどは、何れも天忍穗耳尊瓊々杵尊等の御天降毎に在りし御事と所見たり、(但右の五部人の次に五部造爲伴領、率天物部、天降供奉云々、天物部等二十五部人、同帶兵仗天降供奉云々と有るなどは、如何にも饒速日命の供奉なる可くして、其は此度は無かりしなる可し、其は神武天皇戊午年御紀に饒速日命の帥其衆而歸順焉と有る其衆は、天物部なる由已に古來説有り) 第四には天津神籬の御事なり、第二ノ一書に高皇產靈尊因勅曰、吾則起樹天津神籬及天津磐境、當爲吾孫奉齋焉、汝天兒屋命太玉命宜持天津神籬、降於葦原中國、亦爲吾孫奉齋焉と見えたる、

是等の事共古語拾遺には于時天祖天照大神高皇產靈尊の勅命に係て其極原朝段に、爰仰從皇天二祖之詔、建樹神籬、所謂高皇產靈神皇產靈魂留產靈生產靈足產靈大宮賣神事代主神御膳神(已上今御巫所奉齋也)櫛磐間戸神豐磐間戸神(已上今御門巫所奉齋也)生鳥(是大八洲之靈、今生鳥巫所奉齋也)坐摩(是大宮地之靈、今坐摩巫所奉齋也)と所見たり、是即神名式に神祇官西院坐御巫等祭神廿三座(並大、月次新嘗)と有る神社を皇宮の内に齋奉る始なるが、獨右等の神等に限るに非ず、天神地祇の社々を定めて祀ひ奉らせ給ふ、正しく其起なる證は祈年月次等祭詞に高天原神留坐、皇陸神漏伎命神漏彌命以、天社國社稱辭竟奉、皇神等能前白云々と有るは、右の皇天二祖の詔命を奉て謂ゆる神籬を建樹て天神を齋鎮めさせ給へる御事はなり、其辭別に大御巫能辭竟奉、皇神等能前白云々、故皇吾陸、神漏伎命神漏彌命、皇御孫命能宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久登宣と有は、其本文の結と爲る所にて、皇祖天神の詔命を奉て今皇御孫尊より其祈年月次祭の大御祭を仕奉らせ給ふ由なり、又其太神宮詞にも故皇吾陸、神漏伎神漏彌命、宇事物頸根衝拔、皇御孫命能宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久登宣と有るも右に同じき事、類史に右の第二ノ一書の文を伊勢太神宮條の首に收られたるは然る事にて、崇神天皇六年御紀に故以天照太神、託豐鍬入姬命、祭於倭笠縫邑、仍立磯堅城神籬、(神籬此云比芥呂岐)と有る、此を以て右の天津神籬の御事はしも謂ゆる皇祖天神を始め奉り、天社國社と皇神等を齋奉らせ給ふ事の起り、祈年月次新嘗等の神事の始なる事を知るべき者なり、又第二ノ一書に即以紀伊國忌部遠祖手置帆負神、定爲作笠者、彥狹知神爲作盾者、天目一箇神爲作金者、天日鷲神爲作木綿者、櫛明玉神爲作玉者、乃使太玉命以弱肩被太手櫛而、代御手以祭此神者始起於此矣、且天兒屋命主神

事之宗源者也、故俾_レ以太古之卜事_ニ而奉_レ仕焉と所見たる、此文右の天津神籙の件より上方に在て大物主神のみに係れる事の如きを、上に注せるが如く主とは大己貴神を天日隅宮に鎮め奉りし時の事なれども、彼石戸開の時よりの例と爲て各其職掌の神等に坐せば、此神籙の御事に就て上件の皇神等は更なり、大己貴神大物主神大國魂神を始と爲て、謂ゆる天社國社の神等に仕奉しめ給へる由なり、大殿御門大被鎮火道饗等の祭事も皆此時に定て行下し給へる御事なるが、中にも重きは四箇の大祭なるにて、四時祭式を見るに二月初年、六月十二月々次、十一月新嘗等の祭祀の事に當りて楯杵以下の幣物を諸社に奉らるゝ時に、中臣は祝詞を宣り忌部は幣帛を頒つなど、神代の古儀を傳へさせ給へるなど尊しとも何とも申さむは中々なる御事にこそ、(此は神社を建て天神地祇を齋鎮めさせ給ふ大御政にして、天下の大事此に過ぎたるは無くなむ有りける、寛平五年の格に二月初年、六月十二月々次、十一月新嘗祭等者、國家之大事也、欲_レ令_レ歲災不起、時令順_レ度云々と有るが如く、天下を統御めさせ給ふ御上に斯計の重事御在し坐さざりけり)第五には齋庭之穂の御事はなり、第二ノ一書に天照太神又勅曰、以_レ吾高天原所御齋庭之穂、亦當_レ御於吾兒_ニと所見たり、古語拾遺にも此文有るを、齋庭之穂の下に是稻種也と云ふに注有り、古事記には右の稻穂の事無して次登由宇氣神、此者坐_レ外宮之度相_ニ神者也と見えて、御靈の御事を書されたるが、其御形は右に注し奉れる畏所三面の御鏡の中に一所眞形長六寸許と天徳御記に見えて謂ゆる眞經津鏡是なり、然れば御紀には御形の傳を漏され、彼記には稻穂を落されたりと雖も、共に一事なるなりけり、故此稻穂の事を中臣壽詞には高天原_ニ神留坐_レ須、皇親神漏岐神漏美乃命_ニ持_レ天云々、皇孫尊_ニ高天原_ニ事始_レ天、豐葦原乃瑞穂乃國_ニ還安國_ニ止_レ平久久所知食_レ天、天津日嗣乃_ニ天都高御座_ニ御坐_レ天、天

都御膳_ニ長御膳乃_ニ遠御膳_ニ止_レ、千秋乃_ニ五百秋_ニ仁、瑞穂_ニ還平久久安久_ニ由庭_ニ所知食_レ止_レ、事依_レ志奉_レ云々と見えて、此齋庭と云へるは傳十七に注せるが如く新嘗の齋場を云ひて、此御天降の元年に始めて天上の稻穂をば聞食と爲て神籙を此土に建て天神地祇を祭祀らせ御在し坐しけるなりけり、大嘗祭詞に高天原_ニ神留坐_レ、皇陸神漏岐神漏彌命_ニ以、天社國社_ニ敷坐_レ皇神等前_ニ白久、今年十一月中卯日_ニ爾、天都御食乃_ニ長御食能_ニ遠御食_ニ登、皇御孫命乃_ニ大嘗聞食_ニ奉_レ爲_レ故_ニ爾皇神等相_ニ宇豆乃_ニ比奉_レ氏、堅磐_ニ爾常磐_ニ爾比奉_レ利、茂御世_ニ爾幸_ニ爾奉_ニ止_レ依_レ志_レ氏、千秋五百秋_ニ爾平久久安久_ニ聞食_ニ云々と有る、此御文を讀味ふるに右に引ける祈年月次祭詞には天津神籙を建樹て齋ひ奉れる趣なるを、此は其神籙に祀られ給へる御上を申す故に天社國社_ニ敷坐_レとは云ふなり、皇神等相_ニ宇豆乃_ニ比奉_レ云々、茂御世_ニ爾幸_ニ爾奉_ニ止_レ依_レ志_レ氏と有るは、此の稻穂を事依し奉らせ給へる御事より係けて當年の新穀の成熟へる上を神に申させ給へる者なり、此を以て御天降の即初國所知食し御在し坐しける大御政の始に、先づ此齋庭之穂を常御す御事をば行はせ給へる者とこそは所見たりけれ、下に注せる高千穗峯の名義を合せ考ふ可き者なり、(但右に注せるが如く、天忍穗耳尊はしも先度に虛天より引返して天上に昇らせ御在し坐ししかども、天火明命は其御時に丹後國に天降らせ御在し坐しけるなりけり、其時の稻穂の御事に就て丹後風土記に、往昔豐宇氣大神天_ニ降于當國之伊去奈子嶽_ニ坐之時、天道日女命等、請_ニ申大神五穀及桑蠶等之種_ニ矣、便_ニ於其嶽_ニ掘_ニ眞名井_ニ灌_ニ其水_ニ、以_ニ定_ニ水田陸田_ニ云々、然後復大神者登_ニ高天原_ニ也と有るを見るに、初度には其御靈實と稻穂とは丹後國に天降らせ給ひ、稻穂を遺して御靈實は天上に昇らせ給ひ、後度には高千穗宮に天降らせ給へる御事と思しきを、人は如何見るらむかし、下に云へる事共を見合す可し)第六には先驅の神等の較略なり、此第四ノ一書に于時大伴連

遠祖天忍日命、帥來目部遠祖天穗津大來目、背負天磐靱、臂著稜威高鞘、手提天梶弓天羽々矢、及副持八目鳴籥、又帶頭槌劍而立、天孫之前遊行降來と有る、此事古語拾遺も同文にて天穗津大來目の下を帶、仗前驅と四字に切めたり、右の趣にては天忍日命の天穗津大來目を帥て天降らせ給ふ由なるを、古事記は然らず、故爾天忍日命天津久米命二人、取負天之石靱、取佩頭椎之大刀、取持天之波士弓、手狹天之眞鹿兒矢、立御前而仕奉、故其天忍日命(此者大伴連等之祖)天津久米命(此者久米直等之祖也)と所見たるが如く、中古の左右近衛府の如く相並びて前驅し仕奉られしなり、然れども天忍日命は其上に立ち給へる故に自然に帥うる狀なりしにや、記傳十五(七十六丁)に久米直は白檉原御世大久米命など迄は大伴と相並びたる氏なりしを、其子孫に至ては大伴氏のみ榮えたりし程に久米は其下に屬る者なりしを、書紀は神代卷をも神武天皇御卷をも後に其子孫の衰へたる時の趣を以て記されたる者と所見たり、萬葉十八(廿一丁)家持卿歌に、大伴能、遠都神祖乃、其名乎婆、大來目主登、於比母知豆、都加倍之官と詠まれたるも、大伴の祖神の大久米を帥主れる由にて書紀の趣なり(取要)と所見たる、大に此意味は有るべき事なり、(大伴と云は萬葉七卷四丁に、靱懸流、伴雄廣俊、大伴爾云々など有りて、其部の大なる由なり、久米は國造本紀に久米と有て、後世に謂ゆる組子の事なり、姓氏錄大伴宿禰の下にも天押日命大來目部立御前降于日向高千穗峰、然後以大來目部爲天靱負部、天靱負之號起於此也と云ふ事見えたり) 第七には猿田彥神の御迎に出させ御在し坐しける一件なり、此第二ノ一書に已而且降之間、先驅者還白、有二神居天八達之衢、其鼻長七咫、背長七尺餘(當言七尋)且口尻明瞭、眼如八咫鏡而絶然、似赤酸醬也、即遣從神往問時有八十萬神、皆不得自勝相問、

故特勅天鈿女曰、汝是目勝於人者、宜往問之、天鈿女乃露其胸乳、抑裳帶於臍下而笑噓而立、是時衢神問曰、天鈿女汝爲之何故耶、對曰天照太神之子所幸道路有如此居之者誰也、敢問之、衢神對曰、聞天照太神之子今當降行、故奉迎相待、吾名是猿田彥大神、時天鈿女復問曰、汝將先我行乎、將抑我先汝行乎、對曰、吾先啓行、天鈿女復問曰、汝何處到耶、皇孫何處到耶、對曰、天神之子則當到筑紫日向高千穗觸之峯、吾則當到伊勢之狹長田五十鈴川上、因曰發顯我者汝也、故汝可送我而致之矣、天鈿女還詣報狀と所見たり、古事記にも爾日子番能邇々藝命將天降之時、居天之八衢而、上光高天原、下光葦原中國之神、於是故爾天照太御神高木神之命以詔天宇受賣神、汝者雖有手弱女人、與伊牟迦布神面勝神、故專汝往將問者、吾御子爲天降之道、誰如此而居、故問賜之時、答曰、僕者國神名猿田毘古神也、所以出居者、聞天神御子天降坐、故仕奉御前、參向之侍と所見たる、此猿田彥神と聞えさするは傳二十八に注せるが如く味耜高彥根神に渡らせ給へるが、天神御子を天八衢に待迎へ奉らせ給へるは、古事記に謂ゆる亦僕子等百八十神者、即八重事代主神爲神之御尾前而仕奉者、遠神者非也と御父大神より奏し聞えさせ給へる御言の信此に初て御在し坐しけるなり、此意味少かは上にも注せりき(但上に已に注るが如く此第二ノ一書に是時歸順之首渠者大物主神及事代主神、乃合八十萬神於天高市、帥以昇天、陳其誠款之至云々と有る、此時に其御事を申させ給ふ可からむを、然計り皇祖天神より問はせ給ふ程に出立たせ給へるは如何と思ふらむ人も有なれども、其時は宜領八十萬神、永爲皇孫奉護、乃使還降之と仰せ給へるは、二神に係りて詔給へるにて、凡てに渡れる詔命なりければ、此時に奉迎らせ給ふ事などを取立て奏させ給ふ可きならざる事を曉

る可し、是なむ奇しく妙なる所なる(第八には日神と猿田彦神と御幽契の較略なり、然るは傳三十に至りて委しく明らかむ可き事なるが一通り云てむに、右の第二ノ一書の趣を熟見るに、此に猿田彦神は皇御孫尊の御天降を啓行き申す爲に出でさせ給へるなり、然るに其天鈿女命の間に汝何處到耶、皇孫何處到耶と有る、此にぞ深き所以は有るべかりける、如何と云ふに其啓行に出来る神に對はせては皇御孫尊の御行方をこそ聞食る可かりけれ、然るを其神の落著く處を聞かせ給ふは、全く皇太神の御靈の鎮まり御在し坐さむ地の事を其神の奏させ給へるに就て、其御行方の事を先づ問はせ給へるなりけり、此時の猿田彦神の御對にも天神之子則當_レ到_レ筑紫日向高千穗耜觸之峯と申させ給へるは、皇御孫尊を御在し坐さしめ奉る地なれば然も有なましを、次に吾則應_レ到_レ伊勢之狹長田五十鈴川上と有て、己命の御上を申さるゝ時は如何しき御事なり、然るを古語拾遺卷向玉城朝段に、令_レ皇女倭姬命奉_レ齋_レ天照太神、仍隨_レ神教、立_レ其祠於伊勢國五十鈴川上、因興_レ齋宮、令_レ倭姬命居_レ焉、始在_レ天上、預結_レ幽契、衢神先降、深有_レ以矣と所見たる、此に幽契を云ふ事決めて深き所以有るべし、其廿五年御紀皇太神の御鎮座の御事を書されたる終に、則天照太神始自_レ天降之處也とも有り、此を以て見るに其始天鈿女命の間にも皇御孫尊は何處に御在し坐し、皇太神は何處に御在し坐さむと問聞えさせ給へるなるが、其に對へて猿田彦神の皇御孫尊は筑紫日向の高千穗峯に天降らせ給ひ、吾は皇太神の大御供仕奉りて伊勢の狹長田五十鈴川上に到り著かむとは奏させ給へるにて、天八衢より道を二に分け其處々に降著かせ御在し坐して、然後に猿田彦神は其伊勢國より高千穗宮に參赴き仕奉らせ給ひし者なりけり、記傳十五(三十五丁)に、先初に猿田彦神の答に吾先啓行云々、天神之子則當_レ到_レ筑紫日向、吾則應_レ到_レ伊勢と申給へる、抑皇御

孫尊の日向國に降り坐さむに、其啓行の神の伊勢にしも降り給ふ事深き所以有り、豐受宮儀式帳に天照坐皇太神始卷向玉城宮御宇天皇御世、國々處々大宮處求賜時、度會乃宇治乃伊須々乃河上爾、大宮供奉、爾時大長谷天皇御夢爾壽覺賜久、吾高天原坐見志麻岐賜志處爾志都眞利坐敷云々と有り、斯れば此御靈鏡を後遂に此地に鎮め坐さしめむと太御神御自高天原にして豫てより所念し設けたる事なり、然れば猿田彦神の啓行ながら、此伊勢に到り給ふも、古語拾遺に始在_レ天上、結_レ幽契、衢神先降、深有_レ以矣と所見たる如く、本より此由縁有る故に此御靈鏡を終に鎮坐すべき處へ先導送り奉らむ爲なり、故其御天降の時に皇御孫命に附副ひて此御鏡を戴齋奉れる御從神は、彼啓行神の導の任に自然先づ此伊勢國に降著きしなり、始自_レ天降とは此時の事なりけり、若然らずは日向へ降り給ふ皇御孫命の啓行神の伊勢へ降り給はむ事何の由も無く徒ならずや、楮右の如く此御鏡は先づ伊勢に降著き給ひしを、日向に著き給へる皇御孫命の御許に送り奉り置て、猿田彦神は御暇を賜りて又伊勢に還り給ひしなり」と云はれたるは、實に見徹したる如き説になむ有りける、(但其御紀の文を良海本には、則天照太神始自_レ天降、經_レ二十餘處、今在_レ此宮と有れども、諸本に右の如く有るに従ふ可きなり、諸本には御天降の御事を書して其二十餘處を経て此に鎮坐す御事を略き、良海本には御鎮坐の御事のみを書して御天降の始の御事を略ける者なり、右の降と經との間に之處也の三字を脱せるにて、正しくは則天照太神始自_レ天降之處也、經_レ二十餘處、今在_レ此宮と有りなましかば調へる文ならましとぞ)○高皇產靈尊、此正書の例には有れども、實には天照太神高皇產靈尊神皇產靈尊三柱の太御神の御計ひに御在し坐す御事上に注し奉るが如し、○眞床追衾、第四ノ一書には以_レ眞床覆衾、第六ノ一書には用_レ眞床覆衾と有り、海宮遊行章第六ノ一書彦

火々出見尊の御在し坐したる所に、乃設_ニ三床_一請入、於是天孫於_ニ邊床_一則拭_ニ其兩足_一、於_ニ中床_一則據_ニ其兩手_一、於_ニ内床_一則寬_ニ坐於眞床覆衾之上_一と所見、又其豐玉姬命の産殿の所にも遂以_ニ眞床覆衾及草_一裏_ニ其兒_一、置_ニ之波瀾_一とも見えたり、其兩足を拭はせ給ひ其兩手を據させ給へるは、其邊床中床にも各眞床覆衾の設有りしなりけり、斯れば其御床の上に覆ひ奉る御被にて、君上などの可畏き大御面を凡下に見えさせ給ふまじく裝束ひ奉る御物とは所見たり、口訣に眞床追衾者御帳也、追覆也と注し、釋に私記問、此衾之名其義如何、答衾者臥_レ床之時覆_レ之物也、眞者褒美之辭也、故謂_ニ眞床追衾_一一書文道ノ字作_レ覆也、訓讀相通之故並用、今世太神宮以下諸社神體奉_レ覆_ニ御衾_一、是縁耳と所見たり、此に就て思ふに眞床は御床にて天津高御座に載せ奉り、眞床追衾を覆ひ奉れるながら天降し奉らせ給へる、儀式天皇即位儀に、皇帝服_ニ冕服_一即_ニ高座_一云々、二九女孺執_レ翳、左右分奉_レ翳、命婦二人褰_ニ御帳_一と有る、御帳即眞床追衾なり、夫木廿一に 高御座雲の御帳を褰ぐとて、昇る御階の詮も有るかな、と詠める是なり、其御床を置くに御輿か御車か御船かの設御在し坐さずは亦得有るべからざるなり、萬葉十九(三十九丁)に、蜻島、山跡國乎、天雲爾、磐船浮、等母爾倍爾、眞可伊繁貫、伊許藝都追、國看之勢志氏、安母里麻之、掃平千代累、彌爾繼爾、所知來流、天之日繼等、神奈我良、我皇乃云々と有るは、此時の御事を詠める者なりければ、此を以て天磐船なる事著きを、倭姬命世記皇太神の御遷行の所に、美濃縣主角箇作而進_ニ御船二隻_一、捧船者天之會古立、抱船者天之御都張止白而進_ニと有る、此賀詞に捧げたる船は天之底立と上天の極底の如く屋の覆ふを云ひ、抱きたる船は天之御戸張と云ふは其船に載せ奉りて御戸張を垂れたるを天象の羅列れるに見立てたる者にして、此に由有りて右の口訣に、眞床追衾者御帳也と云ふ事大に

似著はしき事なり、古事記明宮段宇遲能和紀郎子の御事をば、亦其山之上張_ニ繩垣_一、立_ニ帷幕_一、許以_ニ舍人_一爲_レ王、露坐_ニ吳床_一、百官恭敬、往來之狀、既如_ニ王子之坐所_一而と有るが如く、君の御幸には繩垣を張り帷幕を立つる上世の習なりし事にて、皇太神儀式帳新宮遷奉儀式行事に人垣立衣垣曳_ニ蓋刺羽等捧_レ幸行と有るは、共に今世に云_ニ絹垣_一の事にして、繩を長く引延て垣の如く立隔つる事にて、御舎の内にては御帳を垂る_ニに同じ狀なる者なり、(但眞床追衾は御床の上に覆ふ物、絹垣は御幸の外を圍める物、御帳は御殿の内に隔て成す料の物にして其物各一なるには非ざれども、口訣の註に本著て其用ひさせ給ふ意味の類たる事を此に明す者なり) 然れば太神宮式造備雜物條に太神宮船代三具樋代一具、度會宮船代四具樋代一具と見えて、其より以前に造_ニ船代_一祭と云ふも有りて、正殿の心御柱と共に最重き物に爲なるは、船代は字の如くに船の代なる由にて、皇太神の大御靈をも天磐船に載せ奉りし古例を傳へたりし物と見ゆ、其皇太神宮御裝束の中に生溢絹被二條(長九尺廣四幅、納_ニ綿廿屯_一、一條無_レ綿)小窠錦被一條、著_ニ緋裏_一(長九尺廣四幅、納_ニ綿二十屯_一)小文紫被一條(長五尺廣二幅、納_ニ綿八屯_一)小文緋被一條(長廣如_レ上)屋形錦被一條(長廣如_レ上)小文緋絹一疋(折累敷料)帛被三條(二條長一丈廣四幅、納_ニ綿各二十屯_一、一條長九尺廣四幅、無_レ綿)五窠錦被一條(長一丈廣五幅、著_ニ緋裏_一、納_ニ綿二十屯_一)と有は、皆其御船代を覆ひ奉る料なり、荒祭宮條に絹被一條帛被一條(各長七尺廣三幅、納_ニ綿八屯_一)と有りて、其餘別宮の御裝束なるも右に同じく、度會宮御裝束に帛被一條(長八尺四幅)刺車錦被二條(長各八尺廣四幅)船代内敷小綾帛被二條(各長八尺二幅)上覆帛被一條(長八尺四幅)小綾紫被一條(長八尺四幅)と見え、相殿神三座裝束にも帛被三條絹被三條(已上各長三尺五寸廣二幅、納_ニ綿五斤_一)

と有て、多賀宮の御も右と一なり、是即上代に謂ゆる眞床覆衾の遺制なるにて、甚も可畏も御體を顯はに爲まじき御裝束なりければ、後世の俗意を以て見るべからざるなり、猶大神宮御裝束に壁代絹帳三條(一條長六丈廣六幅、二條長九尺廣二幅)天井上覆絹帷一條(長三丈六尺三寸廣九幅)内蚊屋絹帳二條(高一丈三寸廣十二幅)幌一條(長七尺三寸廣四幅)と有るなども皆其類なり、大嘗祭式大嘗宮條に席上敷白端御帖、帖上施坂枕(帖枕竝掃部寮所設、其製在彼寮式)戸懸布幌(内藏寮所設)と有て、其御服に衾三條敷衾三條と見え、建武年中行事神今食條に掃部頭參りて神座を敷く云々、坂枕八重疊の下に敷く、内侍參りて御衾を八重疊の上に奉る云々と有るも右に同じ御設なり、建曆御記に清涼殿御帳間の御事を、四面有_ニ几帳、帷夏生以_ニ胡粉畫葦雀(一本鳥、又一本鶴)冬朽木形疊三帖、繹御座敷(東上)西柱角鏡二(東面)濱床如_ニ恒と所見たるは、謂ゆる御帳臺の御裝束なるが、取も直さず眞床覆衾なる者にて船車に用ふるも御殿に用ふるも其價各別には非ざる者なり、(天書第三には後以_ニ天杵尊爲_ニ中國主、賜_ニ玄龍車追_ニ眞床之綠錦衾八尺流火鏡赤玉薙草_ニと云ふ事有て、釋にも引きたれども思束無き事共なり、其玄龍車は何と訓むべきにや、駿河風土記に大己貴神の天降らしし時に乗り給へる天日鷲大羽鷲羽車と云ふ物は見えたりとも、其とは事違ひて甚く漢風なる名なり、又綠錦衾と云へるも神代の古の状には非ず、次なるは三種神寶の御事の異説なるにこそ)○皇孫と此にて句を切るべし、良海本には覆_ニ於皇孫、果天津彦火瓊瓊杵使_ニ降_ニ之と有りて、理甚能く通ゆる故に、其果の字を補ひて覆_ニ於皇孫までを一句と爲しつ、倭皇孫と申し奉るは皇子皇孫などの謂には非ず、皇御身と申奉る義にて天下を統御し給_ニ尊號に渡らせ給ひて天皇と申奉るも同じ意味なる由、且此御天降の御時より始めて天

皇と聞え初ける所以共已に上に注し奉れ、ば、合せ讀て明らかめ奉る可し、○覆は、於保比麻都理氏と訓むべし、此第四ノ一書第六ノ一書等に此と同じ所に裏の字を用ひられて伎勢麻都理氏と訓めるを、私記には於保比天と訓める是なり、即眞床追衾の追ノ字を佗には覆ノ字に作る其義にて、皇御孫尊の玉體を覆ひ奉らせ給ひて凡賤を遠ざさせ給ふ御結構なり、祝詞式に多く皇御孫命乃美頭乃御舍仕奉_ニ天_ニ之御蔭日之御蔭止隱坐_ニと有る隱坐は、御殿の内に往ませ給ふ御事を申し奉るなれども、其も顯に玉體の見えさせ御在し坐ざる由なるに等しく、此も眞床追衾を以て覆ひ奉らせ給へるは天書にも以_ニ眞床錦衾_ニ覆_ニ之、令_ニ華蓋_ニ、天御蔭日御蔭秘藏_ニ之矣とも有りて、彼天津高御座の御事と竝びて皇位の重く辱く可畏く御在し坐す御事を示させ給へる者にして、皇祖天神の深く遠く思慮らせ御在し坐して大に御心用ひ爲させ給へるになむ有りける、偕於保布と於布と同義なる由は傳三に注るが如く、神世七代章の大戸之道尊大戸之邊尊と申し奉る戸之は殿にて、大は其屋を覆ふ事を云ひて、凡て大と云ふ言は物の上より覆ふ義有るは更にて、追ノ字を於布と訓めるも其追及と覆と意同じければなり、古事記朝倉宮段三重姦歌に、毛々陀流、都紀賀延波、本都延波、阿米袁淤幣理、那加都延波、阿豆麻袁淤幣理、志豆延波、比那袁淤幣理と有るを、記傳四十二(三十二丁)に、淤幣理は覆有なり」と注されたるは然る言にて、於保比於保布と云ふべきを於比於布と云へる即古言の例格なる者なりかし、(或説に皇御孫尊の御幼少に渡らせ給へるに就て御衾を裏み奉らせ給へる者の如く云へるは、凡ての事實に疎き説なれば取るに足らず、已にも引ける如く海宮遊行章第六ノ一書彦火々出見尊の玉座の御設に眞床覆衾の御事有りて、其は御床の御裝束なるを何とか見られけむ、又通證に此肥衣之象也と云へることも推當の理屈と云ふ者にして何の據も

無き事なり、因云、延曆御記に可_レ遠_ニ凡賤_ニ事、天子者殊可_レ被_レ止_ニ御身劣、是難_レ盡_ニ筆端_ニ事也云云、内々習禮等、白地主上不_レ爲_ニ臣下_ニ云々、無_ニ左右_ニ出_ニ簾外_ニ見_ニ萬人_ニ事、能_ニ々不可_レ然_ニ云々、但下劣事返々可有_ニ用意_ニ、無_レ何疊御座尤不可_レ然_ニ云々、白地渡_ニ御座_ニ、乘船大井行幸用_ニ倚子_ニ云々と有て、船中の御座と雖も猶倚子を用ひ給へり。○果は都比爾と訓むべし、良海本に依て補へる事右に注るが如し、○天津彦々火瓊々杵尊、良海本には彦々火を彦火々に作れり、其説上に注せり、○使降之を、阿麻久陀理麻佐志牟と訓み來れり、第一ノ一書に既而天照太神以_ニ思兼神妹高幡豐秋津姬命_ニ、配_ニ正哉吾勝々速日天忍穗耳尊_ニ、爲_レ妃、令_レ降_ニ之於葦原中國_ニ、第二ノ一書にも則以_ニ高皇產靈尊之女號萬幡姬_ニ、配_ニ天忍穗耳尊_ニ、爲_レ妃降_ニ之と有と同例にて、此は大命令せて天降し遣し給ふ皇祖天神の御方に係る所なるなり、同じ事など第六ノ一書に是時高皇產靈尊乃用_ニ眞床覆衾_ニ云々而、排_ニ披天八重雲_ニ以奉_レ降と有ると、大被詞に國中爾荒振神乎渡、神問志爾問志賜、神掃爾掃賜比_レ、語問志磐根樹立草垣葉乎毛語止_レ、天之磐座放、天之八重雲乎伊頭乃千別_レ千別_レ、天降依_ニ左奉_ニ支と有るなどは、凡ての御事を其天降し遣はさる_レ方に係て申せるにて自佗の差有る事なるを、此は使_レ降之までを天神に係て申せるなり、此より以下は其大命を奉て天降り給ふ皇御孫尊の御事と爲て記し分たせ給へり、(金澤本には使_レ降_ニ天之皇孫_ニと有れども天ノ字は決く衍なり、其上皇孫は上へ屬べきに非ず、皇孫乃云々と續く所なるなり)○皇孫、良海本には天皇御孫と作て下なるも然り、御妃の御撰有し頃は實に然書されけむと所思ゆるは、祝詞式などに皇孫命又は皇御孫之命など御ノ字を副て書かれたりければ、此天皇御孫と作く事却りて古風なりつらむを、後に皇孫の二字に切められたる者なる可し、上に注せるが如く孝德天皇大化二年御紀に自_ニ始治_ニ國皇祖之時

と有は、此瓊々杵尊を指奉らせ給へるにて、續紀第一ノ詔に高天原爾事始而、遠天皇御世々々、第十四詔に高天原神積坐云々、吾孫乃命乃將知食國天下止、言依奉乃隨、遠皇祖御世始而、第二十三詔に吾孫知食國天下止、事依奉乃任爾、遠皇祖御世始_レと有る遠天皇是なり、又其第四詔に高天原爾天降坐_レ、天皇御世乎始而、第六詔に高天原由天降坐_レ、天皇御世始而、第十三詔に高天原由天降坐_レ、天皇御世乎始_レと見え、大倭本記に天皇之始天降來之時と有るなども、瓊々杵尊を指して天皇とは申し奉らせ給へるなり、又古事記山津見神の御言に、此令_レ返_ニ石長比賣_ニ而、獨留_ニ木花之佐久夜毘賣_ニ、故天神御子之御壽者、木花之阿摩比能微坐、故是以_ニ于今_ニ、天皇等之御命不_レ長也と有るも、瓊々杵尊を始として當今までを天皇等とは申し奉れるなり)○天磐座、此云_ニ阿麻能以篋矩羅_ニ、第一ノ一書にも見ゆ、神武天皇甲寅年御紀に於是火瓊々杵尊闢_ニ天關_ニ披_ニ雲路_ニと有るを、良海本には開_ニ天闕_ニと作り、古事記には天之石位、大被詞遷_ニ却崇神_ニ詞には天之磐座と作れ、天書には離_ニ高御倉_ニと見えたり、偕此磐を古より堅固き由の稱言なる狀に諸家説を成せり、此に差別有るべし、彼天石窟天磐船天磐靱天磐盾等の磐石ノ字は實字にして、其磐石を以て製れる物を云ふなり、又此天磐座の如きも大三輪神三社鎮座次第に、當社古來無_ニ寶倉_ニ、唯有_ニ三箇鳥居_ニ而已、奥津磐座大物主命、中津磐座大己貴命、邊津磐座少彥名命など有る磐座は、即是も實の磐石を居て神の御座とは爲る由なり、釋に先師申云、天者天上之儀、磐座者寄_ニ祝言_ニ者也と有る説大に近くして、磐は借字にして齋座の義なり、齋殿齋戶齋柱などは嚴重に忌清まりたる由なるに思合す可し、大殿祭詞に皇親神魯企神魯美之命以_レ、皇御孫之命乎天津高御座爾坐_レ、天津鹽乃鏡劍乎捧持賜_レ、言壽宜_レ、皇我宇都御子皇御孫之命、此乃天津高御座爾坐_レ、天津日嗣乎萬千秋乃長秋爾、大八洲豐

葦原瑞穗之國乎安國止平氣久所知食止、言寄奉賜此座と有る、上なる天津高御座に坐_マ座_ト有は令_レ坐_レ座_トにて、天神の皇御孫尊を此御座に令_レ坐_レ奉_レり給ふ由なるなり、次なるに坐_レ座_トと訓めるは鈴屋翁の後釋に、此乃とは即上に天津高御座_ト坐_レ座_トと有る御座を指して詔ふなり、其は上文を味ふに其高御座を高天原より降して、此御國にても即其天より持降れる高御座を用ひ給ふ由なり、被天磐座を離れと有とは事の趣異にして、此は持て降り給ふ可き御料に設られたる御座と聞えたり、故此乃天津高御座_ト坐_レ座_トとは詔へるなり」と注されき、其下文に高御座の御事を御床と有るに就て思ふに、以眞床追衾_ト覆_レ皇孫_トと有るは、其持降らせ給ふ天津高御座に載せ奉らせ給ひ、其天津高御座ながら天降し奉らせ給ふ謂なる事右に注し奉るが如し、備此の天磐座も本より高御座の御事なるが、此は皇祖天神の御座を離れさせ給ふ由なり、歷朝詔詞解一(十四丁)に、高御座は天御座と云はむが如し、高とは天を云ふ、唯高き由には非ず、天皇の御座は即高天原にして、天照太御神の坐ます御座を受傳へ坐す由を以て高御座とは申すなり」と云はれたり、猶下に高御座の御事に就て注し奉れる事共をも合せ味ふ可き者なりかし、(但此は皇祖天神の高御座を離れさせ御在し坐して、其皇祖天神より授奉らせ給ひける高御座に即かせ御在し坐しけるを、又皇祖天神の御手以て眞床追衾を覆はせ給ひて、天皇の威儀を悉くに備へさせ御在し坐せる任に天降らせ給へる御事を見奉りて知るべきなり)○離は、波那禮と訓むべし、第一ノ一書には於是脫_レ離_レ天磐座、古事記にも離_レ天之石位と有るを、記傳十五(六十七丁)に、離は波那禮と訓むべし、波那禮は自離る_レを云ふ言なり、波那知と訓む時は太御神の詔命を以て令_レ離_レを云ふ言なり、書紀第六ノ一書に是時高皇產靈尊、乃用_レ眞床覆衾_ト裹_レ皇孫天津彦根火瓊杵尊_ト而、排_レ披_レ天八重雲_ト以_レ奉_レ降、又大祓詞遷却崇神詞に、天之

磐座放_ナなど有るも然なり、然れども此等は下に奉_レ降或は天降依_レ奉_レなど有る故に其趣に訓みて宜しきを、此は下に然る言は無くして天降坐と有れば、其まで皆皇御孫命の御上の御上より云へる語にて、太御神の詔命を以て令_レ爲_レを云ふ語には非ざるが故に波那禮と訓みつ(取要補意)と云はれたるが如く、此も右に使_レ降_レ之と云ふまでは其天降し給ふ皇祖天神に係れる所にて、皇孫乃云々よりは其天降らせ給ふ皇御孫尊の大御上の御上より云ふ所なりければ、波那禮と訓ますしては語脈通らざる所なる者なり、(然るを今有る諸本の訓共に於志波那知氏と訓めるは大に自他の差別を過てる者と云ふべし、竹取物語に我國の内を離れて罷歩きしに、拾遺雜秋に物妬みしける男離れ侍りて後云々など、自離る_レ方より云へるなり、又殊に離_レ天磐座_トと云ふに似著しきは、伊勢物語十六段に年頃逢馴たる女漸々床離れて云々、賴政集に相語らひ侍りし女の漸々床離る_レ契と成りて、木住み侍りける山里へ送遣はすとて」など有るも、自離る_レを云へるなり)○天八重雲、第一ノ一書第四ノ一書第六ノ一書等に有るを、其は常の如く夜弊具毛と訓めるを、此は如何してか古事記に天之八重多那雲と有ると等しく訓來れるは甚々愛たき事なり、八重は釋に數重之雲路と有るが如し、萬葉二(三十七丁)に、天雲之、五百重之下爾、五(廿三丁)に、志良久毛能、智弊仁邊多天留、十(廿七丁)に、白雲、五百重隱、十一(廿八丁)に、天雲之、八重雲隱など有て、八重五百千重など云ふ皆同じ意なり、多那雲は記傳十四(六十七丁)に、多那は棚引にて虚空に覆ひ互るを云ふ、萬葉四(五十九丁)に、春霞、輕引時二、六(三十二丁)に山高、雲會輕引、七(十六丁)に、朝霞、不止輕引、八(廿二丁)に、春霞、輕引山乃、十(八丁)に、萍鹿能山爾、霞輕引など有る輕ノ字は、虚空に浮べる意以て書るなり、薄き意には非ず、二(廿五丁)に、向南山、陣雲之、

七(廿丁)に、大葉山、霞蒙、九(十二丁)に、高屋於、霏霧麻天爾、十一(七丁)に、遠山、霞被、十二(三十八丁)に朝霞、蒙山乎など作る、何れも虚空に廣く覆ひ互る意なり、又其八(五十五丁)に、棚霧合、雪毛零奴可、十三(二十四丁)に、棚雲利、雪者零來奴など有る、此等を三(三十九丁)に、雨不零、殿雲流夜之、十二(十九丁)に、登能雲入、雨零河之、十三(十三丁)に、登能陰、雨者落來奴、十七(四十五丁)に、等乃具毛利、安米能布流日乎、十八(三十三丁)に、許能美由流、久毛保妣許里豆、等能具毛理、安米毛布良奴可など詠みて、多那と登能と通ふ音にて同じ、右等の棚と多那と一なり、棚と書けるは本より借字ながら、此棚と云ふ物も雲霧の空に覆へると同じ狀にて、空に構ふる故に號けたるなれば、本は同意なり(補意)と云はれたるにて甚能く通えたり、但右に云ふ棚は僅に風雲の往來ふ冷際と云ふ邊までの事なりければ、此に排分させ御在し坐しける天八重雲は、纂疏に天八重謂雲路幽遠也、直指に八重至高之義也と有るが如く、高天原より此顯國に到らせ給ふ間の凡てに互る御事なるに就て思ふに、祈年月次祭太神宮詞に天能壁立極、國能退立限、青雲能靄極、白雲能墜坐向伏限と有る是にて、天能壁立極と云ふは上天の極際を云ひ、青雲能靄極と云ふは其天中に積氣の充塞る限を云へる事にし有りければ、其青雲の中に幾層にも界を成して五百重にも千重にも成れらむ事は、天八衢など云ふ稱の有るにても知られたり、然れば此多那雲は惣天に互れる事と知るべきなり、右の詞に白雲能墜坐向伏限と云ふを國能退立限と有るに對へて、其をば天上と云はざるは、白雲の棚曳く空は其冷際より内の事にし有りければ、此を國土の事と爲させたる上古の文法に妙處有る事を察らむ可し)○排分は、第二第四ノ一書も如此きを、唯第六ノ一書には排披と作れたり、神武天皇甲寅年御紀には披雲路と披ノ一字をも訓み、

古事記には押分と有り、出雲神賀詞に天穗比命乎國體見爾遣時爾、天能八重雲乎神別氏、天翔國翔氏、天下乎見廻氏、萬葉二(廿七丁)に、天雲之、八重搔別而、(一云天雲之八重雲別而)十七(四十丁)に、之良久母能、知邊乎於之和氣、安麻會々理、多可吉多知夜麻など見えたり、偕此言は神武天皇戊午年御紀に亦有尾而披磐石而出者、天皇問之曰、汝何人、對曰、臣是磐排別之子(排別此云三飲時和句)と有る、排別は戸などを押開くと云ふに等しくして甚く力を入れて物を穿ち抜く事と聞ゆるは、右に謂ゆる天八重雲の薰滿たる大虚の大氣はしも甚々健剛き者なるが故に、八重の浪間を別て水底に潜入るが如く爲て天降らせ給へるなりけり、稜威之道別道別而と有るを以ても其容易からざりけむ御狀を想像り奉る可くなむ有りける、其天雲之八重搔別而と有るも、萬葉十(四十九丁)に、變乍裳、稻葉搔別、家居者、日本紀竟宴歌に、佛すら朝廷可畏み荒磯海の浪搔別て住せる者を、後撰戀五に、伊勢海に遊ぶ海士とも成にし波浪搔別て海松藻潜がむ、千載春上に、羨やまし雪の下草搔別て誰を飛火の若菜なるらむ、右京大夫集に、若き人々臺盤所に在りし中を搔別搔別後方に寄て云ふなど有りて、搔の言大に重くして排と云ふに異ならぬ狀なり、(又日本紀竟宴得猿田彦神、紀朝臣淑望、久方の天八重雲振分て降りし君を我ぞ迎へし)と有る、此には右の排分又搔別と云ふ所を振別と云へり、其も揮別と云ふ事にて、何れにしても其分させ給ふ狀の甚しかりけむ狀は同じ)○稜威之道別道別、第一ノ一書に出でたるは之ノ字無し、古事記には伊都能知和岐知和岐氏と書けり、大被詞に天之八重雲乎伊頭乃千別爾千別ら、天降依左奉支云々、天津神波天磐門乎押披且、天之八重雲乎伊頭乃千別爾千別所聞食武、遷却崇神詞に天之八重雲乎伊頭之千別支爾千別氏と有り、其稜威は釋に可畏之義と注せる然る言にて、即傳十三に注せるが如し、道別は字の

如くにて神武天皇甲寅年御紀に謂ゆる披雲路、駭山蹕と云ふ是なり、記傳十五(六十八丁)に、知和岐は書紀に道別と書かれたるが如く道を排行なり、上なるは體言下なるは用言なり」と云はれしは然る言なり、借口訣に稜威道別道別者警蹕拂御前謂也と注され、纂疏に、稜威可畏之意、天孫行幸、警蹕前導、行叱且呵、故曰道別道別と注させ給へる、共に甚奇らしき説なるに就て思ふに大に其謂有り、此第四ノ一書に則引開天磐戸、排分天八重雲、以奉降、于時大伴連遠祖天忍日命、帥來目都遠祖天穗津大來目、背負天磐靱、臂著稜威高靱、手提天梔弓天羽々矢、及副持八目鳴鏑、又帶頭槌劍而立天孫之前、遊行降來と有る、此事古事記にも載たるが、此に謂ゆる稜威之道別道別而と云ふ是なり、唯に雲路を排分させ給ふのみならむには稜威云々とは云ふべからざるを、此は警蹕の所なるが故に實に其語は有るなりけり、萬葉二十(五十丁)に、比左加多能、安麻能刀比良伎、多可知保乃、多氣爾阿毛理之、須賣呂伎能、可未能御代欲利、波自由美乎、多爾藝利母多之、麻可胡也乎、多波左美蘇倍豆、於保久米能、麻須良多祁乎乎、佐吉爾多豆、由伎登利於保世、山河乎、伊波禰左久美豆、布美等保利、久爾麻藝之都々、知波夜夫流、神乎許等牟氣、麻都呂倍奴、比等乎母夜波之、波吉伎欲米、都可倍麻都里豆と、是即稜威之道別道別と云ふ状なる者なり、(又記傳に云はく、大被詞などに天之八重雲乎と有るに依らば即雲を分くるなれども、此は雲字の下に而、字も有れば雲を分くるを云ふには非ず、雲のみならず何物に在れ凡て分通るを云ふなり」と有は然る言なるが、警蹕の義を思漏されたり、釋には八重雲路可畏之道、此別降之心也と云へるは甚々拙き説なる者なり) ○日向襲之高千穗峯は日向國諸縣郡と大隅國贈於郡とに相跨れる霧島山是なり、然るに日向風土記に白杵郡知鋪郷にも高千穗二上峯と云ふ名

所見えたれども、其は次に辨ふるが如く後人の所爲にて譌なる由は、第一ノ一書に猿田彦神の天神之子則當到筑紫日向國高千穗觸之峯と申し給ひて、正しく其地を指して啓行き奉らせ給へるに、非ぬ所に天降り御在し坐し著きて、其より後に其志し給ふ眞の高千穗峯に到り御在し坐さむ事は有るまじき御事になむ、壓乞其霧島山なる證を云はむに、此に日向襲之高千穗峯と有て、次に自德日一上天浮橋云々と書され、第一ノ一書には筑紫日向高千穗觸之峯と有り、此には襲の言を略かれたれども、右の德日を德觸と活かせたるにて其一なる事灼然く、第二ノ一書に日向德日高千穗之峯と有るは右の德觸を德日に云換たるのみ、第四ノ一書には日向襲之高千穗德日一上峯天浮橋と見え、第六ノ一書には日向襲之高千穗添山峯と有りて、下に添山此云會裏里能耶麻と有て、何れも白杵郡には更に由無し、古事記には竺紫日向之高千穗之久士布流多氣、古語拾遺に筑紫日向高千穗德觸之峯と有るも共に右の第一ノ一書の格なり、塵添埃囊抄二(六十六條)に引ける風土記に、皇祖哀能忍香命、日向國贈於郡高茅穗德生峯に天降坐天、是與利薩摩國閔駝郡竹屋村仁移給天云々と有る、此には正しく郡名を云へる事愈以て白杵郡に非ざる證なり、古事記序に番仁岐命初降于高千嶺、神倭天皇經歷于秋津島と云ふ事を姓氏錄序に書けるには、天孫降襲、西化之時、神武臨夏東征之年と見え、懷風藻序に襲山降蹕之世、檣原建邦之時と有るも同意の文にて、共に天神御子の天降らせ給へる地を以て襲國といふ古説なり、(然れば姓氏錄大伴宿禰條に、初天孫彥火瓊杵尊神駕之降也云々、降于日向高千穗峯と見え、萬葉廿卷五十丁に比左加多能、安麻能刀比良伎、多可知保乃、多氣爾阿毛理之云々、又常陸風土記に珠賣美萬命自天降時、云々、綺日女命、本自筑紫國日向二神之峯至三野國引津根之丘云々と有るなど何れも更に論つ

らふに及ばず、右に云ふ所に同じ、此二上の事は下に委しく云ふべきなり。薩摩人八田知紀が書ける襲峯一覽と云ふを見るに、白尾國柱の説を載せて云はく、高千穂峯、此地今日向大隅兩國之界、在_三山半、東屬_三日向國諸縣郡、西屬_三大隅國贈峯郡、云云、二上者此山二峰突峭、東號_三矛峯(屬_三諸縣郡)絶頂建_三矛、西號_三火氣布峰(屬_三贈峯郡)即二上之一峰也、火常炎、後世終陷凹、今俗呼_三其火坑_二稱_三御鉢、其狀空豁邃深、目下數百丈、人從_三其上邊_二如_三馬背_一行、足甚危慄、既又歷_三數險_二則_三矛峰_一矣と有りて、又此西峰と東峰との間を瀬田尾と云ふ、昔時に霧島神社茲に在りしかども、度々炎上して峰崩れ岡陥りたれば神社をば今の地に遷坐成し奉りしと云ふ、借瀬田尾は瀬戸丘と書きたれば追門丘の意なる可し、凡霧島西峰炎上の事、續紀に桓武天皇延暦七年七月己酉、大宰府言、去三月四日戌時、當_三大隅國贈於郡會乃峰上_二火炎大熾、響如_三雷動_一、及_三亥時_一、火光稍止、唯見_三黑烟_一、然後雨_三沙峰下五六里_一、沙石委積、可_三二尺_一、其色黑焉と有る是始なり、其社傳に記す所は六條天皇仁安二丁亥年より起れり、其後四條天皇文暦元年甲午十二月二十八日の炎より大なるは無し、此時祠宇悉皆燒盡すと見えたり、此後久しく熄みて又後奈良天皇天文二十三年甲寅より翌弘治元乙卯年まで炎ゆ、此年加賀國白山又炎えたり、其より正親町天皇永祿九年丙子九月九日炎え人多く焚死す、此年天下大に亂る、同天皇天正四年丙子より同六戊寅年まで又炎ゆ、此年鎮西大亂なり、又後陽成天皇慶長三年戊戌より五年庚子まで炎ゆ、其三年に豐臣は薨ぜられ、五年に關ヶ原の亂有り、後水尾天皇慶長十八年辛丑より翌年まで又炎ゆ、此年諸國大地震なり、同天皇元和三年丁巳より翌年まで炎ゆ、明正天皇寛永十四年丁丑より翌年に至りて炎えたるに此年島原の兵亂有り、後西天皇萬治二年己亥正月より寛文元年に至りて炎ゆ、此辛丑歲皇宮炎上す、同二年

壬寅より四年三月に至るまで炎ゆ、和漢合運云、寛文二年十月大隅國大地震、海成_三陸止_一之と有り、中御門天皇享保元年丙申九月廿六日炎ゆ、此時東霧島社狹野社瀬戸尾社神徳院及高原高崎小林郷等民屋山林皆焚けたり、同二年丁酉正月三日炎、俗に新燃と云ふ、此時錫杖院及管下民居凡諸縣郡諸邑田園前後被災者十三萬六千三百區云々後櫻町天皇明和八年辛卯七月より翌年壬辰に至りて炎ゆ、又享保元年より此年に至り大に火を發して連日熄まず、岩石化して焔と成り、虚空より隕ち、沙石_三穉_一を簸るが如く、灰燼雨を降すに似たり、又晝にして夜の如く、行客路を失ひ人々相比ひて蓆席を戴きて壓傷を遮防げり、數里の間田疇を埋没し草木焦枯る、皆今人の親しく視る所なり、其往昔の火勢推して察す可し(取要)と云へり、其瀬田尾に在りし霧島神社と云へるは謂ゆる西霧島宮の事にして、下に注し奉れる大隅國贈於郡式外高千穂神社是なり、知紀云はく霧島炎上は右の如く數十度に及べるならむを、其度々のをば凡て彼火氣布峯なりと思取れしは誤なり、然るは山中炎址多在中に、火氣布峯は予が文政五年に登りし時までは猶火の名残りければ、上古に燃えしは此峯には非ざる可し、其は山中に在る池共は皆炎址と見ゆるを、今は海原如して湖水と成りたれば、此等の炎えしは何れの代なりけむも知るべからずと云へるは然も有りぬ可き理になむ、(又云はく、右に此西峯と東峯との間を瀬田尾と云へり云々と有る、此は即矛峯と御鉢との中間を云へるなるを、今俗瀬田尾越とて西霧島より高原郷へ越ゆる所は、矛峯と韓國嶽との中間に新燃嶽と云ふ低き峯有る、其新燃嶽と矛峯との間を云ふなり、土人の言に山の撓みて低き所を多袁と云ふを思ふに背多袁理の義ならむか云々、と云へるは然る言にて、古事記玉垣宮段に山之多和と有る其にて萬葉に謂ゆる多袁理是なり、今も中洲の方言に山の多和なる所を某多袁と云へる類

是なり) 同書に伊知地季安と云ふ人の雲山考を抄録せるに、此霧島山の事を贈於郡有郷名志摩(國用島云) 見和名鈔、蓋國人常呼霧島、多略霧字、單以島呼、猶諸島人今呼其郷、只曰島例遂爲地名、可亦觀也、但和名鈔志摩郷及續紀會乃峯、皆載贈於郡、則在西霧島隣、亦可知矣、而會乃字則本襲也、續紀令諸國定郡郷名各爲二字時、添之韻、書曰贈於、猶紀伊例、而今會於郡也、至今方俗雖書會於、呼曰會乃、尙不異於延曆時、自神古時、大隅隼人世領其地、因以會乃君爲其姓號、則續紀天平十三年(閏三月乙卯) 授外正六位上會乃君多理志佐外從五位下、云又十五年(七月) 賜襲於隼人等、授外從五位下會乃君多利志佐外正五位上云、又天平勝寶元年(八月壬午) 大隅薩摩兩國隼人等貢御調、并奏土風歌舞(癸未) 詔授外正五位上會乃君多利志佐從五位下云、而天平寶字三年(十月辛丑) 天下諸姓著君字者、換以公字云、由是多利志佐等改書書會公、則神護景雲三年(十一月庚寅) 天皇臨軒、大隅薩摩隼人奏俗伎、授會公足麻呂外從五位下云、此類也、而今會於郡尙有杜名隼人塚、在郷之止上神社西數百步、而祀其先神火闌降命於同社庭、曰大隅神社、又其隣郷園分、亦有隼人城遺墟、在於要嶮所、蓋火闌降命以來、神胤隼人所世居也、(今云大隅隼人世領其地、因以會之君爲其姓號、は、國造本紀に大隅國造繼向日代朝御世治平隼人同祖初小、仁德帝代者伏市爲日佐賜國造と有る、是右の會乃君の祖なる可し、此大隅隼人の事下に注す可し、又其謂ゆる止上神社は本書に止上六大權現、在贈於郡郷重久村、志宜理の杜と云ふ、奉祀彥火々出見尊豐玉姬命、左瓊々杵尊木花開耶姬命、右葦不合尊玉依姬命、社傳云、景行天皇熊襲を討ち給ひし時の稜威を願ひ給ひし故に御勸請なり、往古は當社より東の尾群山の頂に在りしを、數百歳の昔今の處に遷宮すこ

云ふ、社の西方數百步に眞魚板と云ふ田中に小き叢林有り、俗に隼人塚と云ふ、末社に大隅神社三ツの社とも云ふ、本社鳥居の脇に在り、奉祀火闌降命、土人大隅國の地主神と稱す云々」と云へり、其止上も處神にて其地主神の謂などにこそ) 正長二年(十月廿五日) 曰伊季者、記上小河里山野境云、西境隼人城、乾隅境弟子丸名之類、皆足_レ以證其當時焉、上小河里、舊名會小川、而所謂梟帥居其川上、故曰川上梟帥云、其云會小、則會於訛、後分上下、今爲村名、隸國分郷、弟子丸亦爲村名、隸清水郷、詳見下文、而隼人城、後大永五年(九月二日) 清水城主本田親安(稱三河守) 攻而取之、事見樺山玄佐自記、迨以清水尙爲居城、以隼人城、新爲産城、遂名新城(一説、慶長十年實明公徙都於此、名新城云、恐誤) 城有巖穴、曰長狹懷、此隼人所栖云、因祀隼人名新城(一説、慶長十年實明公徙都於此、名新城云、恐誤) 城有巖穴、曰長狹懷、此隼人所栖云、因祀隼人(爲天文五年事) 今尙存焉、又會乃字則天福二年(三月十六日) 重枝證書題會乃郡司殿曳文、或作會野、文治三年(四月十一日) 檜前篤平曰先邑萩原在會野(自天福下皆清水郷、臺明寺文書、下活券亦同之) 或建久九年(三月注進) 大隅國圖田帳亦書會野郡司篤平、或作會乃、見貞應二年(二月十日) 僧圓慶之活券、字雖或異、皆與續紀合、而神代所謂襲之與我曾乃郡、無毫可疑、如上所證、而今嶽之西南有地、名胸副坂、在會於郡春山野、進陟其阪、四野高敞、而聳東北刺天者、爲高千穂嶽、又秀西南吐青者、爲笠狹嶽、今野間嶽實足以證、覽國行之神蹤焉、但高千穂、中古土人其呼之亦常曰智尾、遂爲地名、亦在會於郡、觀康曆三年(五月二十日) 齡岳公(本濟六世) 賜弟子丸若德書、曰會於郡智尾名事者、可以證也、若德姓建部氏、領弟子丸、因爲氏、建久八年圖田帳、載弟子丸五町田所建部宗房所知者、蓋若德之先也、弟子丸既見上文、而弟子丸村、今有乳母神

社、弟子丸氏世主祭之、無_レ佗名_ニ智尾_一地_ニ則知_ニ康曆後喪失_ニ其名_ニ焉、於是乎古之爲_ニ風土記者、亦載_ニ是事_一、曰皇祖_ニ莫能忍_レ香命_一、天_ニ降於日向國_一贈於郡高茅穗穗生峯_ニ云、實可_レ謂_ニ與_ニ世所_レ撰史_一無_レ乖戾_ニ矣、而其風土記天文以前尙傳_ニ于世_一、文安三年(五月)觀勝寺僧行譽者、著_ニ埃囊抄_一(凡五百三十六條)共爲_ニ七卷_一、後又沙門、天文元年(二月)續補_ニ遺漏_一、增爲_ニ二十卷_一(凡七百三十七條)更曰_ニ塵添埃囊抄_一、其第二卷六十六條、引_ニ此古語_一、以說_ニ竹刀事_一、據_ニ是觀_レ之、風土記原本則言_ニ高茅穗峯在_ニ贈於郡_一、亦足_ニ以證_ニ焉_一、(今云、右に西境_ニ隼人城_一、乾隅境_ニ弟子丸名_一と云へるは、名は何名某名と云ひて田の字を云ふなり、其智尾名と云ふも右に同じ、此地を當昔智尾と云ひけむは如何にも千穗の訛れる者なる可し、其乳神社も本より千穗神社なる可き事云ふも更なり、右の川上梟帥は下に引ける隼人系譜に火闌降命十世孫武吹知と云ふ者有るを、纏向日代宮朝被_ニ殺害_一と有る是なり、其胸副阪は第二、一書に膺_ニ胸副自_一頓丘_ニ覓_レ國行去云々と有る是なり、其筭狹嶽と云ふは薩摩國河邊郡に在り)然_レ道_ニ其後寬文中_一、通村卿承_ニ台命_一、繕_ニ寫斯書_一、塵添所_レ載風土記之語、無_レ見_ニ其本_一、必知_ニ五卿等未_レ嘗知_ニ別有_ニ天文前良本_一矣、惜乎、當時只得_ニ弘治中所_一殘缺_ニ本_一、寫_ニ以呈上_一、而今其本專_ニ行于世_一、則載_ニ白杵郡知鋪郷之所_一以號_ニ知鋪_一等、雖然、至_レ如_ニ贈於郡高千穗之事_一、皆缺而亡矣、是故本居氏之以_ニ博識_一、亦尙至_レ不_レ免_ニ無_レ惑_ニ於其間_一、然於_ニ歷史_一既書_ニ天_ニ降於日向_一襲之高千穗峯矣、或書_ニ日向襲之高千穗添山峯矣_一、觀_ニ其峯字下兩置_ニ矣字_一、亦撰者意則知_ニ其所_一決定_ニ者、明驗莫_レ善_ニ焉_一、故提_ニ其要_一、則只書_ニ襲山肇_一基、或書_ニ天孫降_レ襲、或書_ニ襲山降_レ襲、自有_レ書後、至_ニ弘仁中_一、既有_ニ明文_一、以傳_ニ于世_一、故續紀則載_ニ會乃峯於贈於郡_一、風土記(天文前古本)載_ニ之贈於郡_一、大八洲記以_ニ襲國_一爲_ニ大隅國贈於郡_一、平家物語日本最初峯霧島嶽云、歷

歷者明無_ニ間然_一焉、則曷更可_レ妄求_ニ諸贈於郡之外_一而得_ニ焉乎哉、但延曆時、省_ニ高千穗字_一、只書_ニ會乃峯_一、(書紀載_ニ高千穗添山峯_一、至_レ是則省_ニ上中_一爾)而後更名_ニ霧島_一、說見_ニ上文_一、自_レ時而於_ニ日向群峯_一、寢_ニ至_ニ乎如_ニ無_レ別曰_ニ高千穗_一者、且古之所謂_ニ襲之高千穗_一、亦至_ニ康曆中_一、略_ニ智尾_一而僅存_ニ其名於會於郡之地_一則於_ニ白杵方_一、蓋好事者賴_ニ其地_一、固祀_ニ高智保皇神_一、而書紀等記_ニ其天降_一、多雖_レ曰_ニ日向高千穗峯_一、所謂_ニ上爲_ニ屢渡_一火所_レ頽_ニ峯容_一、而名亦隨易、如_レ無_レ可_レ當_ニ於日向_一者、後人妄採_ニ天孫降_レ襲之古說_一、以名_ニ其郷_一、謂_ニ之智鋪_一、又爲_ニ是名_一一岡山、曰_ニ高千穗山_一、而所_レ連山各命_ニ之名_一曰_ニ穗觸峯_一、曰_ニ連日峯_一、皆在_ニ郡之三田井村_一(中略)或曰、智尾名存_ニ會於郡_一、見_ニ康曆書_一、亦尾與_ニ穗不_レ合、則恐非_ニ高千穗之遺名_一也、季安對曰、穗與_ニ尾之訛_一亦久矣、建久八年日向國圖田帳、於_ニ白杵郡_一書_ニ高智尾社八町_一、且文保元年(十二月廿一日)幕府政所以_ニ我道義公_一(藩侯四世)爲_ニ諸所地頭_一、下文亦書_ニ日向國高知尾莊_一、彼_レ此既訛、以行_ニ于世_一、如_レ是也矣、可_レ不_レ證乎、問者乃服、(今云白杵郡高千穗の説は本居翁より已に先に在り、口訣に高千穗峯白杵郡知鋪郷也と注して日向風土記を引きたる、此を始として釋紀又同説にて其記を引て證せるのみにて襲國の事を云はず、通證も記傳に同じきは古くより右の風土記の文に依りて惑ひたる者なり、殊に平田史には其に依りて爾天津彦火瓊杵命於_ニ高千穗_一上峯_一天降云々、既而移_ニ幸襲之高千穗_一曰_ニ上峯_一矣と書けるは餘なる杜撰と云ふべし、八田知紀説に右の風土記は即我霧島に就ての古事なりけむを、白杵郡の方に誤り傳へしなる可し、右の文に後人改號_ニ智鋪_一と有るは如何なる上に、彼天暗冥晝夜不_レ別と有るは霧島の霧深きに因有りて聞え、又稻穗の縁も正しく此峯に在り云々、と云へるは然る言なり、猶右の風土記の文は次に注す可し、其平家物語の文は長門本四卷丹波少將成經主の

薩摩國の沖小島に流されける時、霧島山に詣られし詞書に云はく、夫より室町船引大山とて月影日影も漏らぬ深山の
巖々たる石巖を凌ぎて越果日向國西方島津莊に著き給ふ、彼莊の内に朝鞍野と云ふ所に一の峯立聳えて煙絶せぬ所有
り、日本最初の峯霧島嶽と號す、金峯山釋迦嶽富士高嶺よりも最初の峯と云ふ、六所權現の靈地なり云々と有り、
其六所權現と申すは、神名式に謂ゆる日向國諸縣郡霧島神社、今東霧島宮と云ふは高城郷東霧島村に在り、西霧島宮
と云ふは大隅國贈於郷田口村に在りと云ふ、是なる可し。又我霧島山南麓有地名宮丸都島等處、迨天授元年、島
津資忠城于都島、改曰都城、其爲地也、平野沃壤、方餘十里、四繞峯巒、恰如舊都、而有地名都島宮丸高城高
原都街道與宮、亦古事記所謂高千穂宮之遺址云、是以、我藩自古相傳、以霧島嶽爲高千穂峯、而莫獨貽疑者、
可謂有世所承矣、近至本居氏古事記傳盛行于世、讀者往々疑贈於郡霧島嶽、與白杵郡高千穂山、有兩可說、
多惑眞實、故我藩史白尾國柱、探勝白杵、觀而覺非、有所著書、今也季安、編伴氏譜、由獵史傳、以輯天忍
日命爲前、甄瓊々杵尊天降於襲之高千穂峯之事、粗有所考、故贅于此、以俟來哲耳、天保元年庚寅月日と云へ
るは、古書に徵を取り地理に驗みて論らへる説にして實に慥なる定めにし有りければ、此高千穂の古傳は盡く此に過
ぎたるは有るべからず思ゆる任に、今此峯に係れる全文を此に引出でたるなり、予此傳を著はすに就ては右に謂ゆる
白杵郡なると贈於郡なるとの眞實を正し見ま欲く思ひて薩摩國に物爲たりつるに、八田知紀が此考を見せたるに、地
理の如きは佗國より行見たりとて容易く知らるる者に非ざりければ、此考を讀見て大に其説の間然する所無きに從ひ
て、其山に登る事をも止めて歸れるなり、然して右に本居翁一人を罰する事なれども、已に口訣釋紀より以來何れも

其實地を知らずして唯高千穂の名にのみ徴して書かれたりし者なれば、此諸家の誤れるを以て何ぞ翁の咎とは云ふべ
からむ、凡古書に依りて地理を説くに、親しく行見ずして云ふ説は何れの解も同一國の事と云へば漫に引付くる事多
く、又其國人をして地理を探らしむるは大に宜しと雖も、其自國に黨して佗國の故事までをも取入れて我有と爲る者
少からざれば、其撰は傍より公正なる定めを爲るには如かずなむ有りける、殊に神世三御代の御事跡は右の外にも日
向全國に亙りて有るべき事なり、然るに二百年以來日向國の半は諸家此を領せらる、此を關外と云ふ、其半は薩摩家
より領せらる、此を關内と云ふ、此に依りて關内と關外とは同じ一國の内なりと雖も互に相往來ふ事無かりければ、
佗國よりも疎々しき故を以て多くは關内に引付、又は關外の有と爲る類少からざれば、佗よりは其用心有るべき事本
よりなり、但右の伊地知季安の説は然る私有に非ざる故に悉く此を諾なふ者なり。○日向風土記の辨を立つべし、白
杵郡内知鋪郷、天津彦火瓊々杵尊天降於日向之高千穂二上峯時、天暗冥晝夜不別、人物失道、物色難別、於茲
有土蜘蛛、名曰大鉗小鉗、二人奏言皇孫尊、以御手拔稻千穂爲糶、投散四方、必得開晴、于時如大鉗等
所奏、槎千穂稻爲糶投散、即天開晴、日月照光、因曰高千穂二上峯、後人改號知鋪と見えたるは、和名抄に白
杵郡智保郷と云有る其に就ての古説なり、然るに古風土記は何れも命字を書けるに右の瓊々杵尊皇孫尊等は御紀の體
なり、已に襲之高千穂二上峯の傳有る上は、此知保郷を高千穂二上峯と云ふには非ず、其襲之高千穂に在りし事を此
に語る文なる事著明し、天降時と云は其猿田彦神の啓行して襲之高千穂を指して天降り御在し坐しける御時の事なり
けり、天暗冥、晝夜不別、人物失道、物色難別と云ふは、天上より天降り御在し坐して今其高千穂峯に御在し坐し

善かせ給はむと爲させ給ふに當りて、此土の近く成るに隨ひて雲霧の深く立重なるを云ひて右の事共は其天路にての事なれば、此に就ての考は其土人の説とて記傳十五(七十三丁)に、此山を霧山とも霧島山とも云ひて東西二峯有り、傳云、伊邪那岐伊邪那美命天浮橋の上より霧の海を見下し給ふに、島の如く見ゆる物有るを天沼矛を以て搔探り、其處に天降り給ひて其矛を逆様に下し給へるなり、霧島山と云ふも此由なりと云ふなるは、此邇々藝命の御古事を彼二柱神の御事に混へたる傳なる可し、偕此山常に詣る人多きを、暴に霧の起りて大風吹出で地動るき、驚々しき音して闇夜の如く暗がりて路も見え別ぬ計に成る事有りて、左右も爲れば此霧に覆はれ風に吹放れて亡なる者も有り、然るに神代の故實と云ひて、謂ゆる先達なる者人に教へて手毎に稻穂を持たせ行て、若此霧起りぬれば其を以て拂ひつゝ行けば、暫時が間に天明りて事故無しとぞ(取要)と有り、其白杵郡なる高千穂と云ふ却りて其事無くして、此霧島山に正しく其所爲を傳へて正しく驗を見る事、右の風土記の故事は襲之高千穂峯なる證此計り慥なる事は有るべからず、翁も已く此事に心著かれたりしかば、御天降の處は白杵郡ならざる事に思定めて後生の非は受ざらましを、甚惜らしき事なりけり(但二柱御祖神の此霧島山に由無しとは云ふべからず、大同類聚方五十五に日月樂、日向國諸縣郡霧島神社傳方、元者伊弉諾尊傳方云々と有りて、西霧島宮の相殿に左右に二柱御祖神御在し坐し、東霧島宮は奉祀伊弉諾尊に坐し、霧島峯神社は奉祀二柱御祖神なりと云へり、但逆茅の事は八田知紀説に、日向の伊東氏の此地を領せし頃建立せしとも云へり、度々彼峯に上りて其矛の状を見るに逆様に立ちたる者に非ず、眞言家に云ふ三結と云ふ物の状なりしが、炎上の時に折れ損はれて今は柄のみ立てるなりけり云々と云へれば、神代に係けて云ふべき物には非

ず)有土蜘蛛は風土記の状にて、正史には多く有國神と云ふ事を然云へれば、此は姑く字を離れて國神と見るべし、大鉗小鉗は大神小神と云ふ事なり、偕右の人物失道と云ふは虚空より降り坐せる天路を云ふなれば、國神の其所に出づべくも非ず、故思ふに傳二十八廿茂君條に注せるが如く、天孫降臨以前に打任せて大神とは大己貴神と申し、唯に神とは事代主神を申せる定の如くにて有ければ、何れにても神と申し鴨と聞ゆるは事代主神の御事なるを、此御天降の啓行仕奉らせ給はむと爲て天八衢に出迎へ奉らせ給へる彼猿田彦神は、正しく其事代主神に渡らせ給へれば、大鉗をば姑く其神と見る可し、偕地神本紀に事代主神兒天日方奇日方(亦名阿田郡久志尼命)此命娶日向賀牟度美良姫と有て、此に大に由有るなり、其亦名の阿田は和名抄に薩摩國阿多郡阿多郷有り、然るに下に注せるが如く此正書に到於吾田長屋笠狹之碕、其地有二人、自號事勝國勝長狹と有る、此神の事を第四ノ一書に伊弉諾尊之子也と有るを知りながら、口訣に長狹者岐神也と云へるは受くる所有りて猿田彦神と爲るなり、然る時は小鉗は其吾田郡久志尼命にて、此御父子共に其吾田の地を皇御孫尊に奉りて退き給ひしなり、其時父の猿田彦神は伊勢に御在し坐し、其子の吾田郡久志尼命は白杵郡に退かせ給ひしにや、和名抄に白杵郡に智保郷英多郷相並べる事證と爲べし、然して平家物語源平盛衰記等に祖母岳明神の事を云ふ事崇神天皇十年御紀に謂ゆる三輪の故事に似たりけるは、全く右の事代主神の御末の大神朝臣に緒形氏有るが、其事に係けて傳へたりし者ながら、其神の事跡に就ては是即高知尾明神也と云へるは、其高千穂の神をば大神氏の祖と云ふ傳にて有りしなり、古より大神氏代々豊後國大野郡の大領たりしが、其祖母岳神の子と云ふ大神惟基の子惟盛は白杵郡に移り、其末子政季を高知尾五郎と云へれば、高千穂神と云ふは全

く瓊々杵尊なる可からざる一の證なる可し、其大神氏の事は大友興慶記に、桓武天皇御時堀川大納言某、吉方莊日野小田名宇田村に配流有りし、其女に祖母岳の神通ひ、弘仁二辛卯年三月五日男子出生す、是大神朝臣惟基なり云々と云へるなど非ぬ事ながら、其高千穂と云ふ祖母岳神に係けて大神氏の事を妄説せるも、此に取りて又其證には取るべきなり、斯れば大錯小錯は土蜘蛛など賤しき者には非ずして、正しき國神にして猿田彦神御父子の御事なるを、其故事は霧島に在りて神は此に住せるに依りて、襲之高千穂峰の事を此に在りし事の如く其地にて傳へたりし者なるにこそ、(此大錯小錯と云ふ神の正しき先に立る事は其故事の正偽を定むる階梯なりければ、鹿略にしては終に曉る世勿らむ者ぞ、能々辨ふ可き事なり、其曰杵郡高千穂莊の東に猿伏山と云ふ有りて、土人猿田彦神の隠れ給ひし山なりと云ひて、古より樵夫と雖も入る事を許さず、麓なりと雖も犯す時は忽に祟を受くと云ひて畏む由なるは、右の大錯小錯の神の坐す所の謂にこそ)以御手一拔三稻千穂云々は其天降り著かせざりし以前の事なりければ、天上より携へ御在し坐しける齋庭の穂にぞ有るべき、是霧島山中に今も自然生の陸稻有る始なり、國人の遍く云ふを聞くに、今に至り不蒔稻と云ひて此霧島山中艸叢の中などに自然生の稻産る事有り、皆陸稻なり、今俗に霧島糯など云ふは此峯より出でし物なりと云へるにても愈霧島山の話なるを知るべきなり、又其結文に即天開晴、日月照光、因曰高千穂二上峯と有るも心得ず、其槎千穂稻の事に依りて高千穂とは云ふべし、二上と云ふは雌山雄山相對立てるに云ふ稱なるに、其地圖を見又諸書に考ふるに更に然る名稱に合へるは非ざるを以ても、二上は襲之高千穂峯に限りたる事なるを知るべし、白尾國柱が言に、彼曰杵郡なる高千穂の方は夫々の名こそ設けたれ、其山無下に凡山にして更に霧島の靈

山なると同日に論ふ可きに非ず、然るは先づ五箇所村と云ふ所に祖母嶽と云ふ有り、其次なるを黒嶽と云ひ、其邊を天狗眞僧房山と唱へ、其次なるを嵐ガ峯と云ひ、又筒ノ嶽とも云ふ、其下を鎧ガ鼻其次は同郡三田井村にて爰に櫛觸嶽又速日峯と云ふ有り、其次なるを鳥帽子嶽、其次なるを四王子峯高天原など云ふ、爰にも櫛觸嶽と云ふ有り、其次は同郡押方村と云ふにて、爰を日本第一の舊跡二上峯と稱し二神明神社を祀ふ、如此連れる層巒共皆小にて壘立たるにて、一も高嶽らしき峯山を見えず、況て同じ所に櫛觸と云ふも兩所に在りて、又二上峯など別所に分ち稱ふ事、全く後世僞稱の證にして、殊更其地僻隘土人水田無く唯粟麻を植て生活を成せり、偕此陀に伊弉諾尊誕生の窟瓊々杵尊火々出見尊の山陵など云傳へしが有るは彌云ふにも足らざる者なり、此は已殊更に彼地に見に物爲て、初めて其山丘壘の如き小き茂山なるに驚きて、決く古の高千穂峯に非ざる事を見得つるなり」と云へるは然る言なる可し、此に次ては橋東逸が北窻瑣談に、日向國高千穂山と云ふは彼國に二處有り、一は霧島山と云ひ又一は高千穂と云ふなり、肥後より日向に越ゆる道々余考ふるに、神代より云ふ所の高千穂峯は今の霧島なり、諸書に多く霧島に非すと云へども、是は彼地に至らずして臆斷する故なり、今の霧島山は東西に峯有りて相對す、此山九州第一の高山にして、佗山の比す可きに非ず、今高千穂と云ふ山は衆山の中に在りて是と秀でたる山に非ず、殊に二峯有る所にも非ず、彼地に至り見む人は高千穂の霧島なる事は論を待たずして知るべし」と云ふに、誰が心にも諾はざる所は一にて有るなりけり、(天保の頃伊勢國なる或者の書ける西海雜誌に、日向國高千穂莊は西方肥後國の鶴町に隣り、南は那須山に續き、北方は竹田の山中に接す、莊内十八里四方にして村邑僅に十七村、各山の半腹又は谷間に一二軒づつ住居を成し、隣家

と雖ども三四町を隔て、向ひと雖ども谷川を中に置いて、僻地と云ふとも又佗に類多からぬ邊土なり、山中田無く畑のみにて、南蠻黍許を作り、麥は少か軒下の畑地に殖えて、年中の食物は其黍にて、麥は祝日又は式日ならでは食ふ事無し、延岡領にて高三千八百石なれども麻椎茸ならでは貢に入るべき物も非すと云へり、高千穂と云ふ名の有りながら米一粒をだに作り出でぬ地なるにても神代の眞の高千穂ならぬ事は著かりける者なり、然れば白杵郡に高千穂の名有るは、此は天神御子を奉迎に參向はれし大鉗小鉗二神の在處なるが故に、後に其御天降の御事も此と云ふ異説も出來、其に就ては高千穂とも云ひ略きては智鋪とも云ふ事に成れりしかども、其を以て漫に御天降の地とは定むまじかりける由有り、又和名抄に肥後國阿蘇郡知保郷有り、此も隣國と云ひ高千穂の事に縁有る神の住まれたる事、右の白杵郡なると同じ趣なるに因れるならずは起るまじき地名なるに就ても、天孫降臨の由緒は有べし、其地とは云ふべからざるを以て知るべし、右に引ける襲山考に、建久八年圖田帳に高千尾社、文保元年文書に高知尾莊と有りし由を載せ、和名抄に智保の郷名有るを、惣國風土記に白杵郡高千穂郷、此地即有高千穂峯、皇孫神始此國天降之所也、高千穂者貴豊富之辭也、土地中肥、民用不少云々と有れども、其は高千穂と云ふ名に依りて襲之高千穂峯の故事以て此事と爲るのみ、又高千穂は天千穂と云はむが如く、天上の齋庭の稻穂を散し給へるに起れる名にこそ有りけれ、豊富の義を取れるに非ず、土地中肥民用不少と有れども、民用に最重き稻穀の成出ざるは瘠地と云ふ者ならずや、其上兒湯郡に喜理島郷又來理島郷と云ふ者二有る事を載せたり、此も諸縣郡贈於郡に互れる眞の高千穂の霧島の地名をし、其近きに取りて神代の故事を引附けむと爲る好事の者の手に生まれりと爲べし、又右に速日峯と云ふ名有るは、

同記に白杵郡速日郷、此處有山、言速日峯、往昔日神御孫瓊杵尊兄饒速日命、到坐此山峯、故云速日と有る是なり、此邊は凡て天孫降臨の御事に係け云ふ地なるに、饒速日命の御事を云ふ愈以て僞なる事知らる、此命の後に天降らせ給へるは河内國哮峯にこそ有りけれ、何ぞ此に故事を傳へ云ふ事の有るべきかは、又高日郷高日者日都之號也、皇孫御神始宮居之地故曰日高と有は、右に云へる高天原など云ふに當てたる説ならめど、釋に引ける古風土記に宮崎郡高日村、昔時自天降神、以御劔柄置於此地、因曰劔柄村、後人改曰高日村と見え、大同類聚方卅七に日高見藥、日向國宮崎郡島延氣早之家之方と有りて、高日又日高の地名は宮崎郡に在るを竊して皇御孫尊の宮都なりし由に杜撰せる者なり、又白杵郡の説に、古老傳云、往昔於此所神等集居、始掘地爲白、以木枝爲杵、故云白杵と有る如きは然も有るべき事ながら、高千穂郷速日郷高日郷等は和名抄にも合はず、悉に後人の襲之高千穂峯の故事を取りて其名を設作れる事著かりければ悉に云ふにも足らざる者なり、其三田井村の山を二上峯と云ふは、此邊に猿伏山と云ふ有りて猿田彦神の遺址と傳ふれば、大鉗小鉗二神の住まれし謂を以て二神峯とは云ふなるにや、其谷間に一畝許の田有りて三四年の程に自然に苗を生じ稻の實る事有る、此を刈取りて十社明神の御供に奉る故に御祿田と云ふと云へり、其神に就て然る自然生の稻の成出でむ事は然も有るべし、此を以て高千穂二上峯と云はむは甚謂れ無き事になむ、(越後國魚沼郡に苗葉山と云ふ大山有り、時々自然に苗を生じ稻の實る事有り)と云へり、斯る類猶諸國にも有るべき事なれば高千穂の證とは成し難かる可し、其高千穂莊内に怪しき地名此彼有り、一に眞名井、二に高天原と號けたる小山有り、三に櫛觸明神社有り、神代の昔諸國の神等各其守り給ふ時鬮を振り給ひし所なりと云ふは殊に

笑ふ可し、四に高山末、五に短山末、六に早川の瀬、七に櫻が瀬など、此四は甚幼なき事なり、八に天岩戸、九に神樂岡、右等の類は何れも大被詞又は神代の古傳などに依りて、非ぬ名共を設けたるにて、實には此事にては無く、外に神代の古址なりけむを、襲之高千穗峯の事共を皆がら此白杵郡の方に取成さむとて、果には却りて其偽なる事を自顯はせりし者になむ)○日向は傳四に注せり、○襲の事も同卷に説きたりき、○高千穗峯の事は上に注せるが如く日向國諸縣郡と大隅國贈於郡と二郡に互れる謂ゆる霧島山を云ふなり、然るに其山を高千穗峯と云ふより及ぼして其二郡に互りて高千穗と云ふ地名にて有りし如くなむ思えたる、其は古事記に故日子穗々手見命者、坐高千穗宮、伍百捌拾歲、御陵者即在_三其高千穗山之西也と所見たる、先づ御陵の御事より申す可し、記傳十七(八十二丁)に、此高千穗は霧島山を云ふなり、在_三其高千穗山西也とは書紀には後久之彦火火出見尊崩、葬日向高屋山上陵と有り、口訣に高屋前爲_三竹屋也と注し、延喜諸陵式には日向高屋山上陵、彦火々出見尊在_三日向國、無_三陵戸と見え、和名抄郷名に大隅國肝屬郡鷹屋と有り、倍此高千穗山は右の霧島山なる可ければ其西は大隅國なり、然るを日向と有るは上代には大隅薩摩まで係て日向國と云ひし事有ればなり、薩摩國人の云はく高屋山陵は大隅國肝屬郡内浦郷北方村高屋山の嶺に在り、此山上を今俗に國見山と云ひて國中を見渡す所なり、鹿に高屋神社有り、彦火火出見尊を祭れりと云へり(取要)と有り、然る時は此高千穗宮も其高千穗山の麓に在りしが故に同じく其稱を用ひさせ給へるなり、此宮の事、記傳に薩摩國人の云はく彦火火出見尊の宮は大隅國桑原郡宮内と云ふ地是なり、神名式に同郡なる鹿兒島神社も此尊を祀れり、今は正八幡宮と申すと云へり」と見えたる、其宮内村は國分郷なる由なりければ此邊まで古は高千穗の地な

りしなりけり、(右に注せるが如く贈於郡に智尾と云ふ地名有り、乳母神社と申すも御在し坐す由なりければ、其高千穗峰を取圍みたる地をば凡て然云へりしを、其地に高千穗神社を訛りて乳母神社と云けより千穗と云ふ地名は其所に遺りつらむ)又古事記白檮原宮段に神倭伊波禮毘古命、與_三其伊呂兄五瀨命二柱坐高千穗宮、議云と有る高千穗宮は又右の彦火火出見尊のとは別なり、神皇紹運章第一ノ一書に、次狹野尊亦號_三神日本磐余彦尊、所_レ稱_三狹野者是年少時之號也、後撥_三平天下、奄_三有八洲、故復加_レ號曰_三神日本磐余彦尊と有りて、年少に御在し坐しける御時の大御名を狹野尊と稱へ奉れるは地名を以て號け奉れる者なり、白尾國柱云はく狹野神社、日向國諸縣郡高原郷浦津田村佐野原の地に在り、奉祀瓊々杵尊、合祀木花開耶姬命、彦火火出見尊、豐玉姬命、葦不合尊、玉依姬命、東掖宮神武天皇、吾平津媛、西掖宮經津主命、武甕槌命、各神像を安置す、神武天皇此地にて降誕有りし故に狹野とは云ふなる可し、然して當宮は神武天皇の御時に其皇祖王父たる瓊々杵尊を奉崇給ひしなる可し、所以に神武天皇は今東宮に奉祀せるにて後の從祭なる事を知るべきなり、社傳には孝昭天皇の當宮を創建し給ひし由記せり、傳云、四條天皇文曆元年甲午十二月二十八日霧島炎上、祠宇竝燒失に及ぶ、此時神輿を奉じて同郡高城郷東霧島に遷し奉り、行宮を營みて神人社僧皆焉に徙る、其後國中亂世と成りて久しく古に復らず、然るを天文十二年癸卯、先君始めて社僧に命じて狹野權現の神輿を高城より發して高原の麓に遷し奉りて行宮を構ふ、後慶長十五年庚戌、先君狹野の故迹漸く廢せむ事を恐れ、特旨有りて悉く狹野原の舊地を復興して祠壇を改建し封戸を増加し給ふ、同十七年壬子十一月二十八日、其神像を奉じて高原の麓より當地に遷宮有り、時の地頭島津大膳亮忠俊命を奉け公に代りて謁廟の禮を致すと云へり」と見

えたり、八田知紀説に神武天皇の降誕坐し、所は高原郷狹野の地にて、同所神徳院の南に當りて小高き所にて良廣く平らなるを大宮の址なりと云傳へたりと云へり、然る時は愈其神武天皇の御在し坐しける高千穂宮はしも決く此狹野神社の地なる可き事申すも更なりければ、古に高千穂と云ひける地の方境廣大なりし事此を以て知るべき者になむ有りける、(後の日向風土記に宮崎郡、古老傳云、此地自皆孫降臨至神日本磐余彦天皇之宮所也、故云宮崎と有るは、口訣に自瓊々杵尊至此坐日向國御崎之宮、第四御子磐余彦神武天皇也、於此御宇、都遷大和國橿原地と有るも、其記に依りて漫に書せる者なる可し、然れども神代の都は大隅薩摩の二國なりければ此に在る事心得ずと雖も、久しき神代の間事なりければ御在し坐さずとも限りて云ふべきに非ず、今宮崎郡中村の北一里に神集山沙汰寺と云ふ有り、其八町東に半里四方の曠野有りて、青松の群立たる森の中に神武天皇の御社有るを、相傳へて其都の古址なりと云ひて田畑の字に様々の古名遺れりと云へり、又爰は天皇の御船に御させ給ひし所なりとも云へりとぞ、何れにしても此を以て高千穂宮とは云ふべからず) 此第一、一書猿田彦神の對へ奉らせ給ふ御言に、天神之子則當到筑紫日向高千穂櫛觸之峰、吾則應到伊勢之狹長田五十鈴川上と、伊勢の事は上に注せるが如く皇太神の往往鎮まり御在し坐すべき宮所を定め奉らせ給へるなり、然して此高千穂峰を定めて此に皇御孫尊を啓行奉らせ給へるは、已く其初國所知食す大宮所を豫め見立置かせ給ひて其地に進め申させ給ひけむ御事申すも更なり、然るに紀記の傳共を見るに此地には御在し坐し著かせ給へるのみにて、直に吾田長屋笠狹之崎に行幸て其地に留ませ御在し坐す趣なるは其始終を括り書されたりし者にて、實には其猿田彦神の設備られし任に其高千穂宮に住ませ御在し坐しけむかと

思ふ由有り、其は中臣壽詞に皇孫尊高天原仁事始天、豐葦原乃瑞穗乃國安國止平久所知食天、天都日嗣乃天都高御坐仁御坐天、天都御膳長御膳乃遠御膳止、千秋乃五百秋仁瑞穗遠平久、安久由庭仁所知食止事依志奉且天降坐之後仁、中臣乃遠都祖天兒屋根命皇御孫尊乃御前仁奉仕且、天忍雲根神遠天乃二上仁奉上下、神漏岐神漏美命乃前仁受給波里申仁、皇御孫尊乃御膳都水波宇都志國乃水爾天都水還加且奉止申世止事教給志仁依仁、天忍雲根神天乃浮雲仁乘且、天乃二上仁上坐且、神漏岐神漏美命乃前仁申世波、天乃玉櫛遠事依奉且、此玉櫛遠刺立且、自夕日至朝日照萬天、天都詔戸乃太詔戸言遠以且告、如此告波麻知波弱赤仁由都五百篁生出乎、自其下天乃八井出乎、此遠持天都水止所聞食止事依奉文と有る、此水取の御政はしも、天降り著かせ御在し坐して直に天上の御水を乞ひ奉らせ給へる狀に聞えたるに、大同本記に一傳を書して其終に即時日向高千穂宮乃御井崇居焉と有るは右の天乃八井の事に當る可し、然る時は皇御孫尊の天降り御在し坐して、高天原より授からせ御在し坐させ給へる齋庭の瑞穂を初めて所聞食て、大嘗の大御政を行はせ御在し坐しけるは、其高千穂宮なりし事鏡に係けて見るが如し、然れば山に高千穂と云ふは右に注せるが如く大鉗小鉗が故事に起り、里に高千穂と云ふは此皇宮に御在し坐して、初めて天上の瑞穂を時植えて齋庭に所聞食させ給へるに起りて、共に高千穂と云ふは天千穂と云ふ事にして、瑞穂國と云ふ國號の大八洲に行渡る基本此に在りて實に少縁の御事共には御在し坐さずなむ有りける、上及下に注せる天津神籬天津磐境の御事をも克々此に合せ考ふ可き者なりかし、白尾國柱云はく日向國諸縣郡高原郷霧島岑神社、今東御在所兩所權現と號く、東とは西霧島に對へ云ふ、御在所とは御坐所にて、此地高千穂宮の舊跡に係るを以てなり、此麓に御井川と稱ふ靈泉有るを忍穂井の址と云傳ふ、即錫杖密院の庭に當れりと云へ

るは然も有るにや、(但右の高原郷は和名抄に諸縣郡財部郷有る此なるにや、古の霧島岑神社と云ふは次に謂ゆる霧島神社の御事なるを、別に一社有る事心得ずと雖も、神名式の例某神社何座と有る其必一所には非ざるも有れば、本は霧島神社には二座を祀れるを其片方を云ふなるにや、又同人説に高千穂宮の舊址は即霧島嶽の麓にて即諸縣郡都城と云ふ所なり、此は本は島津莊の地にて南郷中郷北郷と云ひて三方に分れて、中郷の内に昔宮丸村都島と唱來し所の在りしを、永享年中城を築きて即都城と號けしより遂に一郷の名とは成しなり云々)と云へり、此事右に擧げたる伊知地季安と云ふ人の説にも然有り)神名式に日向國諸縣郡霧島神社、白尾國柱云はく高城郷東霧島村に在り、此地は高城郷と都島郷との界なり、奉祀伊弉諾尊、相殿瓊々杵尊木花開耶姬命彦火々出見尊葦不合尊玉依姬命神武天皇六座を從祀とす、此に伊弉諾尊を主神と爲る事年頃不審しく思へりしかども、大同類聚方五十五に日月藥、日向國諸縣郡霧島神社傳方、元者伊弉諾尊傳方云々と所見たるに、常陸風土記には筑紫國日向二神之峰とも有るを以て思ふに、此に限らず諸國共に雌山雄山相對ひて二上なる山には此二柱御祖神を祀る事と所見たり、續後紀に承和四年八月壬辰、日向國諸縣郡霧島岑神、預官社、三代實錄に天安二年十月二十二日己酉、授日向國從五位下霧島神從四位下と有るは共に當社の御事なり、然るに右にも注せる如く別に霧島岑神社と申す有り、同人説に奉祀伊弉諾尊伊弉冊尊、相殿六座天照太神忍穗耳尊瓊々杵尊彦火々出見尊葦不合尊磐余彦尊、脇宮菊理媛命、續後紀に謂ゆる霧島岑神是なり、按に霧島岑とは即今の東方の矛峰にて是兩所權現社の境内なり、今權現祠壇在所高原麓より二里山上にして石磴三百六十餘級、是より絶頂に至るも亦遠からず、續後紀に岑と有るは爲此なり、又兩所權現と稱するは伊弉諾伊弉冊二尊

を祀れるを以てなり、社僧を錫杖密院と云ふ、舊號東光坊云々と有り、今思ふに霧島神社と霧島岑神社と二社御在し坐すは、右の承和と天安との記され狀の別なるに依りて別に一社を設けたりし者の如くも見ゆめり、然れども其祭神を考ふるに奉祀伊弉諾尊にして相殿神には異説も有れども各六座なるを思ふに、本宮と別宮との二か、又は片方は伊弉冊尊の主と祀れるかにて、古より二社有るが爲に然社號を云別てるにも有るべくぞ思へたる、(右の脇宮は菊理媛神なるを思ふに、此は伊弉冊尊の主と爲る御社なるにや、加賀國石川郡白山比咩神社は菊理媛神なるを、大鏡に伊弉冊尊と有りて、此媛神は其大神に屬奉らせ給ふ神なる事傳十一卷に注せる如くなればなり、國柱云はく脇宮菊理媛神、號白山明神、本社在加賀白山、故名、速玉之男事解之男白山三所之中、中爲菊理媛神兩脇爲速玉事解者、寺記以爲兩童行者以此也と云へり、又末社狗人社、左火明命、右火闌降命、其之外支社數十所略之と有り)又大隅國式外高千穂神社は、國柱云く此地贈於郡郷田口村に在り、今西霧島宮と云ふ、西とは諸縣郡高城郷に東霧島宮有るに對へ云ふなり、奉祀正殿瓊々杵尊彦火々出見尊葦不合尊神武天皇(以上四神各爲一座)東少宮右腋、國常立尊高皇產靈尊伊弉諾尊天照太神(以上四神合爲一座)西山玉左腋、大己貴命國狹槌尊惶根尊神皇產靈尊伊弉冊尊素戔鳴尊正哉吾勝尊(以上七神合爲一座)以上六社權現と稱して本宮内陣に神像奉安の神藏六基有り、瓊々杵尊より神武天皇まで各一基宛四有りて、其少宮山王社は左右に各一基合せて六なり、例祭年中數十度、就中正月元朝神前の齋庭に三の櫛を敷き神人等此を立つ、各手に眞櫛を以て四方に向ひ米を散すを以て神代の故事とす、祝詞有り、社記云、上古は今の宮地より東一里十町瀬戸尾に在り、延曆中山上炎上の後に村上天皇御宇今の地に遷座有りと云へり、按に瀬戸

尾に在りし時は高千穗宮とも云ひしにや、凡皇御孫尊を祀りて高千穗と稱せし例は、日向國兒湯郡都萬神社の内に高千穗宮有りて皇御孫尊を祀れるにても知るべし、續後紀に承和十年九月甲辰、日向無位高智保皇神奉_レ授_ニ從五位下_一、三代實錄に天安二年十月廿二日己酉、授_ニ日向國從五位上高智保神從四位上_一と有り、此は郡名を記さざれば詳ならずと雖も、瀬戸尾は東峯と西峯の間に在りし時は日向の國內なりければ、其にぞ有りつらむ(取意)と云へるは實に然る説なり、今思ふに東少宮の國常立尊は豐受大神を齋庭之穗の事に就て祭れらむを例の誤れるなる可く、西山王の七座は大己貴命のみ御在し坐しけむを山王七社の例に成し奉れるにて、左右共に本は一柱宛なりけむも亦知るべからず、其相殿の神等は別に野神六社大權現(在_ニ本宮坤半里計_一)奉祀天御中主尊高皇產靈尊天照太神天萬梯機千々姬命天忍穗耳尊玉依姬命以上六座、相傳稱_ニ本宮御祖神_一と云れば、此を合せ祀れるにも有べし、又社記に左少將正五位下藤原篤如、後一條天皇時爲_ニ霧島社務職_一、治安元年辛酉三月廿一日(一本作二十日)下_ニ向大隅國_一、因掌_ニ神稅事_一、謂_ニ其官所_一曰_ニ稅所_一と云へれば、古に盛えさせ給へる事見奉り知るべし、又別社に天子明神(在_ニ本宮坤一里田口村_一)奉祀蛭兒天忍日命天穗津大來目命(以上三座)と有る蛭兒は、事代主神を混へたる可し、大同類聚方に日向藥(私注云、高千穗藥、共云是也、大伴宿禰守傳之奏焉)云々と有は、此神に由有るべく思ゆ、又稻葉神社(在_ニ同村_一)奉祀木花開耶姬命倉稻魂命猿田彦神、社記云太古木花開耶姬命、爲_ニ皇孫_一ト_ニ定稻田之稻穗_一以掌_レ之、依_ニ其意法_一、嘉禎年中橋木氏依_ニ神告_一ト_ニ定御影迹_一、求_ニ神田于此_一、今此田稻積、毎年八月廿五日爲_ニ新嘗之神供_一、又二月初酉日祭、奉_レ備_ニ千種_一祭_ニ御田神_一と有るなども、何れも高千穗に由有る事共なりければ、此西霧島宮を以て高智保神と云ふ事甚々謂れ有

る事になむ有りける(然れば同じ高千穗峯の神には御在し坐せども、一所は霧島神とし一所は高千穗神と爲て上古より祀ひ來れるならむを、八田知紀は右の國柱が説を諾はずして、尙高智保神は臼杵郡智保郷有るからは其ならむと云へるは、右に擧げたる伊知地季安が文にも建久八年日向國圖田帳、於_ニ臼杵郡_一書_ニ高知尾社八町_一と有るに驚きたる説なり、彼にも此の地名を各移せるからは、高千穗神社と云ふも何とか無からざる可き、已に贈於郡の内に智尾名と云ふは千穗名を訛りたる可く、其地の乳母神社は千穗神社なる可き者なるをや)○天降は阿麻久陀理坐伎と訓むべし、大殿祭詞に天降_ニ賜_一比_ニ志食國天下_一登_ニと有る如く、皇御孫尊の御自物爲させ給へる由に係けて申せるなり、大祓詞に天降依_ニ奉_一支_ニと有るは同じ御事なれども、其天降しめ給ふ皇祖天神の御方に係て申す所なるが故に、阿麻久陀志と訓むべき事、上に注せる離_ニ天磐座_一の離_ニ字_一を波那禮と訓むと波那智と訓むとの差別の如し、(此の御事を萬葉廿卷五十丁に比左加多能、安麻能刀比良伎、多可知保乃、多氣爾阿毛理之、須賣呂伎能、可未能御代欲利と訓めれば、阿毛理坐伎と訓むも悪からざれども、尙此方宜し)

既而皇孫遊行之狀也者、則自穗日二上天浮橋、立於浮渚在平處。
 〔立於浮渚在平處、此云羽企爾磨梨陀毗邏而陀陀志〕而脊穴之空國、自頓丘覓國
 行去、〔頓丘、此云毗陀烏。覓國、此云矩貳磨儀。〕行去、此云騰褒履。〕到於吾田長
 屋笠狹之碕矣。其地有一人。自號事勝國勝長狹。皇孫問曰國在耶

以不。對曰。此焉有國。請任意遊之。故皇孫就而留住。

天神御子天降らせ御在し坐して高千穗宮に御在し坐して、齋庭の瑞穂を所聞食し初めさせ給ひ、大嘗の大御政を執行はせ御在し坐しけるに依りて高千穗の名此に起り、此より弘りて瑞穂國の大號の起る所以も亦此に始まる由右に注せるが如し、偕此件は其より後に始終住ませ御在し坐さむ宮都を定めさせ御在し坐せる較略なりけるが、紀記共に此間に餘事を載せられざるが爲に、高千穗峰は天降り著かせ給ふと申すまでにて、直に笠狭の方に御在し坐したる狀に見ゆめれども、此に既而と云ふは其事已に終り此事茲に初まれる謂なるを思ふにも、高天原より行ひ下させ給へる大御政は其高千穗宮の齋庭にてこそ行はせ御在し坐しけらし、此瓊々杵尊御一世の凡ての御有狀及御伴神等の各其國々に別れて初國所知食し皇太宮に仕奉られし凡ての御事共は、次に久之と有る所に就て下に委しく注し奉る可き者なり、(然れば天上より傳はれる大御政を高千穗宮にて行はし初めさせ給へるも、笠狭宮にて始めさせ給へるも有るべからむを、其際やかには争でかも定め申さる可き、唯其御一世に係けて見奉る外は無き者なり)○遊行之狀とは高千穗峯より笠狭の方に竟國に御在し坐せるは、天浮橋に御立たし御在し坐して平素の幸行とは甚く異なりしが故に、御消息を申すとして先に記し出でたる語なり、口訣に遊行之狀也者、自高千穗峯至笠狭之碕道と有るが如し、遊行を伊傳麻須と訓める事、第一、一書 所幸、第二、一書に遊幸、崇神天皇御紀七年に幸、同八年に幸行、景行天皇御紀十二年に進幸など作れたる、共に其訓同じ、委しくは傳八に注せるを見合す可きなり、○穗日は第二ノ一書に日向穗日高

千穗之峯、第四ノ一書に日向襲之高千穗穗日二上峯と有るを、第一ノ一書には猿田彦神の御言にも御天降の所にも亦古語拾遺にも筑紫日向高千穗穗日之峯と見え、古事記にも日向之高千穗之久士布流多氣と有りて、穗日は穗觸とも活らける語なり、今此を分ち云ふ時は筑紫は大名にして日向は其山の所在の國を云ひ、高千穗は齋庭の稻穂に因りて別に稱ふる名、二上とは第六ノ一書に日向襲之高千穗添山峯と有る添に同じく、兩山相添て二竝ぶを云ひ、穗日又穗觸は其山の靈異有るを云ふ稱なり、古事記國生段に日向國謂豐久士比泥別と有るも豐穗日嶺別にて、此靈山に據れる亦名なる可き事傳四に注せるが如し、偕久志備と云へる例は四神出生章日神の御生坐し、時の御事に、故二神喜、曰吾息雖多、未有若此靈異之兒と詔給へる由見え、又此第五ノ一書に吾田鹿葦津姬命の御子生坐し、所に、亦欲明汝有靈異之威、子等復有超倫之氣と有り、又清寧天皇前御紀に大泊瀬天皇、於諸子中特所靈異と見え、古語拾遺に大宮賣神を是太玉命久志備所生など有るは更なり、瑞珠盟約章に謂ゆる熊野權樟日命の御事に就て注せるが如く、此も其御誓に依りて生坐せる由にて天穗日命の亦名なるが、其神の鎮まり坐せる近江國蒲生郡馬見峯の舊名奇日嶽と云ふも、其神に依りて山にも靈異有る謂なるにも思ひ合す可し、又丹後風土記に與謝郡々家東北隅方、有速石里、(中略)先名天梯立、後名久志濱、然云者國生大神伊射奈藝命、天爲通行而梯作立、故云天梯立、神御寢坐間、仆伏、仍怪久志備坐、故云久志備濱と有る久志備も本より此と同じきを、此峯にも天梯立有る所以にも合へれば、然る似通ひたる故事の有るを以て穗日又は穗觸とも云ふ稱は、二神の古より有りけむ事上に注せるが如く、此埃島神社の奉祀は其伊弉諾伊弉册二神にて渡らせ給へるになむ思ひ合す可き御事なりける、(但塵添埃囊抄九卷に日向國

韓櫛生村、昔漢智武別と云ひける人韓國に渡り、此粟を取りて歸りて殖ゑたり、此故に櫛生村とは云ふ、風土記云、俗語謂粟爲區兒、然則韓櫛生村と云ふ、蓋云韓粟林一畝云々と有る櫛生は久志布にて別なり、口訣に櫛毛具禮牟子也と有るは其韓粟と云ふ物なる可きが、佗に然る地名有りと通えたり、若て此櫛日は櫛觸と活けるなれば一に思ふ可からず、同記に此峯の事を高茅穗櫛生峯と有るは此と同じく久志比と訓みつ可し○二上は第四ノ一書にも出でたり、常陸風土記には筑紫國日向二神之峯と有るを以て二上の訓を知る可し、先づ中臣壽詞に天忍雲根神遠天乃二上七奉上月、神漏岐神漏美命乃前仁云々と有る天乃二上は、高皇產靈神皇產靈二神の御在し坐す山なる由其講義に注せるが如し、又淡路國の磯馭盧島を見るに、今現に雌雄二山在りて海中に竝立てるは更なり、神名式に謂ゆる大和國葛下郡葛木二上神社二座(大月次新嘗)の地は、萬葉二(廿六丁)に、宇都會見乃、人爾有吾哉、從明日者、二上山乎、弟世登吾將見、七(六丁)に、櫛上、二上山母、妹許會有來、十一(廿九丁)に、二上爾、隱經月之、雖惜云々と有る是にて、今二上嶽とも二子山とも云ひて二竝なり、又同式に常陸國筑波郡筑波山神社二座(一名神大、一小)を史共に筑波男神筑波女神と有るを、萬葉三(三十八丁)に、明神之、貴山乃、儕立乃、見果石山跡、神代從、人之言嗣、九(二十二丁)に、衣手、常陸國、二竝、筑波乃山乎、云云、男神毛、許賜、女神毛、千羽日給而云々と見え、同國廿八社鎮坐記に所祭二座、伊弉諾尊在陽峯、伊弉冊尊在陰峯と云ひて即二上の謂なり、又下野國河内郡二荒山神社(名神大)の二荒山を、後に其音を取りて日光山と云ふ事に在れども、其も男體山女體山とて二山竝有るを以て二在とは云へるにて、二上と云ふに其義異ならずなむ有りける、又越中國射水郡射水神社(名神大)は傳二十八に注せるが如く、二十二社

注式輿入に今二上宮と云へるは、萬葉十七(四十五丁)に二上、山登妣古要底、久母我久理、可氣理伊爾伎等、又(四十七丁)二上能、乎底母許能母爾など有て、此も二竝の山なるを云ふなり、倍此二上はしも第六ノ一書には添山、此云會裏能耶麻と有るを、口訣に添山峯者二上峯云々と有が如く雌山雄山相副へるを以て云ふ稱なる事、右に擧げたる例共に准らへ思ふ可き者なり、(然るを平田史に二上を布多能煩理と訓めるは、上件の如き例共を得知らざるに依れる者なり、右にも引ける常陸風土記に、珠賣美萬命、自天降時、爲織御服、從而綺之神、名綺日女命、本自筑紫國日向二神之峰至三野國引津根之丘と云ふ事有るに、其引常之丘は美濃國神名記に不破郡從五位上引常明神と有る是なり、其二神之峰より移られし故にや有りけむ、同郡從五位上天二上明神と申すも有るなど證と爲べきなり、又同郡正二位隼人大明神と申す有り、其二上峯は襲國なるを、古は隼人國とも云へりしかば此も亦由有り、又大同本記に天村雲命を天二上命と有り、此は丹後風土記に依りて天孫降臨以前に已に天火明命と共に降り居給ひしを、一度天上に參りて其供奉神と爲て天降り給ひ、又其水取の事に就て二度天上に參上給へる趣なりければ、此は天二登命の義にて此に預らざる事なり)八田知紀云はく、記傳十五(七十四丁)に、霧島山は正しく峯二有りて二上なり、凡て古に二上山と云へるは皆峯二有る山なり」と有るは然る事なり、但高千穂の二山と云ふ物古今の違有る事なれど、實地を踏まぬ人は難し知きなり、然るは白尾翁の二上者、此山上二峯突峭、東號矛峯、絶頂建矛、西號火氣布峯、即二上之一峯也、火常炎、後世終陷凹、今俗呼其火坑稱御鉢と有る、是古の二上なり、然るを其二上の一峯炎陥て火坑と成りし後は、彼矛峯(東嶽なり)と韓國嶽(西嶽なり)との二峯相對ひて二上とは成りしなり、此東西二上間直徑壹

里計なり、偕又韓國嶽の半腹計りに大波池と云ふ有り、東西三百間南北二百間計なり、此大波池も本は一ノ峯にて謂ゆる筈嶽なり、上古の炎址なれば未陥らざりし間には韓國嶽と竝立ちて二上なりけむ事決し、然れば太古の時には二上と云ふ物東西二所に在りて殊更に作立てたらむ狀に二宛添立てりしなりけり、此に依りて思ふに、添山とは然二宛添立てるより會波理の山てふ義なる可く思ゆ、(下略)と云へるは甚委しき説なり、其韓國嶽は贈於郡踊郷と云ふ地方に在りて、一名雪嶽又西嶽とも云ふなり、國柱云く、此嶽極めて高し、中領より上は草木無く、白石焦土類垂て遠く望めば積雪の如し、嶺の半腹は深谷の地にて大波池と稱す、湖水決々として洪濤を起す故に名とす、土俗云く、是神龍の蟠潜せる所なり、此冢に登る者噪喧を成し或は赤色の手拭を以て磨き飄す事を戒しむ、若犯す者有る時は霧を覆ひて風雨暴疾しきに及ぶ、愕然きて山下に下れば却りて白日青天と成る事往々有りと云へり」と有り、神名式に大隅國贈於郡韓國宇豆峯神社見たるは此韓國嶽の神を祀れるにこそ、(韓國と云ふは全く彼國に由有る事なる可し、其は傳廿五卷に注せるが如く、丹波國桑田郡伊達神社式に見たる其神は五十猛命に御在し坐すを、韓國伊太神とも申す御事なるに、今宇津根村と云ふに御在し坐す由なるが、其宇豆峯と宇津根と言の等しきを思ふにも、若くは其神の韓國より渡り御在し坐しける古地などにも有るべくや、右に引ける風土記の韓生村の事をも思ふ可くなむ)○天浮橋は、第四ノ一書にも日向襲之高千穗穗日二上峯天浮橋と有て、此二の傳の如くは其高千穗峯より笠狭之碕に渡らせ御在し坐す道に架れる橋なるが如し、然るに古事記の趣にては離天之石位、押分天之八重多那雲、伊都能知和岐知和岐豆、於天浮橋宇岐士摩理蘇理多々斯豆、天降坐于笠紫日向之高千穗之久士布流多氣と有りて、天浮橋

云々を天上より高千穗峯に天降らせ給へる間の御事と傳はれり、萬葉十九(三十九丁)に、蜻島、山跡國乎、天雲爾、磐船浮、等母爾倍爾、眞可伊繁貫、伊許藝都追、國看之勢志氏、安母理麻之云々と有りて、天磐船と云ふも天浮橋と云ふも、其御在し坐して通はせ給ふ御料を云へるなれば何れにしても同じきを、續後紀嘉祥二年三月奉賀天皇寶算滿于四十二歌に、茜刺志、天照國乃、日宮能、聖之御子會、瓠葛、天能梯建、踐歩美、天降利坐恐々と詠めるに、窺跡に天浮橋猶言天梯山と注させ給へるも必承くる所有る説にて、天神御子の天降らせ給へる梯の此高千穗峯に架れるに、此より笠狭之碕に遊幸るにも此様より御在しつらむを、古事記には天上より二上までの事のみに係り、御紀には二上より笠狭までの事のみに係れるは、互に其片方を略かれし者にて、實は兩度共に同じ御出立なりとこそは見えたりけれ、偕大同本記に皇御孫命詔久、從何道會參上志止問給申久、大橋渡須賣大神竝皇御孫命乃天降坐恐天、從小橋參上志止申詔久、後爾毛恐仕奉事勇乎志止詔天、天牟羅雲命天二上命後小橋命止三名賜也と有るを思ふに、此二上に天浮橋と云ふは謂ゆる大橋にて、供奉神の降られし小橋は又別なる地に在りしなりけり、其大橋小橋の岐は謂ゆる天八達之衢なる事は傳卅に云へり、偕海宮遊行章に其火闌降命即吾田君小橋等之本祖也と見え、古事記白穗原宮段に阿多之小橋君など有るを、口訣にも吾田小橋者共姓也云云、小橋者彼所居之名とも見えたれば、小橋と云ふ地は吾田の中に在るべくして、其吾田は和名抄に謂ゆる薩摩國阿多郡阿多郷と有る此地に、決めて小橋は架りて在しならむを、其神名に後小橋命と有るも其二上なる大橋を前とし、其に對へて阿多なりしを後小橋と云ふにこそは有なめ、此等を以ても天浮橋は天上より御往來の時に架れりし梯なるを、後に笠狭に遊幸る時に此橋を仆して其地に御在し坐しけるより、

天上の往來は絶たりけむとぞ伺ひ奉らるゝ御事には有りける、(記傳十五卷六十九丁に云はく、此記と彼紀と異なる事多くして互に疑しき事有り、其は先づ天浮橋は天上より往來ふ道の橋なるを、書紀には自三上天浮橋と有るは心得ず、此記の趣は聞えたり云々)と云はれたりと雖も、古事記の宜しきにも非ず、此御紀の惡しきにも非ず、共に其は略かりて傳はりたる事を思ひ漏されたりける者なり)○浮渚在、此云羽企爾磨梨は、第二ノ一書第四ノ一書等も此と同文にて、平處に立たせ給ふ由に續け續へる故に、口訣に浮渚海濱之平地と注せるを始として何れも其意味に云ふ事なれども、古事記には天上よりの御事に宇岐士摩理蘇理多々斯且と有るを、然る虚空に浮渚と云ふ物の有るべからず、其上蘇理多々斯且は反立而と云ふ事にて、馬駕などに乘るにも平坦なる地にては身を尋常に置く事なるを、山坂などを上下するには必其體をば反して其釣合を取る者にし在りければ、此に立平處とは反對の差有り、然して其宇岐士摩理の言は同じかりければ不審しきに就て思ふに、恐けれども御紀の浮渚在は元本には借字なりつらむを、正字の心にて書させ給へるなる可ければ、若くは浮結在と作て當れる字なるにや、浮は萬葉十九(三十九丁)に、天雲爾磐船浮と有る是なり、結在は神武天皇三十一年御紀に饒速日命、乘天磐船而、翔行大虛也、睨是郷而降之と有るが如く、天八衢として様々に道は有るを、一途に此高千穂峯を的當として其御船の行著かせ給ふ方を定めさせ給へる由にて、地を吾居處と定むるをと云ひ、船などに乗りて座を落著くる事を乘志牟流と云ふも此と同意なる可し、今も俗言に物を取りて堅く廢らさざる事を志麻流と云へる是なり、其例は續紀第一詔に緩急事無久、務結而仕奉止詔と有る結ノ字を、鈴屋翁の解に志麻理と訓むべし、第三詔に彌務爾彌結爾、第卅二詔に常與利毛益須益須勤結理奉侍

など見え、類史弘仁十四年十一月詔に日夜忘事無久、務志麻理、伊佐乎志久奉仕流爾依凡、文德天皇實錄三に日夜無忘事久久、務結利、勤之久仕奉爾依凡、三代實錄卅二に務志萬利伊佐乎之久など有り、志麻理は志婆理と同じくて、劔の手上取志婆理など云ふ如く堅く透開無く執持て弛緩べぬ意なり、俗言に放逸なる者の行ひの直りて忠實に成るを志麻流と云ふも同言なり、古事記清寧天皇段の歌に、意富岐美能、美古能志婆加岐、夜布士麻理、斯麻理母登本斯と有も、大君の御子の柴垣八節結々廻ほしにて、柴垣を結堅め廻らしたるを云なり、萬葉十二(三十四丁)に玉勝間、安倍島山之、又(三十九丁)玉勝間、島熊山之と云へるも共に玉勝間は島に係れる枕詞にて、籠り目を堅く結へる由の續きなり」と云はれたる志麻理と、此の士麻理とは專一なる者なり(但此は予が説ならず、記傳十五卷七十丁に、宇岐士摩理は下卷なる平群鮪臣の哥に、大君の御子の柴垣夜布士摩理、斯麻理母登本斯と有る斯麻理と同じからむかと思はるゝ由も有り云々)と云れて其説を残されたる故に、今予が思ひ得つる事を書けるのみ、通證に浮渚出相如大人賦、漢書晉義流沙中渚也と有るにも此字を用ひられたる撰者の御心も著明き事ながら、宇岐士摩理は浮島在の義に非ず)○自は德日二上峯に天上より降らせ給へる天浮橋の有るを、又其天浮橋より笠狭之碕に乗りて移らせ御在し坐す由なり、○平處此云陀毗邏而は、第二ノ一書には降到於日向穗日高千穂之峯而、膺穴胸副國自頓丘竟國行去、立於浮渚在平地と有る其には、天浮橋の事を載られざる故に、其幸行る御道なる海中に浮渚の有る其平坦なる地に御立たせる如く見え、第四ノ一書には到於日向襲之高千穂穗日二上峯天浮橋而、立於浮渚在之平地と有るは此と同じきなれども、何れにしても浮島在る其島上の平地に立たせ給へる趣にして、自天浮橋と云ふには縁無き事なるを、古事

記には於天浮橋、宇岐士摩理蘇理多々斯且と有は、右にも注せる如く浮結在反立而と云ふ事にて、虚空より降らせ給ふには必大御身を反せ御在し坐さずしては乘鎮めさせ給ひ難き由なる可し、此蘇理は枕草子三(廿九丁)に、思束無き物條に、物言はぬ子の反顛へりて人にも懷れず泣たる」など云ふと同じ事なり、又記傳十五(七十丁)の一言に史記、再本紀に泥行乗橋と見え、堀河院後百首に初御雪降にけらしな荒乳山、越の旅人橋に乗るまで夫木十八に跡絶ゆる荒乳の山の雪越に、橋の綱手を引ぞ煩らふ」と有る橋も、雪中に山坂などを乗る物にし在りければ身を反す義を以て號けたる事、右の蘇理多々斯且の謂に等しかる可し、然るを此には其とは反復にて、立平處と云ふは天上より此二上に降らせ給へる經なる故に、大御身を反して御させ給へるを、今將其天浮橋より乗りて幸行ると雖も、同じ地上にての事にて緯なりければ陀毘邏爾とは云へるにて、反も平も其幸行の時天浮橋に御させ御在し坐しける御有狀を申し奉れる者なり、故此陀毘邏爾は後撰雜三に押立て峯も平に成らむ、山端無くは月も入らじを」と有る平にて、常に云ふ平安なる義には非ず平坦の字の義なり、(今も人の座を敷くに倚らず敬ずして安定に居る事を平に座す又は平に居るなどの平にて、此は其天浮橋に御座を平坦に敷かせ御在し坐す義なれば、平處平地の字に就て思ふ可からず)○立此云陀々志は古事記にも多く多々斯且と有り、八洲起元章に伊非諾尊伊非冊尊、立於天浮橋之上、其第一ノ一書に於是二神、立於天上浮橋と見え、古事記に故二柱神、立訓立云多々志、天浮橋と有る立と一にて、此も天浮橋の上に平坦に立たせ御在し坐して、其浮橋ながら笠狭の方に御在し坐せる趣なり、(記傳に多々斯且は萬葉三に和豆加山、御興立之而など有る立之に同じくて、橋に乗りて渡り行く意なり云々、と云ふ賀茂翁の説を尤めて、多々斯は即

浮橋の上に立たす事の如く聞ゆれば定め難し」と云はれたるは實に然る言になむ有りける、此事書畢たる時或人の許より日本紀私記の異本を見せたりけるに、神世七代章天先成而地後定の訓に就きて、古説云、阿萬乃美支之久爾乃美支利、又阿萬乃伊波多知會利多知之天、此説可存と云ふ事有り、此は釋秘訓にも出でたる事なるが、次の訓は天の磐船立反立してと云ふ事なるを、布禰の言を脱して其に入れたるならめど、實は二柱神の天浮橋に御立たし御在し坐せる所に在るべくして、右の會利多知之天は古事記の蘇理多々斯且と全く同じ事なるを以て、天上よりには反と云ひ、地上の幸行には平と云ひて、共に其御させ給ふ狀を云ふなる事を正し明らむるに至れるは甚々辱き神の賜物なり、此は壬戌年正月十七日)○膺穴之空國と云ふ事は、第二ノ一書には膺穴胸副國、第四ノ一書には膺穴空國と有り、仲哀天皇八年御紀に詔群臣、以議討熊襲、時有神、託皇后而誨曰、天皇何憂熊襲之不服、是膺穴之空國也、豈足舉兵伐乎とも有りて、是其高千穗峯の所在なる襲國を以て膺穴之空國とは詔給へるにて、此の神語を以て託奉らせ給へるなり、此御事を神功皇后元年御紀には於是神託皇后以誨之曰、今御孫尊所望之國、譬如鹿角、以無實國也と有りて、此鹿角を以て譬へさせ給へるは、外は堅固くして潤澤有る物なれども中心の空虚なるを以て、其不毛の地の事に比らばさせ給へる御託なり、借膺穴之と云ふは傳四にも注せるが、此邊を襲國と云ふ事はしも高千穗山を以て此を中として、其東面を日向國と云ひて此をば正面とし、其に反對ひて大隅國は其背向に當れるを以て背國と云ひ、釋に山嶽襲重之義也とも注せるが如くして隈々しき地なるを以て熊襲國とは云へるなり、若て口訣に膺脊也、無肉、以譬不穀之地と注され、鷹趾に膺背上少肉、故稱空國、曰膺穴空國、則謂不毛之地と有るが如く、此襲高

千穗峯より西方薩摩國の笠狭に至る迄、山脉相續きて頓丘なる地は今現に打見たる狀を以ても背肉ウツケの如く無實たる地の多くして、國の廣きには似合しからず山嶽襲重りて田地の少きを以て、其草昧なる太古の狀を想像る可し、若て膏穴ウツケ之を私記に太奈之々乃と有りて、金澤本には脛を脛に誤れども其訓の同じきは、手は肉の少き物なるを以て手肉とも訓める一説の當昔有りし者と見えたり、(但手肉と見るは悪かりなむ、和名抄肌肉類に膜孫慥而云、膜音與莫同、和名太奈之々、肉内薄皮也と云ひ、字書にも膜肉内薄皮也と有て、謂ゆる骨膜と云ふ物にて骨の外に覆へる薄皮の事なれば、不毛の地を以て其に譬へさせ給ふ可き事ながら、然る事までを穿ち云ふ神代ならざれば猶會士斯と訓む方や然る可からむ、薩摩人の言ふ獸の背肉を會士斯と云ふと云ひ、庭訓往來に鱒楚割と有るも鱒の背割と云ふ事なれば、背を會と云ふなりけり)○空國は、私記に牟奈久爾と訓て諸本此には異説無し、第二、一書に胸副國と有は空副國にて愈國の無實たる由なめり、偕空某と云る例は海宮遊行章第五、一書に弟取兒鈎入海釣魚、俱不得利、空手來歸と有る空手は、得べき物を獲させ給はずして御手を空しく爲るせ給ふ由なり、景行天皇四十年御紀に日本武尊の於是聞近江國膽吹山有荒神、即解劍置於宮寶媛家而徒行之、と有る徒、字を一に多牟那傳と訓るを、古事記には茲山神者徒手直取而と有り、又天武天皇元年御紀に何無一人兵、徒手入東、と有るをも多牟那傳と訓めるは、記傳廿八(廿四丁)に、手空手か、刀矛なども執らず空しき手にてなり」と云はれたるが如し、又其詞志比宮段に興軍待向之時、赴喪船、將攻空船、と有る空船は、中古に人の乗らざるを空車と云ふが如く、兵士の無き體に仕立てたるなり、萬葉廿(五十一丁)に、於煩呂加爾、已許呂於母比且、牟奈許等母、於夜乃名多都奈と有る牟奈許等母は、空

子共と云ふ事にて、先祖の功名を失ふを云へり、偕牟奈と云ふは右に引ける神功皇后御紀に宇都那多流と云ふに用ひさせ給へる無實の字の義に克く合へりければ、古人の荒芒地或は不穀之地又不毛之地を以て注されたる實に然る言なり、偕古事記には於是詔之、此地者向韓國、眞來通笠沙之御前と有るを、記傳十五(八十三丁)に、此處の文は必於是膏肉韓國眞來通笠沙之御前而詔之云々と有りけむを、詔之此地者の五字錯れて上に移り、膏、字脱ち肉の字は向に誤れる者なり、故今は其如く訓みつ(取意)と有りて、其訓を改られしは然る言にて、此は必しも其如くならざれば、高千穗峯に直に大宮敷かせ給ふ御事と成りて、笠狭之磯に在る故事は無きが如く成れ、ばなり、然して其韓國の事をば記傳に韓は借字にして空虛國の義、即書紀に謂ゆる空國なり、凡て物の内の空虛ムナシくして實の無きを加良と云ふ、穀なども其意なり」と云はれし此も然る言にて、傳廿四にも注せるが如く海外諸蕃を凡て加良と云ふも右の意なり、草木の生氣の亡なれるを枯と云ひ、水などの絶ゆるを涸と云ふも此に同じく、此海宮遊行章第一、書に入山覓獸、終不見獸之乾迹カサトと有る乾迹は、空迹ムナシトと云ふに異ならざるを思ひ合す可し、然れば右に注る今二上と云ふ東嶽峯に對ひて、西嶽なる韓國嶽は背肉に當る所なれば此を云ふか、偕又古事記大年神の御子等に韓神會富理神と申す御在し坐すに就て、傳廿四に注せる如く韓神は大己貴神少彦名神に坐し、會富理神は國神にて、大物主神の御事なるに、此に韓國嶽と云ふ有り、又此第六、一書に日向襲之高千穗添山峯と有るに、添山此云會襲理能耶麻と見えたるを思ふに、猿田彦神を啓行に奉らして、此神山に天神御子を天降し奉らせ給へる御事はしも、實には大國主神の御心に御在し坐すらむと、此に至りて明らか奉るに至れるも甚心鈍き事なるにや、(右に注せるが如く神名式に謂ゆる大隅國贈於

郡韓國宇豆峯神社は正しく五十猛神に坐すべく思ゆるに、同郡大穴持神社有り、又地神本紀に謂ゆる事代主神の子天日方奇日方命亦名阿田都久志尼命と申す阿田は、皇御孫尊の大宮敷坐す地名なるなど大に由有る事共なり、猶上に注せる日向風土記の大鉗小鉗と云ふ二神は必事代主神御父子ならむと思ゆるなど、甚々妙に奇しき謂れ有る事になむ

○頓丘此云毗陀鳥、第二ノ一書第四ノ一書等にも出で、私記にも比太鳥と有り、此毗陀の例は雉之頓使の事を云ふとて上に注せるが如く、一向に佗を雜へぬ義にて單と云ふに少も異ならざるなり、丘は鳥と訓むべき由は傳廿一に委しく云へるが、和名抄山谷類に丘、周禮注云、上高曰丘、(音鳩、和名乎加)又岡丘也、正作岡と見えれば頓岡と云ふに同じ義なり、即高千穂穗日二上峯より山の尾の打延て西方笠狭之碕に至るまで頓物岡續きなるを傳はせ御在し坐しける故に自頓丘とは云ふなり、此字の事に就て紀傳十三(七十三丁)に、書紀に比多袁を頓丘と書けるは、詩經衛風に至る于頓丘は毛萋傳に丘一成爲頓丘と云ひ、前漢地理志に頓丘縣屬東郡、顏師古註に以丘名縣也、丘一成爲頓丘、謂一頓而成也、と云へるに依に速に成れる由の名と聞ゆれば小丘を云ふなり、然れば彼頓丘に比多袁の意有る事無し、若は一成と云ふ注に依りて取れるかとも云ふべけれど、彼一成の一は一度の意、比多は純一に倚る意なれば同じからず、且御國の上代には一度にして成れりと云ふが如き意を以て比多袁と號けむ事有るべくも非ず、小丘ならば直に小丘とこそ云ふべけれど、即此記の歌に小丘と云ふ事有るなり、故思ふに書紀の頓丘は詩經の字を取れるに非で、頓は唯比多てふ言に用ふる字を書けるが、偶詩經にも然る名の有るなり、然れば書紀の注に此を小丘なりとも小山なりとも云へるは詩經に因れる者にて非なり(下略)と云はれしは然る言にて、頓丘は右にも云へる如く山脈

の續きて一向に岡なるを云ひ、襲穴之空國と云ふは其頓丘と云ふべき地の本より無實たる由を云へる者になむ有りける、(又記傳に比多袁は片岡片山などと同意にて片寄れる岡なる可し)と云はれたれども、其ならむには唯に片丘とこそは書さる可かりけれ、殊更に迂遠なる頓丘の字を何ぞ用ひさせ給はむ、口訣に頓丘小丘也と有るは右の如く非なるに、釋には頓早也、早嶮也、言嶮岡也と云へるなどは彌當らず)○寛國此云矩貳磨儀は第二第四等ノ一書も然り、古事記には眞來通笠沙之御前而と見え、萬葉廿(五十丁)に、於保久米能、麻須良多祁乎々、佐吉爾多且、由伎登利於保世、山河乎、伊波禰左久美且、布美等保利、久爾麻藝之都々と有るは此御事を詠めるなり、纂疏に寛國者求寛可都之邑也と注させ給へるが如し、此寛の事は傳廿一に云へり、攝津風土記に住吉大神現出而巡行天下、寛可住國と有るなどは、唯に寛國と云ふよりは一等委しき者なり(伊勢物語第九段に、昔男有りけり云々、京には在らじ東の方に住べき國求めにとて行けり云々)と有る其意も亦此に同じ)○行去此云臆喪屨は、右に引る如く古事記には通ノ字を被用たり、即右の山河乎、伊波禰左久美且、布美等保利、久爾麻藝之都々と有る是なり、古事記遠飛鳥宮段に志多々爾母、余理泥氏登當禮と有るを、其傳卅九(四十八丁)に下々にも倚偃而行去れなり」と注され、又阿加斯且抒當禮と有を令明行去れなり」と云はれたり、又皇極天皇二年御紀に栗梅多爾母、多礙底臆喪囉嚮とも見え、萬葉十一(五丁)に、石尙行應通、建男と有り、又九(十八丁)に、釣船之、得乎良布見者と有る乎は、假字違へりと雖も右の類例なり、新六帖四に、荒山の通り習はぬ岩傳ひ、手向の神に任せてぞ行く、夫木四に、風を痛み響の灘を通る日も岸の櫻に目離やは爲る、拾玉四に、朝著日刺や高根の山路より通らぬ峯に出づる鹿の音、源氏妻(七丁)に、物も見て

歸らむ爲給へど、通り出む隙も無きに、野分(十丁)に、中の廊より通りて參給ふ、枕冊子五(八丁)に、即仁壽殿より通りて云々、六(十七丁)局に行く程も人の居並び給へるを通り行けば、九(廿丁)に、遠き程は得も通るまじう見ゆる、行先を近う行以て行けば、然しも非ざりつること可愛しけれ、宇治拾遺二(三十丁)に、今日は通らで明日通らむと思ふなり、又(三十三丁)唯通りに通らむと爲るを云々など云へり、記傳十五(八十七丁)に、通は書紀に行去此云騰褒履と有る字の如く通り過ぎて往くなり、倭此處の語の都ての意は、其鎮坐す可き國を覓め給ふとて、脣肉の空虚地を通過て笠沙之御崎に到り坐せるなり」と云はれたる、實に然る言なり、(又其卅九卷四十五丁に、登富流は神代卷に行去と書かれたる如く行過ぐる事なり、俗言には某處を行くと云ふ事を某處を登富流と云へども、唯行くと異なりと云れき)○吾田は、此に故皇孫就而留住時、彼國有美人、名曰鹿葦津姫と有て、細書に亦名神吾田津姫と所見たりければ、此神名はしも此地に因みて負坐せるなるを、彼國と云ひしは右に吾田國と云ひしにこそは有りけり、此神名第二第三第五等ノ一書には吾田鹿葦津姫と有り、吾田は國名を冠したるにて神名は鹿葦津姫なり、又第六ノ一書にも到于吾田笠狭之御碕、遂登長屋之竹島、乃巡覽其地者、彼有人焉(中略)又問曰、其於秀起浪穗之上起八尋殿而、手玉玲瓏織紅之少女者、是誰之子女耶、答曰、大山祇神之女等、大號磐長姫、少號木花開耶姫、亦號豐吾田津姫と所見たる、此海中まで係て吾田國と云ひし事を曉る可し、海宮遊行章に其火闌降命、即吾田君小橋等之本祖也、古事記にも隼人阿多君之祖と有り、又神武天皇甲寅年御紀に、吾田邑吾平津媛と有るを、記には阿多之小橋君妹、名阿比良比賣と見えたる、和名抄郡名に大隅國始羅(阿比良)郷名に同國大隅郡始羅、能毛郡阿枚と有る是なる可きが、吾田邑は其住み坐せる地の事にて、右の始羅までを係けて吾田國の地には非ざる可し、薩摩國日置郡に合良郷有る是を云ふか、倭安閑天皇二年御紀の安娜國をば薩摩國阿多郡と云ふ注も有れども、其は別の事にて此の例には引くべからずと雖も、天武天皇朱鳥元年御紀に大隅阿多隼人と有るを見るに、此時未だ薩摩國の名は無くして阿多と云ひし狀にて、持統天皇御紀元年に隼人大隅阿多魁帥と有る隼人は衆の名なり、大隅と阿多とは二國の名を並べ云ふ事は其六年閏五月に詔筑紫大宰率河内玉等曰、宜遣沙門於大隅與阿多可傳佛教と有る、此にて著き事なり、然るに續紀大寶二年に先是征薩摩隼人時云々、唱更國司等(今薩摩國也)言云々と有りて、此時は唱更國と云ひしを、其紀を撰ばるゝ頃に至りて漸薩摩國と云ふ名に定まりたるなり、御紀に所見たる所右の如くなるに、白尾國柱説に吾田國と云へるは今の薩摩の舊名にて、後に大隅阿多と並べ云ひしは今の谿山日置掛宿額娃の南邊までの地方にて、皆安閑天皇御紀の娑娜國の疆域と思はる、南浦文集に琉球那覇本是川邊郡と書せしも語嗣し所有りと見えたり、然らば又七島以南の海島も較其管轄に係りにや、和名抄に川邊郡齋屋を阿多郡に收入たるにて、古の阿多てふ郡は甚大なりしを知るべし、東鑑建久三年條に、薩摩國阿多四郎宣澄所領谿山郡伊作郡日置南郷北郷とも見え、又伊作莊日置北郷兩地日畠山野河海檢斷所務の事有り、又阿多平權守忠景、依蒙勅勘、逐電于貴海島と見えたり、阿多と稱せしは此等の地に住址せしが故なれば、後々までも大名をば阿多と稱せしなりけり」と云へるは尤なる説なり、此吾田は和名抄に阿多郡阿多郷有る即其國名の起なる可き事云ふも更なり、此名義は次に委しく注す可し、(但安閑天皇二年御紀の娑娜國を此吾田國と云は古き説なれども非なり、其文は備後國後城屯倉多禰屯倉來履屯倉葉稚屯倉

河音屯倉婀娜國膽殖屯倉膽年部屯倉と有る、小寺清之が老牛餘喘と云ふ書に「右の備後國は備中國を誤れるなり、備後國造本紀に吉備穴國吉備品治國と云へれば、此に備後と婀娜とを重ね云ふべきに非ず、後城屯倉は備中國後月郡高屋村後月谷に在り、多禰屯倉は同郡種村に在り、來履屯倉は同郡出部村九履コクフに在り、葉稚屯倉は小田郡大江村に在り、今波良加と云ふ河音屯倉は後月郡江原村に在り今加夫登と云ふ、婀娜國は備後國安那郡なり、和名抄に夜須奈と訓めるは音を訓に替へて後に唱へたるなり、此郡は右の後月郡小田郡に接せる地なるが故に、膽殖屯倉は小田郡大江村に伊夜と云有る是なる可し、膽年部屯倉は古事記玉垣宮段に次伊登志和氣王者、因レ無レ子而爲ニ子代、定ニ伊登志部と有る是なるが、此は小田郡出部村の事なれども、各境を接する地なり、此小田郡に今も三宅の姓多し」と云へれば、右の婀娜國をば吾田郡と一に爲まじきなり、靈異記下卷備後國の事を云ふに葦田郡屋穴國郡穴君弟公也と有れば、古に穴國と云しは今の安那郡より葦田郡までに係れるにこそ。○長屋は第四ノ一書にも在り、此にては摠名の如くなるを、第六ノ一書には到ニ于吾田笠狹之御碕、遂登長屋之竹島と有り、然れば吾田は國名、長屋は其地名の摠名、笠狹又竹島は各小名なる如く見ゆめり、白尾國柱説に長屋は蓋長永山チヤウヤウノヤマと云へる是なり、此山は河邊郡加世田郷大浦村にて長く延たる高山なるが、加世田の御碕に横たはり、辰巳方は額娃郡枚聞嶽など見えて故有るべき地方なり、惟此長水とは舊長屋ナガエを長江と訛まり、即長永ナガノとも書成しより今は字音に轉り呼ぶ事と思ゆ、此山は笠狹の崎に横たはり、同じ所なるを以て長屋の笠狹と云ひしなる可し、其は譬へば襲之高千穗峯などの例にて、今の俗に加世田の吹上と云ふが如し」と云へるは、國人の説なれば慥なる事なる可し、(竹島の事は下に云へるが如く彼の竹刀の事に依て高屋の名

起れるより山にも高島と負せたるなる可し、謂ゆる笠狹嶽の事なりければ、其笠狹之御碕の内なる山の謂なる可し) ○笠狹之碕は、第四ノ一書第六ノ一書に笠狹之御碕と有るに依て訓むべし、古事記にも笠沙之御前と有り、口訣に笠狹之碕宮崎也と見ゆ、白尾國柱説に笠狹之碕は河邊郡加世田郷有る是なり、其加世田てふ村名は即笠狹より轉りし名にて佐々の反て世と成れるなり、下に田を附けたるは笠狹の地を後世に田所に開きしより笠狹の田とは呼びしなり、笠狹は古事記に笠沙と作る其本義にて重る沙の省略なる可し、然云ふ所以は此邊吹上てふ處は限無き西海の大洋より白沙を吹上げつゝ、歳々積り重りて然ながら丘陵を成しぬるは重沙カサの名に當れり、物の積重なるを今も層カサの上る又は層有カサなど云ふなり云々」と云へるに、八田知紀其を諾ひて笠沙を重沙なりと説れしは、彼名立る吹上の狀より思ひ寄りられしなりけり、橘東逸が西遊記に日本第一の吹上なりと稱美せしなり、此吹上の廣大なる事は加世田郷より北ざまへ伊作郷田布施郷永吉郷日置郷伊集院郷市來郷申木野郷まで八郷に係りて凡十里餘一目に見渡され、廣さも一里に過ぐる所有るべく、高き所は山の如くして松樹限り無く生ひたり、是太古の時より然有りけむ狀なり」と云へるは然る言にて、予も先年彼國に物爲たりし時に、其地には得到らざりしかども、市來と云ふより海を隔て見渡したる狀實に其云へるが如くして、恰も白雪の積るかと思ふ計に在りき、(能因歌枕に加佐々野と有は、此笠狹の野を云へるなり、印本加邪志野と有るは後の誤寫なる由云へり、記傳十五卷八十五丁に、國人云今阿田郡に加世田之御崎と云ふ處有り、其地に接きて宮崎と云ふ所も有り云々と有は、國柱の説なめり) ○其地は第四ノ一書には彼處と見え、第六ノ一書に彼と有るは、上に乃巡覽其地と有る爲なり、此は曾能久邇爾と訓むべし、右に謂ゆる吾田國の事にし

て、第二ノ一書に國主事勝國勝長狹と有るを以て、古に其邊を區別て殊に國と云ひし事を曉る可し、○有二人は、第六ノ一書に有レ人と有て訓を同じうす、第一ノ一書第四ノ一書に、有ニ一神と有に取れて一柱神有理と訓むべき事、瑞珠盟約章に時有二神、號ニ羽明玉の例の如し、○事勝國勝長狹は良海本には之命の二字有り、第四ノ一書に其事勝國勝神者是伊非諾尊之子也、亦名鹽土老翁と有りて實に混ふ方無き傳とは見えたりけるが、此に異なる説なむ有りける、御鎮座本縁に狹長田(號ニ事勝國勝長狹也)之狹田彦大神と見え、今一所には狹長田之狹田彦大神と有りて、細書に宇治土公氏人遠祖神也、號ニ事勝國勝長狹亦是也と注し、傳記の古本書入にも此事を書せり、此のみならず神宮の舊記の説皆然るは此御紀有りての上の異説なりければ、此には必承くる所有るべくなむ有りける、此のみならず口訣に長狹者岐神也と有るも彼道祖神の謂には非ず、此第一ノ一書に狹田彦神の皇御孫尊を天八衢に待迎へ奉らせ給ひし所以に依りて衢神と稱申せると其訓意共に相同じき共なりかし、此に就て疑三有り、一には此に此神名の始めて出でたる所に、伊非諾尊の御子の由を注さる可きに第四ノ一書に至りて不意く出づる事疑ふ可し、二には若其御子ならむには先に生坐せる傳有るべきに、然らざる事疑ふ可し、三には鹽土老翁は良海本には神武天皇甲寅年御紀に此云ニ住吉大神と有るに、此を領地と爲給へる事疑ふ可し、若くは是古傳とは云ひながら一家の私説なりし者なりしには非ざりけるや、抑狹田彦神と申すは傳廿八及上に注せるが如く味耜高彥根神にて渡らせ給へるに、猶徴と爲すべきは傳廿八に注せる神名式に陸奥國白河郡都々古和氣神社(名神大)を頭注に味耜高彥根命と有り、白河故事考と云ふ物に、都々古和氣神社、南郷八槻村一宮記曰、高彥根命、當社別當大善院、所傳縁起曰、大日本武尊東夷征伐の時、八溝山

の戰場へ出現し給ふ加勢の三神面足惶根事勝國勝長狹命三柱なりけり、日本武尊此を勸請成し給ひぬ」と見えたる、面足惶根は道祖神の事を東語に道陸神と申すから第六天神と訛りたるよりの推當なりければ、若くは事勝國勝神は右にも云へる如く衢神の御事なる故に、後に祭り加へたらむも知るべからず、式の趣一座なる時は右の事勝國勝長狹命ぞ正しく味耜高彥根神に坐す事更に言を待たずして明らかなる者なり、然して此神同郡石都々古和氣神社にして始めて炭を焼き給ひ、宮城郡志波彦神社(名神大)は謂ゆる鹽竈神社の御事なるに、風土記には鹽土翁と有るを、和漢三才圖會には當社を祭神一座味耜高彥根命、相傳當社明神始燒鹽と有れば、住吉大神に鹽土老翁とは自然別神なる事此れを以て曉る可し、然る時は第四ノ一書の傳へは却りて異なる説なる可きものになむ有りける、(然る時は風土記に鹽土翁と云へるは、本は鹽彦神と有りしを、其都々古和氣神と申すとを一にして住吉大神の鹽土老翁に思ひ混へたりし者なる可く、右の一書は事勝國勝神を鹽彦神と申すより混へて伊非諾尊の御子の鹽土老翁と專一に爲られし者なり、白井宗因説に、其事勝より老翁に至まで廿一字、古本の神代卷及元々集に所載共に上の名曰ニ事勝國勝長狹の下に細書分注す、近來の本後に加へて大書す」と云へり、若然も有りなむには後人の注書なりけむが混ひて終に本文と成れるも知るべからず) 偕此事勝國勝長狹神の正しく狹田彦神なる可き説は右の如くなるに、上に注るが如く其神の皇御孫尊を御迎に御在し坐して、已に筑紫日向高千穂穗觸之峰と指して啓行奉り給へるに、其御在し坐所を必設け奉らる可き理なれば、高千穂宮は其時に在るべく、然して其吾田長屋笠狹之碕に退かせ給へる後に皇御孫尊の御在し坐しければ、此地を宮所に奉置して伊勢に還らせ御在し坐したる可く、然れば上に注せる事なるが、第一ノ一書に果如先

期皇孫則到筑紫日向高千穗穗觸之峯と有るは其御天降の始を云ひ、次に其猿田彦神者、則到伊勢之狹長田五十鈴川上、即天鈿女命、隨猿田彦神所乞、遂以侍送焉と有るは傳冊に注るが如く、此は伊勢へ其神の降り給ふ所なるを、古事記に故爾詔、天宇受賣命、此立御前所仕奉、猿田毘古大神者、專所顯申之汝送奉と有るぞ此にて、皇御孫尊の大命なるにて事異にし在りければ、此は其神の始終の括なるにて、此宮所を奉らせ給ひて退き坐せる時の御事と所見たり、且此と第二ノ一書とは事勝國勝長狹神有りて、猿田彦神の名無く、第一ノ一書と古事記は猿田彦神の名有りて事勝國勝神の名無きは、此二神は同神に坐すが故なる事傳冊猿田彦神の下に注せるが如し、倍味耜高彥根神と事代主神とは本體と和魂に坐せば別神には御在し坐さざるを、地神本紀に依りて稽ふるに素戔嗚尊孫都味齒八重事代主神三世孫天日方奇日方命(亦名阿田都久志尼命)此命娶日向賀牟度美良姫、生一男一女と有る、此阿田都久志尼命と申す阿田は、此に謂ゆる吾田國なる事、上の大鉗小鉗の事に就て委しく注すが如し、然して古は妻を娶るに女の家に住む習なりしかば、其命も即此地に御在し坐しけむ事論を待たず、又大田命とも申すなるに、和名抄に日向國諸縣郡大田郷有など共に由有る事なり、又其八世孫阿田賀田須命と申すも、後に其祖先の縁に因て此吾田國を以て名に負れし者と所見たり、此等の所以隈々しからざるを以て、事勝國勝長狹神は即猿田彦神にして即味耜高彥根神に御在し坐して、先に國土を避け奉らせ給へども、其皇御孫尊の初國所知食む大宮地を奉らせ給はむ爲に、豫め此地を卜て御在し坐しける御事になむ有ける(其日向賀牟度美良姫と云ふ名心得すと雖も、今試に云ふべく、日向は古大隅薩摩まてを係けて云へる國名なり、賀牟度は神門にて、出雲國の神門郡は上に風土記を引て注せる如く後に出來れる地名な

るを始に及して記せるにも有るべし、其子四世孫健飯勝命を此命娶出雲臣女子沙麻奈姫と有るを、一本出雲臣譜に依るに伊佐我命の女なり、其九世孫大田田禰古命は此命出雲神門臣女美氣姫爲妻と有る、是鷗濡淳命其子伊賀會熊命其子美氣姫命と見えて、大神氏は世々出雲臣の近縁なり、然る時は右の美良姫は天夷鳥命の女伊佐我命の妹などにて、出雲より日向に嫁がれたりし者なる可し、又三代實錄に仁和元年二月十日丙申、授伊像國正六位上神門島神從五位下と有れば神門島と云有り、日向と對へる國なれば由有るにや)若て事勝國勝長狹と申す名義は、事は事代主神と申す御名の事なり、國とは御父大國主神と御名に稱申す國にて、物と云ふに通ふ事、其和魂を大物主神と稱申すを以て知るべきなり、勝とは事にも物にも卓^{つと}擧させ給ふ謂是なり、第一ノ一書猿田彦神の所に時有八十萬神、皆不得^み自勝相問、故特勅天鈿女曰汝、是目勝於人者、宜往問之、古事記には汝者雖有^み手弱女人、與伊牟加布神面勝神と有り、此目勝面勝共に眼光の人に卓擧れ面貌の人に超越給へる謂なるに合せて、事にも物にも卓擧たる徳の御在し坐す由なれば、誰神かは御在し坐さむ、天下所造し大神の珍御子事代主神の御上に奇異しきまでぞ契合へりける、古事記に所見たる大國主神の御言に、亦僕子等百八十神者、即八重事代主神爲神之御尾前而仕奉者、遠神者非也と申し給ひ、此第二ノ一書に大物主神事代主神の諸神を帥て天上に昇り給へる所の天神御言に、宜領八十萬神、永爲皇孫奉護、乃使還降之と有る大御命に合せて、御天降の啓行は更なり此都定の御事に至まで萬に御心の殘る所御在し坐さずして、此仕奉らせ給へる御所爲の程を仰ぎ奉り知るべき者なり、倍其長狹と申す義未詳ならず、故強て攷ふるに長と高と言相通ひ、佐と世とは本より同行の音なり、常に長し短しと云ふに高し短しとも云ふ例も有り

ければ高兄タカケと云ふ事にて、其事代主神の御本名を味耜高彥根神と申し、又出雲風土記には根の言を略きて阿遲須積高日子命とも聞ゆる、高日子と同義の言にもや有らむ、即大國主神の長子にも渡らせ給へれば、御自御名乘坐せるにも然申させ御在し坐さむ事實に理有る御事になむ有りける、若て此に皇御孫尊の後神と召され奉り給ふ木花開耶姬命はしも、大山祇神の御女に渡らせ給ひて此の吾田と云ふ地名をさへに御名に負せ給へるに、傳八、廿八に注せるが如く、事代主神の後三島溝機姬命はしも、御父は大山祇神御母は闇霧神に御在し坐して、五十鈴姬命と天日方奇日方命は生坐せるに、其亦名を吾田都久志尼命と申すは此吾田國にて生坐せるなる可きを、志摩風土記に天日方奇日方命、至此舉言云豐志摩魚足三國哉、後竟爲國名と有り、父事代主神と共に伊勢に御在し坐したる趣なり、又五十鈴姬命と聞ゆるは狹長田五十鈴之川上にて生坐せるなる可きなど、其に就ても此に就ても甚々得去るまじき事のみぞ多在りける、(記傳十五卷八十四丁に云はく、笠沙と云ふは書紀に此處の國主と有る人名長狹の切りたるなどにや、勝長狹を切れば加多佐にて多と佐と横に通ふ)と云はれ、白尾國柱は長狹とは長田狹田の廣狹きを以て稱へしが、伊勢の狹長田又和名抄安房國郡名長狹奈加佐と云ふも此例ならむと云へり、猶此神の御事は傳廿八卷に已に注し置ける者なり)○國在耶以不は、第四ノ一書には國在耶とのみ有り、即右に覓國と有るに應ふる所なり、此に國在や否らざるやと問ひ給へるは、此まで經て御在し坐しける國は誓穴の空虚地にして大宮を敷かせ御在し坐すべきに非ざりければ、事勝國勝長狹命の來會給へりし任に問試みさせ給へるにて、倭姬命世記に其時大若子命、從大河御船率御向參相々、于時倭姬大悅給天、大若子命問給天、吉宮所在哉白々、佐古久志呂宇遲之五十鈴河上吉御宮所在白々云々と有ると語勢の

相類たる所なり、○此焉有國は、第二ノ二書に是有國也と有に其訓同じ、第四ノ一書には對曰在也とのみ有り、即大宮處定めさせ給ふ可き地有りと御對を奉らせ給へるにて、此吾田長屋笠狹之碕に啓行き奉りて述ぶる言と所見たり、(是焉は第二ノ一書にも許許爾と訓めり、通證に今按此焉小雅白駒詩於焉、春秋傳晉鄭焉依、國語焉作此と見えたり)○任意は、御心能麻爾麻爾と訓べし、第二ノ一書に取捨隨勅と有る是なり、私記に此二字を引合せて麻爾々々と訓たり、其は萬葉二(十一丁)に、梓弓、引者隨意、依目友、三(三十五丁)に、大王、任乃隨意、九(廿九丁)に、死毛生毛、君之隨意など見えれば、然訓むまじきに非ずと雖も、此は其にては言足らざるなり、寶鏡開始章第三ノ一書に隨衆神之意、又は後紀大同二年九月詔に已々呂能麻丹眞と有る例を立て訓むべき所なる者なり、○遊之は美多勢登麻袁斯伎と訓むべし、海宮遊行章第二ノ一書に言來意と有る來ノ字を美多勢流と訓み、其第四ノ一書に問來意と有るには來ノ字を伊傳麻勢流と訓みたるにて其意知らるゝに、天武天皇元年御紀に到大野以日落也、山暗不能進行と有る進行を美多須流と訓みたり、此等を合せ見る時は美多須は御到良須と云ふ意の古言なる者なり、其事勝國勝長狹神の主領る此吾田國に御意の隨に到らせ御在し坐すべしと申せるにて、即其國を奉らせ給へるなり、第四ノ一書に隨勅奉矣と見え、第六ノ一書に對曰、是長狹所住之國也、然今乃奉上天孫矣と有る是なり、若て此猿田彥神はしも右に注せるが如く此時に其住ませ御在し坐し、國を皇御孫尊の大宮處に奉り置かして伊勢國に赴かせ給ひ、此に就ては天鈿女命ぞ其處に送聞えさせ給へりける、其事委しくは、傳卅に注す可し、(是神宮の古書共に其事勝國勝長狹神と聞ゆるは正しく猿田彥神に坐すと云ふ傳の遺れる所以なる者なり、然れば第四ノ一書に此神をしも伊弉

諸尊之子也、亦名鹽土老翁と有るは後の書入の本文と成れる事灼然し、神名式に近江國高島郡水尾神社二座並名神大日次新嘗と有るを、頭注に猿田彦神天鈿女命二神なる由書せり、其高島郡と云ふは第六ノ一書に謂ゆる長屋之竹島の地名を移せるに非ざるか考ふ可し)○就而は、口訣に就長狹之申御座也と有るが如し、○留住は、佗より到て其地を得て住むを云へる由上に例を擧げて注るが如し、借此をば第二ノ一書には時皇孫因立宮殿、是焉遊息、第四ノ一書には故天孫留住彼處など見え、古事記には朝日之直刺國、夕日之日照國也、故此地甚吉地詔而、於底津石根宮柱布斗斯理、於高天原冰椽多迦斯理而坐也と見えたる、是古言の任にして殊に委しき故に注す可し、其朝日之云々夕日之云々と云ふは、上古より宮殿を造らせ給ふには日影の物に障られずして刺す地を賞させ給ふ常なるが、此は殊に天上より天降り御在し坐し、故に、其御祖國を戀慕ひ奉らせ給へるを以て其賞させ給ふ御心將深く御在し坐しける者なり、然して傳十三、廿に注せるが如く世中に現とし生れ、活とし生る人と云ふ限はしも、皇祖天神の産靈に資て産生る者にし在ければ、生の始死の終共に其高天原より顯國に終始する者なる故に、人の身に取りて天日計り戀しく慕はしき物は非ざりけり、其證は家居なども作構ふる事は更にも云はず、假初にも外へ出づる時は何の用と云ふ事も無くして不知不知天日に打向ふ事誰しも常なるは、右に云へる如く生の始死の終る所なるが爲なり、但此は正しき人の上のみにて、禍神に交こりて黄泉國に逐はる可き者は此反にして、白晝を嫌ひ幽闇を好む者にして右とは等しからずなむ有りける、大被詞に如此久依佐志奉志四方之國中登、大倭日高見之國乎安國止定奉兵、下津磐根宮柱太敷立、高天原爾千木高知兵、皇御孫之命乃美頭乃御舍仕奉兵、天之御蔭日之御蔭止隱坐止、安國止平氣久所知食武と有は、本より此時の

御宮造の御事なるを、中洲に都し給ふ後にも此詞を被用る故に大倭の字を加へられたるにて、本は唯日高見國にて朝日夕日の直刺す事を稱へたる者なり、記傳十五(八十六丁)に引れたる朝倉宮段に、麻岐牟久能、比志呂乃美夜波、阿佐比能、比傳流美夜、由布比能、比賀氣流美夜、太神宮儀式帳に朝日來向國、夕日來向國、龍田風神祭詞に吾宮者、朝日乃日向處、夕日乃日隱處など、如此く朝夕天日の刺入る事を賞るは上古よりの例にて、右に注る如き謂れ有るを以てなり、(右に粗云へりし如く禍神に相交これる輩は、死の終は黄泉國に神逐ひに逐はれ奉る者なるが故に、天日の御照し坐す所を厭ひ、幽闇の處に避けて物爲る事共の多きは更なり、夜陰人の知らざるを待ちて邪惡の事を行ふ、是已に天上に復命して神と成る事を已に離れ、正に黄泉國に罷らむと爲る機を得るが故なり)朝日之直刺國とは山端などの阻障る者無くして直に朝日の刺來る地を云ふなり、直は神武天皇戊午年御紀に遡流而上、徑至河内國草香邑青雲白肩之津、古事記同段歌に袁登賣爾、多陀爾阿波牟登、景行天皇四十年御紀日本武尊御歌に烏波利珥、多陀珥霧伽幣流、履中天皇前御紀大御歌に彌知度沛麼、哆駄珥破能邏孺、古事記朝倉宮段に自日下之直越道幸行河内、天智天皇十年御紀童謠に奈爾能都底舉騰、多拖尼之曳雞武など云ふ多陀爾にて、俗に字音に直にと云ふ事なり、刺は萬葉十(八丁)に、朝鳥指、滓鹿能山爾、十二(廿二丁)に、朝日指、春日能小野爾、十四(十二丁)に、安佐日左指、麻伎良波之母奈、十七(四十丁)に、阿佐比左之、會我比爾見由流など有て、日影の勻來るを云ふなり、(記傳には東方に向ひて朝日影を直に正向ひに受くる地を云ふ)と云はれたり、即朝日の物に障らずして直に刺來る謂なり)夕日之日照國と云ふ日照の例は、中臣壽詞に自夕日至朝日照國萬且と有る是なり、記傳に夕日之日照國とは西方も打晴れて夕日

影も障らず刺す地を云ふなる可し、萬葉二(廿九丁)に、朝日互流、佐太乃岡邊爾、又(三十丁)且日照、島乃御門爾、又(三十一丁)朝日照、佐太乃岡邊爾、十六(十五丁)に、夕附日、指哉河邊爾、構屋之など、皆日影の刺すを以て其地を美めたり、師の冠辭考に内日刺す宮とは麗しき日の刺す宮と續けたるなりと云て、此記の此語又萬葉の歌共を引て此外にも日影を以て宮を賛めたる多きを思ふ可し」と有り、又物の美麗き事を贊むるにも日影を譬に云へり、萬葉十三(五丁)に、内日刺、大宮都可倍、朝日奈須、眞細毛、暮日奈須、浦細毛、云々、百磯城之、大宮人者云々、此は女官等の五十師原行宮の宮仕する狀を贊めて云へるなり、儲地を贊むるに日影を云ふ事は大方日影の刺さぬ地は軌制無き者なれども、高く打晴れて殊に能く刺す地を賞するなる可し」と云はれたるが如し、(又云はく朝日夕日共に賞する中に殊に朝日の刺す地を賞する事は、右に引ける祝詞に夕日の日隱處とも云ひて、夕日には抱らぬ事有るを以て知るべし、萬葉十六なる夕附日云々は夕日の刺す地なるに就て賞たるなり」と有り)故此地甚吉地詔而は朝日の直刺し夕日の日照り美麗しき地の狀を賞稱へて、其處を得させ給へる御事を喜ばせ御在し坐しける由の大御命に坐せり、吉地と云ふ例は神武天皇甲寅年御紀に、又聞於鹽土老翁曰、東有美地、青山四周云々と有は、中洲の地を賞て美地とは申させ給へる是なり、儲皇祖天神より皇御孫尊を天降し奉らせ給へるは、葦原中國の大君主宰と事依し奉らせ給へるなり、然るに猿田彥神の待迎へ奉らせ給ひて、皇國の内にも殊に西偏なる襲國にしも導き奉りて其地に住ませ奉り給へるは甚々心得ぬ事なり、已に大國主神の國土を避け奉らせ給へりし後に、經津主神武甕槌神の悉くに國平の御政を行はせ給へる上は、何、國何、處の神か拒み奉る事の有らむ、然るに其天下萬國の中にて最美地と有る中洲に

都敷かせ御在し坐さざるは不審しとも何とも云はむ方無き御事になむ有りける、故情思ふに、傳四に注せるが如く凶禮には日を背に負ひて東より西に向ひ、吉禮には日を前に成して西より東に向はせ給ふ謂れなどの有るを以て然定め奉らせ給ふなどにや、其神武天皇御紀に自天祖降跡以逮云々、而遼遠之地、猶未嘗於王澤、遂使邑有君、村有長、各自分疆、用相凌躐と有る事なれども、其は御三代過して後の事にて、然計り神氣の盛大に御在し坐しける當昔にして其亂を靜めて皇威を張らせ御在し坐さむに何の難き事かは御在し坐すべき、又然る亂の有りなむには猿田彥神天鈿女命などの伊勢に通はせ給はむにも難かる可きを、少滯る所御在し坐さざる趣なるに就ても、瓊々杵尊の當時未皇化の及ばせ給はざると云ふのみにして海内は平穩しかりし狀なりければ、右に謂へる如き幽契御在し坐す御事となむ所見させ給へりける、(若し然らずと爲る時は然る中洲の美地を置て、此西偏に啓行し仕奉らると云ひ、又其事を甘なはせ御在し坐して然る僻遠の地を以て足れりと所思して、此地甚吉地と詔給へりし大御意の知られ奉らぬが爲に試に云ふなり)

時彼國有美人。名曰鹿葦津姬。〔亦名神吾田津姬、亦名木花之開耶姬。〕皇孫問此美人曰。汝誰之女子耶。對曰。妾是天神娶大山祇神所生兒也。皇孫因而幸之。即一夜而有娠。皇孫未之信。曰。雖復天神何能一夜之間。令人有娠乎。汝所懷者。必非我子歟。故鹿葦

津姬忿恨、乃作無戶室、入居其内而誓之曰、妾所娠若非天孫之胤、必當為滅、如實天孫之胤、火不能害、即放火燒室、始起烟末生出之兒號、火闌降命〔是隼人等始祖也〕、火闌降、此云褒能須素里、次避熱而居、生出之兒號、彥火火出見尊、次生出之兒號、火明命〔是尾張連等始祖也〕、凡三子矣。

天神御子吾田笠狹宮に天下を所知食させ給ふ始に、後の大御政を治めさせ給ふ御爲に后神を定めさせ御在し坐す御事の運びに至らせ御在し坐しける其事の起源はしも、實に皇祖天神の御定めにて御在し坐す御事は今更に申し奉るまでも非ず、大國主神の幽事神事此に徵信有る始にて甚々少縁なるまじき御事とこそ伺ひ奉らるゝ事なりけれ、先づ此始に其少女に遇せさせ給へる御事は、此に時其國有美人と有は、此國に留り住ませ御在し坐して後の御事なる由なり、第二ノ一書にも時皇孫因立宮殿、是焉遊息、後遊幸海濱、見一美人と有る、此海濱は古事記に於是天津日高日子番能邇々藝能命、於笠沙御前遇麗美人と有りて、笠狹之碕に別に遊幸の御事御在し坐せる其時なるにて、此正書の狀と趣に於て違ふ所無くなむ有りける、然るに第六ノ一書にては到于吾田笠狹之御碕、遂登長屋之竹島、乃巡覽其地者、彼有入焉、名曰事勝國勝長狹、天孫因問之曰、此誰國歟、對曰、是長狹所住之國也、然今乃奉上天孫矣、天孫又問曰、其於秀起浪穗之上、起八尋殿而手玉玲瓏織紵之少女者是誰之子女耶、答曰、大山祇神之女等、大

號警長姫、少號木花開耶姫云々と有り、此に又問曰と有るは、先に宮處を覓に御在し坐して事勝國勝長狹神に此誰國歟と問はせ給へる因に在りし御事にて、別時には非ざる故に又ノ字を置かれたるにて、其二女の御事を答へ奉られしは即其神の言にて伝傳々の趣とは異なりと雖も、此ぞ信に然も有けむと所思ゆるなり、而して其長屋之竹島と云ふは白尾國柱八田知紀共に云へらくは今野開嶽と云へる是なり、土俗今に傳へて笠沙峯とも云ふと云へり、然る時は古事記に於て笠沙御前遇麗美人と有も其時の御事なりけむを、事の別なるが故に更に又後に出せる者と所見えたり、若て笠沙嶽を竹島と云ふは彼の竹刀の事に依りて高屋と云ふ名の出來れるを、其名の弘ごりて山をば竹島とは云へるにて、彼海中ならぬにも霧島など云ふが如く、一區の地を局りて島とは云へるなめり、(但孝德天皇白雉四年御紀に薩摩之曲竹島之門と有るとは別なり、其竹島は通證に在薩摩之西別島也、距薩州一百里、與硫黃島相去十八里餘、浙兵制錄日本風土記曰、竹島侘計甚麼と有る是なり、思混ふる事勿れ、右の門ノ字釋には問と作れり)若て皇孫問此美人曰、誰之女子耶、對曰、妾是天神娶大山祇神所生兒也、皇孫因而幸之と有るを、第二ノ一書には皇孫問曰、汝是誰之子耶、對曰、妾是大山祇神之子、名神吾田鹿葦津姫、亦名木花開耶姫、因白、亦吾姊警長姫在、皇孫曰、吾欲以汝爲妻、如之何、對曰、妾父大山祇神在、請垂問、皇孫因謂大山祇神曰、吾見汝之女子、欲以爲妻、於是大山祇神、乃使一女持百机飲食奉進、時皇孫謂姊爲醜、不御而罷、妹有國色、引而幸之(下略)と有て、殊に委しきを、古事記にも於笠沙御前遇麗美人、爾問誰女、答白之、大山津見神之女、名神阿多都比賣、亦名謂木花之佐久夜毘賣、又問有汝之兄弟乎、答曰、我姊石長比賣在也、爾詔、吾欲目合汝奈何、答白、僕不得白、僕

父大山津見神將_レ白、故乞_レ遣其父大山津見神之時、大歡喜而、副_レ其姊石長比賣、令_レ持_レ百取机代之物、奉出、故爾其姊者因_レ甚凶醜、見畏而返送、唯留_レ其弟木花之佐久夜毘賣、以一宿爲_レ婚(下略)と有りて其趣同じ事なり、然るに此に天神娶_レ大山祇神と有るは、天神は男にして大山祇神は女神なる如く見えて、右に僕父大山津見神とも吾父大山津見神とも有るに合はず、通證に重遠曰、天神名字不_レ聞、以其女_レ嫁_レ大山祇神而生_レ此美人也、今按、如_レ此說_レ則、娶_レノ字當_レ訓_レ米登羅之米互、與_レ武烈天皇前御紀所謂影媛會_レ眞鳥大臣男_レ文法同と云はれしは然る言なり、但娶_レノ字登都岐氏と訓むべし、此天神は何れの神に御在し坐すか知らざれども、傳九、十七、十九、二十に注せるが如く此大山祇神はしも天上にて香具山の神にて御在し坐しければ、其時にぞ天神の御女をば娶らせ御在し坐しけらし、倭姫命世記朝熊神社の下に、櫻大刀自神花木坐、若虫神石坐、大山祇神石坐と見え、御鎮座傳記に櫻大刀子神二座靈華木坐也、大八洲櫻樹始從_レ天上_レ降居也云々と有るを見れば、此二柱の御女等も御父大山祇神と共に天上より已く天降り御在し坐し_レなりけり、然して此に天神御子に合はせ奉られしは即事勝國勝長狹神の神議に出たる可き事、右に引ける第六ノ一書に照らして味はふ可き事共になむ有りける、(又通證に信景曰、開耶姫母神、乃伊古奈比咩命也、日本後紀曰、伊豆國言上、三島神伊古奈比咩神預_レ名神、續日本後紀曰、伊豆國言上、阿波神是三島大社本后也と有るは大なる僻事なり、其三島社に大山祇神も本より御在し坐すと雖も、此主神は事代主神に御在し坐して、其伊古奈比咩命は溝機姫命、阿波神は天津羽々神に坐して、大山祇神の後神に坐さず事代主神の當后と本后とにて渡らせ給ふ由、已に傳八卷廿八卷に委しく注るが如し)若て此二女はしも其事勝國勝長狹神の御計らひと爲て此に住ませ奉らせ給ひ

けむと所思ゆるは、其神を第二ノ一書には國主と有り、然るを上に注せるが如く此鹿葦津姫命をば亦名神吾田津姫と見え、次々の一書共には吾田鹿葦津姫と出て此國名を以て御名に負せる事所以無からじやは、若くて其御父大山祇神の當昔の御所在より先づ明らかめ申さでは其意通え難かりぬ可ければ、今探索るに神名式に謂ゆる伊豫國越智郡大山積神社(名神大)是其御座所なりしなる可し、然云ふ所以は右に注せる竹島をしも笠沙嶽とも野間嶽とも云へるを、白尾國柱説には野間權現祠、在_レ野間嶽絶頂、東宮二坐、伊弉諾尊伊弉册尊(共木像長七寸餘)西宮五坐、瓊々杵尊木花開耶姫命火々出見尊火闌降命大明命(竝木像)と有て、瓊々杵尊を主神と祀て齋奉れる状なるに合せて、神名式に伊豫國野間郡野間社(名神大)御在し坐すと、三代實錄に野間神天皇神と所見たるは、上に注せるが如く天皇と申す尊號はしも此瓊々杵尊に始めて稱奉り初めたる御事にし在りければ、是ぞ右に謂ゆる野間權現と御同體には御在し坐すなる可き、然して和名抄郷名に濃滿郡英多と云ふ有り、吾田鹿葦津姫命又は神吾田津姫命と申す吾田と其唱一なる事奇しきまでぞ克く合へりける、右に擧たる第二ノ一書及古事記を見るに、御父大山祇神も其吾田國の近傍に御在し坐し_レ状なりけれども、斯る甚じき皇神等の御上にては千里五百里の隔は隣なるが如く、又其御往來も甚容易き御有状なりければ、何かは人の上を以て比らべ奉らむ、然して其大山積神社に事代主神も竝御在し坐す事は傳廿八に已に注るに、其猿田彦神と聞えさせて鎮り坐せる伊勢國五十鈴川上の縁にて、右に云へる如く朝熊神社に大山祇神御父子三神共に御在し坐すは更なり、伊豆國賀茂郡伊豆三島神社(名神大、月次新嘗)は大山祇神事代主神等に坐すと、同郡伊波乃比咩命神社は磐長姫命に坐し、式外箱根神社は瓊々杵尊に渡らせ給へるに、駿河國富士郡淺間神社(名神大)

は木花之開耶姬命に渡らせ給へるを以て、此に其事勝國勝長狹神の右の二女を媒申されし如き狀有るなど、得去るまじき謂れ有る御事共になむ有ける、然るを白尾國柱説に、阿多郷に稱山神の叢祠凡三四所竝に祭大山祇命、蓋此阿多の地は命の領邑にして至是て始て職方と成れるにや」と云へれど、吾田の事は上に注るが如く事勝國勝長狹神の國主と爲て主領れし地なるにこそ有りけれ、大山祇神に係て領邑など云ふべきに非ざれば、其神吾田津姬命の御父神に坐すを以て後に其御靈を祀れる共にて、此地を以て大山祇神の所居と申さむ事は典故に暗き論なるにこそ、(又記傳十六卷廿三丁には、大山津見神之女と云ふは、何地に在れ此神の鎮り坐す社の御靈の現壯士に化て婦人に婚びて生給へる御女なる可し云々)と云はれたるも心得ず、若然なりと云はゞ其女神の僕不得白、僕父大山津見神將白と有り、又は故乞遺其父大山津見神などを、其御靈をして答奉らしめ又乞求めしめ給ふ事と成れば、其時々現形し給ふ如く見えて如何なり)若て第二、一書の右の續の文に、則一夜有身、故磐長姫大慙而詛之曰、假使天孫不斥妾而御者、生兒永壽有如磐石之常在、今既不然、唯弟獨見御、故其生兒必如木華之移落、一云、磐長姫耻恨而唾泣之曰、顯見蒼生者如木華之俄遷轉當衰去矣、此世人短折之緣也と見えたる如く、其詛言はしも磐長姫命の御事と傳はれるを、古事記の如くは亦大山津見神因返石長比賣而大耻、白送言、我之女二竝立奉由者、使石長比賣者、天神御子之命、雖雪零風吹、恒如石而常堅不動坐、亦使木花之佐久夜毘賣者、如木花之榮々坐宇氣比豆賣進、此令返石長比賣而、獨留木花之佐久夜毘賣者、故天神得子之御壽者、木花之阿摩比能微坐、故是以至于今、天皇命等之御命不長也と有て、此には大山祇神の言と爲るなり、但此は各其片方を脱せる傳共にて、實に其父大神

の誓言を二柱の女御子共に承りて御在し坐しけるが、偶に磐長姫命の返され奉り給ひし故に其女神のみ詛言し給ひし如くなれども、木花之開耶姬命の若返され奉り給はむにも然る詛言は云出させ給ふ可く、止事を得給はざる時勢とは所見たり、偕人の壽命の長短はしも皇祖天神の大御心に在るべくして、大山祇神御父子の預らせ給ふ可きに非ざるが如きを、此詛言の驗有りて天皇尊等の大御壽長くは坐まさず、又世人の命短く成定まるを以見れば、此の三神の皇祖天神の萬物を産靈ばし給ふ御所爲に對し奉りては大なる罪人と云ふべし、然れども幽顯始めて界を別にして此に顯世の立てる初なりければ、萬の物も事も今新に定まる時にて、此詛言の無からむにも神は始有りて天地と共に終無く、人は天地の内に死生して世々を繼行くべき皇祖天神の御定共御在し坐す頃ほひに當りて、此に事勝國勝長狹神の其二女を媒し給ひ、其成行を試みさせ給ふ幽事の此に御在し坐しけるにぞ有るべき、(斯る詛言の例は常陸風土記筑波郡條に古老曰、昔祖神尊巡行諸神之處、到駿河國福慈岳、卒遇日暮、請欲寓宿、此時福慈神答曰、新粟初嘗、家内諱忌、今日之閒、翼許不堪、於是祖神尊恨泣告曰、云々、更登筑波岳、亦請容止、此時筑波神答曰、今夜雖新粟嘗、不敢不奉尊旨、爰設飲食、敬拜祇承、於是祖神尊歡然謂曰云々と有て、富士は其祖神の恨に依りて神代より人の登る事少く、筑波は其悦びに依りて後世に榮ゆるなど皆信驗有る事共なり)偕此に即一夜而有娠、皇孫未之信曰、雖復天神、何能一夜之閒、令人有娠乎、汝所懷者、必非我子歟、故鹿葦津姬忿恨、乃作無戸室入居其内而誓之曰、妾所娠若非天孫之胤、必當焦滅、如實天孫之胤、火不能害、即放火燒室と所見たる、其を第一、一書には是後神吾田鹿葦津姬見皇孫曰、妾孕天孫之子、不可私以生也、皇孫曰、雖復天神之子、如何一

夜使_レ人娠_レ乎、抑非_レ吾之兒_レ歟、木華開耶姬甚以慙恨、乃作_レ無戸室_二而誓之曰、吾所_レ娠是若佗神之子者、必不_レ幸矣、是實天孫之子者、必當_レ全生_二、則入_レ其室中_一、以_レ火焚_レ室_二と有て、次に引ける古事記の趣に同じかるを、第五ノ一書には天孫幸_二大山祇神之女子吾田鹿葦津姬_一、則一夜有_レ身、遂生_二四子_一、故吾田鹿葦津姬抱_レ子而來進曰、天神之子寧可_二以私養_レ乎、故告_レ狀知聞、是時天孫見_二其子等_一嘲之曰、妍哉、吾皇子者聞喜而生之祖云々と見えて、其御子を生坐し、後に皇御孫尊の疑はせ給ひ、此に就て例の無戸室を作りて其室中に入り、火を放て焼せ給へる狀なれど甚く異なる傳なり、其一夜の間に娠ませる由を以て疑はれも爲つ可し、其生坐せる後に至るまで其御事を申させ給はずして、疑を受け奉らむ事は有べくも非ざりける者なるをや、楮古事記には故後木花之佐久夜毘賣參出曰、妾妊身今臨_二産時_一、是天神之御子、私不_レ可_レ産、故請爾詔、佐久夜毘賣一宿裁妊、是非_二我子_一、必國神之子、爾答曰、吾妊之子若國神之子者、産不_レ幸、若天神之御子者幸、即作_レ無_レ戸八尋殿、入_レ其殿内、以_レ土塗塞而方_二産時_一、以_レ火著_レ其殿_二而産也_一と所見たり、此御疑に必國神之子と有るに就て思ひ寄れらくは、播磨風土記に宍禾郡雲箇里(土下々)大神之妻許乃波奈佐久夜比賣命、其形美麗、故曰_二宇留加_一と有る大神とは、伊和大神を略云へるにて即大己貴神の御事なり、其形美麗と有るも此の美人を良海本に容顔美女人と有り、第二ノ一書に妹有_二國色_一、古事記に麗美人と所見たると一事なりければ、先に大己貴神の妻にて御在し坐しけるが再嫁がせ給へる者の如くも見ゆるを、猶思ふに大己貴神より天神御子に奉らせ給ふ可く、其御許に養し奉らせ給へりし御事などの御在し坐しけむを妻とは傳れるなる可きか、其御子事代主神の亦名事勝國勝長狹神の此二女子の御事を顯はし聞えさせ給へるなど如何にも由有るべくぞ所思えたる、(是世人の命定め)

御事なりければ、専大己貴神事代主神の專抱はらせ給へるを明らむ可き證文なり、但此時は已に大己貴神はしも八十隈に隠れ坐しての後にて、萬は事代主神の御計らひとぞ所見たりける)然して此時生坐せる御子等は火闌降命彦火火出見尊合せて二柱神にて御在し坐せり、然るに此に始起烟末生出之兒、號_二火闌降命_一、(是隼人等始祖也、火闌降此云_二褒能須里_一)次避_二熱而居_一、生出之兒、號_二彦火火出見尊_一、次生出之兒、號_二火明命_一、(是尾張連等始祖也)凡三子矣と有て、此には火明命一柱衍物なり、其事次に説くべし、第二ノ一書には子_レ時_レ初起時其生兒、號_二火酸芹命_一、次火盛時生兒、號_二火明命_一、次生兒、號_二彦火火出見尊_一、亦號_二火折尊_一と有る、此を第三ノ一書に初火燄明時生兒、火明命、次火炎盛時生兒、火進命、又曰_二火酸芹命_一、次避_二火炎_一時生兒、火折彦火火出見尊、凡此三子、火不_レ能_レ害、及母亦無_レ所_二少損_一と有るを合せて思ふに、初起時と初火燄明時とは一事なり、此に依て火酢芹命火明命の一なる事を知るべく、次に火盛時と火炎盛時とは同事なり、此を以て火明命火進命同神なる事を明らむる時は、此火明命は火闌降命の亦名にて、尾張連の祖天火明命とは本より別神なる事を知るべし、第五ノ一書には其火初明時、躡語出兒、自言、吾是天神之子火明命(中略)次火盛時、躡語出兒、亦言、吾是天神之子、名火折尊(中略)次避_二火熱_一時、躡語出兒、亦言、吾是天神之子、名彦火火出見尊と有て、此にては四柱なるが如くなれども、火明命火進命と同神なる事右に注せるが如く、又火折尊彦火火出見尊一神に坐せば此も二柱の傳なるを、其亦名を以て後に別神の如く誤れる事殊に著明き者なりかし、第六ノ一書には遂生_二火酢芹命_一、次生_二火折尊_一、亦號_二彦火火出見尊_一と有て、上に天忍穗根尊(中略)生_二見天火明命_一、次生_二天津彦根火瓊杵根尊_一、其天火明

命兒天香山命、是尾張連等遠祖也と見え、第八ノ一書には正哉吾勝々速日天忍穗耳尊、娶高皇產靈尊之女、天萬梯幡千幡姫爲妃、而生兒、號天照國照彥火明命、是尾張連等遠祖也、次天饒石國饒石天津彥火瓊瓊杵尊、此神娶大山祇神女子木花開耶姫命爲妃、而生兒、號火酢芹命、次彥火火出見尊と有て、尾張連の遠祖なる天火明命は天忍穗耳尊の御子にして瓊々杵尊の御兄に坐す御事を書し、次に此瓊瓊杵尊の御子は此に二柱にて渡らせ給へる御事を書されたれば、此二傳を實に混れ無き古説とは見えたりける、古事記も然り、其御天降段に此御子者、御合高木神之女、萬幡豐秋津師比賣命、生御子天火明命、次日子番能邇邇藝命と書され、此段に至りて故其火盛燒時所生之子、名火照命(此者隼人阿多君之祖)次生子、名火須勢理命、次生御子、御名火遠理命、亦名天津日高日子穗穗手見命(三柱)と有り、然るに火照命に此者隼人阿多君之祖と見えて、火須勢理命に其裔孫を云ざるは亦名より二柱と混ひたるにて、此には火闌降命を是隼人等始祖也と有り、海宮遊行章に其火闌降命即吾田君小橋等之本祖也と有るに照らし合する時は、火闌降命は火明命火照命と申す二の亦名御在し坐すにて、此に鹿葦津姫命の生み奉らせ給へるは唯火闌降命と彥火火出見尊と二所のみぞ御在し坐しける、(其火明命と右に云へる天火明命とは別神にて御在し坐すべき證猶有りけり、第七ノ一書に一云、天杵瀬尊、娶吾田津姫、生兒火明命、次火夜織尊、次彥火火出見尊と有る火夜織尊は、火折尊を延べたるにて、彥火火出見尊と別神に出だせるは誤なれども、此には火闌降命の御名は無くして火明命と出たる、是同神の故を以て其亦名を以て傳はれるなり、此を以て尾張連の祖なる天火明命とは本より別なる事を知るべし、猶天火明の御事は上に已に注せりき)此御子生坐せる後の御事共は第三ノ一書に時以竹刀截其子臍、其所棄竹刀

成竹林、故號其地曰竹屋と所見たる、是其産殿の地は和名抄に謂ゆる薩摩國阿多郡鷹屋郷なりし證是なり、但此文に續きて卜定田の御事を載せられたれども、其は此よりは後の事なりけむを此に因に擧られたるなる可ければ、此次に云ふべし、若て第五ノ一書に然後、母吾田鹿葦津姫自火爐中出來、就而稱之曰、妾所生兒及妾身、自當火難無所少損、天孫豈見之乎、報曰、我知本是吾兒、但一夜而有身、慮有疑者、欲使衆人皆知是吾兒、并亦天神能令一夜有娠、亦欲明汝有靈異之威、子等復有超倫之氣、故有前日之嘲辭也と有は、實に疑ひ給ひしには非ず、天神御子とは申せども一夜の間に有娠坐と云ひては、衆人の承引奉るまじき事を遠く慮らせ御在し坐して斯は計らはれ給へりし狀なり、餘りに言痛くて古意には非じかとも思めかる、事なれども、右に注るが如く此女神はしも國神に所以御在し坐すを以て然る神策の御事を行はせ給へりと申さむも強言には非ざる可し、次には第六ノ一書に母誓已驗、方知實皇孫之胤、無豐吾田津姫恨皇孫不與共言、皇孫憂之、乃爲歌曰、憶企都茂幡、陸爾幡譽辰耐母、佐禰耐據茂、阿黨播怒介茂譽、播磨都智耐理譽と有れば此に當る可き事なり、其故は先に嘲辭を以て誥給へるに、果して誓言驗有りけるに就て其御本心を表はし聞えさせ給へれども、猶打解け奉り給はざりし故に此御歌を以て其御心を取り給へる趣に所見たり、(然る時は不與共言と云は、第五ノ一書の如く我知本是吾兒云々の御言を詔給へれども、其御應答をば聞え奉らせざると見る可し、是其御歌を賜はる所以なれり)若て其第三ノ一書に時神吾田鹿葦津姫、以卜定田、號曰狹名田、以其田稻、釀天甜酒、嘗之、又用淳浪田稻爲飯嘗之と所見たる、是其御子生の御時の事には非ずして、其産養の爲に新嘗の御事を御子等の御爲に行はせ御在し坐しけるなる可し、口訣に以卜定

田者、爲ト取稻、大嘗會國郡ト定起是、狹名田者熟田之稱、天甜酒者醴酒也、淳浪田者潤地之名、嘗味口也、凡御禊者大嘗會神代之例也、御禊者大嘗以前之齋也、始伊弉諾尊橋小戸祓、大嘗國郡ト定者起火火出見尊降誕之時、大嘗會者御即位以後也、即在七月以前者、當年行事、在八月以後者明年行事、ト定而奏悠紀主基之國、悠紀之言齋忌也、主基之言次也、以齋讀由者、如齋庭之穗、言潔齋之辭也、湯者備火水之德、清淨、而祭天神以云悠紀、後度神供祭地神以云主基也、ト定者二月也、八月上旬遣兩國稻實ト部、名到國爲大被、ト定田者六段也、繫木綿四方立賢木、悠紀國近江、主基國丹波或播磨、十月下勅使取稻、以云拔穗使、十一月中卯日、天子手備神供、亥一刻薦悠紀御膳、(退四刻)寅一刻薦主基御膳、(退四刻)以ト定田稻備神供也と注して、大嘗の事に係て云へるは甚宜しきを、清原宣賢御説に嘗は神に供するなり、此兒を生み給ひて宴を設けて神を祭り給へりと有て、産養の事に爲させ給へるに就て、通證に、今按平氏太子傳曰、三日夕天皇設宴賜物群臣、七日夕皇后設宴賜物後宮、大臣已下相次獻饌、稱之養産、李部王記曰、天曆四年七月七日、是夕藤女御有産養事、紫式部日記載是事、拾遺集云、産屋乃七夜爾麻可利互、君我經牟八百萬代乎敷布禮婆、且々今日會七日奈利介流と云はれしは實に然る言なり、然る時は上世には産産などにも田をトへ物爲す習はしなりつるにこそ、(然れども其如く産産なる時は産後僅に七夜計にして行ふ事なりければ、田をト定むるには至らざる可くや侍らむ、其ト事を行はせ給ふと云ふは猶大嘗などの狀なる御事なりしにや、其は傳卅卷に注す可し)○彼國とは、事勝國勝長狹神の主領き居られし其吾田國を云ふなり、○美人は袁美那と訓めり、第二、一書には袁登賣と訓るを、其は第六、一書に少女とさへ作るに合

せて然る事には在れども、此なるを金澤本には加本余伎比登と訓み、私記にも加本余支乎奈と注し、且良海本には容顏美女人と作るは殊に委しければ、此意を得て私記の訓を用ふ可きなり、古事記にも此を麗美人と有るを、加本余伎袁登賣と訓れたり、第二、一書及景行天皇四年御紀有國色と有る三字を引合せて加本余斯と訓み、又海宮遊行章第三、一書に麗神、又第四、一書に顔色甚美、容貌且閑、其第六、一書に我玉獨能絶麗など有り、猶紀中に美麗又艶妙又容止麗美をも皆同じく訓みたり、萬葉十四(十三丁)に阿爾久夜斯豆之、會能可把與吉爾と有るは正しき訓例なる者なり、(毛詩に妹を加本余志と訓みて注に美色也と有り、又白氏文集二に悦目即爲妹と見え、又妍の字をも訓む事なるに、字書に美好也と注せり、八州起元章第一、一書に謂ゆる妍哉可愛少女歟、妍哉可愛少男歟、妍哉此云阿那而惠夜、又此第五、一書に妍哉吾皇子者云々と見え、雄略天皇二年御紀に妍咲を余伎惠麻止と云ふ訓有る文字用ひをも此に思ひ合す可き者ぞかし)○有字は、第二、一書に遊幸海濱、見一美人、又古事記に於笠沙御前、遇麗美人など有るに意を得て阿幣理と訓むべきにや、記傳十六(二十二丁)に云く、遇麗美人は其美人の方より遇なり、加本余伎袁登賣能阿幣流爾と訓むべし、萬葉十三(廿三丁)に、裏觸而、妻者會登、人會告鶴と有る妻者と云ふも妻之會なり、古今春端詞に、志賀の山越に女の多く遇へりけるに、伊勢物語(九段)に宇都山に至りて云々、修行者遇たり、拾遺又六帖に、散々らず聞かま欲きを故郷の花見て還る人も遇はなむ、忠見集に、行道に知りたる人遇ひて、兼盛集に、旅人行く間に盜人遇ひたり、赤染衛門集に、同じ道に耻かしげなる人の行遇たりしかば、後の物ながら宇治拾遺に、道に狐の遇ひたりけるを、又與佐の山に白髮の武士一騎に遇ひたり、徒然草に、細道にて馬に乗りたる女の

行遇ひけるがなど有り、凡て道などにして行遇ひたる事をば皆如此云へり、中卷明宮段大御歌に許波多能美知邇、阿波志斯袁登賣、下卷若櫻宮段大御歌に淤宮佐迦邇、阿布夜袁登賣、此等の遇も袁登賣の方より遇にて、同じ袁登賣に遇ひ給ふと云ふ意には非ず(取意)と云れたる是なり、(本の任にては彼吾田國に美人の有けるを聞食て召させ給ふ事と成れるなり、右にも條條に注るが如く此は事勝國勝長狹神の其美人を指出て遇はせ奉れる状なれば其意して訓みつ可し)○鹿葦津姫、第二第三第五等、一書には吾田鹿葦津姫と有り、吾田は上に注せるが如く其御在し坐しける地名なりければ吾田之と訓むべきなり、此神の名義詳ならずと雖も強て説を成してむに、鹿は借字にて發語に置けるなり、神武天皇戊午年御紀大御歌に介彌羅毗苦茂苦と有る介は發語にて、葦一莖と云ふ事なり、萬葉一(十八丁)に、香青生、玉藻息津藻、又(廿丁)或本歌に、蚊青生、玉藻息都藻など有も、青と云ふに加之發語を置けるなりければ、此も其例なる事云ふも更なるが、言義は香氣など云ふ香字の義にして、物より香の韻ひ出づる計り愛たき状は非ざりければ、此女神の容止の美麗に御在し坐す其御氣韻の、比無く美好く御在し坐すを以て稱奉れる者ところ所見たりけれ、葦津は字の如く葦の生ひたる津と云ふ事にて、第六一書に其於秀起浪穂之上、起八尋殿云云と所見たる其御事に思ひ合す可き御事なるにこそ、即第二一書に遊幸海濱と書され、古事記に於笠沙御前と有る事に葦津と申す據なる可し、(但地名には非ず、葦の多く生蕃れり津濟にて、其秀起る浪穂の上と云は其津の海を云るなる可し、先には葦津は葦出にて此豐葦原の摠名に係れる事と思ひしは非ぬ僻説なり)○神吾田津姫、第五一書には豐吾田津姫と有り、神も豐も神素戔鳴尊又は豐玉命など申す如く稱言をしも上に置るなり、第七一書には唯に吾田津姫とのみ

有り、若て此吾田は上に注せるが如く此吾田國に御在し坐せる地名なる事申すも更なり、此には鹿葦津姫を本と爲て其餘は亦名の例なるを、古事記には神阿多都比賣を本と爲られたり、○木花之開耶姫は、第二一書に一には木花開耶姫、一には木華開耶姫と作て共に之ノ字を略かれたり、第六一書にも木花開耶姫、第八一書には木花開耶姫命と書され、古事記には木花之佐久夜毘賣と作れたり、然るを播磨風土記に許乃波奈佐久夜比賣命と有りて之ノ字を略けり、木花と御名に負ひ坐せる所以は、第二一書なる磐長姫命の詛言に今既不然、唯弟獨見御、故其生兒、必如木華之移落、又は顯見蒼生者、如木華之俄遷轉當衰去矣と見え、古事記には大山津見神の我之女二竝立奉由者、使石長比賣者、天神御子之命、雖雪零風吹、恒如石而常堅不動坐、亦使木花之佐久夜毘賣者、如木花之榮々坐、宇氣比弓貢進、此令返石長比賣而、獨留木花之佐久夜毘賣、故天神御子之御壽者、木花之阿摩比能微坐と有るが如く、天神御子の大御壽を試み奉らせ給へらむ爲に、一は磐石に比へ一は木花に寄せて誓言を奉らせ給へるが、即其御名に定らせ給へるなり、借木花と云は何木に在れ咲く花と云ふ事なる中に、右倭姫命世記朝熊神社條に櫻大刀自神花木坐、苔虫神石坐、大山祇神石坐と有る花、木の正しく櫻なる可き證は、御鎮座傳記に櫻大刀子神二座靈華木坐也、大八洲櫻樹、始從天上降居也と有るにて灼然くなむ有りける、借古より櫻を花、木と云ひしにこそ、古今春下に、花の木も今は掘植えし春立てば、移落ふ色に人習ひけり、又詞書に、鶯の花の木にて鳴くを詠ると有も落花の歌の中に收たり、八雲御抄三下櫻の所に、花の木とは凡ての名なり、梅をも云ふべし、見源氏と注させ給へるが如くして、源氏梅枝(九丁)に、心有りて風の過める花の木に、取敢ぬまで吹や寄る可き、と有は、正月の歌なれ

ば梅を云ふべし、若菜上(百丁)に、色々の紐解渡る花の木共、僅なる萌木の蔭に云々、御階の間に當れる櫻の蔭に寄りて云々と有るは櫻なり、幻(七丁)に、臺の御前の紅梅取分き後見歩行給へるを、甚哀れと見奉り給ふ、二月に成れば花の木共の盛に成るも未しきも云々と有るも梅を云へり、又古今集序難波津の歌は御門の御始なり、と有る本注に、木花は梅を云ふなる可しと見え、又纂疏に此神の御事を木華謂_ニ梅花、爲_ニ百花之魁、故獨得_ニ此名、と有るは片倚たる御説なる者から、櫻を木花と事ふを本と爲て梅をも云ひ、又櫻を花木と云ふより及ぼして梅をも云ふ稱とは成れる者と見る可し、然るは右の如く櫻大刀自神と申も亦名御在し坐す上は、此の木花は櫻を云ふ事論ひ無し、然れども次に注せるが如く山城國葛野郡梅宮坐神社は地をも梅津と云へるに、此女神を祀れ_ニば、梅にも互りて木花とは云へるなりけり)開耶は右に引ける古事記に如_ニ木花之榮、榮坐と有る榮と言の相通ふ是なり、花に咲と云ふも其榮ふる義なれば事は一になむ歸へかりける、但記傳十六(廿四丁)に、佐久夜は開光映の伎波を切めて加なるを通はして久と云ふなり、借光映を波夜と云ふは上なる下照比賣の歌に阿那陀麻波夜と有る波夜の如し、若て萬の木花の中に櫻ぞ勝れて美たき故に殊に開光映てふ名を負て佐久良とは云へり、夜と良は横に通ふ音なり、然れば此の御名も何の花とは無く唯木花の開光映ながら即主と櫻花に因りて然云ふなる可し、良後には木花と云ひて櫻に爲るも有り、古今集序には難波津に咲くや木花と有る是なり、是も何の花と無く唯木花とも爲べけれど然には非ず、梅花と爲るは由無し、萬葉八(廿丁)に、藤原朝臣廣嗣櫻花贈_ニ娘子歌一首、此花乃、一與能内爾、百種乃、言會隱有、於保呂可爾爲莫、娘子和歌一首、此花乃、一與能裡波、百種乃、言持不勝而、所折家良受也と詠める、此は其贈る花を指して字の如く此

花と云へる物ながら、櫻を木花と云ふから其を兼ねたりげに開ゆ、借彌々後には唯花と云へば專櫻の事と成れり、其も自然上代の意に叶へり(取要)と云れて、難波津に咲くや木花を梅と云ふ古説を取られざるは偏屈なる説なりと雖も、凡ては實に然る言にて木花を以て稱奉れるは萬葉三(三十丁)に、青丹吉、寧樂乃京師者、咲花乃、薰如、今盛有と詠るが如く、實に木花の開光映て榮ゆるが如く隆えさせ給ふ意の御名なる者なりけり、(借古事記大國主神の出自の所に八島士双美神、妻_ニ大山津見神之女名木花知流比賣、生子布波能母遲久奴須奴神云々と有るは、傳廿一に委しく辨へたるが如く大なる誤なり、其八島士奴美神と申すは大國主神の亦名の混れたるなりければ、此は右に引ける播磨風土記に許乃波奈佐久夜比賣命を大神之妻と有る類の誤傳なる可くして、木花知流比賣とは甚忌はしき名にて何を以て其徳に充べくとも思えざる程の疑はしき名なり、又備前國神名帳に見島郡從四位下木葉佐久耶比呼明神と申す有るは、華を葉に畔を呼に誤れるにて木華佐久耶比呼明神なるか、今天城村に櫻山と云へる有りと云へり)○皇孫問_ニ此美人、曰、汝誰之女子耶、第二一書に皇孫問曰、汝是誰之子耶と見え、古事記にも爾問_ニ誰女、と有て、直に問はせ給へる趣なり、第六一書には天孫又問曰、其於_ニ秀起浪穗之上起_ニ八尋殿、而手玉玲瓏織紵之少女者、是誰之子女耶と見え、此は其事勝國勝長狹神に天孫因問之曰、此誰國歟と問はせ給へる因に在りし事にて、此は其神に對ひて其二女子の事を聞食し、由なり、(白井宗因説に誰之女子耶、先正_ニ其氏族、也と云へるを引ける通證に、是嫁娶之法耳と注せるは然る言なり)○妾は夜都古と訓めり、此を始として一書共にも此女神の申し給へるには妾をも吾をも然訓る事常なり、安康天皇前御紀に當_ニ是時、大泊瀬皇子欲_ニ聘_ニ瑞齒別天皇之女等、於_ニ是皇等女對曰(中略)今妾等顔色不_ニ秀、加

以情性拙之など有りて謙遜の御言なり、同じ言ながら武烈天皇八年御紀に没爲^{イカサノミヤコト}官婢^{ミヤコト}、孝德天皇大化二年御紀に爲^{コト}事^{コト}瑕^{コト}之^{コト}婢^{コト}と有は、謂ゆる奴婢の婢なるが故に女之奴とは云ふなり、又萬葉十六(十八丁)に香塗流^{カウエシロ}、塔爾莫依^{タニナモイ}、川隅乃^{カハシノ}、尿鮎喫有^{ウラシキ}、痛女奴^{イタメノコ}と有るは、人を卑しめ下して女奴とは云へるにて、是は奴ならぬ者を罵れるなる可し、(然るを和名抄に婢、説文云婢、和名夜豆古、女之卑稱也、と打任せて女を夜豆古と云へるは、右の謙遜の言に云へる例に依りて不意く書されつるなる可し、女之奴とか女奴とか云はずして、正しき婢の稱には當らざる可くこそ、鴨長明方丈記に人を頼めば身佗の奴と爲り云々)と有るが如く人の下に屬する謂是なり)○天神娶^{ミコトノメ}大山祇神^{オホヤマノミコト}は、右に注るが如く大山祇神はしも本より男神にて渡らせ給へるに、此の如くは天神は夫にて大山祇神は妻の如く見えて何れの古書にも垂戻れる者なり、通證に武烈天皇前御紀に影媛會^{カゲノミコト}紆^{オカサレタリ}眞鳥大臣男鮎^{マコトノミナト}と有る文法に同じきを以て、米登羅之米豆と訓むべく云れたるは然る言には在れども、猶登都岐氏とぞ訓むべきなる、然れども此天神の御女は何れの神と云ふ事傳無ければ今知るべからざるを如何に爲む、此木花之開耶姬命も其御父母二神共に天上より天降らせ御在し坐し、證は、右に引ける神宮の古傳に大八洲櫻樹始從^{オホヤマト}天上降居也と有るにて灼然き事なり、娶^メ字を登都具と訓む事は傳五に委しく注せり、(又口訣に下第二一書曰、妾父大山祇神在、天神通^{ミコトノミチ}大山祇神^{オホヤマノミコト}乎と有るは然も有るべきに、通證に今按一説、高皇產靈尊娶^{タカミムスヒノミコト}大山祇神之女也と有るは誰が言なりけむ、非ぬ推量の説にして云ふにも足らず)○幸之は、賣斯給比伎と訓べし、私記には女之津又美刀阿多波之津又以豆以萬須の三訓有り、其女之津と云ふ例は傳廿四に注せるが如く上章第三一書に素戔嗚尊、欲^{ホシ}幸^{イサナト}奇稻田媛^{キサタノメノミコト}而乞之と有る是にて、嫡后には至らずして妃と云ふ程より以下に

云ふ事なり、此第二一書に姉爲^{イモ}醜^{ウツクシ}不御^{ミコト}而罷^シ、妹有^{イモ}國色^{クニノイロ}、引而幸^{ヒキテイサナヘス}、第五一書に天孫幸^{ミコトノイサナ}大山祇神之女子吾田鹿葦津姬^{ウタカサヒツノメノミコト}、第六一書に皇孫因^{ミコトノイサナ}幸^{イサナ}豐吾田津姬^{トヨウミタツノメノミコト}と所見たれば、第七一書に天杵瀬尊娶^{アメノシノミコト}吾田津姬^{ウタツツノメノミコト}と有る娶^メ字をも然訓むべきなり、又其美刀阿多波之津と訓める例は傳廿一に已に注せり、但右の第二一書なる幸之を此に美刀阿多閉麻須と訓み、金澤本には女之津と訓みて傍に阿多波須と訓みたり、第六一書に豐吾田津姬恨^{ウタツツノメノミコト}皇孫^{ミコトノイサナ}不^ミ與^ス共言^ニ、憂之乃爲歌曰、憶^{オモヒ}企都茂幡^{キツモトモツツ}、陞^{ノボ}爾幡譽^ニ辰耐母^{ツツノメ}、佐禰耐據茂^{サノメノメ}、阿黨播怒介茂譽^{アノトノメ}、播磨都智耐理譽^{ハヤシノメ}と有る阿黨播怒は、不^ミ與^スにて喚れ奉らぬ事なり、雄略天皇元年御紀に然朕與^{シテ}一宵^{ヒトヨ}而娠產^ス女^ニ、殊^{ヒト}常^ト、由^{シテ}是^レ生^レ疑^ハ、大連曰、然則一宵喚^ス幾廻^ニ乎、天皇曰七廻喚^ス之、大連曰此娘子以^テ清身意^ニ奉^ル與^ス一宵^ニ、安輒^ニ生^レ疑^ハと有る與^ス字と一なりければ、幸之を阿多波須と訓みてむにも義理相合へる者なりかし、次に以豆以萬須と云ふ事心得ず、若くは上の以は止の誤字、下の以は伎の音便にて登都具なるにや、(中昔の物に多く齋^{イハヒ}女^{メノコト}など云ふ事有り、空穗初秋下に、仁壽殿は然る大將殿の齋女と云ふ所なむ然云へど取らせ給ひける、源氏若紫に、海龍王の后に成るべき齋女なめり、心高き苦しやとて笑ふ、少女に限無き御門の御齋女も云々)と有るなどは傳づく事に云ふなれば此の幸す事には叶はず)○一夜而有娠の有娠を、私記に波良美奴と訓たり、第二一書第五一書等に一夜有身^{ヒトヨニミミ}と有るも其訓同じ、第六一書にも一夜而有身^{ヒトヨニミミ}と有り、古事記には唯留^{タカシホ}其弟木花之佐久夜毘賣^{キハタノサキヨヒメ}、以一宿爲^{シテ}婚^スと有り、此を以て見奉る時は天神御子其始唯一夜御合坐し、任にして、其産時の頃に及ぶまで如何してか二度とは召す事も御在し坐さざりけるにこそ有つらめ、雄略天皇元年御紀に童女君本是采女^{タマシメノメノコト}、天皇與^ス一^{ヒト}夜^ノ而娠^スと有るも此の狀に同じ、允恭天皇八年御紀大御歌に、佐瑳羅餓多^{ササノガタ}、適^{シテ}之^レ枳能臂毛弘^{ツクノエビモヒロ}、